

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金	
2 拠出先の名称	
ASEAN 貿易投資観光促進センター(日本アセアンセンター)	
3 拠出先の概要	
1981 年5月、当時の東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国(原加盟国であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)政府及び日本政府が、「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター設立協定」に署名し、設立した国際機関。日本と ASEAN 諸国間の貿易、投資、観光、人物交流などの促進を主な目的として活動している。ASEAN の加盟国拡大に伴い、現在は ASEAN 加盟 10 か国及び日本の計 11 か国が加盟。現事務総長は平林国彦氏(2021 年9月就任。任期3年で現在2期目)。日本アセアンセンターは東京都港区に所在し、総合インフォメーションコーナーやイベントホールを備える。	
4 (1)本件拠出の概要	
日本は日本アセアンセンターの通常予算に充当される義務的拠出金に加え、任意拠出金(本件拠出)を拠出してきている。本件拠出では、ASEAN が重要課題として掲げる域内格差是正の観点から、ASEAN の後発加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム。以下、CLMV 諸国)を対象とした事業を中心に実施している。CLMV の能力強化は、ASEAN 全体が「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック(AOIP)」の重点分野(海洋協力、連結性、持続可能な開発目標(SDGs)、経済など)に包摂的に参加できる基盤となるため、AOIP の主流化を進める上でも不可欠である。こうした観点から、近年では、ASEAN の抱える新たな課題に対応すべく、グリーンやデジタルなど、新たな分野においても貿易、投資、観光、人物交流を促進し、AOIP の主流化を後押し、ひいては、AOIP と本質的な原則を共有する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現を促進する事業を行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	31,309 千円
日本の拠出率	100%
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局地域政策参事官室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ：地域別外交」、「施策Ⅰ—1：アジア大洋州地域外交」、「個別分野1：東アジアにおける地域協力の強化」、「測定指標1-1：日ASEAN協力の進展」の下に設定された中期目標「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の新たなプランを念頭に、FOIP実現の要であるASEANの中心性・一体性を尊重しつつ、FOIPと本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の優先協力分野(海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等)に沿った具体的協力を推進し、AOIPの主流化を後押しする。」を達成するための手段の一つとして位置付けられている(令和5年度外務省政策評価事前分析表 7ページ)。

1-1(2) 上記1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本アセアンセンターはASEAN加盟国政府と緊密に協議しつつ、ASEAN側の要望が大きく、日本の政策目標にも沿う事業を行っている。事業の実施に当たっては、センターの目的である以下の4本柱に基づきつつ、日ASEAN友好協力50周年共同ビジョンステートメント実施計画や関連分野の閣僚級共同声明にも沿った形で日ASEAN関係を強化することを目標としている。

- (1)ASEAN諸国から日本への輸出促進
- (2)日本とASEAN諸国の双方向の投資促進
- (3)日本とASEAN諸国の双方向の観光客の増加
- (4)日本とASEAN諸国の人物交流の拡大

日本アセアンセンターは、日ASEAN諸国間の貿易、投資、観光及び人的交流の促進を目的とする唯一の国際機関である。センターは、国際機関としての比較優位を活かし、加盟国政府機関の関与を得て、そのリソースとネットワークを活用し、日ASEAN間の貿易、投資、観光及び人的交流の促進に資する多様な事業を実施してきている。これらの事業は、日本が掲げるFOIPと、ASEANが採択したAOIPが共有する原則の実現に貢献し、日ASEANのパートナーシップ強化に資するものとなっている。

またセンターは、義務的拠出金を原資とした日本とASEAN諸国全体を対象とする事業活動と、任意拠出金を原資としたCLMV諸国を対象とする格差是正のための能力強化及びASEANの抱える新たな課題の解決を主な目的とする事業活動の双方を実施しており、ASEAN諸国全体向けの基盤整備とCLMV諸国への重点的支援という役割分担を通じて、両者は相互補完性を有している。

任意拠出金については「ASEAN共同体ビジョン2045」において、ASEANの更なる統合を目指していく上で、域内格差の是正が最重要課題とされていることに鑑みれば、日本としても積極的に格差是正のための支援を継続していく意義がある。

輸出能力強化支援事業や観光分野研修事業などの実施に際しては、ASEAN加盟国政府機関や地元産業界の要望を取り入れつつ準備しており、現地の実情に即したプログラム内容は、ASEAN諸国の政府・産業界などでも高く評価されている。また、ASEAN諸国からも高い評価を得ており、ASEAN関連首脳会議や外相会議の議長声明でもセンターについて度々言及され、日ASEAN間の貿易、投資、文化、観光及び人的交流を促進する取組が称賛されている。特に2025年10月の第28回日ASEAN首脳会議の議長声明では、日本アセアンセンターの貢献が評価されるとともに、日本アセアンセンターなどの機関による事業の実施が日ASEAN経済関係の着実な進展の一部であることが言及されている。

本センターの活動をモデルに設立された中国アセアンセンター、韓国アセアンセンターが存在感を高め、さらに米国アセアンセンター(2023年12月設立)、オーストラリアアセアンセンター(2024年7月設立)も活動を開始しており、パイオニア的な存在として比較優位性を持つ日本アセアンセンターの活動の維持・強化は非常に重要である。なお、2025年9月、第21回中国アセアンセンター(ACC)、日本アセアンセンター(AJC)、韓国アセアンセンター(AKC)の事務総長による三者会合を主催(毎年持ち回りで開催、於大阪)し、その際に初の「ASEANプラス1センター会合」も主催し、AKC、インドアセアンセンター、オーストラリアアセアンセンター、米国アセアンセンターの参加を得た。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本アセアンセンターの最高意思決定機関である理事会は日本を含む各加盟国から1名ずつ指名される理事によって構成されており、決定は年2回の理事会をもってコンセンサスで行われる。日本の理事は、外務省南部アジア部長が務めている。なお、センターの歴代の事務総長は全て日本人が務めている。 事務総長を含む日本アセアンセンターと外務省アジア大洋州局地域政策参事官室とは事務レベルで頻繁にやり取りを行い、日本の立場についても随時伝達してきている。こうしたやり取りを通じ、日本の対 ASEAN 外交の方針に沿った事業が実施されている。
1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)
・拠出先との間での要人往来、政策対話 2025 年4月の ASEAN 事務総長が 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開会式典参加のために訪日した際に、日本アセアンセンターは、関西で ASEAN に積極的に関わっている堺市や大阪商工会議所といった地方自治体・経済団体などと ASEAN 事務総長との意見交換の場を設け、日 ASEAN 関係の強化に貢献した。同年6月には、平林事務総長が日 ASEAN 合同協力委員会(於ジャカルタ(インドネシア))にて、センターの活動について発表した。また、ラオス政府から同年 10 月付で長年のセンターの貢献により友好勲章が授与された。在京の ASEAN 加盟国大使館との関係においては、同年 11 月、平林事務総長が ASEAN 東京委員会(ACT)にて日 ASEAN 関係について講演を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
【経済団体など】 貿易投資観光分野では、一般社団法人日本経済団体連合会や日本商工会議所といった経済団体、日本繊維輸出入組合や一般社団法人日本物流団体連合会、公益財団法人日本デザイン振興会、一般社団法人日本科学機器協会、一般社団法人日本 DIY ホームセンター協会、一般社団法人日本食品包装協会、一般社団法人日本食品機械工業会、公益社団法人日本包装技術協会、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)、一般財団法人デジタルコンテンツ協会、一般社団法人日本旅行業協会、公益社団法人福岡貿易会などの ASEAN 諸国での事業が活発な業界団体の他、JETRO、JICA、地球環境戦略研究機関(IGES)などの公的機関と連携をとりながら日 ASEAN 企業双方に有益な情報を提供し、ビジネスパートナーシップの醸成に貢献している。 【NGO/NPO、地方自治体、大学など】 日本アセアンセンター事務総長やセンター職員が、複数の大学で講演を実施するなど、積極的な情報発信に努めている(例:沖縄県地域外交に関するアドバイザリーボード委員、アジア経済研究所政策提言「ビジネスと人権」研究会委員、堺市・大阪公立大学とのアセアン特別ワークショップ共催・講演、公益財団法人大田区産業振興協会での講演、埼玉大学や青山学院大学などでの講義)。さらに若年層を対象とした日 ASEAN 関係の理解促進を目的に、中学校や高校の学生を中心にセンター訪問受入れ及び講師派遣を通じて、ASEAN 諸国出身のスタッフとの交流を含む ASEAN レクチャーを提供した(29 都道府県、81 件、計 1,666 人)。 そのほか、ASEAN 諸国のビジネスを対象とした個別案件や制度照会などに関するメールによる問合せについても、年間 25 件程度対応しており、継続的な相談窓口としての機能を果たしている。 上記のとおり、多方面にわたる日本関係者とのネットワークを活かしつつ、相互理解と連携を促進する事業を定期的に実施しており、本件拠出はこれら関係者にとっても有用なものとなっている。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
本件拠出は、日本アセアンセンターが従来の貿易・投資・観光といった活動分野に加え、日本政府の推進するFOIP

及びAOIPの主流化を後押しし、ひいては日本の外交政策上の基本目標である東アジアにおける地域協力の強化に貢献する。

日本アセアンセンターは、基準2のとおり具体的な AOIP 協力の一環として、2023 年から海洋プラスチックごみを含む環境問題の解決を目指す日 ASEAN の若手リーダーによるネットワーク(AJYELN)を立ち上げ、2025 年は、日本及び ASEAN10 か国の 18 歳から 25 歳までの計 34 名がリーダーシップ研修に参加し、海洋プラスチックごみ問題に対応する 57 件の環境活動を実施した。AJYELN の取組は、第 22 回 ASEAN+3 環境高級事務レベル会合(SOME)及び第 19 回 ASEAN-日本環境協力対話(AJDEC)においても報告された。また、2026 年3月には年次オンライン・シンポジウムを対面形式にてマニラ(フィリピン)で開催し、同国の青年約 100 名が参加した。さらに、これらの成果は、AJYELN 2.0 ストーリーブック『Innovative Actions, Sustainable Progress』として公表されている。2026 年3月時点の公式 Facebook のアクティブフォロワーは、6万 2,000 人に達しているように、効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

今次評価対象期間における本件拠出による主な取組及び成果は以下のとおり。それぞれの取組は AOIP に記載されている主要4分野(海洋協力、連結性、SDGs、経済など)に沿って行った事業であり、AOIP の主流化に資するものである。

CLMV 諸国を対象とした投資促進事業として、2026 年3月、CLMV の特に地方政府による官民連携を通じた事業創出や投資案件の促進を目的とした能力構築事業を実施した(於東京)。具体的には、9つの地方政府の地方行政官 13 人を対象に、デザイン思考やリバーズピッチ手法(自治体が課題を提示し、民間から解決策を募る手法)の3日間の研修を通じ、地域課題の構造化や事業化能力の強化を図るとともに、日本の自治体事例の共有やスタートアップとの連携機会を提供した。同事業では、参加した各地方政府が一つの課題を特定し発表することを目標としていたところ、9つの地方政府全てが目標を達成し、結果として計 10 の課題が特定され発表が行われた。

観光促進事業として、2025 年 10 月、7月に行ったインフルエンサーFAMトリップ(Familiarization Trip:インフルエンサーに体験を通じて魅力を発信してもらう視察型プロモーション)のフォローアップ事業としてカンボジア及びベトナムについての日本人インフルエンサーによるトークショーを大阪・関西万博(カンボジア館・ベトナム館)で開催し、来場者に両国の観光魅力をアピールした。事後アンケートでは 98%以上の参加者が両国に渡航したいと回答するなど、高い誘客効果が確認された。

また、AOIP 協力、特に海洋協力・SDGs に係る具体的取組として、2023 年に海洋プラスチックごみを含む環境問題の解決を目指し立ち上げた日 ASEAN の若手リーダーによるネットワーク(AJYELN)では、日本及び ASEAN10 か国の 18 歳から 25 歳までの計 34 名がリーダーシップ研修に参加し、海洋プラスチックごみ問題に対応する 57 件の環境活動を実施した。これらの取組は、第 22 回 ASEAN+3 環境高級事務レベル会合(SOME)や第 19 回 ASEAN-日本環境

協力対話(AJDEC)においても報告され、2026 年3月には年次オンライン・シンポジウムを対面形式にてマニラ(フィリピン)で開催し、同国の青年約 100 名が参加した。さらにこれらの成果は、AJYELN 2.0 ストーリーブック『Innovative Actions, Sustainable Progress』として公表されている。2026 年3月時点の公式 Facebook のアクティブフォロワーは、6 万 2,000 人に達している(前年比約 9,000 人増)。

さらに、日本及び ASEAN の女性起業家支援を目的としたインパクトリンク(日本及び ASEAN の女性起業家を対象とした育成・資金調達支援プログラム)を立ち上げ、日本及び ASEAN10 か国の女性起業家 26 名に対しデジタル化対応能力強化を含むトレーニングを実施した。うち上位 13 名には、資金調達、インパクト・ナラティブ及びピッチデッキ(投資家向け事業説明の内容・資料)の強化に向けた個別指導(1対1コーチング)を提供し、結果として4名が年度内に資金調達をうけた(目標設定値は年度内の資金調達1名)。また、ASEAN 諸国からの参加者7名が、9月にマレーシアにおける ASEAN 議長国関連行事の一環として開催された ASEAN Inclusive Business and Social Enterprise Showcase (於クアラルンプール)において自社製品の展示を行った。

加えて、2025 年の ASEAN 議長国支援(マレーシア)として、議長国のテーマ「包摂性と持続可能性」に沿い、5月の ASEAN 女性経済サミット(AWES)への女性起業家派遣、10月の ASEAN ビジネス投資サミット(ABIS)のサイドイベントとして、2026 年の議長国であるフィリピンの ASEAN-BAC(ASEAN ビジネス諮問委員会)と共催の女性起業家と DX をテーマとしたパネルディスカッションを実施、日 ASEAN の女性起業家の支援を通じた包括性の強化に貢献した。また、日本マレーシア環境ウィーク内公式セッションとして「再生材の未来:廃棄物から高付加価値材への日 ASEAN 企業連携」(10月、マレーシア貿易開発公社(MATRADE)と共催)を実施し、日・マレーシア企業を中心に約 160 名(うちオンライン 60 名)の参加を得て、廃棄物管理に向けた技術共創の可能性などを議論することで、環境配慮型経済の推進を通じた日 ASEAN の持続可能な発展に貢献した。日本アセアンセンターは 2021 年度から環境省主催の日 ASEAN 環境ウィークに協力、2025 年は初の公式セッションを実施するかたちで参加した。

また、日 ASEAN 双方にとっての新たな課題に対応する人材の育成を目的として日本-ASEAN ヤング・エキスパート・フェローシップ・プログラム(ASEAN Japan Young Experts Fellowship Programme)を立ち上げた。応募総数 150 件の中から、若手研究者4名(インドネシア、フィリピン)を選抜。サイバーセキュリティ、脱炭素化、AI 協力、貿易と AI ガバナンスについての研究支援に加え、成果についてのウェビナーを4回実施(実施目標4回)した。これらの研究成果は、2026 年4月に公表予定である。

人材交流事業として、2025 年5月に大阪・関西万博において特別対話・ディスカッション「私が望む未来:ASEAN、日本、そしてその他地域に広がる、スマートで持続可能かつ包摂的なコミュニティ」を ASEAN 事務局と共催し、カオ・キムホン ASEAN 事務総長の挨拶の下、パネルディスカッションを実施した(参加 120 名)。さらに、7月には ASEAN 事務局幹部による日本の大学(神戸大学)での講演を支援、実施した。

メールマガジン(購読者約 27,500 名)は、JETRO や独立行政法人中小企業基盤整備機構、駐日 ASEAN 諸国大使館及び関係機関によるイベント案内を含め、月2回配信されており、関係機関からも重要な広報ツールとして評価されている。SNS(Facebook 及び X(旧 Twitter))を活用した貿易投資に関する発信には、15,700 以上のフォロワーを獲得している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年6月受領(日本の 2024 年度任意拠出分)、拠出額: 40,136,000 円、執行額: 37,110,898 円。 残額 3,025,102 円は 2026 年2月の理事会での承認を経て 2026 年度の事業予算として活用される。 日本の 2025 年度拠出分に係る収支及び残額については 2026 年6月頃に受領予定の決算報告書にて判明する予定である。 ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体: 監査法人トーマツ、対象: 拠出先全体、結果: 問題なし
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
8	9	9	8.67	9	0.33	14
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
「ASG相当以上の重要ポスト獲得状況」については、2024年8月に平林事務総長の第1期の任期が満了し、再選のうえ、同年9月より第2期を務めている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
在サハリン「韓国人」支援特別基金拠出金	
2 拠出先の名称	
在サハリン「韓国人」支援共同事業体	
3 拠出先の概要	
在サハリン「韓国人」支援共同事業体は、在サハリン「韓国人」支援共同事業体協定書に基づき、在サハリン「韓国人」の一時帰国及び永住帰国などの支援を行うため、1989 年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された。独立した本部は存在せず、両赤十字社（東京（日本）、ソウル（韓国））に事務所が置かれている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
戦前、様々な事情でサハリンに渡った朝鮮半島出身者は、戦後、サンフランシスコ平和条約の発効によって日本国籍を喪失したが、1990 年まで旧ソ連と韓国との間に国交がなかったことから、大部分は引揚げの機会がないまま、長期間サハリンに残留を余儀なくされた。このような歴史的な経緯及び人道的な立場から在サハリン「韓国人」の一時帰国及びサハリン再訪問などの支援のため及び支援事業実施のための費用並びに今後の支援策の検討のための協議費用を拠出する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和8年度当初予算額 58,000 千円	
日本の拠出率 100%。全額イママーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局 北東アジア第一課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ：地域別外交」、「施策Ⅰ－1：アジア大洋州地域外交」、「個別分野3：日韓関係の更なる発展」の中期目標「緊密な意思疎通を通じて日韓関係の良好な基調を維持・発展させる。」を達成するための手段の一つと位置付けている。（令和8年度外務省政策評価書）
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）
本件拠出対象の支援事業は日韓共同で過去 37 年にわたり実施している事業であり、日本は、2025 年度末までに累計約 89.9 億円を拠出してきた。この支援事業は、過去の両国首脳会談及び外相会談などでも評価されている上、

韓国国内でも複数のメディアで報じられるなど高い評価を得ている。特に、2025 年度の再訪問支援事業の様子は、韓国の多くの主要メディアにおいて肯定的に報道された。また、日韓の両首脳は、両国関係を未来志向で安定的に発展させていくことで一致しており、「シャトル外交」の積極的実施を含め、両政府間で緊密に意思疎通を続けていくことで一致している。こうした首脳間を含む積極的な往来により両国関係の良好な基調が維持されている中、この支援事業のような前向きな協力案件を着実に実施することは、両国関係を未来志向で安定的に発展させる観点からも極めて重要である。

2010 年8月に菅政権により発出された内閣総理大臣談話において、この支援事業が盛り込まれており、2014 年3月参議院外交防衛委員会でも岸田外務大臣がこの支援事業の重要性を述べていることなどからも、継続的な実施が重要である。

旧ソ連と韓国との間に国交が無かったことから引揚げの機会を逸し、その結果として長期間サハリンへの残留を余儀なくされた在サハリン「韓国人」に関しては、その歴史的な経緯及び人道的な立場からも、少なくとも日本側が支援対象者としている戦前生まれのいわゆる在サハリン「韓国人」一世(303名:2026年3月時点)が御存命の限り、支援を継続することが必要である。また、対象者の高齢化(平均年齢:85歳)が進む中で、支援の重要性は一層高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

「サハリン再訪問支援事業」や「一時帰国支援事業」といった事業の予算額は、共同事業体が作成した予算案を日本政府が承認することで決定される形となっている。また、在サハリン「韓国人」支援共同事業体運営委員会(日韓両赤十字社の代表から構成され、前年度の事業報告及び当該年度の事業計画の確認・報告が行われる。)においては、例年外務省職員がオブザーバーとして出席し、日本政府としての意見を述べた上で、実際に事業を執行する共同事業体と議論する場が確保されている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年7月にはオンラインで「在サハリン『韓国人』支援共同事業体運営委員会」が開催された(日本政府・韓国政府はオブザーバー参加(日本政府からは外務省アジア大洋州局北東アジア第一課地域調整官及び同事務官が参加)、日韓両赤十字社の共同事業体主催)。同運営委員会では前年の予算報告、2025 年度の予算案についての議論、付議案件などについて取り上げられた。また、2026 年度においても、オンラインで運営委員会を開催することが予定されている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本赤十字社は、大韓赤十字社と共に、本件拠出の拠出先である在サハリン「韓国人」支援共同事業体の共同設立者の1つであり、同事業体の事務所は日本赤十字社の中にも設置されている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

在サハリン「韓国人」支援特別基金拠出金は、在サハリン「韓国人」支援共同事業体が、在サハリン「韓国人」の一時帰国支援事業及びサハリン再訪問支援事業などを実施することで、在サハリン「韓国人」に対する人道的な立場からの支援を実施し、ひいては日本の外交政策上の目標である日韓関係の更なる発展に貢献することを目標としている。

在サハリン「韓国人」支援共同事業体は、基準2のとおり、日韓共同で過去 37 年にわたり実施している事業を担い、日本として、2025 年度末までに累計約 89.9 億円の支援策を講じてきている。2026 年3月末までに、延べ 17,478 名の一時帰国、3,770 名の永住帰国、8,960 名のサハリン再訪問などを支援してきており、2-2 のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

日本が提示する予算の範囲内で可能な限り多くの支援を実施することを目標に、共同事業体は事業実施にあたり、入札を行うなど経費削減に取り組んでいる。

サハリン再訪問支援事業や韓国への一時帰国支援事業、日本が建設を支援した現地の療養院の老朽化に伴う補修支援事業(2025 年度は老朽化した給水ポンプを交換)などを行うとともに、療養院に入所している者への外部看護サービス支援事業、サハリン残留者の医療事情の増進を図るための医療相談サービスの支援事業を実施している。

2023 年度まで新型コロナウイルスの影響やロシアのウクライナ侵略の影響で、外務省が支援している一部事業が実施できなかったが、2024 年度以降、全ての事業が再開され、2025 年度は、一時帰国支援事業が 21 名(目標値:30 名、2024 年度実績:31 名)、サハリン再訪問支援事業が 158 名(目標値:200 名、2024 年度実績:196 名)に対して実施された。医療相談サービス支援事業は、在サハリン韓人会の内部対立によって実施を見合わせていたが、韓人会側から一連の裁判手続が終了したことの報告書が 2024 年5月に共同事業体へ接到したことをもって、2024 年8月に事業を再開した。

また、2023 年度以降再開された外部看護サービス支援事業は、2025 年度は、療養院に入所中の対象者 14 名に対して実施された。

2026 年度においても、拠出金が速やかに送金されれば確実に各種支援事業が実施される見込みであり、一時帰国支援事業は 30 名、サハリン再訪問支援事業は 200 名を目標にしている。

このような過去 37 年にも及ぶ支援事業の積み重ねを経て、2026 年3月末までに、延べ 17,478 名の一時帰国、3,770 名の永住帰国、8,960 名のサハリン再訪問が実現してきており、これらの支援は現地や韓国国内からも高い評価を受けている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年8月(日本の 2024 年度拠出分)、(2024 年度拠出分の繰越金は、20,441 千円) ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・外部監査 対象:大韓赤十字社、結果:監査結果は政府に直接提出されていないが、同事業体運営委員会の場で、本件拠出対象の支援事業に係る問題の指摘があれば、報告を受けることができるよう仕組みが確保されており、現在までに問題の指摘に関する報告は受けていない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(在サハリン「韓国人」支援共同事業体) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-		-	3
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-		-	
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本共同事業に従事する職員数は固定(大韓赤十字社側2名、日本赤十字社側1名の計3名)されているため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日韓学術文化青少年交流基金拠出金	
2 拠出先の名称	
日韓学術文化青少年交流共同事業体	
3 拠出先の概要	
1988 年2月の日韓首脳会談における両国間の人的交流、特に青少年交流事業に関する合意に基づき、その後2度の日韓外相定期協議を通じて、1989 年5月1日に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立された。同事業体の日本側事務局は東京に所在する「公益財団法人日韓文化交流基金（以下、日韓文化交流基金）」が、韓国側事務局はソウル郊外に所在する「国立国際教育院」が担っている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、日韓両国民の相互理解と信頼関係の醸成を図ることを目的として、日韓学術文化青少年交流共同事業体の事業実施及び事務局経費に使用される。日韓学術文化青少年交流共同事業体は、日韓両国政府が策定する学術文化知的交流事業（日韓の研究者及び有識者が相手国での滞在研究を行うための支援事業、日韓の有識者による学術研究者交流事業、日韓で実施される民間交流に対する支援事業など）を実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和8年度当初予算額	47,437 千円
日本側事務局の事業経費、管理費については、日本側が 100% 負担。全額イヤマーク拠出。 なお、令和7年度当初予算額は 0 千円（令和6年度補正予算額 134,280 千円、令和7年度補正予算額 52,000 千円）	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局北東アジア第一課、在韓国日本国大使館、在釜山日本国総領事館、在済州日本国総領事館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ－1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野3 日韓関係の更なる発展」、「2 人的交流の拡大」を達成するための手段の一つとして位置付けられている。（令和8年度外務省政策評価書）
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

日本と韓国は、互いに国際社会における様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国であり、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は一層増している。日韓両国民の交流は、良好な日韓関係を支える土台であり、首脳レベルでもその促進に強い期待が示されている。国民レベルの相互理解向上のために、中長期的な視点から、様々な分野での交流事業を継続していく必要性が一層高まっている。

2025年6月の日韓首脳会談において、石破総理大臣は、李大統領との間で、対面では初となる首脳会談を行った。会談では日韓関係の安定的発展に向けて両国政府間で緊密な意思疎通を推進していくこと、近年の日韓関係の良好な基調の下、両国民の交流や経済面での交流が活発に行われていることを踏まえ、国交正常化 60 周年である 2025 年も、政府としてもそうした取組を後押ししていくことで一致した。また、2025 年8月の日韓首脳会談においても 1965 年の国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で、安定的に、大きく発展させていくことで一致した。

2025 年 10 月の日韓首脳会談においては、高市総理大臣と李大統領との間で、国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で、安定的に、大きく発展させていくことで一致した。両国間の人的往来や文化交流を促進する本件拠出は、未来志向の日韓関係を深化させる観点から、極めて有用かつ重要性が高い。

日韓文化交流基金は、両国間の人的交流分野で豊富な知見と経験を有しており、また両国の多様な分野の関係機関と太いパイプを有していることから、日本の意向に沿った形で本件拠出による事業を効果的・効率的に実施することが可能である。

日韓文化交流基金と韓国側のカウンターパートである国立国際教育院の役割分担としては、基本的に、日韓文化交流基金が日本からの派遣者の渡航及び韓国からの派遣者の日本滞在に関する事業を、国立国際教育院は韓国からの派遣者の渡航及び日本からの派遣者の韓国滞在に関する事業をそれぞれ実施しており、本件拠出は相互交流を行う上で必須である。

「対日理解促進プログラム」(JENESYS)では、両国間の大学生や高校生の交流事業を行っているが、両国民の相互理解の向上のためには幅広い世代での交流が重要である。その観点から、本件拠出は、JENESYS では対象にならない学校教員などの社会人の交流へ対象を拡大しているほか、本件拠出を通じて民間交流事業に対して支援を行うことで、在外公館が実施する政府主催の文化事業などと併せて、より幅広い層での両国民の相互理解が促進されることを目指している。

また、日韓の研究者や有識者が相手国での滞在研究や調査を行うための支援事業(学術文化知的交流事業)を通して、両国間の学術的な交流を深めると共に、知日派有力者の発掘・育成に精力的に取り組んでいる。現在の交流をより活性化・多様化させ、関係を更に深化させる上で大きな役割を果たす有力者を多く輩出していることから、本件拠出の有用性は極めて高いものと言える。特に、本件拠出により支援を行った学術文化知的交流事業のフェローからは、フェローシップにより研究に集中する環境が整えられるだけでなく、同基金の活動の積み重ねは、相互理解の増進に寄与し、ひいては、日韓関係の更なる発展に貢献し得るとの声が寄せられている。

このように、学術文化知的交流事業は、両国間の相互理解促進に寄与することを通じて、日本の外交基盤を強化することに大きく貢献し、結果として日韓関係全体の改善を後押しする効果があるので、両国間の人的・文化の幅広い交流を引き続き着実に進めていくことが必要である。特に、韓国国民に対し、直接の体験・経験を通じた対日理解の機会を与えることは、相互理解を深めつつ信頼を醸成し、持続的な関係を構築するうえで、戦略的にも外交的観点からも重要である。そのため、時々の日韓関係の状況に関係なく、学術文化知的交流事業を継続・拡充していくことが不可欠である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出に当たっては、日本政府が作成した事業計画を誠実に実施することを条件にしている。事業の実施に当たっては、事業計画の立案から具体化に至るまでの段階において、外務省と日本側実施機関である日韓文化交流基

金との間で年に2回の理事会(6月、3月)を開催し、緊密に意思疎通を図っていることから、その時々により重要な外交課題の要素を加味した日本政府の意見が意思決定のプロセスにおいて明確に反映されている。同理事会には外務省から日韓交流室長及び外務省の事務担当者がオブザーバーとして出席しているほか、学術文化知的交流事業の訪日団に対して日韓交流室長が日韓関係の講義を行い、事務担当者は同基金から事業報告・事業説明(不定期)などを受けている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年5月に、拠出金を活用して日韓文化交流基金が主催した日韓国交正常化 60 周年記念シンポジウム「朝鮮通信使という「智慧」」が開催された際、石破総理大臣がメッセージを寄せ(日韓文化交流基金事務局長代読)、日本政府として、引き続き両国民同士の交流を後押ししていくと述べた。また、同シンポジウムでは、日韓文化交流基金の吉田光男理事が司会を務め、通信使外交にまつわる「智慧」を4人の専門家が解き明かし、参加者の歴史的な相互理解に寄与した。(1-4 参照)

2025 年9月 25 日には、在韓国日本国大使館の松尾総括公使は、青少年交流事業のカウンターパートである韓国国立国際教育院を訪問し、韓相信(ハン・サンシン)院長との間で青少年交流の実務から理念に至るまで、幅広い意見の交換を行った。

・日本側の取組

2025 年に外務省が民間団体や地方自治体が主導する日韓交流を 60 周年記念事業として認定する取組を実施したところ、日韓文化交流基金主催の事業及び本件拠出による助成事業に採用された 22 の事業が、記念事業に採択された。また、外務省は特設ウェブサイト及び特設 SNS アカウントを通じて、認定事業を発信しており、官民一体となって、2025 年が日韓国交正常化 60 周年であることを広く知らせ、日韓協力の裾野を広げ、様々なレベルで更なる交流を後押しする環境を醸成した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日韓文化交流基金は、韓国国立国際教育院や日韓双方の同窓会組織などの関係各所と連絡・調整の上プログラムを企画しており、プログラムに関係する地方自治体、大学・研究機関などに対して視察・講義・意見交換・人材受入れなどの協力を依頼するなどの連絡調整を行っている。

同基金の古賀会長は、2026 年1月、日本経済団体連合会の傘下に設けられた「日韓・韓日未来パートナーシップ基金」主催の「日韓高校教師の交流事業歓迎レセプション」に来賓として参席し、挨拶の中で日韓の青少年に大きな影響を及ぼす教員交流の重要性を訴えた。

同基金の鹿取理事長は、青少年交流事業の関係者、また学術文化知的交流事業のフェローシップ対象者や過去の OB/OG などとの面談を随時実施している。2025 年度は、李政桓(イ・ジョンファン)ソウル大学校政治外交学部教授、崔宰榮(チェ・ジェヨン)同大学師範大学副教授、外務省事業の「外国報道関係者招へい事業」の韓国グループ4 名など、計 13 名の表敬を受けた。この他にも、朴喆熙(パク・チョルヒ)駐日韓国大使との懇談や、また前述の駐日韓国臨時大使主催の午餐会にも、古賀会長と共に出席した。

2025 年5月に同基金が開催した日韓国交正常化 60 周年記念シンポジウム「朝鮮通信使という「智慧」」には、163 名(会場 72 名、オンライン 91 名)が参加した。パネリストとして同基金理事でもある吉田光男東京大学名誉教授のほか、田代和生慶應義塾大学名誉教授、石田徹島根県立大学教授、木村拓中央大学教授がそれぞれの専門の分野から発表、コメントを行った。

2025 年9月 24 日、「第 38 回日韓文化交流基金韓国訪問団」は、水嶋在韓国日本国大使、金珍我(キム・ジナ)外交部第二次官を表敬した。キム第二次官は、同基金が青少年交流事業を中心に日韓関係の土台を下支えしてきたこ

とを評価しつつ、「若い時期の相手国同世代との交流は未来の日韓関係の安定の礎となる」と考え、引き続きこの基金の役割に期待すると述べた。この様子は9月 25 日付で韓国の通信社「聯合ニュース(ウェブ版／日本語版あり)」にて報道された。

日韓文化交流基金は、本件拠出を用いた企画競争などの公示情報や刊行物について、基金のホームページを通して透明性をもって分かりやすく公表しており、日本企業の調達確保にも寄与している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日韓学術文化青少年交流基金拠出金は、日韓学術文化青少年交流共同事業体が両国間の学術文化知的交流事業(両国の研究者及び有識者が相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術研究者交流事業、両国間で実施される民間の草の根交流に対する支援事業など)を実施することで両国民の相互理解と信頼関係の醸成を図ることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である日韓間の人的往来の維持・強化に貢献することを目標としている。

日韓学術文化青少年交流共同事業体は、基準2のとおり、学術・文化関連会議事業、助成事業(民間の日韓交流事業に対する支援)などに対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

(1) 日韓の研究者及び有識者が相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術研究者交流事業

日韓の研究者及び有識者を対象とするフェローシップ事業として、招へい・派遣事業を実施。同事業の経験者は、2025 年度まで通算で 821 名(招へい 721 名、派遣 100 名)に上る。

2025 年度のフェローシップ事業は、特に次代を担う、中堅・若手世代を始め、政治、経済及び社会・文化などの様々な分野の研究者・有識者を対象に実施し、目標 19 名に対して、16 名(招へい 14 名、派遣 2 名)(【参考】前年度 20 名(招へい 17 名、派遣 3 名))が滞在研究を行った。

このフェローシップ事業の対象者(以降、フェロー)の中からは、訪日・訪韓中の研究の成果を土台に、大学・研究機関の教員・研究員職に就き活躍する者はもちろん、政界、政府機関など、日韓関係に直接、間接的に影響を与える場で活躍する者も出ている。(例:李成権(イ・ソングォン)第 22 代国会議員(2018 年度招へいフェロー)、金大植(キム・デシク)第 22 代国会議員(2018 年度招へいフェロー)、梁起豪(ヤン・ギホ)聖公会大教授(元駐神戸韓国総領事:2016 年度招へいフェロー)、陳昌秀(チン・チャンス)元駐大阪韓国総領事(2018 年度招へいフェロー)、辛貞和(シン・ジョンファ)東西大学校日本研究センター長(2024 年度招へいフェロー)、黄仁賛(ファン・インチャン)東亜日報オピニオンチーム長(2023 年度招へいフェロー)、許文明(ホ・ムンミョン)東亜日報出版局副局長(2022 年度招へいフェロー)、西野純也慶應義塾大学教授(2023 年度派遣フェロー)、佐藤大介共同通信社編集委員(2023 年度派遣フェロー))。

フェローシップ事業の多数の対象者が、その後に書籍刊行(例:今里基氏(2023 年度派遣、フェロー受給時研究テーマ:釜山・蔚山・慶南地域の在韓日本出身者コミュニティ研究—韓流ブーム以後の地方移住者に着目して—、現:立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員の『ライフスタイル移住の社会学 日本から韓国への生活転換の実証研究』(2025 年度現代韓国朝鮮学会賞 小此木賞受賞))している。また、雑誌・ウェブサイトなどへの記事掲載(例:明熙眞(ミョン・ヒジン)氏(2019 年度招へい、フェロー受給時研究テーマ:日韓ジャーナリストの相互認識「フレーム」に対する質的研究—根拠理論による分析、現:ソウル新聞東京支局長)の『特派員コラム 新大久保の義人が残した種』)を行っている。

(2) 両国間で実施される民間交流事業に対する支援事業

地方自治体や学校、NPO などによる両国間の民間交流事業に対して、1件あたり最大 50 万円の助成を実施。2025 年度は、学校交流、学生会議、文化交流など目標 32 件に対して、計 31 件(【参考】前年度 31 件)の事業を採用した。

事業例として、日韓市民グループが合同で朝鮮通信使が通ったルートを歩きながら親睦を深めつつ、ルート上の各地においても草の根交流を行う「第 10 次 21 世紀の朝鮮通信使 ソウル～東京 友情ウオーク」や、両国の多様な立場の市民が参加し、率直な対話を通じた相互理解増進を目的とした「2025 日韓市民未来対話」など、諸種の草の根交流事業に対して幅広い支援を行っており、日韓間の友好親善促進に寄与している。

支援を行った団体からは、「この事業を通して本校から釜山外国語大学への短期研修を実施する事ができました。(中略)宗像フェスでの環境ボランティア活動も含めて生徒から沢山のことが経験できてよかったと言われています」(国境を越えて海を守ろう(宗像 CSR 推進実行委員会)参加高校関係者)といったコメントが寄せられるなど、学術・文化・知的分野での交流にとどまらず、地域経済や復興の発信にも貢献している。

(3) その他交流事業

日本人教員を中心とした若手の教育関係者を韓国に派遣し、教育現場の視察、関係者との懇談及び交流を通じ、互いの教育への取組に接することで、学校レベルでの相互理解と信頼関係の増進に寄与することを目的とする事業を行った。2025 年度においては、65 名の教員(2025 年度目標 65 名、2026 年度目標 62 名)を派遣し、日韓の教育分野における取組の紹介を通じ、両国間の相互理解と信頼関係に寄与した。また、この事業から派生した、日韓のオンライン学校交流事業 47 件が実施され、小学生から高校生まで約 2,600 名の両国の生徒・学生が交流するなど、目に見える効果も現れている。

日韓文化交流基金は、派遣・招へい事業参加者間のネットワーク形成に取り組んでおり、その結果、日韓双方において同窓組織が発足し、自主的な後続交流の実施など、交流の裾野を拡大している。過去数年では、このような同窓組織を通じて、或いは参加経験者が個人的な交流を深めていった結果としてオンラインでの授業交流実践へと発展しており、交流事業に参加した教員の教え子である両国の小学生から高校生にまで交流が広がっている。このような動きが、ソーシャルメディアほか様々な教員同士のネットワークを通じて、事業参加経験のない日韓の教員へまで伝わり、同基金への交流相手校の紹介を希望する問い合わせが急増している。こうした状況を受け、同基金では 2026 年度より「交流プラットフォーム事業」(仮称)と称し、学校間交流の要望に対する相談応需や情報提供、交流現場での通訳派遣などの側面的支援を行うスキームの立ち上げを進めている。

日韓文化交流基金は、日韓学術文化青少年交流共同事業体として実施している各種事業について、同基金のホームページ(2025 年度総アクセス数:約 50,000 回)や「X」、facebook、2024 年 3 月から新設した Instagram(2026 年 3 月時点の総フォロワー数:約 4,050 名)で発信するとともに、広報誌「日韓文化交流基金 NEWS」でも紹介するなど、広報活動に努めている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要						
決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分) 2024 年度は約 293,856 千円の繰越金が発生しており、この繰越金に加え、別口座で管理されている賛助会員からの寄付金は、日韓学術文化青少年交流共同事業体の日本側事務局である日韓文化交流基金の組織運営を行うために最低限必要な運転資金として活用されている。なお、前年度の繰越金を次期会計年度の収入に繰り入れ、翌年度の事業の一部に使用されることは、外務省との合意のもと、日韓文化交流基金の決算理事会で毎年決定しているものであり、下記のとおり、内部監査及び外部監査のいずれにおいても、不適正との指摘は受けていない。報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 監査 監査主体:外部監査法人(興亜監査法人)、対象:拠出先全体、結果:適正 内部監査制度あり、対象:拠出先全体。日韓学術文化青少年交流共同事業体理事会が指名した監事 1 名が決算書類などの閲覧、会計帳簿・資料の調査などを行い、決算報告書が適正であると確認しており、指摘事項は特段ない。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)						
原則として年2回の理事会、年1回の評議員会を開催し、事業計画と執行状況について報告、それぞれから承認を受けており、適切な事業執行を確保している。 コンプライアンスにかかる規程を整備し、役員・理事など職員による法令順守を徹底している。 個人情報管理や情報セキュリティ管理に関する規程を整備するとともに、事業実施委託団体や旅行代理店に対しても情報管理を求め、また事業実施に関するマニュアルや緊急連絡体制の策定、保険付保などにより、リスク管理を行っている。 ソーシャルメディアポリシーを整備し、これを日韓文化交流基金のホームページで公開している。 事業についてはホームページなどで公開し、透明性を確保している。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
11	12	13	12	13	1	13
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

提出先は本件提出対象の日本側事務局であり、公益財団法人の職員は全て日本人であるため。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	
2 拠出先の名称	
日韓産業技術協力共同事業体	
3 拠出先の概要	
1992 年1月の日韓首脳会談における合意に基づき、同年6月に作成された「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」において、両国間の産業・技術協力を促進するための新たな財団の設立と、日韓両政府がそれぞれの財団が実施する適切な事業に対して相当規模の支援をしていくことが確認された。同計画に基づき、日本には一般社団法人日韓産業技術協力財団（東京都千代田区）が設立され、韓国の一般社団法人韓日産業技術協力財団と、日韓産業技術協力共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成した。共同事業体は、当初は、貿易不均衡是正を目的とする事業を数多く行っていたが、近年は両国間の産業技術交流、ビジネス交流の促進に事業の軸足を移している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、日韓産業技術協力共同事業体の運営及びその実施する事業の経費に充てられ、両国間の産業技術協力、ひいては経済関係の拡大・強化への貢献を目的とする。本件拠出は、共同事業体が実施する4つの事業の経費に充当される（1 日韓ビジネス交流促進事業（例：日韓 SDGs ビジネスセミナー）、2 産業・技術・人材交流事業（例：次世代経営者交流事業、次世代若手人材交流）、3 地域間交流事業（例：日韓経済 連携関連事業）、4 各種調査・研究事業）。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等）	
令和8年度当初予算額 0 千円（令和6年度補正予算 5,720 千円）	
経済産業省から日本政府として「日韓産業技術協力財団」に拠出している。経済産業省の令和8年（2025 年）度当初予算額 105,300 千円は特定産業部門への個別的な支援や具体的な企業支援に直結する事業に拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局 北東アジア第一課、在韓国日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等）

本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標 1 地域別外交」、「施策 1-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野3 日韓関係の更なる発展」、「3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和8年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本と韓国は、互いに国際社会における様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国であり、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は一層増している。

日韓国交正常化 60 周年の節目の年となる 2025 年8月の日韓首脳会談において、両首脳は、1965 年の国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で、安定的に、大きく発展させていくことで一致するとともに、経済分野の新たな地平として、水素・アンモニア、AIなどに関する両国間の協力を一層推進していくことで一致した。

日韓関係の重要性が一層増している中、産業・技術分野における交流促進事業を着実に実施することは、更なる連携・協力を推進するものとして有用であり、日韓経済協会などと共に、日韓産業技術協力財団が共催する日韓経済人会議を始めとした種々の経済界の交流活動は重要。

・共同事業体は、分野横断的に産業・技術交流を行っており、第三国での両国企業共同での資源開発やインフラ開発、新興企業同士の技術連携などの新しい協力分野に加え、民間ベースだけでは協力・理解が進みにくい分野(日本企業の韓国への貢献に対する啓蒙活動や、企業間競争の枠を超えた経済交流)におけるセミナーやシンポジウムを開催し、両国企業間協力を促進する枠組みとしても機能している。共同事業体が実施する産業技術協力のビジネスマッチングや産業技術分野の人材育成などにつながる事業(例:日韓経済人会議)については経済産業省が、その他交流促進(例:次世代経営者交流事業、次世代若手人材交流事業)の事業については外務省が所管し、緊密に連携の上事業を推進している。

本件抛出は、日韓の青少年の相互交流を促進することを目的とする「親日派・知日派育成のための交流拡充抛出金(対日理解促進交流プログラム)」や、学術文化知的交流を担う「日韓学術文化青少年交流基金抛出金」ではカバーが難しい、産業技術分野に関する交流事業を主眼として事業を実施することで、学術分野と産業分野の橋渡しとしての役割を果たす点からも、これらの抛出対象事業は共に実施が必要なものであり、他の抛出事業と相互補完的な関係を保ちつつ、より広い分野で日韓交流に寄与している。

共同事業体は、韓国における唯一の経済・人材交流窓口である、日本企業の商工会議所としての機能を有するソウル・ジャパンプラブ(SJC)とも連携しながら、韓国に対し規制緩和を要望し、在韩国日本企業のビジネス促進、日本企業の社会的責任(CSR)活動支援を通じた韓国内のビジネス環境整備にも貢献している。

日韓の多くの経済関係者から「未来に向けて日韓関係を創っていく次世代の交流を拡大していくことが重要」、「交流の重要性に関する発信を強化していくことが必要」といった声が寄せられており、両国間の産業技術協力事業は、日韓関係強化に資する重要な事業となっている。

共同事業体は、「経済・人材・文化交流を3本柱に、民間交流の拡大と情報発信に取り組む」との事業方針の下、良好な日韓関係の維持・発展に寄与するよう取り組んでいる。両国交流が途絶えることなく継続し、両国国民の相互理解促進、両国経済関係を更に発展させていく上で、本件抛出は重要。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、本件抛出の前年度事業報告・支出報告の承認、今年度事業計画・予算などの承認を行う日韓産業技術協力財団の理事会に先立ち、予算・事業計画作成に参画し、日本の意向を反映することに努めている。

日本は 2025 年 12 月、共同事業体を構成する日韓・韓日両財団の連絡協議会に参加し、日韓産業技術協力財団の理事会(2025 年6月、7月、2026 年3月)からの事業実施報告を受け、活動実績、事業計画を精査し、緊密な連携を図っている。連絡協議会が東京で開催される場合、外務省職員が、韓国側からは駐日韓国大使館の商務担当職員が

参加し、両国政府・共同事業体なども交えて、率直な意見交換を行うことで、日本の意図の反映がなされており、日本の意図に反した決定が行われることはない。

日韓産業技術協力財団から逐次事業実施報告を受けて活動実績及び事業計画を精査するなど、共同事業体と緊密な連携を図っている。外務省は、その都度、日韓産業技術協力財団に対し事業の方針や事業計画に対して意見提出を行っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

日韓経済人会議（日韓・韓日財団及び日韓・韓日経済協会の四者共催）は、日韓関係の状況にかかわらず、過去一度も途切れることなく開催されてきており、同会議を通じて、経済連携、文化交流、人材交流といった様々な分野での関係強化が図られている。また、同会議の際に、両国政府は日韓・韓日財団関係者と会談を行い、両国間の経済・人材・文化交流の促進に向け議論を行ってきた。

2025 年5月に行われた日韓経済人会議（於：ソウル）では、経済人、学者、有識者を交えてセッションが行われた後、「日韓国交正常化 60 周年、より広く、深い日韓協力」をテーマとした共同声明が採択された。また、同会議では、水嶋駐韓国日本国大使、鄭仁教（チョン・インギョ）韓国産業通商資源部通商交渉本部長が共に来賓として挨拶を行ったほか、趙兌烈（チョ・テヨル）韓国外交部長官及び安德根（アン・ドクン）産業通商資源部長官が、参加者の表敬訪問を受け、議論を行った。

2025 年 11 月、本件拠出事業であるシンポジウム「日韓経済連携 第3国視察ミッション 2025」がバングラデシュで開催された。同シンポジウムには、高橋在バングラデシュ日本国大使館公使が参加する中、片岡・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ダッカ事務所長、菅原ダッカ日本商工会議所会頭、朴永植（パク・ヨンシク）駐バングラデシュ韓国大使がプレゼンテーションを行い、参加者との活発な意見交換が行われた。高橋公使は同シンポジウム後のレセプションにも出席し、冒頭挨拶で、日韓国交正常化 60 周年の記念すべき年に両首脳が未来志向で日韓関係の安定的発展に合意したことを述べ、バングラデシュが新たな国づくりを進める中で、同国を舞台に両国間の新たな協力が芽生えることに期待を示した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

共同事業体は、一般社団法人日韓経済協会の会員企業やその支援先のソウル・ジャパンプラブ（SJC）の参加のもと、事業を推進している。共同事業体は、韓国に進出した日本企業の経営支援の一環として、SJC を通じて各種調査・研究事業を実施している。また、同協会は、SJC を通じて、在韩国日本企業から韓国政府への建議書提出などの側面支援を行っている。さらに、事業の成果についても日韓産業技術協力財団の会員企業と共有している。

共同事業体の事業は、両国間の産業技術協力を通じて、日本企業の韓国進出、日韓企業共同での第三国進出、韓国企業からのノウハウ取得、人材交流など、日本のビジネス推進に寄与している（例：次世代経営者交流事業）。

共同事業体は、日韓ビジネス交流促進事業として、商談会やセミナーを定期的（3か月に1回）に実施している。近年は、日韓共通の社会問題である少子・高齢化社会に対応すべく医療・介護に関する先進機器などをテーマに特化した交流会を実施している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

日韓産業技術協力共同事業体拠出金は日韓産業技術協力共同事業体が日韓ビジネス交流促進事業、産業・技術・人材交流事業、地域間交流事業及び各種調査・研究事業を行うことで、両国間の産業技術協力、ひいては日本の外交政策上の目標である幅広い分野における日韓経済関係の強化に貢献することを目標としている。

日韓産業技術協力共同事業体は、基準2のとおり、日韓海外・地域間産業連携事業としてのシンポジウムや次世代若手人材交流事業などに対し、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題は指摘されていない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案は指摘されていない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

共同事業体は、以下の事業（及び経済産業省からの拠出による事業）を通じて、日韓間の貿易・投資関係や、第三国における日韓企業間の協力を促進しており、日韓経済関係の拡大・強化を目的として事業を行っている。2025 年度は、日韓産業技術協力財団の基本財産を利用して、主に下記の取組を実施した。なお、過去に実施していた日韓 SDGs ビジネスセミナー、次世代経営者交流事業は、予算の観点から開催を見送った。実施した事業について広報誌を作成して、情報発信に努めている。

共同事業体は、毎年度双方の事業体がそれぞれの財団ホームページで事業計画書、事業報告書などを掲載し、事業の透明化に努めているほか、外務省の拠出金が用いられていることを記載しており、日本の意向を反映することに努めている。

上記 1-1(1)の目標の下、日本経済団体連合会、韓国産業通商資源部、韓国雇用労働部、韓国産業人力公団などと連携して両国間の労働力の流動性向上に努めている。

(1) 日韓経済連携関連事業

共同事業体は、日韓海外・地域間産業連携事業（経済産業省拠出事業）と併せて、2025 年にはシンポジウムを第三国となるバングラデシュで開催した。このシンポジウムは、日本の政府開発援助（ODA）案件や日韓企業共同案件の視察後に実施されたもので、第三国において日韓企業が取り組むプロジェクトに対する事業環境や地域貢献、波及効果などを含めた幅広い理解を参加者に促す趣旨で行われた。同シンポジウムでは、インフラ整備やモノづくり、ロジスティクス、エネルギー開発など具体的な経済連携が議論され、第三国での次なる連携の可能性を見出すことが期待されている。

またこのシンポジウムに併せて、バングラデシュへの第三国ミッション派遣事業（参加者数：（視察団 22 名 シンポジウム参加者 40 名）、目標：50 名、2024 年度参加者数（視察団 20 名、シンポジウム参加者 36 名）を実施した。日本の ODA 案件や日韓企業共同案件の視察を通じ、参加企業からは新たなビジネスチャンスや協力の可能性への関心が高まったとの声が寄せられた。

(2) 次世代若手人材交流事業

日韓両国の未来を担う若手人材を集め、経済現場の視察、産業分野に関する意見交換やその成果をソーシャルメディアで若者や一般の関心層への発信を通じて、日韓の若手人材が、日韓の産業技術協力などへの興味・関心を喚起することを目的として各種関連事業を実施している。

2025 年度は、共同事業体は、「日韓高校生交流キャンプ」を7月～8月に韓国（於：ソウル）で開催した。キャンプでは、日本人高校生 15 名と韓国人高校生 15 名（計画人数に対する参加人数：100%）が、各 10 人の日韓混成チームを作り、フィジカルコンピューティングツール、メタバース、Padlet を利用した事前・期間中・事後トレーニングや交流活

動を行うとともに、若手起業家から実際の起業事例や企業運営の経験について説明を受けた。そのトレーニングや体験学習を基に、キャンプ参加者は、モビリティ製作の観点から、社会問題の解決と持続可能性を包括する社会事業アイデアについて発表を行った。キャンプ参加者からは、「モビリティ製作の過程で、韓国の学生たちとのチーム討論を通じて協力の難しさと必要性を痛感し、この経験が今後の自分の目標設定に明確な方向性を与えてくれました。」といった感想が寄せられ、こうした交流は両国共通の課題解決に寄与することが期待される。また、キャンプ参加者自らが高校生交流キャンプを発展させ、高校生及び大学生を対象とした交流団体「日韓学生未来会議」(2006 年～)を立ち上げ、継続的な交流を実現している。評価対象期間内には、共同事業体は、「日韓学生未来会議(於: 札幌市)」への会議費、旅費などのロジスティックス経費の支援を行った。加えて、キャンプ終了後に、日韓交流や国際交流への関心を深め、互いの国の高校や大学へ短期語学留学や大学入学するケースも見られる。さらに、互いの国の企業に就職、就職先で両国関連事業を担当、起業する OB・OG もおり、幅広い波及効果が確認されている。

(3) 各種調査・研究事業

日韓経済協会による韓国経済情報の収集及び発信活動と連携し、本件拠出先の活動報告も含め情報発信を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)

決算報告書は、対象期間における拠出機関である共同事業体全体の決算をカバーするものである。2024 年度の外務省からの拠出金の繰越金は 9,798 千円である。

・監査 監査主体: 清陽監査法人、対象: 拠出先全体、結果: 決算報告書が正確かつ適正に作成されていると確認されており、指摘事項は特段ない。

内部監査制度あり、監査主体: 河津日本貿易会専務理事、対象: 拠出先全体、結果: 指摘事項は特段ない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

共同事業体は、原則として年2回理事会を開催し、事業計画と執行状況について報告を行い、承認を受けており、適切な事業執行を確保している。今次評価対象期間中は 2025 年6月、7月及び 2026 年3月に開催された。

共同事業体は、コンプライアンスにかかる規程を整備し、役職員による法令順守を徹底している。

共同事業体は、個人情報管理や情報セキュリティ管理に関する規程を整備するとともに、事業実施委託団体や旅行代理店に対しても情報管理を求め、また事業実施に関するマニュアルや緊急連絡体制の策定、保険付保などにより、リスク管理を行っている。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
8	7	7	7.33	7	-0.33	7
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
拠出先は本件拠出対象の日本側事務局であり、職員は全て日本人であるため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
太平洋諸島フォーラム(PIF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
太平洋諸島フォーラム(PIF) 事務局	
3 拠出先の概要	
太平洋諸島フォーラム(PIF)は、1971 年8月、第1回南太平洋フォーラム(PIF の旧称)首脳会議がニュージーランドで開催されて以降、太平洋諸国首脳の対話の場及び地域協力の核として発展した。PIF は、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋島嶼国 14 か国・2地域(ニューカレドニアと仏領ポリネシア)によって構成される協力枠組みで、政治、経済、安全保障など、幅広い分野における協力・協議を促進することを目的としている。年に1回開催される総会には加盟国・地域の首脳が出席、議長は加盟国が1年ごとに持ち回りで務める。PIF の決定は全てコンセンサスに基づき、総会においてコミュニケの形で採択される。2000 年 10 月の総会にて PIF に名称を変更。事務局はスバ(フィジー)に設置。	
4 (1)本件拠出の概要	
PIF は、毎年の PIF 総会及び援助国との域外国対話を中心に、首脳・閣僚・事務レベルにおいて、政治、経済、安全保障を含む様々な分野での対話を実施している。本件拠出は、第4回太平洋・島サミット(PALM4)の「沖縄パートナーシップ」において設定された重点課題である「経済成長」、「持続可能な開発」、「良い統治」、「安全確保」、「人と人との交流」に対応するための事業実施の資金として活用することを想定し、具体的な事業については、当該年度に PIF からの申請を受け、日本の承認の下に実施される。2025 年度事業としては、太平洋・島サミット(PALM)プロセスを通じた日・PIF 関係の強化を目指し、第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)のフォローアップのための活動を支援した。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 3,236 千円	
日本が約 0.5%拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局大洋州課、在フィジー日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化」、「測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼

国との関係強化」の下に設定された中期目標「日・太平洋島嶼国関係の強化」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表 29～30 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

太平洋島嶼国は、太平洋の中心に位置することから自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の要として重要性が高まっている地域であり、2019 年には内閣総理大臣補佐官主導で太平洋島嶼国協力推進会議を立ち上げ、オールジャパンで太平洋島嶼国との協力強化の基本方針が示されている(直近では、2025 年7月に長島昭久内閣総理大臣補佐官及び森昌文内閣総理大臣補佐官の下で実施)。さらに、2025 年 11 月にフィジーのランブルカ首相が訪日した際、同首相が主導した「平和の海」宣言が、主権の尊重や、法に基づく国際秩序の維持など、FOIP の理念を共有しており、平和と安定の維持のために共に取り組んでいくこと、その前提として、PIF の下での太平洋地域の一体性及び結束を維持することの重要性が確認された。PIF は、太平洋島嶼国 14 か国・2地域、オーストラリア及びニュージーランドが参加する太平洋地域における唯一の包括的な協力枠組みであり、FOIP の理念を太平洋地域の主体性と包摂性を確保しつつ具体化していく上で不可欠な組織であることから、日本と太平洋島嶼国関係を強化する上で重要な基盤となっている。

日本が 1997 年から3年ごとに主催する太平洋・島サミット(PALM)は、太平洋島嶼国が直面する様々な問題について太平洋島嶼国首脳レベルで議論を行う協力枠組みであり、日本と太平洋島嶼国との関係を強化する上での重要な基盤となっている。この PALM プロセスにおいて、PIF 事務局は、PIF 加盟国・地域間の実務的な調整役を担っており、PIF 事務局の協力を得ることは、PALM を成功裏に開催する上で不可欠となっている。2024 年7月に岸田総理大臣と PIF 議長のブラウン・クック諸島首相が共同議長を務め開催した第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)においても、PIF 事務局は加盟国・地域間の意見の取りまとめ役として、首脳宣言の文言調整などにおいても重要な役割を果たした。

PALM10 で採択された首脳宣言では、PIF の「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」(以下、2050 年戦略)の実施に向けて、日本と PIF 加盟国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認した。併せて共同行動計画において今後3年で共に実施する行動を具体化したことが、日本と太平洋島嶼国との関係強化に大きく貢献した。

また、2021 年以降、米国、オーストラリア、中国、韓国といった主要国による太平洋島嶼国への関与が一段と強まっており、各国の政府要人がフィジーを訪問し、PIF 事務局長と会談するなど、対太平洋島嶼国外交において PIF の重要性が一層高まっている。

加えて、日本は ALPS 処理水の海洋放出の安全性について外務省政務レベルを含む様々なレベルで太平洋島嶼国に丁寧な説明を行っており、PIF との意思疎通の強化及び信頼の醸成は一層重要となっている。PIF の加盟国ではない日本が PIF に関与する上で本件抛出は必要不可欠であり、主要国が PIF に対する関与を強める中、引き続き本件抛出を通じて日・PIF 関係の強化を図る必要がある。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

PIF は年1回の総会でコミュニケなどを採択しているが、加盟国・地域以外がその採択に関わることはできない。他方、日本は本件抛出を通じ、PIF 域外国対話におけるプレゼンスを確保している。2025 年は議長国(ソロモン諸島)の判断により域外国対話が開催されなかったが、2026 年以降は従来どおり開催される予定であり、日本の参加も期待されている。また、2025 年には日・PIF 事務局間の高級事務レベルでの対話枠組みを創設し、双方の優先課題について定期的に意思疎通するメカニズムを構築している。この対話枠組みを通じ、本件抛出の使用用途に係る協議やフォローアップ体制を緊密化・強化している。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等(抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

【要人往来】

PIF 加盟国・地域及び事務局との間の以下を含む要人往来や政策対話を通じ、二国間関係及び日・PIF 関係の強化、PALM10 のフォローアップ及び PALM11 に向けた協力などを確認した。各国要人からは、二国間協力のみならず、PIF の一体性や、それを体現する PIF の「2050 年戦略」に関する日本の協力に対し、謝意が示された。

・2025 年1月、岩屋外務大臣はパラオを訪問し、日本の外務大臣として初めてパラオの大統領就任式に出席、ウィップス大統領表敬、アイタロー国務相との外相会談を行ったほか、同席したワンガ PIF 事務局長との立ち話やマーシャル諸島やパプアニューギニア(PNG)首脳との挨拶を通じて関係を深めた。

・2025 年2月、ウィップス・パラオ大統領が2期目の就任後初めて訪日し、石破総理大臣との首脳会談を実施、首脳間の信頼関係を構築し、二国間関係強化を確認。

・2025 年3月、石破総理大臣は、訪日したハイネ・マーシャル諸島大統領との間で首脳会談を実施、首脳間の信頼関係を構築し、二国間関係強化を確認。同月、実務訪問賓客として訪日したシミナ・ミクロネシア連邦大統領との間でも首脳会談を行った。

・2025 年3月、閣僚級招へいにより訪日したワンガ PIF 事務局長は、岩屋外務大臣との会談を実施、日・PIF 事務局間の意思疎通を緊密化するための新たな高級事務レベルの対話枠組みを立ち上げることで一致した。また、大学や国際交流 NPO を訪問し、日・太平洋島嶼国間の人的交流についても意見交換。

・2025 年11月、ランブカ・フィジー首相が実務訪問賓客として訪日し、高市総理大臣と日・フィジー首脳会談を実施。両首脳は、FOIP の実現に向けた協力を確認し、両国の「キズナ」を更に深めることで一致したほか、二国間関係を更なる高みに引き上げるべく、日・フィジー「ロマヴァタ・キズナ・パートナーシップ」設立に関する共同声明に署名した。

・2026 年1月、島田外務大臣政務官はバヌアツを訪問し、コアナボ副首相への表敬やアティ外相との会談を行い、二国間関係強化を確認。

【日本側の取組(政策対話を含む)】

・2025 年3月に PALM11 やその先を見据え、日・PIF 事務局間で高級事務レベルの対話の立上げを発表した。同対話を通じ、PALM プロセスにおける意思疎通の緊密化が期待される。

・再生可能エネルギー、海底ケーブル、宇宙分野などに関する日本の取組について、茨城、大分、福岡の JAXA センターなどの関連施設の視察を通じ、ワンガ PIF 事務局長に対し、PALM10 の共同行動計画が日本の具体的取組により裏付けされていることをインプットした。

・2026 年3月、ナヤシ PIF 事務局次長及び PIF トロイカ各国(PIF の現・前・次期議長国:ソロモン諸島、トンガ王国、パラオ)の政府高官を招へいし、奥山外務省 PALM 担当大使と共に「拡大版『キズナ・タラノア』協議」を実施。第6回 PALM 中間閣僚会合や、PALM11 に向けた意見交換を行った。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

日本政府と PIF 事務局との間で設立された、南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)(略称:太平洋諸島センター(PIC))が幅広い日本国内関係者を対象として日・PIF 加盟国・地域間の貿易・投資・観光の促進を目的とした事業を取り進めており、各種交流プログラム、投資ミッション、貿易・投資環境に関する報告会などのセミナー開催により太平洋島嶼国に携わる関係者の関わり及びオールジャパンでの連携の強化につなげている。詳細については、南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)拠出金評価シートを参照。

また、PIF は関係機関であるフォーラム漁業機関(FFA)を通じ、水産資源を含む天然資源に関する地域的枠組みを形成しており、これは PIF 加盟国・地域における資源管理や漁業政策の方向性に影響を及ぼしている。こうした枠組みは、日本漁船の安定的な操業環境の確保にも資するものであり、日・PIF 関係を強化していくことは、日本の漁業関係者にとっても有益である。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、PALM4での「沖縄パートナーシップ」において設定された5つの重点課題に対応するための事業を実施することで、PIF 加盟国・地域間の政治、経済、安全保障など、幅広い分野における協力・協議を促進し、PALM プロセスを通じて日・PIF 関係を強化し、ひいては日本の外交政策上の目標である日・太平洋島嶼国関係の強化に貢献する。

PIF は、2-2 のとおりの効果を上げている。基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【目標】

本件拠出は、太平洋島嶼国における唯一の包括的協力枠組みである PIF の活動を資金面で支援するとともに、PALM プロセスなどを通じた日・PIF 関係の強化のための活動を支援することを目標としている。

【実施中の事業：日・PIF 関係強化に関連する活動】

<取組>

(1) PALM10 のフォローアップとして、PALM10 で合意された共通の関心分野における日・PIF の関与とパートナーシップ強化を支援した。具体的には、日・PIF 事務局間の高級事務レベル対話である「キズナ・タラノア」協議を 2025 年7月にスバ(フィジー)にて実施し、奥山 PALM 担当大使と、ソロファ PIF 事務局次長が PALM10 のフォローアップを行った。

(2) 2026 年3月には、ナヤシ PIF 事務局次長及び PIF トロイカ各国(PIF の現・前・次期議長国:ソロモン諸島、トンガ王国、パラオ)の政府高官が訪日し、奥山 PALM 担当大使と共に「拡大版『キズナ・タラノア』協議」を実施。第6回 PALM 中間閣僚会合や、PALM11 に向けた意見交換を行った。また、訪日中は協議に加え、豊洲市場や目黒清掃工場、スタートアップ企業など、太平洋島嶼国の課題解決に関連した日本の取組現場を視察し、日・太平洋島嶼国の協力可能性について議論した。

<成果>

(1) 「キズナ・タラノア」協議を通じ、PALM10 で合意されたコミットメントの実施に向けた共通認識が日・PIF 事務局間で確認された。また、太平洋島嶼国との協力案件について意見交換が行われ、今後の協力の進め方に関する認識が日・PIF 事務局間で共有された。同協議において、PIF 事務局からは、日本が PALM プロセスを通じて太平洋島嶼国との協力を継続的に推進してきたことに対する評価と謝意が示された。

(2) 拡大版「キズナ・タラノア」協議を通じ、PALM10 で合意されたコミットメントの実施状況にかかる共通認識を日・PIF 間で確認するとともに、次回中間閣僚会合や PALM11 に向けた意見交換を実施した。同協議において、PIF 事務局からは、日本が、「キズナ・タラノア協議」を PIF 事務局のみでなく、PIF トロイカ各国も含めた形で実施したことは画期的であり、日・PIF 間での共通課題を特定し、日・PIF 関係を強化する観点で有益であったとの見解が示された。ま

た、日本の PALM プロセスは、太平洋島嶼国との関与モデルとして優れているとして、日本の長年の貢献に対する評価と謝意が示された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況： 2025 年9月（日本の 2021～2024 年度拠出分） ・PIF 事務局は、事務局全体の年間の財政報告書をウェブサイト上で公開。日本の拠出入金後から個別イヤーマーク事業を開始するため実施期間は事業によって異なり、完了後は報告書を提出するとともに、内部での確認を経た会計報告（バランスシート）を定期的に提出している。提出待ちであった 2021 年度～2024 年度拠出金の報告書については、いずれも 2025 年9月までに受領済み。その際に残余金の延長申請がなされ、日本政府内で協議の上 2025 年度以降の事業に使用されている。 ・報告書は、今次評価期間内での 2025 年度拠出分に関する提出はなかったが、決められた提出のサイクルとの関係で問題はない。なお、2025 年度拠出分に関しては、残余金が発生する見込みとの連絡を受けている。事業の進捗報告待ち状態であり、今後仮に延長申請がなされる場合には、延長承認可否について日本政府内で協議予定。 ・監査 監査主体：PwC、対象：拠出先全体、結果：特段問題なし
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）						
4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）						
過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	約 100 人
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	約6人
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由						
PIFは加盟国・地域出身者のみを職員募集の対象としているところ、日本はPIF加盟国ではなく、日本人がPIFの職員として雇用されることが想定されていないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)拠出金	
2 拠出先の名称	
南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)((注)略称:太平洋諸島センター(PIC))	
3 拠出先の概要	
南太平洋フォーラム(SPF)(2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)へ改称)から日本政府に対し、日本と同フォーラム加盟国間の経済交流を支援するセンター設立要請があったことを受け、1996年10月、日本政府とSPF事務局が共同で東京にPICを設立。PICの活動対象先はフォーラム加盟島嶼国(FICs)の14か国+2地域(仏領ポリネシア、ニューカレドニア)であり、日本とFICsとの貿易・投資・観光の促進を図り、特に経済分野におけるFICsの経済的発展を支援することを目的とする。PIFは、FICs、オーストラリア及びニュージーランドが加盟する唯一の太平洋地域における包括的地域機関であり、PICは日・PIF連携の重要な柱の1つとなっている。	
4(1)本件拠出の概要	
本件拠出は、PICの事業経費として、貿易・投資・観光にかかる各種照会への対応、展示会・セミナーの企画・実施・参加、ミッションの派遣・受入れ、企業に対する助言、市場調査・統計整備、出版物作成、電子広報経費などに利用される。これらの活動を通じ、FICsからの対日輸出及び日本からFICsへの投資や観光の促進、FICsへの関心向上や相互理解促進を図ることで、経済関係・友好関係を強化するとともに、国際場裡におけるFICsからの支持獲得及び日本の外交プレゼンスの向上を目指す。なお、PICは、日本とPIF事務局との設立協定に基づき設立され、事業経費に関しては本件拠出、事務所運営経費に関しては日本(義務的拠出)及びPIF事務局が共同で拠出し運営されている。	
4(2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4(3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	3,553 千円
日本が100%拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局大洋州課、在フィジー日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化」、「測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼

国との関係強化」の下に設定された中期目標「日・太平洋島嶼国関係の強化」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(29～30 ページ参照))
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
PIC は、SPF(現在の PIF)からの強い要請を受け、日本政府と PIF 事務局が共同で設立。PIF は、太平洋島嶼国 14 か国及び2地域、オーストラリア及びニュージーランドが加盟する大洋州地域における唯一の包括的な枠組みかつ日本の対大洋州外交で最も重視すべき地域機関である。このような PIF との関係に鑑み、PIC は日・PIF 関係強化においても重要な要素となっている。 日本はこれまで 10 回にわたる太平洋・島サミット(PALM)の開催などを通じ、日・太平洋島嶼国間の力強いパートナーシップを確認し、更なる二国間関係及び日・太平洋島嶼国関係の強化を目指してきている。自由で開かれたインド太平洋戦略(FOIP)の実現に向け、2019 年には内閣総理大臣補佐官主導で太平洋島嶼国協力推進会議を立ち上げ、オールジャパンで太平洋島嶼国との協力強化の基本方針が示されている(直近では、2025 年7月に長島昭久内閣総理大臣補佐官及び森昌文内閣総理大臣補佐官の下で実施)。2023 年5月に開催された G7広島サミットの首脳コミュニケにおいても、FOIP の重要性が改めて表明されるとともに、太平洋島嶼国とのパートナーシップの重要性が再確認された。あわせて、PIF の「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」に沿って、太平洋島嶼国の優先事項及びニーズを支持する重要性が改めて表明されるなど、日・太平洋島嶼国関係強化の重要性が一層高まってきている。 このような状況の下、2024 年7月に東京で開催した第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)にて策定された共同行動計画では、重点協力分野の一つである「資源と経済開発」分野において、「経済・貿易パートナーシップの強化」が具体的な施策として掲げられ、PIC が主催した投資セミナーもその一環として明記された。また、2027 年には PALM11 が予定されており、これに向けて、太平洋島嶼国からは、日本企業の投資を含む日・太平洋島嶼国の経済関係を一層深化・活性化への期待が寄せられている。この中で、同分野の業務を担う唯一の地域機関である PIC は今後ますます重要な役割を担うことが期待されている。 また、日本に大使館を設置している太平洋島嶼国は 14 か国のうち7か国のみであるが、PIC はその活動を通じ、大使館未設置の7か国の活動を支援する役割も果たしている。太平洋島嶼国は経済規模が極小であることから、日本政府や日本貿易振興機構(JETRO)によるアウトリーチが十分に届きにくい一方で、太平洋島嶼国とのビジネス展開に関心を有する日本の中小企業が一定程度存在すると考えられる。PIC は日・太平洋島嶼国の貿易・投資・観光に関する情報や機会の不足という課題に対し、積極的な情報発信や各種イベントの実施を通じて日本企業と太平洋島嶼国の関係強化を図り、ひいては日・太平洋島嶼国間の経済関係の強化に貢献している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定が定めており、PIF 事務局とともに PIC の理事(それぞれ1名ずつ、計2名)を務めており、各種事業実施に際しては事前に協議を受けるなど PIC に係る意思決定に日本の意向を反映できる立場にある。年次理事会において、PIC の事業計画の承認や、所長人事の決定、予算執行状況の確認を行っている。
1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)
原則1年に1回、理事会を日本又はフィジーで開催。 ・2026 年2月、理事会をフィジーで開催。日本から外務省大洋州課長、PIF からソロファ事務局次長、PIC から斎藤所長が出席し、PIC の活動や運営に関する協議を行った。 さらに、PIF 事務局と以下の要人往来及び政策対話の機会を通じ、意見交換を実施。 ・2025 年3月、ワンガ PIF 事務局長が訪日。岩屋外務大臣との会談で日・PIF 事務局間の意思疎通を緊密化するための新たな高級事務レベルの対話枠組み(日・PIF 事務局「キズナ・タラノア」協議)を立ち上げることで一致し、PIC の活

動に対する謝意も示された。加えて、訪日中に同事務局長は、国際食品見本市である FOODEX における PIC の展示を視察した。

・2025 年7月、奥山外務省 PALM 担当大使がフィジーを訪問し、ソロファ PIF 事務局次長との間で、第1回日・PIF 事務局「キズナ・タラノア」協議を実施し、PALM10 のフォローアップ状況について協議を行った。加えて、協議の中で、PIC が実施する貿易・投資・観光促進のための取組が、PALM10 のフォローアップのためにも重要との認識で一致した。

・2026 年3月、ナヤシ PIF 事務局次長及び、PIF の前・現・次期議長国であるトンガ、ソロモン、パラオから政府高官を招へいし、奥山 PALM 担当大使との間で「拡大版『キズナ・タラノア』協議」を実施。今後予定される第6回 PALM 中間閣僚会合や PALM11 に向けた意見交換を行った。同協議では、PALM11 に向けた PIC の役割に対する期待が示された。加えて、訪日日程の一環として、PIC 主導により、FICs と関係が深い日本企業関係者との意見交換会を実施し、出席者からは有意義であったとの評価を受けた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

PIC は、日本と FICs との貿易・投資・観光の促進を主たる目的として活動しており、FICs とのビジネスや観光に関わる日本企業、地方自治体、大学などの関係者に対し、FICs の窓口となっている。セミナーやイベント、講演や SNS などを通じ、一般に向けても FICs の情報や知見を積極的に発信している。また、投資セミナーを開催し、貿易・投資、観光の環境に関する調査報告を、中小企業を含む日本企業に提供し、貿易・投資の促進に貢献している。

【日本企業】PIC は、FICs 進出日本企業や、進出に関心を有している企業と日頃から密接に交流しており、FICs 関係者が日本企業と懇談する際の窓口業務を行っているほか、日本企業からの問合せ対応などに従事。さらに、PIC は 2020 年から、株式会社東芝、Vanguard Industries 株式会社、協和海運株式会社の3社による新会社設立を立案から実行段階まで含めて支援しており、結果として、2026 年2月、FICs の未電化地域へ電力を安定的に供給するエネルギーシェアリングサービスの提供を目的した Radiant Technologies 株式会社が設立された。

【一般財団法人】一般財団法人国際協力推進協会が FICs から要人を招へいする際にも、PIC は面会の設定、訪日中のアポイントメント支援を実施している。

【学術機関】早稲田大学や東海大学を含む学術機関において、FICs に関する講義を実施し、計 340 名の学生に対し、日・FICs 関係の歴史や現状について理解を深めてもらう機会となった。

この他、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」に参加した FICs の大学生及び高校生の PIC 訪問受入れ、一般社団法人太平洋諸島学会への参加、PIC が事務局を担う Pacific Islanders Club 懇談会の開催、FICs の観光プロモーション冊子の作成など、FICs に携わる関係者間の関係強化及びオールジャパンでの連携の強化に貢献した。また、PIC は、日頃から駐日 FICs 大使と意見交換し、FICs のニーズに沿った取組を実施。特に 2025 年の大阪・関西万博に際し、FICs からの出展支援も実施した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

本件拠出は、太平洋諸島センター(PIC)が貿易・投資・観光に係る各種照会への対応、展示会・セミナーの企画・実施・参加、ミッションの派遣・受入れ、企業に対する助言、市場調査・統計整備、出版物作成、電子広報を行うことで、FICs からの対日輸出及び日本から FICs への投資や観光の促進、FICs への関心向上や相互理解促進を図り、経済関係・友好関係を強化するとともに、国際場裡における太平洋島嶼国からの支持獲得及び日本の外交プレゼンスの向上を実現し、ひいては日本の外交政策上の目標である日・太平洋島嶼国関係の強化に貢献する。

PIC は、2-2 のとおりの成果を上げており、活動については、駐日太平洋島嶼国大使から評価されているほか、各種会談の際に、PIF 事務局から謝意が表明されている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア提出分のみ】ノンコア提出による実施事業の目標、取組及びその成果

日本企業の FICs におけるビジネス機会の発掘に貢献するとともに、事業実施のノウハウの提供、FICs から日本の市場へのアクセスの足掛かりとなるような活動を実施するとともに、ホームページ、Facebook、メールマガジンなどを通じて積極的な情報発信を実施、関係者及び参加者から好意的な反応を得ている。

【観光】

目標：FICs の観光資源を日本国内で紹介・宣伝し、FICs の主要産業である観光を促進することにより、大洋州地域の経済力の強化を図る。

達成状況：今次評価期間中、以下の事業を通じた観光促進を実施し、日本国内における FICs への関心向上につながった。

・2023 年9月、株式会社かいほつマネジメント・コンサルティング社と共同で、日本と FICs の観光事業全般に係る情報や課題を共有する「グローバルツーリズムネットワーク」を設立。2025 年度は、計3回のセミナーを実施し、持続可能な観光開発などをテーマとした観光情報の発信を行い、延べ 200 名以上の出席を得た。

・2024 年 12 月から、高山印刷株式会社と業務契約し、FICs 観光促進事業 (PDP: Pacific Discovery Project) としてインフルエンサーを活用した観光事業を開始。FICs への観光促進のため、インフルエンサーを FICs に派遣し、現地の魅力や社会課題について発信。2025 年度には、バヌアツ、クック諸島、ニウエにそれぞれインフルエンサーを派遣し、各国の魅力を発信した。結果として、当初 300 名だった PDP 事業の SNS フォロワーが約 2,000 名に増加した。

・2025 年5月、大阪・関西万博にて FICs の観光イベントを主催。特産品や工芸品の展示のみならず、インフルエンサーや著名人を招いたトークショーの実施や、プロモーション VTR の上映を通じ、FICs の魅力を発信し、3,000 名以上の来訪者を得た。

【貿易・投資】

目標：FICs の産品・産業及び投資の機会を紹介・宣伝するとともに、関係企業・団体などに対し、FICs との貿易・投資にかかる助言を行い、日・FICs 間の経済関係強化につなげる。

達成状況：今次評価期間中、以下の事業を通じた貿易・投資促進事業を実施し、日・FICs の企業間での具体的取組の後押しにつながった。

・2025 年9月、PIC はバヌアツ投資庁及び一般財団法人国際協力推進協会との共催により、日本企業が参加する経済・環境ミッションをバヌアツに派遣。従来の経済ミッションに加え、初めて産官学の環境関係者も加わり、貿易・投資・観光・環境分野における協力強化に向けたミッションとなった。日本企業からは 14 社 30 名が参加。現地での会合にはバヌアツ側から約 100 名を超える参加者が集まり、日本、FICs 双方の闊達な意見交換の場となり、バヌアツ企業から自社商品発注の打診を受ける企業もあるなど、今後の経済協力の足掛かりとなった。

・2025 年 11 月、日本とパプアニューギニア (PNG) の外交関係樹立 50 周年を記念して、PIC は、PNG 投資庁及び駐日 PNG 大使館の共催により、日・PNG 間のビジネス促進にむけて意見交換を行うラウンドテーブルや、日本企業、関係機関とのパネルディスカッションを実施。PNG から約 30 名来日。参加者が 130 名を超える盛大なセミナーとなった。

・2024 年 8 月、FICs・日本双方の貿易に関するマッチングを促進するためのオンラインプラットフォームを構築。2026 年 2 月末時点で日本・FICs の登録企業は 113 社、商品は 84 種を数え、構築当初から登録数が増加した。輸入食品マッチングプラットフォーム「フーリップ (FOODTRIP)」との連携を開始した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年 4 月 (日本の 2025 年度拠出分) PIC はこれまで、FICs 製品の紹介を目的として、例年 3 月頃に開催される国際食品・飲料展 (FOODEX) に出展してきたが、2026 年については、3 月の FOODEX ではなく、5 月に実施される「ビューティー・ワールド東京 2026」に出展することとなった。同展示会の申込み期限が 2025 年 6 月末だったため、申込みに必要な予算措置は 2025 年度に行った一方、展示会開催は 2026 年度となることから、4,886 千円を 2026 年度に繰越して執行することとした。なお、本繰越しについては、日本外務省大洋州課及び PIF 事務局の双方が承認している。 ・報告書は、決められたサイクル (月に 1 度) で遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体: A&A パートナース、対象: 拠出先全体、結果: 問題なし
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
4	4	4	4	4	0	4
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
2	2	2	2	2	0	2
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
PICは東京所在であり、現在は全員が日本人である。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
日・カリコム友好協力拠出金	
2 拠出先の名称	
カリブ共同体(カリコム)事務局	
3 拠出先の概要	
1973 年7月、カリブ共同体(カリコム)を設立するためのチャガラムス条約が署名され、同年8月に発効。設立の目的として、(1)調和とバランスのとれた発展を促進するための加盟国間の経済及び貿易関係の調整と法制度の強化、持続的発展と経済的統合の継続及びそれらの利益の公平な分配、加盟国の経済的自立などを目的とした共同市場制度の設立による加盟国の経済統合を目指す、(2)加盟国間の外交政策の調整を行う、(3)加盟国民の利益となる共通のサービスや事業の効果的実施、国民間の理解と社会的・文化的・技術的発展の促進などを含む機能的な協力を行う、の3つを掲げる。本部はガイアナ。2025 年4月現在、加盟国は 14 か国(アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ)。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、カリコム事務局からの要請を踏まえ、支援分野の限定なく、日本が承認し、日・カリコム友好協力の促進及びカリコム加盟国の経済開発など発展に資するプロジェクトに使用される。これにより、日・カリコム加盟国間の友好・信頼関係の増進及び国際社会におけるカリコム加盟 14 か国との協力関係の維持・強化を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	4,002 千円
日本の拠出率: 100%(日本の拠出のみ)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
中南米局カリブ室、在トリニダード・トバゴ日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-3 中南米外交」、「個別分野1 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」、「測定指標 1-2 中米・カリブ諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化(往来・交流促進を含む)」の下に設定された中期目標「招へいや派遣事業など多様なスキームを活用し、(中略)、二国間関係の強化及び国際社会の諸課題に関する協力を進める。また、人的交流の促進については、各種招へいスキームを利用した招へいや派遣事業も活用しつつ、親日派・知日派の増加にも取り組む。特

に、令和6年は日カリブ交流年であり、(中略)、これらの周年を契機として様々なレベルでの交流を促進し、二国間関係の強化及び国際社会共通の諸問題の解決に向けて、重要なパートナーである中米・カリブ諸国と共に取り組む。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(46～47 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件抛出は、カリコム加盟国 14 か国との協力関係の維持・強化を目的に、2000 年 11 月の第1回日・カリコム外相会合で採択された「21 世紀における日・カリコム協力のための新たな枠組み」を踏まえて開始され、日本の対カリコム協力の中核を成している。2014 年7月の日・カリコム首脳会合で表明された対カリコム政策、及び 2024 年 12 月の第8回日・カリコム外相会合の成果文書「日・カリコム共同閣僚声明」において、3つの柱の1つとして「小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」が掲げられており、本件抛出は、これに合致する案件を実施している。

カリコム加盟国は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を擁護し、自由、民主主義、法の支配などの価値・原則を共有する日本の重要なパートナーであるとともに、自然環境や気候変動、環境、防災、国際保健といった地球規模課題における協力パートナーでもある。また同加盟国は国連加盟国の約7%を占め、国際場裡において重要な責務を担い、日本が国際社会におけるプレゼンスを高める上で戦略的に重要な地域と位置付けられており、2026 年2月の国会での茂木外務大臣による外交演説などにおいても、国際社会で発言力を強めるグローバル・サウスの国々との連携の重要性に言及されている。

同加盟国との連携の重要性は、総理及び外務大臣レベルでも強調されている。第8回日・カリコム外相会合のため来日した加盟国外務大臣などによる表敬を受けた石破総理大臣は、「日本とカリコム諸国のグローバル・パートナーシップに基づき、気候変動や自然災害を始めとする共通の課題に加え、国際秩序の維持や国際機関改革といった、国際社会の諸課題に共に取り組んでいきたい」と述べた。また、同外相会合で岩屋外務大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する挑戦、気候変動を始めとする地球規模課題の深刻化といった世界的な課題に対し、価値と原則を共有する日本及び同加盟国が「対カリコム政策三本柱」の下で協力していく決意を表明した。さらに、同外相会合の共同閣僚声明において、本件抛出の重要性が明記された。加えて、同外相会合において、同加盟国の出席者から本件抛出への謝意が表明されると同時に、日本の政策・方針への協力に対して積極的な反応が示された。本件抛出により価値観や原則を共有するパートナーとの信頼関係が構築・強化されており、抛出額に対して本件抛出の有用性は極めて高い。

本件抛出は、日・カリコム協力における重要な柱であり、カリコム事務局を通じて支援することにより、同加盟国全体が裨益するという観点からも代替手段のないものであることを踏まえ、日・カリコム関係の一層の連携強化にとって不可欠なものと位置付けられる。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件抛出は、日本政府が審査を経て承認したプロジェクトにのみ使用できるため、日本側の意向反映が担保されている。なお、プロジェクト申請は、カリコム事務局から在外公館を経由して外務省に提出される。

日・カリコム間では、外相会合や事務レベル協議などの対話の枠組みを有しており、日・カリコム間の協力について、外務省から日本の政策・方針などの説明を行ってきており、本件抛出の用途についても議論する場が確保されている。また在外公館とカリコム事務局との間で、恒常的にやりとりが行われている。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等(抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

1993 年から日・カリコム事務レベル協議、2000 年から日・カリコム外相会合を定期的に行っている。

2024 年 12 月に東京で開催された第8回日・カリコム外相会合には、カリコム加盟国 14 か国のうち 12 か国から外相が参加し、全体会合のほか、二国間会談が実施された。同会合の成果文書「日・カリコム共同閣僚声明」には、本件抛出の重要性を再確認する内容が盛り込まれた。

2025 年5月、英利外務大臣政務官がベリーズを訪問し、大阪・関西万博の際には、ハイチ、ベリーズ、セントルシアからは元首／首脳級、グレナダ、ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネービス、トリニダード・トバゴ、ガイアナ、スリナム、バルバドスからは閣僚級が訪日し、石破総理大臣、岩屋外務大臣、宮路外務副大臣、英利外務大臣政務官が対応するなど、日カリコム間のハイレベルの接触は活発化している。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
【独立行政法人】独立行政法人国際協力機構(JICA)は2006 年からカリコム事務局に対し、日本人アドバイザー1 名を派遣している。同アドバイザーは、カリコム事務局、カリコム域内機関及びカリコム加盟国との対話を通じて、同加盟国の脆弱性克服に向けて、同加盟国向けの政府開発援助(ODA)の新規案件の形成、実施中案件の監理を行っている。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 日カリコム友好協力拠出金はカリコム事務局が日・カリコム間の友好協力促進及びカリコム加盟国の経済発展に資するプロジェクトを実施することで、日・カリコム関係のみならず、日・カリコム加盟国関係が強化され、国際場裡における協力関係の深化を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化に貢献することを目標としている。 カリコム事務局は、基準2のとおり効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-2 の理由から N/A としている。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【実施中プロジェクト】 ●2023 年度拠出:カリブ地域看護師試験評価実施プロジェクト 現在カリコム加盟国では、熟練看護師の先進国への流出の結果、国内における看護師不足が顕著な問題であり、看護師など医療人材をカリコム加盟国全体で強化していくことが喫緊の課題となっている。この課題に取り組むため、カリコム事務局は、地域看護師登録試験が看護師の評価基準や看護師の相互登録制度の導入、専門看護師育成などにどの程度貢献しているかを評価し、成果物として4つの報告書を作成予定である。同加盟国全体の長期的な医療の質の向上により、日本の令和3年度本件拠出の新型コロナウイルス対策支援など保健分野協力を補完するという観点からも裨益効果が高いプロジェクトである。コンサルタント調達の遅れによりプロジェクト開始は当初予定より後ろ倒しとなっていたが、2025 年7月にコンサルタントとの契約締結に至り、12 月には報告書案が提出された。その後、関係者による同報告書案の確認作業などを経て、プロジェクト自体は既に完了しており、現在、最終報告書の取りまとめに必要な承認済み財務諸表の提出を待っている。

●2024 年度拠出:カリコム事務局の中間・上級管理職を対象とした効果的なリーダーシップとガバナンスのための調停能力構築研修

カリコム事務局及びその傘下の地域機関・組織は、多様な民族・国籍職員で構成されているほか、経験などが一様ではない専門家の融合体である。このような多様性故の職員間での不和を調整し、円滑な業務運営を推進する観点から、また、外交や国際関係に関わる業務における事務局内外の利害関係者と協議するにあたり職員に求められる調停能力の向上の観点から、カリコム事務局・関連組織の上級・中間管理職を対象に、効果的なリーダーシップを強化するための調停能力構築研修を実施し、問題解決へ導くことのできる人材の育成を目的とする。

2026 年4月現在、カリコム事務局において調停能力構築研修を実施するコンサルタントの調達手続が進められている。関心表明には3者のコンサルタントが応札し、いずれも提案書の提出を完了している。同事務局は、これら提案書进行评估して契約先を決定するための評価委員会の設置を進めており、提案内容の審査、契約先の選定及び契約締結に向けた手続が進められている。

【実施予定プロジェクト】

●2025 年度拠出:条件付き関税免除の対象外商品の見直しに係るコンサルティング

カリコムの条件付き関税免除の対象外商品リストは、2001 年以降見直しが行われておらず、現在の域内生産能力や市場の実態を十分に反映していない状況にある。同リストは、域内供給が需要の一定割合を満たす場合に域外産品への関税免除を制限し、域内産業を保護するための制度であるが、情報が更新されていないことにより、貿易政策の立案、投資判断、各国政府による関税免除の適用判断、また製造業者による域内原材料の活用などに支障が生じている。同プロジェクトは、同リストを見直し・更新することにより、共通対関税の適切な運用及びカリコム単一市場・経済の機能強化を図り、域内生産の拡大及び域内産品への需要喚起に資することを目的とする。同プロジェクトでは、作業計画、調査方法、出張計画などを含む業務開始時報告書、関係者協議に基づき域内で生産されている商品に関する情報を整理した報告書案、及び貿易経済開発理事会での検討に供する分析・結論・提言を含む最終報告書の作成が予定されている。同プロジェクトは 2026 年5月に開始され、2027 年1月までに完了する予定である。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・決算報告書の受領年月・決算状況: 四半期毎に受領(2025 年3月、7月、12 月)
- ・報告書は、プロジェクト終了後に提出されている。残余金があった場合には、繰越処理が行われている。

2023 年度拠出:カリブ地域看護師試験評価実施プロジェクト

2025 年 12 月末時点の進捗報告書によれば、2025 年 10～12 月期にプロジェクト予算の大部分が支出されており、予算総額 29,892.00 米ドルのうち 28,075.38 米ドルが支出され、未使用額は 1,816.62 米ドル。最終的な収支確定額及び残額処理の扱いについては、今後提出される最終報告書により確認する。完了プロジェクトにおいて発生した残余金の取扱いに関しては、新たなプロジェクトへの振替が想定されている。現在発生している残余金についても、カリコム事務局において今後の活用方針を検討しているところであり、方針が固まり次第、同事務局から日本側に申請が行われ、日本側においてその内容を審査する。

2024 年度拠出:カリコム事務局の上級・中間管理職を対象とした効果的なリーダーシップとガバナンスのための調停能力構築研修

現時点ではコンサルタント契約締結前の調達段階にあるため、カリコム事務局からコンサルタントへの支出はいまだ行われていない。カリコム事務局は、プロジェクト実施に遅れが生じているものの、当初予定されたプロジェクト計画に沿って実施を継続しており、近日中に完了する見込みである。なお、年度を越えて執行が継続する場合、プロジェクト完了後の報告を踏まえ、日本側において完了の確認及び残余金の有無・取扱いを確認する。

2025 年度拠出：条件付き関税免除の対象外商品の見直しに係るコンサルティング

2026 年1月 22 日、外務省よりカリコム事務局に対し、残余未使用資金を将来のプロジェクトに活用する選択肢を提示したところ、同事務局はこれを受け入れ、当該残余未使用資金は 2025 年度プロジェクトに充当された。その結果、同プロジェクトは、未使用資金 57,280.62 米ドル及び 2025 年度配分額 26,199.00 米ドルを合わせた総額 83,479.62 米ドルを予算として実施されることとなった。

・監査 ガイアナに拠点を置く、監査、保証業務、税務、アドバイザーなどのサービスを提供する会計法人 TSD Lal & Co.により毎年度末に実施されている。同監査法人は、国際公会計基準審議会(IPSASB)が定める公的部門の会計基準である国際公会計基準(IPSAS)を用い、カリコム事務局における内部統制システム及び財務情報の監査を実施し、違法及び虚偽がないことを確認した。

・その他 内部監査の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	268

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	16

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

カリコム事務局はカリコム加盟国出身者のみで構成されることとなっているため、日本人職員の採用は想定されていない。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
欧州安全保障協力機構拠出金	
2 拠出先の名称	
欧州安全保障協力機構(OSCE)	
3 拠出先の概要	
OSCE は、北米(米国、カナダ)から、欧州(含むロシア及びウクライナ)、中央アジアの 57 か国が参加する世界最大の地域安全保障機構であり、冷戦期に設立された欧州安全保障協力会議(CSCE)を前身に持つ。本部は、ウィーン(オーストリア)。幅広い安全保障問題の対話を行う場の提供を行い、紛争予防、危機管理、紛争後の再建を通じて、参加国間の相違を橋渡しし、信頼醸成を行っている。また、政治・軍事のみならず、経済・環境、人権・人道を含む包括的アプローチにより幅広い分野の課題に取り組んでいる。日本は 1992 年以降、最初のパートナー国として OSCE と協力している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
OSCE は冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が安全保障上不可欠であるとの考えの下、中央アジア諸国、アフガニスタン、ウクライナなどにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は参加国のみならず、国際社会においても高く評価されている。日本は、分野的にも地域的にも幅広い OSCE プロジェクトの中から国境管理や女性の社会進出支援などに資する人間の安全保障を含めた日本の政策に合致し、かつ費用対効果の高い案件を支援している。本件拠出を通じて、これまで中央アジア諸国などの国境管理や女性のエンパワーメント、ウクライナにおける人身売買防止、対話促進などの分野で貢献している。国際社会の平和と安定への寄与、さらにこれらを通じた OSCE 参加国・パートナー国との協力関係の強化は、日本の経済成長・安全保障の基盤となる。本件拠出対象のプロジェクトは、日本単独での拠出額に比して効果的であり、またウクライナ・中央アジア周辺地域の平和と安定に貢献している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 253 千円	
本件拠出に対しては、OSCE の実施するプロジェクトの一部を切り出して拠出しており、統一予算凍結により他国の拠出について非公表であるため、拠出率、拠出順位を示すことは困難。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局政策課、在オーストリア日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ—4 欧州地域外交」、「個別分野Ⅰ 欧州地域との総合的な関係強化」、「測定指標 1—2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化」の下に設定された中期目標「国際秩序が挑戦を受ける中、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、日 OSCE 間の協力を強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表 57～58 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

既存の国際秩序が脅かされ、地政学的な競争が激化するなか、欧州・大西洋とインド太平洋地域の安全保障は不可分であるという認識の下、安全保障課題に関する対話や信頼醸成に取り組んでいる OSCE との連携・協力は非常に重要。OSCE にはG7のほか、ロシアやウクライナを含む対立する立場を有する国が参加している。東アジアの厳しい安全保障環境の中で、日本を取り巻く状況について欧州諸国の理解を得ることは不可欠であり、日本の置かれた安全保障上の環境を発信しながら、欧州諸国を主要参加国とする OSCE との関係維持・強化することは有益である。また、法の支配と民主主義の確立などに係る OSCE の活動を支援することは、日本の安全保障上の外交政策を具体化させるとともに、国際的な安全保障上の重要課題を複数抱える欧州地域における最新情勢を把握する上でも有益である。

OSCE は南東欧、東欧、南コーカサス、中央アジアの各地域に地域オフィスを構え、紛争予防などを可能とする安全保障上必要な事業を包括的アプローチによって進めてきた。日本は OSCE を通じた拠出により、日本単独では支援困難な各種プロジェクトを効果的に実施し、WPS(「女性・平和・安全保障」)や YPS(「若者・平和・安全保障」)に寄与してきた。ウクライナ及び周辺国においては、女性リーダーシップ強化や人身売買対策への支援を実施してきた。また、アフガニスタンや中央アジア諸国において国境管理支援を行うことで周辺地域の越境的な麻薬取引や人身売買、テロの防止に寄与しており、タジキスタンにおける国境管理スタッフカレッジに対し令和7年度補正予算において拠出したほか、日本の関税局と財務省からの実務者がパートナー国を含む研修セミナーに参加している。

また、OSCE の ODIHR(民主制度・人権事務所)が選挙監視団派遣を行っており、日本は過去 300 名以上を派遣してきた。選挙は第三国による不当な介入など、民主主義の根幹を揺るがす要因となる側面もあり、近年、ロシアのウクライナ侵略が長期化する中、その貢献の意義はますます高まっている。

2025 年 12 月に開催された第 32 回 OSCE 外相理事会において島田外務大臣政務官は、アジア・パートナー5か国及び参加国 48 か国を代表し、OSCE とアジア・パートナーの関係強化に関する合同ステートメントを発出した。島田政務官が同理事会で述べたように、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であり、ロシアによるウクライナ侵略のような一方的な力や威圧による現状変更は許されず、日本は OSCE のアジア・パートナー国として今後も緊密な連携を図る必要がある。政治・軍事面だけでなく、人権・民主主義など、包括的な視点から安全保障に取り組む OSCE の活動は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を掲げる日本の外交・安全保障政策と親和性が高く、OSCE が掲げる政治・軍事、経済・環境、人権・法の支配の3つの分野に対して継続的に関与し、各種プロジェクトへの貢献を通じ、インド太平洋の安全保障を強化することが重要である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

1992 年7月の OSCE ヘルシンキ首脳会合において、日本は、首脳会合、外相理事会などに招待され、会議において発言権を有することが決定された。現在、日本は、「協力のためのパートナー」とされている 12 か国の中でも特別の位置付けを与えられており、常設理事会、安全保障協力フォーラムに参加可能なほか、準備委員会や3つの小委員会にも参加が認められている。日本は、OSCE 参加国ではなく、「協力のためのパートナー国」であるため、OSCE の主要な意思決定に直接関与しない。しかし、参加国及びパートナー国などを対象として首脳会合が不定期(直近は 2010 年)に開催され、外相理事会が年1回開催されており、日本からは例年外務省政務レベルが外相理事会に参加(2025 年には外務大臣政務官、2024 年には外務副大臣が出席)し、全体会合などの場でスピーチを行い、日本の安

全保障政策や OSCE における日本の取組を発信し、OSCE の意思決定に影響を与えている。また、拠出対象プロジェクトに対しては、支援対象の運営委員会に参加するなど、事業の方向性などの意思決定プロセスに参加している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年 12 月、島田外務大臣政務官は、OSCE 参加国(57 か国)及びパートナー国(11 か国)が出席した第 32 回 OSCE 外相理事会(於:ウィーン)に出席し、日本を代表してステートメントを行い、2025 年はヘルシンキ最終文書の採択 50 周年となる節目の年であることに触れつつ、ロシアによる国際秩序の根幹を揺るがす暴挙が続く中、日本としてウクライナを支援していく姿勢は不変であると述べた。また、島田政務官は、東アジアの厳しい安全保障環境に触れつつ、世界のどこであっても力又は威圧による一方的な現状変更は許されないことを強調した上で、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分である中、日本として OSCE と引き続き連携及び協力をしていく旨述べた。このほか、島田政務官は、アジア・パートナー5か国及び参加国 48 か国を代表し、OSCE とアジア・パートナーとの関係強化に関する合同ステートメントを行った。

・2024 年 12 月、藤井外務副大臣は、第 31 回 OSCE 外相理事会(於:マルタ)に出席した。同理事会には、OSCE 参加国(57 か国)及びパートナー国(11 か国)が出席する中、藤井副大臣は日本を代表してスピーチを行い、世界のどこであっても一方的な力による現状変更は許されないことを改めて強調するとともに、世界を分断や対立ではなく協調に導くため、また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、引き続き OSCE と連携していく旨を述べた。

・2024 年 10 月、柘植外務副大臣は、OSCE 本部で開催された、日本と OSCE が共催する OSCE アジア共催会議に出席し、開会セッションにおいて挨拶を行い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、日本として OSCE と引き続き連携していく旨を述べた。

・2023 年 11 月、第 30 回 OSCE 外相理事会(於:北マケドニア)には深澤外務大臣政務官が出席し、日本を代表してスピーチを行い、世界のどこであっても一方的な力による変更は許されず、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、日本として OSCE と引き続き連携していく旨述べた。また、深澤政務官は、同理事会出席の機会にシュミット OSCE 事務総長との会談を実施し、ウクライナ支援を始めとした OSCE の活動に日本として引き続き貢献していきたい旨を述べた。同事務総長からは、日本のこれまでの OSCE との協力に対する深い謝意が表明された。

・2023 年5月、林外務大臣は、訪日中のシュミット OSCE 事務総長の表敬を受け、日本は OSCE との協力を重視する旨、また国際秩序が挑戦を受ける中、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、OSCE と連携していきたい旨を述べ、同事務総長から日本の協力に謝意が表明された。

・日本側の取組

・人間の安全保障を始めとする日本が重視する取組に OSCE の活動を通じて貢献するとともに、日・OSCE 間の要人の往来や協議などを活性化させ、関係の更なる緊密化を図るとともに、政府関係者にとどまらず、引き続き人的・知的交流など、民間交流の促進を図っており、日本の外交政策に対する欧州諸国の理解を促進し、事業の実施に当たっては効率的な実施に努めている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

欧州安全保障協力機構拠出金は、OSCE が中央アジア諸国、アフガニスタン、ウクライナなどにおいて多くのプロジェクトを実施する中から、国境管理や女性の社会進出支援など、人間の安全保障を含めた日本の外交政策上の目標

に合致し、かつ費用対効果の高いプロジェクトを支援している。このようなプロジェクトへの支援は、OSCE が欧州における安全保障強化と信頼醸成を図り、政治・軍事面のみならず、経済・環境、人権・法の支配などの重要な分野で、とりわけ中央アジア諸国、ウクライナなど周辺地域の安定、民主化推進に寄与するとともに、国際秩序が挑戦を受ける中、日 OSCE 協力を通じた法の支配に基づく国際秩序の維持・強化にも貢献している。また、日本の外交政策上の目標である安全保障に関連する国際機関との連携の継続・強化は、欧州諸国との総合的な関係強化にも資するものである。さらに、OSCE からは日本がアジア・パートナー国として 30 年以上にわたり OSCE の活動に多大な貢献をしていることに対して、大きな感謝を受けている。

OSCE は、本件拠出を通じ、下記 2-2 のとおりの効果を上げている。また、OSCE に拠出することで 57 の参加国が共通して取り組む安全保障課題に日本として寄与することができ、特にウクライナ、アフガニスタンにおけるプロジェクトなど、国際的な関心の高い国や地域で実施されていることから、日本のプレゼンス向上に貢献していると評価できる。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。尚、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【今次評価対象期間内に完了した事業】 2024 年度拠出： 「アフガニスタン女性の発展に向けたアフガニスタン及び中央アジア地域における女性支援（OSCE アカデミー支援）」事業 (1) 目標：女性、若者などに平和と紛争予防に関連する知識の向上や職業訓練などの機会を提供し、アフガニスタン及び中央アジア地域一帯を中心とする WPS 及び YPS の推進に貢献する。 (2) 取組・成果：日本の拠出は、同アカデミーで学ぶ5名のアフガニスタン人女性に対する教育機会の提供などに活用されたほか、同アカデミーの運営を支えることで、OSCE が重視する安全保障協力の担い手の育成に寄与した。 【実施中の事業】 2025 年度拠出： 1) タジキスタン・ドゥシャンベにおける「国境管理スタッフカレッジ」 (1) 目標：タリバーン復権後、活発化するアフガニスタンのテロリストなどの非国家アクターによる国境を越えた犯罪（麻薬、武器などの密輸、人身売買）や、急増する中央アジア諸国へ流入するアフガン難民に対応するための中央アジア諸国を中心とする近隣国の国境管理能力の向上に貢献する。 (2) 取組：対面で行われる国境管理スタッフ講義1回の実施(3週間)、国境管理実務者(20 名以上)の能力強化に資するオンラインウェビナー3回の実施に充当。 2) OSCE アカデミーの実施する「アフガニスタン及び中央アジアにおける女性支援(SWACA)」

- (1) 目標: キルギス・ビシュケクに位置する「OSCE アカデミー」で学ぶ中央アジア諸国出身の女性に、平和と紛争予防に関連する知識の向上や職業訓練などの機会の提供を行い、アフガニスタン及び中央アジア地域一帯の女性、若者の平和と紛争予防に関連する知識の向上などに貢献する。
- (2) 取組: 日本の拠出は、アフガニスタン、中央アジア地域の女性(計5名)の教育機会の提供に充当。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: ・2024 年度当初予算により拠出した「アフガニスタン女性の発展に向けたアフガニスタン及び中央アジアにおける女性支援(OSCE アカデミー支援)」事業については、日本からの拠出は執行済みであり、0.04 ユーロの執行残が発生したが、本残余金は本案件の当初目的に沿って活用される予定。(2025 年 11 月 5 日 最終報告書・決算報告書受領) ・2025 年度当初予算により OSCE アカデミーが実施する「アフガニスタン及び中央アジアにおける女性支援」への拠出を行ったが、2026 年2月～2027 年1月に実施が予定されており、事業終了次第、最終報告書及び決算報告書が提出される予定。 ・報告書は決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・機関全体に対する内部監査及び外部監査(OSCE 設置の Audit Committee)が引き続き実施されており、日本の拠出金事業に対する指摘事項は特段ない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・2026 年3月 19 日に行われた OSCE 常設理事会において、統一予算が採択。OSCE の統一予算は 2021 年に承認されて以降、5年間にわたり採択されず、2021 年の予算割振り比率で運営が行われ、ウクライナ支援事業(SPU)など、追加で必要な分は新たに有志国の拠出で予算化されてきたが、今回の採択を受けて、毎年の議長国(本年はスイス)の方針に則った予算運営が可能となった。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	-
備考	日本はパートナー国であるため、日本人職員の採用は想定されていない。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考	日本はパートナー国であるため、日本人職員が採用されることはなく、幹部ポストに就くこともない。					

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由
日本はOSCEの参加国ではなくパートナー国であるため、日本人職員採用増強の対象として想定されていないため。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

a

b

c

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
北大西洋条約機構(NATO)	
3 拠出先の概要	
1949 年設立。原加盟国は 12 개국。東西冷戦終焉後加盟国が増加し、現在、32 개국が加盟。本部はブリュッセル（ベルギー）。加盟国の自由及び安全保障を政治面・軍事面で保障することを目的とする組織であり、加盟国の「抑止と防衛」のほか、治安維持活動やテロ対策など、加盟国の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の「危機予防・管理」、パートナー国・機関との協力による「協調的安全保障」に取り組んでいる。NATO は複数の非加盟国とパートナーの関係にあり、非加盟国の日本もパートナーの一員。2022 年に採択された NATO の「戦略概念」は、インド太平洋のパートナー国との対話・協力の強化の指針を示しており、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、日・NATO 間の協力の重要性が高まっている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
日本は、これまで平和のためのパートナーシップ(PfP)信託基金や防衛能力構築支援(DCB)信託基金に拠出している。両基金は、NATO の軍事的専門知識を活用し、パートナー国などにおける老朽化余剰兵器(武器、地雷、不発弾など)の安全な管理・処理、元軍人の社会復帰支援、軍事基地の民生利用促進や軍内のジェンダー主流化といった防衛改革支援などを目的としている。また、近年ではロシアによるウクライナ侵略を受け、ウクライナに対して殺傷性のない装備品などを供与する「ウクライナのための包括的支援パッケージ(CAP)」信託基金などにも拠出している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	1,144 千円
NATO 加盟国及び NATO との共通の利益に基づいて協力関係を発展させる日本を含むパートナー国による信託基金であり、全額イヤーマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局政策課・北大西洋条約機構(NATO)日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和5年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-4 欧州地域外交」、「個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化」、「測定指標1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化」の

下に設定された中期目標「現下の厳しい国際安全保障環境において、欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分という認識の下、基本的価値を共有する同志国との連携を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、日・NATO 間においては、伝統的な安全保障分野にとどまらず、サイバー、重要・新興技術、宇宙等の新たな安全保障分野、人道支援・災害救援等の分野における具体的な協力活動を推進していく。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表 57 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

2022 年に採択された NATO の「戦略概念」は、インド太平洋地域のパートナー国との対話・協力を強化する方針を示した。NATO のインド太平洋地域への関心の高まりを受け、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、日・NATO 間の協力の重要性はますます重要となってきた。

インド太平洋地域のパートナー4か国(IP4: 日本、豪州、ニュージーランド、韓国)は 2022 年に初めて NATO 首脳会合に招待され、岸田総理大臣は 2022 年から 2024 年まで3年連続で NATO 首脳会合に出席した。2025 年6月の NATO 首脳会合にも石破総理大臣が招待を受けた。

2025 年4月には、岩屋外務大臣が NATO 外相会合に出席した。日本の外務大臣の出席は4年連続となり、世界のどこであれ力による一方的な現状変更の試みは許されないことについて述べ、NATO 及び加盟国との連携を確認した。また、同月、ルッテ NATO 事務総長が訪日し、日本と NATO のパートナーシップが欧州・大西洋及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認した。

NATO は、主に欧州・中央アジアの旧共産主義国、アフガニスタン、中東といった、民主化途上にある非加盟国の民主化・安定化を支援するため、各種信託基金を活用して不発弾処理、小型武器弾薬などの破壊を含む危機管理関連などの様々な事業を実施するとともに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ウクライナに対する支援も重視している。日本は、NATO との間で、2023 年7月に合意された国別適合パートナーシップ計画(ITPP)に基づき、サイバー防衛、海洋安全保障などの分野における実務的協力を進めている。さらに、各種事業への拠出を行うことにより、ウクライナ、中央アジア・コーカサス地域などにおける平和構築事業に高い実績及び経験を有する NATO 及び関係諸国と緊密に連携するとともに、日本単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。特に、通常予算、予備費、補正予算で拠出している NATO の CAP 信託基金を通じたウクライナ支援は、軍事的な支援に制約がある中で日本のウクライナ支援の姿勢を示すことができ、また、ウクライナの緊急性のニーズに応える意味でも重要性が高く、また、日・NATO 関係の深化にもつながっており、NATO やウクライナから高く評価されている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、加盟国ではなくパートナー国であるため、NATO の意思決定に直接関与しないが、日本の拠出は、NATO が実施する事業の中から拠出先を主体的に選びながらイヤーマークして行っており、日本が重視する事業へ拠出することができる。また、2022 年以降の NATO 首脳会合、外相会合への日本の総理大臣、外務大臣の出席や 2025 年4月のルッテ NATO 事務総長、2026 年3月のシェケリンスカ NATO 事務次長の訪日を始め、近年、日・NATO 間の対話及び協力は飛躍的に深化している。

今後もこうした機会などを通じて日本の安全保障政策や NATO における日本の取組を発信することにより、NATO の意思決定に影響を与えることが期待される。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年4月、ルッテ NATO 事務総長が訪日し、石破総理大臣と会談を行うとともに共同声明(注)を発出。日本と NATO のパートナーシップが、欧州・大西洋地域及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認するとともに、日・NATO 協力を新たな高みに押し上げるべく、様々な分野における協力を一層深化していくことで一致。

(注:共同声明には、日本による NATO の CAP 信託基金を通じた殺傷性のない装備品などのウクライナへの継続的な供与、とりわけ軍事医療・リハビリ分野の支援への貢献を歓迎する旨の記載あり。)

・2026 年2月、ミュンヘンでの安全保障会議の際、ルッテ NATO 事務総長と茂木外務大臣の会談が行われ、ルッテ事務総長からこれまでの日本による NATO を通じたウクライナ支援を含む日・NATO 間の協力を高く評価しつつ、様々な分野で日・NATO 関係を更に発展させていきたい旨の発言があった。

・2026 年3月、シェケリンスカ NATO 事務次長が訪日し、佐藤啓内閣官房副長官に対して、これまでの日・NATO 協力がますます緊密化していることを高く評価しつつ、日本のこれまでの NATO を通じたウクライナ支援への謝意を述べた。また、国光外務副大臣とのワーキング・ディナーの際には、日本のこれまでの NATO を通じたウクライナ支援への謝意を述べた上で、ますます緊密化している良好な日・NATO 関係を今後一層発展させていきたいと述べた。

・2025 年4月、岩屋外務大臣は NATO 外相会合に出席し、地域を越えた安全保障課題や NATO・IP4 協力などについて議論を行った。日本の外務大臣としては 2022 年以降4年連続での同会合への出席となった。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

北大西洋条約機構拠出金(CAP 信託基金など)は、平和構築分野における日本・NATO 間の具体的な協力活動を推進することを通じて、NATO 及び同加盟国・パートナー国との協力を推進して拠出先の戦略目標を達成するとともに、日本及び NATO が重視する地域の平和と安定を維持・強化し、ひいては日本の外交政策上の目標である欧州地域との総合的な関係強化に貢献することを目標としている。

NATO は、2-2 のとおりの過去に拠出した事業が完了するなど、効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・2008 年度当初予算及び 2014 年度当初予算により拠出した「アゼルバイジャン不発弾処理事業」については、約 62 平方kmの土地の不発弾が除去され安全が確認された。現在、事業閉鎖作業中であり、決算報告書の提出を要請中。

・2018 年度当初予算により拠出した「セルビアIVプロジェクト(弾薬の非軍事化)」については、国営軍事施設(技術補修研究所)のインフラ・能力改善、650 万発の余剰弾薬(総重量約 82,000 トン)の非軍事化を実施。現在、事業閉鎖作業中であり、決算報告書の提出を要請中。

- ・2018 年度当初予算により拠出した「ウクライナ II プロジェクト(弾薬、小型武器及び対人地雷等破壊)」については、130,100 個の小型武器・軽兵器(SALW)、約 32,000 トンの通常弾薬、約 240 万個の対人地雷の破壊に成功した。現在、事業閉鎖作業中であり、決算報告書の提出を要請中。
- ・2020 年度当初予算により拠出した DCB 信託基金「国連通信学校(エンテベ)能力構築事業」については、国連 PKO のパフォーマンス向上のため、NATO の実施する軍・警察の通信専門家を対象とする教官育成などへの支援事業を実施。2024 年 12 月に事業が終了し、現在、終了手続中。最終事業報告書の提出を要請中(最終報告書を作成するに当たり、他国が支援する事業の完了を待つ必要がある。)
- ・2021 年度当初予算により拠出した DCB 信託基金「ジョージア・サイバー防衛研究所事業」については、ジョージアのサイバー防衛能力向上のため、セキュリティ研究所の設立などへの支援事業実施中。昨年度の入札プロセスにおけるコスト増加のため事業を一時停止して事業の見直しを実施中。本年夏頃までに見直し完了予定。
- ・2022 年度当初予算により拠出した CAP 信託基金の医療用品調達・搬出事業については、2023 年 10 月にウクライナへの物品供与が完了し、最終事業報告書の提出を要請中(本年夏、事業閉鎖予定。)
- ・2023 年度当初予算により拠出した CAP 信託基金の毛布調達・搬入事業については、2024 年 10 月にウクライナへの物品供与が完了し、本年夏に事業閉鎖予定。最終事業報告書の提出を要請中。
- ・2024 年度当初予算により拠出した DCB 信託基金「ボスニア・ヘルツェゴビナのサイバー防衛能力向上事業」については、ボスニア・ヘルツェゴビナのサイバー防衛能力向上のための支援事業実施中(2025 年6月に事業開始)。
- ・2025 年度当初予算により拠出した DCB 信託基金について、モルドバ向けサイバー脅威能力構築(フェーズ2)に充当し、事業開始準備中。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年2月、本件拠出先である CAP 信託基金、DCB 信託基金及び PFP 信託基金を含む NATO 防衛安全保障協力信託基金の決算報告書を受領し、問題がないことを確認している。 ・上記報告書は、決められたサイクル(年1回)で遅滞なく提出されている。 ・この他、各事業閉鎖後に事業ベースの決算報告も受領することとなっている。今次評価対象期間中に受領した報告書はない。 ・監査: NATO 国際監査委員会という NATO の独立外部監査機関による監査の対象となっているが、日本が拠出した事業についての指摘事項はない。 ・その他 拠出先が NATO に設置された信託基金であり、特定の基金に限定した監査はないが、NATO の信託基金関連プロジェクトの進捗や財務に関する監督体制は、NATO 支援調達庁(NSPA:NATO Support and Procurement to Agency)や NATO 通信情報庁(NCIA:NATO Communications and Information Agency)が事業の進捗や財務状況を監督し、進捗状況報告書や財務報告書という形でドナーに適宜報告するという形をとっている。特段の問題が指摘されたことはない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
日本はNATO加盟国ではなく、NATO事務局職員は基本NATO加盟国出身者に限られるため、日本人職員の採用は想定されていない。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジア欧州財団 (ASEF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア欧州財団 (ASEF)	
3 拠出先の概要	
1996 年に開催された第1回アジア欧州会合 (ASEM) 首脳会合は、アジア・欧州間の更なる相互理解を促進するための常設機関を設置することに合意。翌 97 年2月、シンガポールにアジア欧州財団 (Asia-Europe Foundation, ASEF) が設立された。参加国はアジア・欧州地域の 51 各国・2機関。文化、教育、ジャーナリズム、ガバナンス、環境、国際保健、人権などの分野で交流事業を実施。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、ASEF が実施するアジア・欧州間の相互理解を促進するための事業のうち、日本がこれまでも国際的に貢献してきた分野においてそのプレゼンスを高めることにつながる事業にイヤマーク (任意で支払うもののうち、用途を指定して行う拠出) するもの。なお、日本は、本件拠出とは別に、ASEF の運営経費向けのコア拠出 (義務的拠出金: 令和8年度 19,922 千円 / 174,750 星ドル) を実施してきており、事業実施の前提となる組織運営 (職員人件費や施設維持費など) を支えており、本件拠出と補完的な関係となっている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 702 千円 / 6,152 星ドル	
令和7年度は本件拠出 (830 千円 / 7,343 星ドル) とコア拠出 (19,284 千円 / 170,654 星ドル) を実施。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局アジア欧州協力室、在シンガポール日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標 I 地域別外交」、「施策 I-4 欧州地域外交」、「個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化」、「測定指標1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展」の下に設定された中期目標「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表 57 ページ参照)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ASEF は、アジアと欧州を結ぶ唯一の対話及び協力のフォーラムである ASEM の唯一の常設機関として、アジア・欧州間の相互理解促進のために事業を実施している。ASEF の活動は、ASEM の重要性及びレジリエンスを高めるものとして ASEM 首脳会合や外相会合の議長声明において高く評価されており、例えば、直近の会合である 2021 年の第 13 回 ASEM 首脳会合の議長声明には、ASEF が主催した、若者を対象にしたヤング・リーダーズ・サミットなどへの言及がある。そのため、ASEM・ASEF 場裡における日本の影響力・発言力を維持・強化し、日本の関心事項(アジアの安全保障環境、質の高いインフラなど)に関する両地域間の協力・連携を推進するために、本件拠出は必要不可欠であり、ASEF の事業のうち、対日理解の向上につながり、レジリエンスの高い 18th ASEF Classroom Network(2025)の経費を負担し、主体的に関わることで、ASEF 及び両地域との総合的な関係の強化に取り組んでいる。また、日本人初の ASEF 事務局長が任期満了により 2024 年に退任したが、日本が前事務局長の在任中を含め取り組んできているアジア・欧州間の相互理解に繋がる ASEF の各種交流事業を引き続き継続していくことが重要であるため、本件拠出を通じた ASEF との協力関係強化は重要性を増している。

日本は、ASEM 参加国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に迅速に対応するため、能力強化事業やパブリック・ヘルス・ネットワーク事業、感染症対策物資の備蓄事業に係る経費を拠出(平成 19 年度補正、令和2年度補正)した。この一環として、感染拡大の際は、備蓄物資をアジアの ASEM 参加国に提供したほか、ウクライナ及び ASEM 参加国を含む周辺国におけるウクライナ避難民の感染症対策のための支援や、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)を通じた、アジアの ASEM 参加国5か国における感染症予防・対応能力強化のための備蓄事業を実施した。これらは国際的な注目度が高く、国際社会に対して、日本と ASEF の協力により時宜を得た支援が可能であることを示す上で効果的であった。また、感染拡大などの影響でアジア・欧州地域間の人々の交流が大きな制約を受ける中、2020 年から日本が拠出している ASEF Classroom Network 事業は、オンライン・対面での会議などを通じて特に教育機関関係者のネットワーク構築・強化において実績を積み、欧州との総合的な関係の強化に着実に貢献している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

・日本は ASEF 理事会(年1回)に日本理事を派遣している。現職の日本理事は 2022 年2月に就任し、同年6月の理事会で執行委員に選出されている。執行委員会への日本理事の選出は5回目。同委員会は、ASEF 事務局長、同次長、アジア地域及び欧州地域からそれぞれ6名ずつの理事、合計 14 名から構成され、年に2回(第2四半期に開催される理事会の前、及び第4四半期に)開催される。同委員会は、ASEF の活動や財政状況などを事前に審査し、理事会に報告する権能を有し、理事会は、同委員会からの報告をおおむね追認することから、同委員会が ASEF の活動の方向性を実質的に決定付けているといえる。また、日本理事は、2023 年7月の理事会で財政監査委員に選出され、現在執行委員と財務監査委員を兼務している。

・理事は ASEF 規則上、出身国ではなく、ASEF 全体の利益を代表することになっているが、外務省は日本理事と綿密な協議・意思疎通を行い、日本が重視する、効率的かつ適切な機関の運営手続の確保、本件拠出先を含む各種事業の企画・実施などが確保されるよう努めている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年5月、ASEF から要請を受け、外務省欧州局アジア欧州協力室長が 18th ASEF Classroom Network(2025)(以下、「本事業」という。)のオンラインプログラムのオープニング式において冒頭挨拶を実施した。また、同年 10 月、ASEF から要請を受け、在スロベニア日本国大使館館員がスロベニアにて実施された本事業の対面会議のオープニング式において冒頭挨拶を実施しており、ASEF からの要請は ASEF の日本に対する信頼の現れの一例といえる。

- ・2025 年9月には、2024 年 10 月に就任したストチンスカ事務局長（ポーランド出身）を日本に招へいし、大阪・関西万博の視察、外務省など関係省庁との意見交換などを実施した。同事務局長からは、本件拠出事業を含む ASEF との協力事業が順調に進捗している旨の説明や、日本の貢献に対する謝意の表明があった。
- ・本件拠出事業の実施に際しては、日本からの参加者を確保すべく、参加者募集が開始された際に、日本国内の関係省庁に周知をした上で、日本の教育関係者の目にとまる可能性が高いホームページ（ユネスコスクールの公式 HP）で広報した。このような地道な取組が日本人教育関係者の参加につながった。
- ・従来から、本件拠出事業が報告書などに日本の貢献として明示されるよう、働きかけを行っており、ASEF のホームページや年次報告を始めとした刊行物記載がある。
- ・また、日本は、本件拠出に含まれる運営経費の上振れを押さえるため、理事会や執行委員会、財政監査委員会を通じ、主要財政貢献国と協調しつつ、ASEF 事務局に対して効果的かつ効率的な財政運用に努めるよう要請してきており、今後もこれを継続していく。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【教育関係者】本件拠出事業は、日本を含むアジア地域及び欧州地域の教育分野における一層の交流拡大及び相互理解の促進に貢献した。2025 年5月から9月にかけて実施されたオンライン形式での講義及び両地域の教育関係者間の協力推進に関する議論に加え、10 月にスロベニアにて実施された対面会議には、日本人教育関係者（1名）も参加した。また、杉村上智大学学長がアドバイザーとして協力し、日本のプレゼンス確保に寄与した。さらに、参加者により「教育における効果的・包括的・倫理的な AI 活用のデザイン：持続可能な学習のためのイノベーションと課題」と題する書籍が出版される予定であり、日本教育関係者への裨益拡大が期待できる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

ASEF 拠出金は ASEF がアジア・欧州間の知的交流、文化交流、人物交流に関する事業を実施することでアジア・欧州間の更なる相互理解を促進し、ひいては日本の外交政策上の目標である「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。」に貢献することを目標としている。

ASEF は、基準2のとおり、教師及び学校管理者、学者、研究者、教員養成者など、全体として、参加国 35 か国からの参加者に対し、知識の向上、イノベーションの促進、共同プロジェクトを通じたネットワーキングとコラボレーションの実現のための支援を行い、対面とオンライン合わせて 340 名以上の参加者が関与する（当初目標の 230 名を上回る）といった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・2025 年度拠出(830 千円):「教育における効果的・包括的・倫理的な AI 活用のデザイン」をテーマとした、18th ASEF Classroom Network(2025)にイヤマーク。

1 目標:アジア・欧州間において、(1)中等教育機関及び教員間の協力を強化し、(2)共同研究を推進し、(3)過去の参加者間のネットワークを維持・強化し、(4)発信により前述のテーマに関する認識を強化する。

2 取組:2025 年5月から9月にかけて、アジアと欧州の中等教育機関の関係者間で、AIに関する教え方、授業における AI ツールを用いた教え方に焦点を当てた能力向上、革新的な教授法・カリキュラム・研究の創出を目的とした講義、及び両地域の教育関係者間の協力推進に関する議論を実施した。10 月にはスロベニア、11 月には中国で各5日間の対面会議を実施した。拠出金は、渡航費、滞在費、出版費、広報費などとして、他ドナーからの拠出とともに使用された。

3 成果:本件拠出事業の目標の1(1)、(2)及び(3)の活動は、対面とオンライン合わせて 230 名の参加を得ることが目標だったところ、340 名以上が参加した。1(1)に関しては、60 名の教育機関関係者(日本教育関係者1名を含む)がオンライン形式の講義及び対面会議で参加し、参加者のネットワークが強化された。また、1(2)共同研究には 100 名以上が参加し、成果物として、「教育における効果的・包括的・倫理的な AI 活用のデザイン:持続可能な学習のためのイノベーションと課題」と題する調査報告書が作成された。1(3)過去の事業参加者によるセミナーには 200 名以上が参加し、ネットワークが維持・強化された。さらに、1(4)に関しては、ASEF のソーシャルメディアプラットフォームなどを通じた発信活動(200 万名超(5万名予測)のソーシャルメディア閲覧、及び 15,000 名超のホームページ閲覧者達成)により本件拠出事業関連情報を拡散し、事業のテーマに対する認識強化を図った。

新型コロナウイルス感染症などの影響でアジア・欧州地域間の人々の交流が大きな制約を受ける中、これまでに日本が拠出した Classroom Network 2020 事業、Classroom Network 2022 事業、Classroom Network 2023 事業、Classroom Network 2024 事業に引き続き、18th ASEF Classroom Network(2025)事業では、オンライン講義・対面会議などを通じて交流イベントや共同研究を効果的に実施し、参加者間のネットワーキング強化により、15 件の革新的な教授法の実践、12 件の教員協力を含む、前述の目標に見合った成果を上げたことは、ASEF の安定した対応能力の証左となった。

4 今後の見通し:ASEF Classroom Network 事業は、1998 年以降継続的に実施されている ASEF の教育分野の主幹事業となっており、日本を含むアジア及び欧州における教育関係者の評価も高い。学校連携の最終段階で 100%、教員連携で 80%以上のアンケート回答率であった。このうち、100%がプロジェクト終了後も連絡を維持し、協力する意向を表明、87%(学校)と 76%(教員)が共同活動又はスピノフ(派生的活動)を開始する計画を示唆、69%が ASEF Classroom Network コミュニティ内で将来のリーダーシップ又はボランティアの役割を引き受ける意欲を表明している。現時点で ASEM 参加国から累計で 3,000 名を超える教師、また 40,000 名を超える生徒の参加、430 の連携プロジェクト、140 超の革新的な教授法実践などの実績を誇る。2026 年には 19th ASEF Classroom Network 事業の実施に加えて、アジア欧州教育次期フェロシップという事業をスピノフ事業として開催することを目指している。

・2026 年度拠出:イヤマークする事業候補に関し、ASEF と協議中。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2026 年4月(日本の 2025 年度拠出分)(本件拠出が、本事業実施のため全額適切に使用されたことを確認した。) ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・個別事業の報告以外にも理事会、執行委員会、財政監査委員会の機会に約半年に1度、報告を受けている。今次評価対象期間内では 2025 年 11 月に報告を受領したが、特段問題はなかった。 ・監査 監査主体:理事会によって任命された外部監査主体(RSM SG Assurance LLP 社)、対象:令和6年1月1日から 12 月 31 日、拠出先全体、結果:拠出先全体について問題はなく、また、本拠出についての指摘なし。 ・その他 内部評価の制度あり(対象は拠出先全体)。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
3	2	2	2.33	1	-1.33	38
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	9
備考	ASEF 事務局は職員数が少なく拠出の使途範囲内といった絞り込みが困難であるため、拠出先全体の職員数などを使用。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
・2020年8月、初の日本人事務局長が就任(任期4年)。2024年9月に退任。 ・日本人事務局長の任期満了による退任後、外務省職員1名を、日本の拠出事業を総括する事務局長アドバイザーとして出向させている。 ・拠出する国・機関の数(53か国・機関)より職員数が少なく日本人職員比率は既に高い状況にある。 ・現在、ASEFは財政難のための欠員が出て採用をせずに空席を維持する対応を取っており、新規採用の可能性がない。日本人の新規採用を働きかける場合は、日本側が人件費を負担しなければ困難であると考えられる。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

N/A

N/A

N/A

N/A

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ロシアによるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関拠出金	
2 拠出先の名称	
損害登録機関	
3 拠出先の概要	
ロシアによるウクライナ侵略をめぐり、2022 年 11 月の国連総会決議において、損害登録機関を含む国際的賠償メカニズムを設立し、ロシアの法的責任を追及するプロセスを進めていく方針が採択され、①損害登録機関の設立、②請求委員会の設立、③賠償基金の設立という3段階アプローチでロシアの法的責任を追及するプロセスを進めていくこととなり、2023 年5月、ロシアによるウクライナ侵略により生じた損害に関する証拠及び請求の情報を登録することを目的とした損害登録機関がハーグ(オランダ)に設立された。合計 45 の国、国際機関が加盟国・機関及び準加盟国として参加している。駐日事務所なし。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、損害登録機関の活動に係る経費(会合費、事務所経費、人件費など)を負担することにより、同機関の活動を支援するとともに、同機関の加盟国会議において、投票権と発言権を有する参加国として、今後進展する同機関の具体的役割や機能についての議論に積極的に参画するために必要なものである。その過程で日本の国益を適切に反映するとともに、ウクライナ及び国際社会に日本の貢献をアピールすることが可能となる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	146,719 千円
拠出率及び順位は一般非公開となっている。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
欧州局中東欧バルト室、在ストラスブール日本国総領事館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」「施策Ⅰ-4 欧州地域外交」「個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進」「測定指標3-1 政府間対話の進展」の下に設定された中期目標「ロシアによるウクライナ侵略が、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平洋等、国際社会が抱える幅広い課題全体に対して一致して対処するために、政治・経済分野をはじめとする幅広い二国間関係の一層の強化を目標として、中・東欧諸国との間で政府ハイレベル対話を実施する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度政策評価事前分析表)

ウクライナの和平の在り方は欧州のみならずインド太平洋地域を含む国際秩序全体に影響を与え得るものであるとの認識のもと、国際社会と結束してウクライナ支援及び公正かつ永続的な平和の実現に取り組む。これにより法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献する。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

国連憲章の原則に違反する明白な国際法違反であるロシアによるウクライナ侵略によって、ウクライナには甚大な被害が生じており、生じた損害が回復されない状態が継続している現在の状況は、侵略者であるロシアの行為を容認することになりかねず、欧州のみならず、インド太平洋地域を含む国際秩序全体に影響を及ぼし得るものである。国際社会が結束して、公正かつ永続的な平和の実現に取り組んでいくことが重要である。

2022 年 11 月の国連総会決議において、ロシアによる侵略行為につき、しかるべく法的責任を取らせるという方針が採択され、損害登録機関を含む国際的賠償メカニズムを設立し、ロシアの法的責任を追及するプロセスを進めていくこととなった。

同決議も踏まえて、欧州評議会の枠組みの下、オランダ・ハーグにこのプロセスにおいて最初のステップとなる損害登録機関が設立。欧州評議会加盟国が中心ではあるものの、非欧州諸国の米国、カナダ、日本、オーストラリアが準加盟国として参加している。

損害登録機関の設立目的は、一義的には、ロシアの行為によって生じた損害などの証拠収集・登録業務を行うことであるが、同機関の機能はそれにとどまらず、ロシアによるウクライナ侵略に関する損害賠償メカニズムにおける次のステップである請求委員会の立ち上げを議論するための事実上の事務局として機能している。同機関は、ロシアの侵略による損害賠償プロセスに関する国際場裏での議論において、主導的な役割を担うことが見込まれる。したがって、同機関への抛出、投票権と発言権の確保は、ロシアに対する損害賠償プロセスに関する議論をフォローし、必要に応じて日本の考えを議論にインプットする上で極めて重要である。

2024 年 2 月 24 日の G7 首脳声明においては「欧州評議会の「ウクライナの損害を登録する機関」に対する我々の支持を改めて表明する」として同機関への支持が表明されている。また、日本の抛出は、同機関にとって、非欧州のアジアからの支援として重視されており、クルシュコフスキー同機関事務局長のみならず、ベルセ欧州評議会事務総長や、英国、オランダなどの関係国から謝意が表明されている。ベルセ欧州評議会事務総長発岩屋外務大臣宛就任祝辞においても、日本の支援に心より感謝する旨、言及があった。

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

損害登録機関への参加には、加盟国としての参加及び準加盟国としての参加がある。前者は義務的抛出金の抛出の必要があり、同機関の意思決定の場である加盟国会議での投票権などの権利がある参加形態、後者は義務的抛出金の抛出の必要はなく、加盟国会議には投票権を有しない形で参加可能であるが、加盟国会議により勧告された金額を抛出すれば、その予算年度の投票権を有する参加形態である。日本は準加盟国として参加しており、本件抛出により加盟国会議での今次予算年度の投票権を獲得し、ロシアに対する責任追及において日本が重視する法の支配に基づく国際秩序の維持・強化といった考えを反映させている。

1-3 本件抛出に係る日本側の取組等(抛出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・抛出先との間での要人往来、政策対話

・2023 年 10 月、ベルゲ欧州評議会事務次長が訪日し、深澤外務大臣政務官を表敬。同事務次長からは日本の長年にわたるオブザーバー国としての欧州評議会への貢献への謝意の表明があり、また、G7 議長国としての日本のリーダーシップに対し敬意を表する旨及び欧州評議会として日本との関係を更に強化したく、ウクライナ支援などの分野でも協力を深めていきたい旨述べた。

・2025 年 11 月、在ストラスブール日本国総領事がベルゲ欧州評議会事務次長を表敬訪問したところ、欧州評議会では賠償メカニズムに力を入れており、特に損害登録機関への日本の貢献に深く感謝している旨謝意表明があった。

・2026年1月、在ストラスブール日本国総領事はキュルミ欧州評議会事務局長室顧問(財政、アジア太平洋地域担当)を往訪し意見交換を行ったところ、欧州評議会における日本のウクライナ支援の取組は多大であり、感謝する、この日本の貢献は欧州評議会内で注目されている旨謝意表明があった。 ・2025年12月、在ストラスブール日本国総領事はボラキエビッチ欧州評議会法的助言国際公法局長を表敬訪問したところ、日本は欧州評議会と3つの価値(法の支配、人権、民主主義)を共有しておりG7のメンバーとしても重要、損害登録機関、請求委員会といったウクライナ支援に対するこれまでの日本の貢献に感謝する旨謝意表明があった。 ・日本側の取組 ・2025年4月、在ストラスブール日本国総領事館は、X(旧Twitter)上に「日本は昨年に続き、ウクライナ損害登録機関に対する拠出を行いました。拠出額は883,847.71ユーロであり、同機関から日本への謝意が表明され」た旨を投稿し、日本の取組をアピールした。 ・2026年3月、在ストラスブール日本国総領事館は、日本が損害登録機関に2024年から2026年の3年間に総計約200万ユーロを拠出した旨を英文及び和文で記載したリーフレットを欧州評議会内で配布し、また同館HP上に同リーフレットを掲載し、日本の取組をアピールした。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 損害登録機関への拠出金は、同機関が損害の請求及び証拠に関する情報を受領及び処理し、同機関が取り扱うか否かの適格性を評価・判断し記録することでロシアの責任追及において重要な役割を果たし、ひいては法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献することを目的としている。 同機関は、基準2のとおり、機関の知名度を向上させ損害の登録を促進するためにソーシャルメディアなどでの積極的に広報活動などを行った結果、10万件の損害登録申請を受理するといった効果を上げている。 また、基準3については、今後、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認する予定。 基準4については4-2の理由からN/Aとしている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標 2022年11月に採択された国連総会決議を踏まえ、①損害登録機関の設立、②請求委員会の設立、③賠償基金の設立という3段階アプローチでロシアの法的責任を追及するプロセスを進めていくという方針のもと、2023年5月に設立された損害登録機関は、第1段階に当たるロシアによるウクライナ侵略により生じた損害に関する証拠及び請求の情報を登録することを目的としている。
2-1(2)【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果 2024年終わりには1.3万件だったロシアの国際違法行為による損害に関する損害請求受理数は2026年1月時点で10万件に達した。 より多くの人々に損害登録機関の存在を知らせ損害の登録を促進するため、損害登録機関は英語とウクライナ語の両方でウェブサイト(www.rd4u.claims)を開設し、Facebook(ウクライナ語)、LinkedIn(英語)、X(英語とウクライナ語)でのソーシャルメディアの活用を推進するとともに、YouTube(英語又はウクライナ語)へのコンテンツ投稿を行っている。同機関はこれらの手段を活用し、ウェブサイトへのニュース記事の掲載やソーシャルメディアへの定期的な投稿を頻繁に行い、潜在的な登録・請求者、主要な利害関係者、一般市民に対する同機関の活動に関する情報発信を強化

している。また、損害は様々なカテゴリー別に提出されるが、新規カテゴリー開設時には、英語、フランス語、ウクライナ語で作成したプレスリリースを世界中のメディアに配信し、ウェブサイトにニュース記事を掲載するとともに、ソーシャルメディアで投稿を行い、新規カテゴリー開設情報の迅速な拡散を行っている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 当初予算として初となる令和8年度当初予算からはまだ支出しておらず、対象となる決算報告書は存在しない。
- ・外部監査 監査主体: ポルトガル会計検査院(Tribunal de Contas de Portugal)
- ・その他 内部監査及び内部評価の制度あり

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	45

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	1

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

損害登録機関は欧州評議会の枠組みの中で設置されており、職員規則も欧州評議会のもものが適用される。欧州評議会の規則では、加盟国の国籍を有することが職員の要件となっている。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

a

b

b

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029 (XX))に基づき、1966 年に設立された。本部はニューヨーク(米国)に位置する。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施し、日本人職員が在籍している。東京に駐日代表事務所を構えている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNDP パレスチナ支援プログラム(PAPP)内の「日本・パレスチナ開発基金」に対して実施している。拠出した資金は、パレスチナ(ヨルダン川西岸地区・ガザ地区)の民生の安定と開発のために充てられ、中東和平に向けた環境醸成への貢献を目的に、イヤマーク拠出(任意で支払うもののうち、用途を限定する拠出)を行っている。近年は、日本独自の中東和平への貢献策である「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業「ジェリコ農産加工団地」(JAIP)に関連する案件実施を通じて、パレスチナ経済の自立性向上に貢献している。また、2013 年に日本が立ち上げた「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)を通じて、東アジア諸国と共同で能力構築支援案件を実施し、パレスチナの国づくり支援に貢献している。この他、本件拠出は、パレスチナ自治政府(PA)改革支援、ガザ教員招へい、若者支援、行政能力向上といった、パレスチナの多岐にわたるニーズに機動的に対応し日本の役割を高める上で有用な案件を実施している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 47,196 千円	
日本の拠出率:100%、全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
中東アフリカ局中東第一課、国際連合日本政府代表部、在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ：地域別外交」、「施策Ⅰ-5：中東地域外交」、「個別分野1：中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定指標 1-1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果」の下に設定された中期目標「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施し、イスラエルとパレスチナ関係の強化やパレスチナ経済の自立に貢献する」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和5年度政策評価事前分析表)。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

中東和平問題は、複雑な歴史的背景を有する中東地域の中核的な課題である。国際社会において高い重要性が置かれる中東地域の平和と安定に日本が積極的な役割を果たすことは、日本の国際的な地位の向上及び日本に有利な国際環境の形成に資する重要な外交課題の一つである。また、日本は、イスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)が暫定自治に関する原則宣言に署名した1993年以降、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する「二国家解決」を一貫して支持する立場から、①関係当事者に対する政治的働きかけ、②将来の国づくり・人づくりに向けたパレスチナ支援、③両当事者間の信頼醸成の3本柱を通じて、長年にわたって積極的に貢献してきた。

日本は、2006年の小泉総理大臣によるパレスチナ訪問の際に提唱した「平和と繁栄の回廊」構想を推進してきており、具体的には、日本はパレスチナの経済的自立を促す中長期的な取組として「ジェリコ農産加工団地」(JAIP)の立ち上げを支援し、その開発推進を図る様々な事業を、政府開発援助(ODA)による協力などとも相互補完的な形で「日本・パレスチナ開発基金」を有効に活用し、実施してきている。イスラエル当局により移動制限や物流制限が課される中にあっても、JAIPでは、2025年末現在、民間企業18社が操業し、約290人の雇用機会を創出するなど、パレスチナの経済的自立を支える産業拠点として重要な役割を果たしている。

また、2023年10月以降のガザ情勢を受けて人道・復旧・復興面で莫大な支援ニーズが生起する中、日本は「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)を再活性化させた。新たにCEAPADに加わったカンボジアと協力し、「日本・パレスチナ開発基金」を活用し、2025年に第1号案件(2024年度「工業団地の発展：カンボジアからの洞察」)を実施し、パレスチナのニーズに迅速に応えるとともに、CEAPAD連携の意義向上を図っている。このカンボジアとの協力案件は、2025年7月に開催した第4回CEAPAD閣僚級会合における岩屋外務大臣のスピーチでも成功例として取り上げられている。

さらに、ガザ地区の再建と中東和平の実現に向けて、パレスチナが喫緊に必要とする支援ニーズや国際的な優先課題が増大・多様化する中、同基金を活用してパレスチナの国づくりを後押しするため、パレスチナ自治政府(PA)改革に資する行政能力強化支援案件や若年層エンパワメントのための支援案件などを実施している。

同基金を通じた支援は、パレスチナ現地における支援実績、積年の信頼関係、高い案件立案・実施能力及び専門性を備えるUNDPとパレスチナ関係者の長年のパートナーシップが強みであり、JAIPやCEAPADといった日本独自のイニシアティブと呼応する形で、日本とUNDPとの信頼関係に基づき緊密な意思疎通の下、日本の意向に可能な限り沿うような形で、日本の政策を推進・具体化に必要な案件を機動的かつ戦略的に決定・実施できる。この点、その他国際機関などを通じた支援に比し高い優位性が認められ、扱う支援分野も多岐にわたる。UNDPは、パレスチナ大統領を始めとするパレスチナ自治政府要人から高く評価されているのみならず、G7諸国やEUといった他ドナーによる支援との差別化を図ることができ、日本の役割向上に貢献している。また、同基金を通じた支援は、案件関連物資及び工事の調達・請負契約に際してパレスチナ企業やパレスチナ人労働者を積極的に活用するなど、パレスチナ経済にも裨益する援助形態であるため、パレスチナ人からも高く評価されている。

このような「日本・パレスチナ開発基金」をはじめとする日本のパレスチナ支援の取組は、様々な国際会議や要人往来の際に、総理大臣・外務大臣を含むハイレベルで積極的に発信してきている。(後述1-3「日本側の取組」参照)

1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出先の「日本・パレスチナ開発基金」は日本のみが拠出しており、日本は個別プロジェクトの選定・形成・実施管理など全ての意思決定プロセスに主体的に関与している。日本は、同基金の最高意思決定機関である UNDP 執行理事会の議席(全 36 議席)を、「西欧及びその他」グループの一員としてローテーションにより、2007 年～2029 年のうち4年間(2009 年、2014 年、2019 年、2027 年)を除く 19 会期にわたり確保し、UNDP の政策方針、戦略計画、予算、国別事業の承認などの意思決定プロセスに参加している。この議席は、日本の UNDP への影響力の要であり、重要な案件に関する意思決定に関与できる基盤となっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年2月、山崎国連大使(国際連合日本政府常駐代表)とシュタイナー国連開発計画(UNDP)総裁はガザ地区の早期復旧及び復興に関するイベント(ラウンドテーブルディスカッション)を共催し、G7及び UNDP のトップ 10 ドナーといった主要国の参加を得て、ガザ地区の早期復旧及び復興に向けた支援・連携及び実務的な論点について議論した。

・2024 年7月、安藤外務省中東局長は、日・パレスチナ共催で第5回「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」実務レベル会合(オンライン)を開催し、ガザ地区復旧・復興及び PA 改革に向けた参加国・機関の連携を確認した。UNDP パレスチナ支援プログラム副所長(日本人職員)からガザ地区の復旧・復興支援ニーズと計画に関するブリーフを受けた。

・2025 年7月、安藤中東局長は、先方の求めに応じ、アブダラ・アル・ダルダリ UNDP 総裁補兼アラブ地域局長とオンラインで会談し、先方からガザ地区を含むパレスチナのニーズ及び UNDP の戦略計画について説明を受けた。先方は、日本の取組・支援に対する評価と期待を述べた。

・2025 年 11 月、岩本外務省中東局長は、アブダラ・アル・ダルダリ UNDP 総裁補兼アラブ地域局長とオンラインで会談し、先方から日本の貢献に対する謝意が表明され、双方はガザ地区の復興に向けた引き続きの連携を確認した。

・2026 年1月、大久保外務省参与(ガザ再建支援担当大使)は、先方の求めに応じ、アブダラ・アル・ダルダリ UNDP 総裁補兼アラブ地域局長とオンラインで会談し、先方から日本の貢献に対する謝意が改めて表明され、ガザ地区を含むパレスチナ情勢の推移を踏まえた効果的な支援について、今後も密接な意思疎通を継続することで一致した。

・日本側の取組

以下の国際会議や訪問の機会に、日本の外交的取組をハイレベルで本件拠出に関連するプレイアアップをした。

・2025 年7月、日本は、約7年ぶりに [CEAPAD 閣僚級会合](#) をマレーシア・クアラルンプールで開催し、同会合において、[共同議長声明](#) 及び [CEAPAD IV クアラルンプール行動計画](#) が発出された。岩屋外務大臣が [議長スピーチ](#) において、「日本・パレスチナ開発基金」を通じて実施したカンボジアとの三角協力案件及び「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である JAIP に言及。([外交青書 2026](#) の 153 ページに特集として掲載)

・2025 年9月、国連ハイレベルウィークに出席した石破総理大臣は、[一般討論演説](#) において、パレスチナの経済的自立と有効な統治の確立を強力に支えていく旨強調した上で、JAIP、PA 職員の能力強化、CEAPAD の取組に言及。

・2025 年9月、国連本部で開催された「[パレスチナ支援調整委員会](#)」(AHLC) [閣僚級会合](#) で、岩屋外務大臣が [スピーチ](#) の中で UNDP 拠出金「日本・パレスチナ開発基金」を通じ支援している「パレスチナの行政能力の強化と技術協力」の事業に言及。

・2025 年 11 月、茂木外務大臣は、日本としてガザ地区再建をはじめとするパレスチナの国づくりに向けた支援やガザ地区の暫定的な統治メカニズムへの人的貢献などに取り組むため、大久保参与(ガザ再建支援担当大使)を新たに任命し、ブリュッセル、ヨルダン、パレスチナ、イスラエル、米国、エジプトなどの関係国・地域に同大使を派遣。

・2025 年 11 月、英利外務大臣政務官が「[パレスチナ・ドナー・グループ](#)」第1回 [閣僚級会合](#) における [スピーチ](#) で、JAIP 及び CEAPAD の取組を紹介。

・2026 年1月、茂木外務大臣はイスラエル・パレスチナを訪問し、(1)ガザ地区の統治メカニズムへの継続的な関与、(2)パレスチナの「国づくり」に向けた包括的な支援、(3)CEAPAD などを通じた支援の拡大という、「平和を支える取組」の3本柱を発表。また、茂木外務大臣は、パレスチナ訪問中、JAIP を広報する内容の X を投稿。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
【独立行政法人、日本企業】 上記 1-3 の「日本側の取組」に記載の「平和を支える取組」の第3の柱である日本主導の枠組を通じた支援の輪の拡大の一環として、2026 年1月、経済産業省と独立行政法人日本貿易振興機構が「シリア・パレスチナ・イラク経済復興・発展フォーラム」を開催し、多くの日本企業が参加、ガザ地区再建における官民連携の可能性を議論。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 「日本・パレスチナ開発基金」は、UNDP が、PA の行政能力向上、経済開発、改革支援、イスラエル・パレスチナ双方の信頼醸成に資する案件を形成・実施することで、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国づくり、人づくりへの支援に貢献し、ひいては日本の外交政策上の目標である「平和と繁栄の回廊」構想の促進及び「二国家解決」に基づくイスラエル・パレスチナの平和共存に貢献することを目指している。 UNDP は、基準2のとおり PA の行政能力向上、経済開発を目的として事業を実施しており、2-2 のとおりの効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については、4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
【評価対象期間内に完了した事業】 ・2022 年度:「パレスチナ・ビジネス繁栄センターの運営(パルプロセンター第二フェーズ)」 (1) 目標: JAIP のパレスチナ・ビジネス繁栄センター(通称、パルプロセンター)の運営に当たり、管轄する PA 国民経済庁及び投資促進・工業団地庁の運営計画及び、企業支援の詳細内容の確定を支援することで、同センターの運営の自立化と事業実施能力の強化を図る。 (2) 取組・成果: JAIP 入居企業及び農業・食品加工分野の中小零細企業への支援を目的として、製品のブランド化、パッケージング、商品開発、食品品質検査・認証及び市場参入を含む事業開発支援サービスを提供した。 2024 年9月末までに事業終了予定であったが、ガザ情勢により 2025 年6月末まで事業期間を延長した。 (3) 総論: JAIP では、2025 年末現在、民間企業 18 社が操業し、約 290 人の雇用機会を創出するなど、パレスチナの経済的自立を支える産業拠点として重要な役割を果たしている。 ・2024 年度:「工業団地の発展:カンボジアからの洞察」 令和7年度評価シートに記載あり。2025 年2月末に事業完了。2025 年8月に事業完了報告書を受領。

2025 年7月の第四回 CEAPAD 閣僚級会合において、岩屋外務大臣が同事業に直接言及し、成果をプレイアップした。

・2024 年度:「パレスチナの行政能力の強化と技術協力」

(1)目標:パレスチナ国家建設に向けた制度改革・経済改革を推進していくために必要な PA の行政能力の強化を行う。

(2)取組・成果:2024 年に PA 首相主導で策定した制度改革・経済改革の戦略文書「ビルド・パレスチナ」に基づき、同文書の履行において中核的役割を果たす PA 職員の人件費を賄う。また、PA が新たに設置した「ガザ緊急オペレーション・ルーム」の体制強化支援(情勢モニタリングに関する技術支援やテレビ会議関連機材の調達など)も実施している。これらの取組により、「ビルド・パレスチナ」の実現及び推進並びに中長期的な安定に貢献する。2026 年6月に事業完了、同完了報告書は 2027 年3月に受領予定。

【実施中の事業】

・2025 年度:「パレスチナにおける政策研究、知識基盤及び公開討論の強化」

(1)目標:パレスチナにおけるエビデンスに基づく政策研究、知的基盤を強化し、現地シンクタンク「パレスチナ研究センター」とともに、公開討論を通じた透明性のある意思決定を支援する。

(2)取組・成果:エビデンスに基づく政策研究とアクセス可能な知識基盤を確保し、公開討論を通じた透明性のある意思決定を支援することは、パレスチナに限られた資源を効率的に最大限活用し、中長期的な観点からその課題に対処するために極めて重要となっている。このため、UNDP はパレスチナ研究センターとともに、①政策・ポジション・ペーパーの作成(パレスチナに影響を与える主要な政治・経済・地域動向に関する政策関連分析)、②研究プロジェクト(PA のガバナンス、レジリエンス及び地域動態に関連する政治経済をテーマとした重点研究プロジェクト2件)、③公開政策対話と円卓会議(円卓会議 10 回)、④図書館の整備(研究用図書館の設立、設備・備品の調達、運用支援)を行う。2027 年3月末までに事業完了予定。

・2025 年度:「JAIP における再生可能エネルギー設備及び電力インフラの改善・強化」

(1)目標:JAIP 入居企業の活動を促進するプラットフォームとしての JAIP の機能を強化し、入居企業の生産性を向上させる。

(2)取組・成果:JAIP の内部道路には街路照明が未設置の箇所があり、JAIP 入居企業の生産活動・物流・緊急対応に直接関係する道路インフラの安全性向上は喫緊に対応すべき課題となっている。また、パレスチナのエネルギー基盤は、大部分を外部供給源に依存する構造的脆弱性を抱えている。これらの課題を解決し、JAIP の安全性と機能性を向上させ、また、再生可能エネルギー供給能力を拡大させるため、①技術設計及び入札準備(街路灯及び太陽光発電に係る詳細設計の確定など)、②路灯設置及び景観整備(主要進入道路の電気インフラ改修を含む。)、③JAIP 内拡張ゾーンにおける太陽光発電システムの設置(約 120kW の太陽光発電設備及び蓄電池の設置、及び系統接続、試験運転、運用・保守に関する基本指導。)を行う。

2027 年3月末までに事業完了予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:

現在取り付け中の決算報告書

2025 年6月事業完了 2022 年度拠出分「パレスチナ・ビジネス繁栄センターの運営(パルプロセンター第二フェーズ)」

2025 年3月事業完了 2024 年度拠出分「工業団地の発展:カンボジアからの洞察」

2026 年6月事業完了 2024 年度:「パレスチナの行政能力の強化と技術協力」 決算報告書は、決められたサイクル(事業完了後 12 か月以内)で提出されるよう出張駐在官事務所を通じて促している。 ・監査 監査主体:国連会計検査委員会(BOA)、対象:拠出先全体、結果:拠出先全体について問題は無く、また、本件拠出についての指摘事項はない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(UNDP パレスチナ支援プログラム) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
1	1	1	1	0	-1	8(注)
備考	(注)全職員数は、プログラム内インターナショナル(P)スタッフ数。JPO は含まれない。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	0	-1	2(注)
備考	(注)全幹部職員数は、プログラム内の人数。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2019年4月からUNDPガザ事務所長(P5)を務め、2020年8月から2025年7月までパレスチナ支援プログラム副代表(D1)を務めていた野口千歳氏は、2025年8月からUNDPエジプト常駐代表(D1レベル)に就任。野口氏のパレスチナ支援プログラム離任に当たって、今後も日本人が配置されるよう、日本からUNDPに対し、申し入れを行っている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
多国籍部隊・監視団(MFO) 拠出金	
2 拠出先の名称	
多国籍部隊・監視団(MFO)	
3 拠出先の概要	
多国籍部隊・監視団(以下、MFO)は、1979 年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属の「MFO 設立議定書」(1981 年)に基づき設置された。両国国境地帯の平和維持を目的として 1982 年からシナイ半島に展開しており、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を主要任務とする(シナイ半島の停戦監視任務は、当初、国連による平和維持活動が追求されたものの、冷戦下の国際情勢により実現しなかった)。本部はイタリアのローマに、リエゾン事務所はカイロ及びテルアビブに、司令部はエジプトのシャルム・エル・シェイクに所在する。現在の要員派遣国は日本を含む 14 か国。過去4度にわたって戦火を交えたエジプトとイスラエルの和平が 40 年以上にわたり維持されており、包括的な中東和平実現の基礎となっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
MFO は、1979 年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属「MFO 設立議定書」に基づき、シナイ半島に展開する多国籍部隊・監視団であり、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を主要任務とする。2005 年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。MFO の予算は、当事国であるエジプト、イスラエル及び米国がそれぞれ 2,400 万ドル(約 30%)を拠出し、日本を含む他の外国による拠出及び利息収入を充当する仕組みとなっている。本件拠出は、MFO の通常予算向けのコア拠出であるが、文民職員の給与と監視活動に当たる軍人の食糧調達費に限定して使用される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 2,414 千円	
現時点までに MFO 側から国別拠出額が公表されているのは 2024/25 年度分までであり、同年度の日本の拠出額は約 52.6 万ドル(当初予算:約 2.2 万ドル、補正予算:約 50.4 万ドル)で、拠出率は 0.60%、第5位。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
担当課室: 中東アフリカ局 中東第一課	
関係する主な在外公館: 在イタリア日本国大使館、在エジプト日本国大使館、在イスラエル日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ－5 中東地域外交」、「個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定指標1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援」の下に設定された中期目標「中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を適時適切に国際機関等と連携を図って支援する。」(令和5年度外務省政策評価事前分析表(78～79 ページ参照))、及び「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野3 国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備」の下に設定された中期目標「1 国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する」を達成するための手段の一つとして位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件抛出は、日本の中東和平への取組を補完するものであり、日本の貢献とプレゼンスを確保する上で、その有用性は高い。

1988 年から継続して実施している本件抛出は、重要外交課題の一つである中東地域の安定に対する日本の貢献策として、MFO 事務局のみならず、主要関係国であるイスラエル、エジプト、米国からも様々な外交上のやりとりの中で高く評価されるとともに、日本からの継続的な貢献が求められており、その外交的意義は大きい。日本は本件抛出に加えて、MFO の安全や運営に関わるインフラ整備のうち特に緊急性のある事業に対して 2014 年から補正予算による支援(イヤマーク)を行っており、両者は共に必要な支援である。また事業完了後には支援対象物への日の丸貼付、引渡し式実施、HP、年次報告書や年次総会での紹介など MFO 内外で明示される機会が増え日本の貢献がより広く周知されている。

また、日本は国際平和協力法に基づき、2019 年4月からシナイ半島南部にあるシャルム・エル・シェイクの MFO 南キャンプに設置された司令部に、司令部要員として自衛官2名の派遣を開始した。2023 年6月に増員し、計4名を司令部要員として派遣している。同要員派遣の期限は毎年 11 月末までであり、派遣の必要性和意義を精査の上で1年毎に期限を延長している。同派遣は、日本の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に資するものであり、日本の「積極的平和主義」の実践例の一つと言える。

2023 年 10 月に発生したハマスなどによるテロ攻撃以降、イスラエル・パレスチナ情勢は悪化の一途を辿っており、中東諸国とイスラエルの関係にも影響を及ぼしている。2020 年のアブラハム合意を受けた一部のアラブ諸国とイスラエルの国交正常化に向けた合意の動きも、ガザ情勢悪化以降には暗礁に乗り上げた状態となっている。

このように不安定な中東情勢の中、地域大国であり安定の要であるエジプトとイスラエル間の停戦維持は中東地域全体の安定にとって極めて重要であり、MFO は停戦監視という重要な任務を担っている。日本が中東地域に依存するエネルギー資源の安定供給を確保する上でも MFO への抛出は重要と言える。

シナイ半島における停戦は、今回の評価対象期間中も含め継続的に遵守されているが、これは MFO の監視活動の結果達成できているものである。例えば、ガザ情勢を受けたエジプト軍の兵力増強や装甲車両の追加配備、イスラエル側の軍備増強などは、MFO 仲介の下で両国間の協議・調整を経て双方合意によって実施されることにより、不測の対立の可能性の芽を摘んでいる。引き続き紛争を回避するためにも、高いレベルの監視活動の継続が必要であり、その観点からも、日本を含む国際社会からの積極的な貢献が求められており、日本からの MFO への財政的支援は、MFO の活動に対する着実な支援と評価できる。2026 年6月に訪日したアブデルアティー・エジプト外務大臣は、茂木外務大臣との第3回外相間戦略対話の協議の中で、MFO に対する日本の支援について高く評価し、謝意が伝達された。

日本は、国際社会全体で中東和平を強力に後押しすべきと考えている。この点、中立性の高い国際機関である MFO の活動への支援は、日本の中東和平に係る二国間支援を補完する重要な手段となっており、引き続き MFO における日本の存在感を維持するためには、財政的貢献と要員派遣をともに継続することが重要である。

MFO については、2026 年版外交青書(P.163 エジプトの項)、令和7年版防衛白書(第Ⅲ部第3章第2節 2 国連PKO などへの取組 1 多国籍部隊・監視団(MFO)への派遣)に記載の通り。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

毎年1回、MFO の新会計年度開始後の適切なタイミングで MFO 本部(ローマ)において MFO 年次総会が開催される(注:MFO 会計年度は 10 月 1 日から9月 30 日)。直近では 2026 年1月に総会が開催され、日本からは在イタリア日本国大使館の代表(参事官、防衛駐在官)が出席して MFO の活動に関する日本の意見や貢献にかかる説明を発表した。

また、駐エジプト日本国大使、駐イスラエル日本国大使や防衛駐在官が定期的に MFO カイロ事務所やテルアビブ事務所代表と面会し、2025 年5月 26 日の日本隊指揮移転式、同年4月7日及び9日のドナー・デーなどの機会にシナイ半島を訪問して、MFO の活動状況、現地情勢について協議を行い、日本の問題意識を伝えている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

MFO 事務局長が 2015 年から定期的に来日し、内閣府、外務省、防衛省幹部に対し、MFO の活動報告及び日本の支援に対する謝意並びに継続的な拠出に対する期待を伝えてきているほか、シナイ半島情勢や中東情勢全般に関する意見交換を行っている。また、その際、日本側からは日本の支援にかかる適切な広報についても求めている。同事務局長からは、MFO 設立初期からの平和維持・監視活動に対する継続的な日本の貢献を高く評価するとともに、謝意が述べられている。

直近では 2025 年 11 月、ディブル MFO 事務局長及びピンタード MFO 計画・プログラム分析・オペレーション部長が訪日し、国光外務副大臣を表敬した。同事務局長は、MFO の設立経緯、現下の悪化する中東情勢も踏まえた MFO の役割や活動について説明すると共に、日本の拠出に謝意を表明した。また、岩本中東アフリカ局長との意見交換においては、インフレーションや為替レートの変動の影響を受けて、MFO は財政見直しや予算削減などを不断に実施しており、日本の補正予算による事業支援もありがたいが、運営費用に充てる一般支援(General support)も必要である旨述べ、本件拠出の重要性を改めて強調した。さらに、森川内閣府国際平和協力本部(PKO)事務局長との意見交換においては、日本は MFO に対して要員を派遣している 14 か国の中で、財政支援も行っている派遣国は日本を含む4か国のみであるとして、日本による財政的、人的貢献の双方に対し謝意が示された。

ディブル事務局長からの2025年(令和7年)度拠出金要請書簡では、日本によるMFOへの財政的貢献の継続に対して心からの謝意を表明するとともに、日本の寛大な貢献はシナイ半島の安定及びエジプト・イスラエル間の平和に資するとの称賛が述べられた。

2025 年8月、辻内閣府副大臣がエジプトを訪問し、シャルム・エル・シェイクの MFO 南キャンプを視察、ギャラウェイ MFO 司令官と意見交換を行った際には、日本からの財政面・人員面での貢献に謝意が述べられ、引き続きの支援要請があった。

2025 年5月、植草 PKO 事務局総務参事官がシャルム・エル・シェイクの MFO 南キャンプにおける日本隊指揮移転式に出席した際、ギャラウェイ MFO 司令官への表敬において、同司令官は日本の司令部要員の職務意識の高さや貢献を称賛すると共に、日本の財政支援やインフラ増設による部隊活動の支援に有用であるとして高く評価した。

また、要員の派遣にあたっては、内閣府において出発式・帰国式が行われており、直近では 2026 年4月の第8次隊出発式に島田外務大臣政務官が、6月の第7次隊帰国式に大西外務大臣政務官がそれぞれ出席した。

・日本側の取組

MFO に派遣している司令部要員4名のうち、2023 年6月から派遣を開始した施設の整備などにかかる企画及び調整関連業務を担当する2名は、自衛隊の強みである施設分野の知見・能力をもって、日本の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に一層の貢献をすべく、MFO の活動基盤であるインフラ整備などを担当している。両名は令和5年度補正予算による逆浸透プラント事業に続き、令和6年度補正予算による有人監視サイト3における部隊防護事業

を担当しており、日本が財政支援・要員派遣の両面から MFO に貢献していることを十分にアピールする機会となっている。

日本は MFO に対して、「日本の顔」が見える支援の適切な広報を行うよう求めており、MFO は、日本の当初予算及び補正予算の拠出にかかる年次報告書や財務報告書への記載に加え、インフラ整備などの事業に対する補正予算支援については、案件完了時に日本関係者の立ち会いで引渡し式を実施し、その様子を MFO 公式 HP に掲載している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金は MFO がシナイ半島におけるエジプト、イスラエル両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を行うことで両国国境地帯の平和維持を達成・維持し、ひいては日本の外交政策上の目標である日本の国際平和協力などを通じて中東地域の平和と安定に対して貢献することを目指している。

MFO は、基準2のとおり、停戦監視などに対し、2-1(2)のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

MFO の基本的な目標は、「エジプト・イスラエル平和条約」遵守の検証、条約当事者であるエジプト・イスラエル間の対話促進と関係の安定化、ひいては平和の強化・促進であり、そのための活動を継続している。

具体的には、停戦監視を主要任務としており、シナイ半島に駐留して、両国国境地帯の平和維持を目的とし、紛争発生件数を0とすることを目標としている。

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

MFO の現地活動部隊は 30 国籍の軍人・文民の総数 2,000 名以上からなる。3個歩兵大隊、沿岸哨戒部隊(イタリア派遣、3隻、乗組員 78 名)、航空部隊など 1164 名、文民監視団や事務局・リエゾン事務所などの国際スタッフ(文民)、現地職員(業者など)により構成されており、停戦監視及び紛争防止のため高い専門性を有する活動を行っている。

MFO は中東地域において休戦協定の履行監視などを任務とする国連休戦監視機構(UNTSO)など国連機関と必要な情報共有を行っている。

2025 年度(2024 年 10 月～2025 年9月)の主な実績は以下のとおり。

- 文民監視団は、エジプト及びイスラエルが平和条約における合意事項の遵守状況を監視・検証・報告する中心的な役割を担っており、空路及び陸路の両方から検証した。同監視団は、MFO 北キャンプと MFO 南キャンプ両方から検証ミッションを派遣し、検証を行った。
- チラン海峡の効果的な監視のため、監視カメラ・チェックポイントを新設した。
- 沿岸哨戒部隊は、2025 年度に監視と海上哨戒活動を実施した。

－ 年度を通じて、MFO はエジプト、イスラエル間の会議の実施を仲介、促進させ、二国間の信頼醸成に貢献した。 1982 年の MFO 展開後、エジプトとイスラエルとの間で紛争は発生しておらず、両国の和平が 40 年以上にわたり、維持されている。MFO の取組の成果は、年次報告書の形で要員派遣国や財政拠出国に配布されている。 また、上述のとおり MFO は停戦監視を主要任務としており、シナイ半島に駐留して、エジプトとイスラエル間の国境地帯の平和維持を目的とし、紛争発生件数を0とすることを目標としているところ、今回の評価期間についても紛争発生件数0として目標を 100%達成している。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・会計年度:10 月から翌年9月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月:2025 年 11 月(日本の 2024 年度拠出分) ・決算状況 MFO の 2024/25 会計年度:収入:86,971,000 米ドル、支出:86,030,000 米ドル、差額:941,000 米ドル(規定に基づき、予算安定準備資金基金(Budget Stabilization Reserve Fund)に組み入れ。) ※2010 年に当事国(エジプト、イスラエル、米国)の要請により、同3か国の毎年の拠出の残余金を原資とする予算安定準備資金基金を設立しており、2021 年度、2022 年度及び 2023 年度の超過支出金は同基金から充当、2024 年度及び 2025 年度の余剰金は同基金に組み入れた。2025 年度決算における予算安定準備資金は 58,140,000 米ドル。 日本の 2025 年度分拠出金については、先方は 2025/26 年度会計(2025 年 10 月-2026 年9月)の収入として計上予定である。 ・外部監査 監査主体:クロウ社(Crowe) 結果:財務状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることを、日本を含む財政拠出国が確認し、総会において承認された。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
MFO は、直接雇用している職員に関する人事戦略 2021-25 を策定した。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025

0	0	0	0	0	0	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合 (「N/A」とする場合)、評価対象としない (「N/A」とする) 合理的理由						
MFO (ローマ事務局本部、シャルム・エル・シェイクの司令部など)において日本人職員が勤務できるよう、就職希望者にかかる情報があり次第、日本として側面支援を実施していくものの、例えば文民監視団は米国籍者に限るという規定があるなど、基本的にはMFOにおいて一般の日本人職員の採用が想定される文民国際要員数は限定的であるため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称		
アフリカ連合委員会 (AUC) 政治・平和安全保障局 (PAPS) への拠出金		
2 拠出先の名称		
アフリカ連合委員会 (AUC)		
3 拠出先の概要		
アフリカ連合 (AU) は、アフリカ大陸の 55 の国・地域が加盟する世界最大級の地域機関である。2002 年 7 月、アフリカ統一機構 (OAU) (1963 年 5 月設立) から発展改組されて発足した。本部はアディスアベバ (エチオピア) に所在する。アフリカ統合の象徴として、開発分野とともに平和安全保障分野において紛争・政治的混乱時における調停活動などの重要な役割を果たしている。駐日事務所は設置されていない。AU の中核的な執行組織は、アフリカ連合委員会 (AUC) であり、傘下には 6 つの専門部局がある。平和安全保障に関する施策は政治・平和安全保障局 (PAPS) が担っており、AU が実施するアフリカの平和安全保障推進を支援するための本件拠出は PAPS に対して実施拠出される。		
4 (1) 本件拠出の概要		
本件拠出は、AU 紛争予防・管理・解決メカニズムの個別施策を執行する AUC 専門部局である政治・平和安全保障局 (PAPS) に対するものであり、AU の平和安全保障分野での活動 (調停活動など) の強化に寄与することを目的としている。AU の諸活動のうち、特に重要性が高く、また、日本の対アフリカ外交政策を推進する上で意義の大きい「アフリカの平和と安定」の分野の取組を支援することにより、国際社会の主要関心事項であるアフリカの平和と安定に対する日本の貢献を果たし、AU との更なる関係強化を図る。		
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出	☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)		
令和 8 年度当初予算額: 10, 251 千円 (68, 793 米ドル)		
2024 年: 日本の拠出率 0.05% (拠出順位 9 位)。全額イヤマーク拠出。		
5 担当課室・関係する主な在外公館		
アフリカ部アフリカ第一課、アフリカ連合日本政府代表部		

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、政策評価体系上「基本目標1 地域別外交」、「施策I-6 アフリカ地域外交」、「個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」/「測定指標1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進」の下に設定されている中期目標「他国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、アフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた国際社会にお

ける議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(86 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

AU は、アフリカ大陸の 55 の国・地域が加盟する世界最大級の地域機関であり、平和安全保障分野では、特に紛争・政治的混乱の調停などにおいて大きな役割を果たしている。近年では、紛争予防・解決におけるアフリカ自身の取組(平和支援部隊派遣、調停、選挙監視団派遣、早期警戒システムなど)の重要性が国際的にも認識されるようになってきており、AU の重要性は一層高まっている。AU は、2013 年から 50 年先を見据えたアフリカの統合と開発の大綱である「アジェンダ 2063」の下、アフリカにおける全ての紛争の終結を目指す「紛争停止(Silencing The Guns)」事業を実施中である。

AUC 政治・平和安全保障局(PAPS)は、アフリカの平和安全保障面での AU の枠組みである AU 平和安全保障アーキテクチャー(APSA)の運用にあたって欠かせない執行機関であり、アフリカ自身の取組を後押しする上でも本件拠出の果たす役割は非常に大きい。評価基準 2-2 に記載のとおり、AU によるアフリカ域内の平和と安定に係る取組を支援することは、アフリカにおける紛争からの復興に日本が具体的な貢献を行うと同時に、AU 自身によるアフリカ域内の平和支援活動(PSO)の実施能力を高めることにも資するものであり、また、日本と AU のみならず日本とアフリカ諸国との関係強化を図る上でも重要な役割を果たしている。

アフリカの平和と安定の達成に向け、AUC は日本からの本件拠出を活用して、2024 年末の AU ソマリア暫定ミッション(ATMIS)撤収後のソマリア政府による同国警察力向上や AU 関連組織の能力向上などを支援・実施している。加えて、日本は、ATMIS 後継として同地域の安定を目的とする 2025 年に発足した AU ソマリア支援・安定化ミッション(AUSSOM)の治安維持機能を支援する PAPS 向け補正予算(3百万ドル)を用いて、AU 平和構築ミッションへの国連予算の割当てを定める国連安全保障理事会決議第 2719 号を補完する形で、他国に先駆けて 2025 年3月に拠出を実行し、AUC や近隣アフリカ諸国から高く評価されている。本件拠出の具体的な評価の例として、2025 年8月の TICAD 9の横浜宣言で、「AU 加盟国は、AUSSOM に対する日本の貢献を高く評価する」という文言が明記されているほか、2025 年 10 月の中川アフリカ連合日本政府代表部(AU 代表部)大使離任の際、ユスフ AUC 委員長からこれまでの日本支援に深い謝意が伝えられた。本件拠出は、こうした環境下、日本政府の外交方針に合致する案件に絞って AU の平和・安定施策を推進しており、AU との外交関係構築上、極めて重要な位置付けを有しているだけでなく、AU 非加盟国である日本が AU の平和支援活動(PSO)に直接的に貢献できる手段は、本件拠出以外にはない。

本件支援は 2025 年8月の TICAD9で発表した日本の取組の一つとして位置付けられているほか、同会合における岸田議長代理スピーチにおいても、アフリカ主導の紛争予防と平和構築への協力のための手段の一つとして本件拠出を紹介した。

なお、本件拠出とは別に、日本は、アフリカ自身の平和維持・平和構築に係る能力を向上させることを目的に、国際連合開発計画(UNDP)を通じて、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練を担う PKO 訓練センター(14 か国)の訓練能力の強化及びこれらセンターによる各種研修・訓練の活動を支援しており、本件拠出はこれらの事業とともに必要な支援となっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は外交関係を有するアフリカ 54 か国との二国間関係だけではなく、アフリカ大陸の統合を掲げる AU とのマルチの関係を重視しており、AU の執行機関である AUC を 2010 年からアフリカ開発会議(TICAD)の共催者として迎えている。

本件拠出は AUC 関係部局と調整の上、日本の意向を反映させることができるイヤマーク拠出として、アフリカ主導の予防・調停・仲介のための活動支援などを中心に案件形成を行っている。また、日本外交の主要な柱として位置付けている「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」や「人間の安全保障」をアフリカで推進することにも貢献している。案

件形成に当たっては、AU 代表部と PAPS との間で、大使と担当委員（閣僚級）というハイレベルを含めたやり取りを行っており、AUC のオーナーシップを尊重しつつ、日本の重点分野を反映するような案件形成を行っている。

2025 年の本件提出による案件形成にあたっては、2025 年 10 月に中川 AU 代表部大使がアデオエ PAPS 担当委員（閣僚級）と協議した際、委員自ら、紛争後の復興と開発（PCRD）が PAPS の重点事項であることを強調したことを受け、PAPS の担当官と AU 代表部職員が緊密に協議し、PCRD 関連の事業の中でも、人間の安全保障とも関連しており、コミュニティが直接裨益し、効果が速やかに現れる、クイック・インパクト・プロジェクトの実施という具体的な案件形成に至った。対象国のモザンビークは 2017 年 10 月以降、散発的なテロ攻撃に直面し、住民の強制移動やインフラ破壊、投資撤退など深刻な社会経済的影響を受けてきており、日本としても、PCRD に対するドナーからの支援が少なく日本の比較優位性が高いことに加え、日本が重視する人間の安全保障の観点上、人道危機、テロ、気候変動、住民の移動、若者の失業など、同国が直面する重複する課題について看過することができないとの判断から、案件形成について同意するに至った。その結果、2025 年 12 月には同国における紛争の影響を受けたコミュニティへの事業実施に向けた日本からの提出が開始され、PAPS が志向するアフリカ広域の平和維持への支援を日本の貢献が支えていることを示すことにつながった。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等（提出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・提出先との間での要人往来、政策対話

AUC からのハイレベルによる訪日としては、2025 年 8 月に開催された TICAD9 において、ユスフ AUC 委員長が訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を行った。会談において、ユスフ委員長は、日本の AUC に対する支援に謝意を表明するとともに、革新的な課題解決策の共創を含めアフリカの発展に向けて引き続き緊密に連携していきたいと述べた。その他、ハダティ AUC 副委員長などを含む AUC 主要幹部も多数訪日した。

2024 年 8 月の TICAD 閣僚会合では、ンサンザバガンワ AUC 副委員長が参加した。上川外務大臣とンサンザバガンワ副委員長の会談では平和と安定を含む広範な議題につき対話し、日-AUC 間の協力を確認するとともに、日本のこれまでの協力に対する謝意が述べられた。ンサンザバガンワ AUC 副委員長からは、日・AU 間の協力にとどまらず、G20 における連携に対する期待についても表明された。

日本からのハイレベルによる AUC 訪問としては、2025 年 2 月に英利外務大臣政務官が AU 総会などの機会を捉えエチオピアを往訪し、AUC のサッコ委員（閣僚級）などと会談した際、日本のこれまでのアフリカ各国への支援に対して謝意が表明された。

また 2026 年 1 月にはアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション参加のため国光外務副大臣がエチオピア及びガーナを訪問し、ユスフ AUC 委員長やガーナ外務大臣を表敬した。国光副大臣とユスフ AUC 委員長との会談では、共催した TICAD9 を成功裡に開催できたことに言及した上で、この成功は、日本の継続的な対 AUC 支援、特に直接的な財政支援のおかげとして謝意が表明された。

2026 年 3 月、高橋外務省アフリカ部長がエチオピアを訪問し、ハダティ AUC 副委員長と会談した。会談では、ハダティ AUC 副委員長から日本の継続的な支援に改めて感謝が表明された。また事後にハダティ AUC 副委員長から発出された SNS(X) では、アフリカ大陸全体におけるイノベーション、統合、平和、持続可能な開発の分野での協力を深化させることで、AU と日本のパートナーシップを更に強化するという声明が発出されるとともに、ハダティ AUC 副委員長の X での発信の結果、いいね！が 50 件以上得られた。

・日本側の取組

2026 年 3 月に関口 AU 代表部大使がバンコレ AUC 委員を訪問した際、2026 年も紛争後の復興と開発（PCRD）は PAPS の最優先事項であるということを、同委員から再度強調され、日本の PCRD への支援への感謝が表明された。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた提出金の活用状況。

本件拠出に関連して、拠出先である AUC の政治・平和安全保障局(PAPS)の所掌に含まれる地雷対策分野において、独立行政法人国際協力機構(JICA)は、2025 年8月 21 日の TICAD9にて、「Mine-Free Africa の実現に向けてーアフリカ地雷対策プラットフォーム設立発表イベント」を実施した。アデオエ AUC 政治・平和安全保障委員(閣僚級)をはじめ、ナルマンゴ・ザンビア副大統領、マイガリ・ナイジェリア地域開発省副大臣、英利外務大臣政務官、ラクロワ 国連国際平和活動担当事務次長、プムロ・カンボジア地雷対策センター(CMAC)副長官他、ナイジェリア・エチオピア・南スーダン・ソマリア 4 か国の地雷対策政府機関代表、日本企業関係者ら約 90 名(オンライン約 190 名)が参加した。アフリカ主導の紛争予防・平和構築において政府開発援助(ODA)との間接的な相乗効果が認められるとともに、本件拠出のアフリカ大陸における平和安全保障分野における日本のプレゼンス、官民一体となって関与する有用性・重要性が認められる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

アフリカ連合委員会(AUC)政治・平和安全保障局(PAPS)への拠出は、PAPS が平和・安全保障に関する事業を実施することでアフリカ域内の平和と安定を達成し、ひいてはアフリカ自身による仲介・紛争解決努力を、AU への支援を通じて後押ししていくという日本の外交政策上の目標に貢献することを目的としている。

PAPS は、評価基準 2 (2-2)のとおりに、紛争地における関係者間の対話促進や治安維持機能向上に寄与し、域内の平和と安定に貢献している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、おおむね決められたサイクルで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【実施中の事業】

2024 年度拠出(令和6年度当初予算):「シエラレオネ・ギニア国境における合同平和・安全保障ユニットの設立支援」

(1) 目標: 本事業は、シエラレオネとギニアの国境地域において合同平和・安全保障ユニット(JBU)を設立し、国境地域の平和と安全を確保することを目的とする。

(2) 取組: 同ユニットの形成を支援し、能力強化及び活動のための機材供与(パソコン、プリンター、無停電電源装置、プロジェクター、IT 器具、オフィス家具など)を実施する。

(3) 成果: 2025 年5月から 10 月にかけて、PAPS は JBU を設立したマノ川連合(MRU)及びシエラレオネとギニアの政府関係者との事前協議を実施し、同事業の活動内容と計画について合意し、JBU の能力強化ワークショップの実施に向けて、準備作業を進めるなど、紛争地における関係者間の対話促進の効果を上げることが見込まれる。

2026 年2月には、シエラレオネとギニアの国境紛争が悪化し、両国間での緊張が高まったが、両国政府からは事業継続の意思が確認されており、同事業は国境紛争の調停に資する機会になると見込まれる。

2023 年度拠出(令和5年度予算及び令和4年度残余金使用事業):「AUソマリア暫定ミッション(ATMIS)を通じたソマリア治安組織の能力構築活動」

- (1) 目標: ソマリア警察の能力向上を図り、治安安定化と国家建設を加速化させる。
- (2) 取組: ソマリア警察能力強化のためのワークショップ開催、警察署に必要なインフラや機材(警察署への家具、情報通信機器及びオフィス機材など)を提供。
- (3) 成果: 予定されていたインフラや機材の提供が、現地情勢の悪化などで期限内に実施できず、返納することとなった一方で、2026 年3月 28 日から首都モガディシュで 50 名のソマリア警察及びボランティアへのコミュニティで治安維持を補佐するボランティアへの能力強化ワークショップが開催された。厳しい現地情勢にもかかわらず同国の安定化に不可欠であるモガディシュの治安維持にあたる同警察の機能向上に寄与し、域内の平和と安定に貢献している。

2025 年度拠出(令和7年度当初予算):「モザンビークにおける国家的結束、コミュニティのレジリエンス及び平和構築を支援するための緊急食料支援を通じたクイック・インパクト・プロジェクト(QIP)の実施」

- (1) 目標: クイック・インパクト・プロジェクト(QIP)を通じて、モザンビークにおける国家的結束、コミュニティのレジリエンス及び平和構築を強化させる。
- (2) 取組: カーボ・デルガード地域における紛争の影響を受けたコミュニティでの食料安全保障の向上を目的とした緊急支援の提供。
- (3) 成果: 2026 年4月現在、PAPS はモザンビーク政府と事業実施準備を進め、2026 年4月以降事業開始予定である。

2023 年度以前(令和5年度以前の当初予算累積残余金案件):「紛争後及び政治的移行期の国々における、国家的結束、コミュニティのレジリエンス及び平和構築を支援するためのクイック・インパクト・プロジェクト(QIPs)の実施および能力構築支援」

- (1) 目標: クイック・インパクト・プロジェクト(QIPs)の実施および能力構築支援を通じて、紛争後及び政治的移行期の国々における国家的結束、コミュニティのレジリエンス及び平和構築を強化する。
- (2) 取組:
- ア ブルンジ: ソンゴレにおける元戦闘員の受入れ・移行支援センターの建設
 - イ ガンビア:
 - (ア) 地方保健センターの改修及び救急車の整備
 - (イ) 真実・和解・賠償委員会(TRRC)の成果と賠償に関する啓発キャンペーン
 - ウ 南スーダン: 大統領選挙を含む総選挙支援の一環としての、平和構築、市民教育、及び紛争予防に重点を置いた若者に対する研修及び啓発活動の実施
 - エ 中央アフリカ共和国:
 - (ア) コミュニティのニーズ評価と関係者との協議の実施
 - (イ) 保健センターまたは学校の改修、及び救急車またはスクールバスの整備
- (3) 成果: 2026 年現在、PAPS は対象国4か国の政府と事業実施準備を進め、2026 年4月以降事業内容を実施予定である。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・報告書は、一部の事業では外部要因により提出遅延が見られたものの、おおむね決められたサイクル(中間時点もしくは事業完了後3か月以内)で遅滞なく提出されている。事業毎の報告書提出を求めており、その詳細は以下のとおり。
- ・外部監査あり。直近の報告書は未受領ではあるが、2025 年5月付外部監査報告書によると特段指摘事項無し。

- ・内部監査の制度あり(対象拠出先全体) 結果:特段問題なし。
- 2025 年度拠出(令和7年度当初予算):「モザンビークにおける国家的結束、コミュニティのレジリエンス及び平和構築を支援するための緊急食料支援を通じたクイック・インパクト・プロジェクト(QIP)の実施」**
 - ・決算報告書の受領年月・決算状況:受領していない(日本の 2026 年拠出分)。
 - ・報告書は、今次評価期間内での提出はなかったが、決められた提出のサイクルとの関係で問題はない。
- 2024 年度拠出(令和6年度当初予算):「シエラレオネ・ギニア国境における合同平和・安全保障ユニットの設立支援」**
 - ・決算報告書の受領年月・決算状況:受領していない(日本の 2024 年度拠出分)。2026 年3月に追加費用を伴わない事業期間の延長(12 か月、2027 年3月まで)が申請され、受理された。予算執行は 2026 年4月以降のため、2026 年3月現在執行率0%である。
 - ・追加費用を伴わない事業期間の延長は、政治的に機微な地域でワークショップなどの開催について、事業対象国政府や関係者のスケジュール調整が予想以上に難航したことに起因するものであり、PAPS に帰責するものではない。
 - ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。中間報告書は、2025 年 12 月に提出された。中間報告書以外にも、毎月 PAPS 担当者から口頭及びメールにて報告を受けており、拠出金の管理に問題はない。
- 2023 年度拠出(令和5年度予算及び令和4年度残余金使用事業):「AUソマリア暫定ミッション(ATMIS)を通じたソマリア治安組織の能力構築活動」**
 - ・決算報告書の受領年月・決算状況:受領済みである(日本の 2022 年及び 2023 年度拠出分)。2025 年4月に、2023 年拠出分及び 2022 年度拠出金の残余金を合計した金額で実施する本案件の最終報告書が提出され、未使用金が発生していることが報告された。これを受け、2025 年 11 月に AUC 側から未使用金を有効活用した事業の提案があり、追加費用を伴わない事業期間の延長(2026 年3月まで)を承認した。
 - ・追加費用を伴わない事業期間の延長は、国連安保理決議第 2719 号の AUSSOM への不適用に起因するものであり、PAPS に帰責するものではない。
 - ・報告書は、決められたサイクルでの提出遅延(理由:残余金発生に伴う状況の整理に時間を要した)があったものの、毎月 PAPS 担当者から口頭及びメールにて報告を受けており、拠出金の管理に問題はない。
- 2023 年度以前の拠出(令和5年度以前の当初予算累積残余金案件):「紛争後及び政治的移行期の国々における、国家的結束、コミュニティのレジリエンス及び平和構築を支援するためのクイック・インパクト・プロジェクト(QIPs)の実施および能力構築支援」**
 - ・決算報告書の受領年月・決算状況:受領していない。
 - ・事業実施中のため、今次評価期間内での報告書の提出はなかったが、決められた提出のサイクルとの関係で問題はない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(AUC・PAPS) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	約 200 人
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	2
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
日本はAU加盟国ではなく、AUは加盟国出身者のみを採用しており、日本人職員採用が想定されていないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカ PKO センター支援)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029 (XX))に基づき、1966 年に設立された。本部はニューヨーク(米国)に位置する。2025 年現在、加盟国数は 193 か国・地域。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施している。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、UNDP を通じ、アフリカ諸国自身が国連 PKO を始めとする地域の平和支援活動(PSO)に参加する要員などの訓練を担う、国際連合平和維持活動訓練センター(以下 PKO 訓練センター。但し、各国ごとに同センターの正式名称は異なる。)の訓練能力の強化及びこれら PKO 訓練センターによる要員研修・訓練の活動支援に使用し、アフリカ自身の平和維持・平和構築に係る能力向上を目的としている。PKO 訓練センターは、エジプト、マリ、ギニア、ベナン、ガーナ、エチオピア、カメルーン、ナイジェリア、ルワンダ、ケニア、タンザニア、ジブチ、トーゴ、南アフリカ共和国の 14 か国の政府などがそれぞれ設立している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	52,918 千円
2025 年:日本の拠出率 100%。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アフリカ部アフリカ第一課、国際協力局地球規模課題総括課、国際連合日本政府代表部、在エジプト日本国大使館、在カメルーン日本国大使館、在トーゴ日本国大使館、在タンザニア日本国大使館ほか。	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、政策評価体系上「基本目標 I 地域別外交」、「施策 I -6 アフリカ地域外交」、「個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」/「測定指標 1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進」の下に設定されている中期目標「他国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、アフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた国際社会におけ

る議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(86 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

アフリカは、豊富な鉱物資源や高い経済成長率を誇ることから、日本の経済安全保障やバリューチェーンの確保の観点から重要な地域であり、国際社会における存在感を一層強めている。アフリカ諸国との連携強化は、日本が重視する外交政策を国際社会で推進していく観点からも、極めて重要である一方、アフリカ大陸には依然として、紛争やテロ、政治的混乱が平和と安定を脅かしている地域も存在し、こうした諸課題への早急な対策が必要となっている。特に、アフリカ主導の紛争予防・平和構築への取組は、2025 年8月に開催された TICAD9の3本柱のうち「平和と安定」に貢献する優先課題の1つである。

本件拠出は、アフリカ 14 か国にある PKO 訓練センターにおける訓練カリキュラムの整備、教官(職員)育成及び施設・機材の充実を通じ、PKO 要員への訓練能力の強化を継続的に支援するとともに、これら PKO 訓練センターによる要員研修・訓練の活動を支援することを目的としている。石破総理大臣及びロウレンソ・アンゴラ大統領(アフリカ連合(AU)議長)が共同議長を務めた TICAD9の全体会合1(平和の安定)で、岸田議長代理は本件拠出による PKO 訓練センターの強化に取り組んでいると言及している。本件拠出は、アフリカ各国政府が運用するアフリカに所在する PKO 訓練センターの訓練能力強化と要員に対する能力強化を支援するという点で、多国籍合同部隊などが行う他の国連 PKO ミッションの訓練能力強化とは異なる。

UNDP は、アフリカにおける PKO 分野において長年の知見を有し、また、サブサハラ・アフリカに 46 の拠点を有するなど、アフリカにおける物理的プレゼンスも極めて高い。各国の PKO 訓練センターの訓練能力強化を行う上で、こうした既存のネットワーク、信頼関係及び蓄積されたノウハウをもつ UNDP と連携することは、PKO 要員への訓練効果を最大化・持続化させる観点からもメリットは大きい。こうした UNDP ならではの付加価値は、二国間協力を通じた個別の専門家派遣や短期的な研修支援によっては代替できない重要性が認められる。

また、本件拠出は、日本が重視する能力構築支援や人材育成を中心とした協力の蓄積を活かし、持続的な訓練能力の強化に貢献するものであり、日本の外交政策の推進の観点から、機材供与などの他の支援と共に必要な支援である。

なお、本件拠出とは別に、日本は国連三角パートナーシップ・プログラム(TPP)を通じ、工兵育成指導のために日本の自衛隊員を講師として派遣するなどの支援も継続的に実施している。TPP が国連を通じて PKO 要員の能力強化などを行うのに対し、本件拠出はアフリカ各国政府が運用する PKO 訓練センターの個別の訓練能力の強化や、PKO 訓練センターでの要員に対する研修・訓練活動を支援しており、国連 PKO のみならず AU による平和維持活動や各国での治安維持に従事する要員育成にも資する。PKO 訓練センターの個別のより細かな要請に対応することが可能となっている。

本件拠出がアフリカ各国の PKO 訓練センターの個別の要請に対応している例として、エジプトにおいては女性 PKO 要員の訓練、トーゴにおいては地雷除去能力強化のための訓練をそれぞれ支援しているほか、各国の地理的条件に対応した訓練も支援している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出は 100%日本が拠出するものであり、UNDP 本部(ニューヨーク)のジャパン・ユニット内に本件拠出の案件管理に特化したチームを発足させるなど、日本の意向が反映できる体制を整えている。また、各国にある PKO 訓練センターにおける個別の案件形成にあたっては、同センター、現地の日本国大使館、UNDP 現地事務所が共同で案件形成を行うため、案件の必要性、日本が重視するポイントなど日本の意向を直接反映させることができる。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

- (1) 2025 年 8 月、TICAD9 閣僚事前準備会合において、エザコンワ UNDP アフリカ局長が岩屋外務大臣と翌日から始まる TICAD 本会議に向け、本件を含めた議論を行った。
- (2) 2025 年 8 月、TICAD9 期間中に石破総理大臣はグテーレス国連事務総長と会談。石破総理大臣から日本の対国連コミットメントに加えて、UNDP を含む国連機関における日本人職員の雇用維持と増強を依頼した。
- (3) 2025 年 8 月、TICAD9 期間中に岩屋外務大臣は徐浩良(シウ・ハオリャン)国連開発計画(UNDP)総裁代行兼副総裁と会談し、今後も戦略的な連携を強化していくことで一致した。
- (4) 2026 年 1 月、諸田 UNDP アドバイザーが東京にて、今福外務省アフリカ部長、今西外務省アフリカ部参事官、高杉 TICAD 大使と面談、本件を含む TICAD 後のフォローアップ活動などについて報告した。
- (5) 2026 年 2 月、ハジアリッチ UNDP 駐日代表が高橋外務省アフリカ部長を表敬訪問し、今後の協力態勢について確認した。

・支援先との間での要人往来など

2025 年 8 月、TICAD9 における日・トーゴ首脳会談においては、石破総理大臣から、PKO 訓練センターへの支援を通じて、治安維持能力の強化を支援すると発言した。

2025 年 8 月、上原駐カメルーン日本国臨時代理大使がマルティン・カメルーン国家警察長官と面会した際、同長官から、同国 PKO 訓練センターへの日本の拠出が、日本が貢献している分野の一つであるとの謝意表明があった。

2025 年 7 月、三上駐タンザニア日本国大使がムラムラ AU 女性・平和・安全保障(WPS)担当特使と面会し、日本の取組として PKO 訓練センターを通じた文民・女性・PKO 要員に対する訓練支援を紹介したところ、「良い取組である」との謝意表明があった。

2025 年 5 月、杉松 AU 日本政府代表部臨時代理大使がエジプトの PKO 訓練センター紛争解決・平和維持・平和構築のためのカイロ国際センター(CCCPA)やアフリカ連合委員会(AUC)などが共催するイベントに出席した際、カンディール・CCCPA 所長やガド・エジプト AU 常駐代表らから、CCCPA に対する日本の協力に対し謝意表明があった。

2025 年 1 月、三澤駐タンザニア日本国大使がタックス・タンザニア国防・兵役大臣を表敬した際、同大臣から、PKO 訓練センターに対する日本の支援に対する謝意表明があった。

・日本側の取組など

2025 年 5 月、ドイツで行われ、日本が共催した PKO 閣僚級会合に出席した藤井外務副大臣は、日本は、「アフリカ諸国の PKO 訓練センターへの訓練能力構築支援も行い、アフリカの平和と安全の維持に対する AU のリーダーシップとオーナーシップを後押し」していると言及した。

UNDP 駐日事務所は、日本からの申入れを受けて、本件拠出に関して「アフリカにおける UNDP の活動 2025」と題する概要資料をホームページウェブサイト上に掲載し、日本によるアフリカ各国の PKO 訓練センターへの支援の概要を広報している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

PKO 訓練センターの訓練能力強化の一環として資機材を供与する場合には、入札の結果、日本企業の製品が導入される可能性がある。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカ PKO センター支援)は、UNDP が日本の拠出金を活用し、アフリカ諸国にある PKO 訓練センターの活動を支援することでアフリカ主導による平和維持能力を強化することで、アフリカにおける平和と安定を確保し、日本からの対アフリカ投資や日本企業のアフリカ進出を後押しすることを目標としている。また、アフリカ側の関心・ニーズの高いアフリカ開発及びアフリカの平和・安定について、国際社会における議論を日本として主導することで、国際的な日本のリーダーシップ強化に貢献することにもつながる。

国際連合開発計画(UNDP)は、基準2のとおり、エジプト、カメルーン、タンザニア、トーゴの PKO 訓練センターにおいて計画通り事業を実施している。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2025 年4月から 2026 年3月までに本件拠出を活用した事業を実施した PKO 訓練センターの所在国は、エジプト、カメルーン、タンザニア、トーゴの4か国である。各事業は以下のとおり実施中であり、計画通り進んでいる。

1 エジプト: アフリカ大陸における進化する紛争の力学と安全保障上の脅威に対応するためのアフリカ諸機関の強化

目的: ジェンダーと若者に対応した PKO 及びアフリカの平和支援活動の有効性及び活動能力の向上

取組内容: (1) PSO における WPS 及び青年・平和・安全保障(YPS)に関する研修・ワークショップの実施、(2) 国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)及びアフリカ連合ソマリア支援安定化ミッション(AUSSOM)に参加するエジプト軍に対する派遣前研修、(3) 紛争解決・平和維持・平和構築のためのカイロ国際センター(CCCPA)の派遣前研修教材の更新、(4) AU 平和支援活動から得られた教訓に関するオンライン協議・ワークショップの開催、(5) YPS マニュアルの作成。また、事業実施に必要な、技術及び事業スタッフ人件費、パートナーシップ・通信費、アフリカにおける紛争予防と持続可能な開発を結び付けた平和構築促進のためにエジプト政府が毎年主催する国際会議「アスワン・フォーラム」事務局支援費、広報、運営会議費も賄われた。

結果: 事業は計画通り 2026 年3月 31 日に完了。当初ワークショップや研修の参加者は、(1)(2)及び(4)の合計で 145 名を目標としていたが、最終的に 1946 名が参加。女性 PKO 要員が派遣前研修に参加し成功裡に収めた様子は [ホームページ](#)でも紹介された。派遣前訓練の教材の更新は完了し、2026 年8月に予定されている MINUSCA 要員の派遣前訓練で使用予定。また専門家協議やパートナー機関からのフィードバックを踏まえて、YPS マニュアル作成も完了。同事業は、当初の目標を大幅に上回る 1946 名が訓練やワークショップに参加し、参加者のフィードバックによれば、総合的な知識獲得は 84%(初期目標の 70%)に達し、教官の質や訓練教材について高い評価(教官の質は5段階評価中 4.6, 訓練教材は 4.4)を受け、有意義な事業であった。成果報告書は、事業期間終了の3か月以内を目途に接収する見込みである。

2 カメルーン: 治安・平和部隊国際学校(EIFORCES)の平和支援に対する訓練能力の強化

目的: 持続可能な安全保障と平和構築における関係機関の準備・態勢強化に向けた、EIFORCES の訓練能力強化、カメルーン及び周辺国の意思決定者による適切な状況分析のための調査能力強化、並びに EIFORCES 職員の研修や職務環境改善に必要な機材の調達。

取組内容: 平和構築活動における暴力及び性的搾取に対する闘いに関するセミナー開催(目標 40 名出席)を支援し、(1)モデレーター人件費(計3名)、(2)旅費、(3)備品費、(4)セミナー開催に必要な飲食・軽食に係るケータリング費、(5)運営費が賄われた。また、アフリカにおける社会的弱者(子どもと女性)の多面的不安に対する国際会議開催

(目標:300名出席)を支援し、(1)モデレーター人件費(計1名)、(2)コンサルタント人件費(計8名)、(3)旅費、(4)会議参加者用交通費、(5)備品費、(6)ケータリング費、(7)医療保険費、(8)広報費、(9)専門家人件費(計1名)(旅費含む)、(10)運営費、(11)会議記録の作成及び編集費が賄われた。

結果:事業は計画通り 2026 年3月 31 日に完了し、所期の目標を達成。セミナー及び国際会議は、それぞれ 40 名、306 名の出席を得た。成果報告書は、事業期間終了後、3か月以内を目途に接到する見込みである。

3 タンザニア:タンザニア平和維持訓練センター(TPTC)の能力開発支援

目的:モザンビークのカーボデルガード州で進行中の紛争やケニア、ウガンダ、ブルンジの脆弱な政治状況などを含む近隣諸国の不安定な情勢を踏まえ、地域の平和と安定に向けた TPTC の役割・活動の強化、及び近隣諸国からの避難民(約 25 万名)の安全な収容。

取組内容:平和維持活動における医療支援及び女性事業の実施のための TPTC 職員の知識・技能向上支援のため、(1)TPTC 職員育成カリキュラムの開発、(2)研修カリキュラムの検証、(3)TPTC 職員に対する研修(2分野)、(4)研修の前後評価の経費や TPTC で採用された文民平和維持訓練経費として文民参加者の選定作業費が賄われた。また平和維持訓練に係る TPTC の訓練能力強化のため、(1)訓練シミュレーション機器の購入、(2)ビデオ会議機器の購入、(3)TPTC 訓練部門用車両の購入費が賄われた。

結果:事業は計画通り 2026 年3月 31 日に完了し、所期の目標を達成。UN 基準(UNSCR1325 など)に沿い新しいカリキュラムを開発・検証し、実践的演習を取り入れることができた。また、TPTC 初の WPS 分野の体系的研修として制度化された。研修の結果、参加者の 88%が派遣準備が整ったと回答し、85%が能力向上を実感するなど高い評価を得たほか、特に女性参加者にとっては画期的な研修であったとして反響があった。2025 年6月、TPTC は、在タンザニア日本国大使館の立ち会いの下、同国初の文民(女性9名、男性 18 名、計 27 名)に対する平和維持訓練を開始し、その様子は[ホームページ](#)でも広く紹介されている。成果報告書は、事業期間終了後3か月以内を目途に接到する見込みである。

4 トーゴ:トーゴ PKO 訓練センター(GEOMP)における即席爆発装置(IED)リスク管理のための能力構築

目的:武装組織による IED などの使用により、死者や物的損害が生じているなか、警察官などが IED などの捜索・探知などに必要な技術を習得することにより、住民の安全を確保する。

取組内容:(1)テロ対策及び IED などの捜索や探知に係る能力強化ワークショップ・実技演習(2週間、80 名)、(2)IED、地雷、不発弾の捜索・探知に係る実技研修(3週間、15 名)、(3)国連野外衛生救護補助員コース(UNFMAC)に係る実地訓練(2週間、12 名)の費用が賄われた。

結果:事業は計画通り 2026 年3月 31 日に完了し、所期の目標を達成。特に、(1)のワークショップ・実技演習について、参加者からの満足度は 90%を越え、高い評価を得た。国別ファクトシートを通じ事業の成果を[日本語版ホームページ](#)でも公開することにより、ビジビリティ向上にも努めている。成果報告書は、事業期間終了後3か月以内を目途に接到する見込みである。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:

日本からの拠出金が UNDP に入金後、個別イヤマーク事業が開始され、事業実施期間は事業によって異なるが、事業完了後、原則1年以内に報告書が提出されることとなっている。2025 年 4 月以降に受領した財務報告書は以下のとおり(提出遅延のある案件については、在外公館を通じて早期提出の働きかけを実施)。なお、発生した残余金は、UNDP の基金にて管理され、一定額に達した段階で日本との協議を経て PKO 訓練センター支援に活用されている。

・2025 年 12 月:日本の 2020 年度拠出分のナイジェリア・PKO 訓練センター支援事業に関する報告書を受領。残余金

はなし。

・2025 年 9 月：日本の 2019 年度拠出分のエチオピア・PKO 訓練センター支援事業（事業期間延長により 2024 年 9 月に事業完了）に関する報告書を受領。残余金は 333.39 ドル。

・2025 年 9 月：2020 年度拠出分のエチオピア・PKO 訓練センター支援事業（事業期間延長により 2024 年 9 月に事業完了）に関する報告書を受領。残余金は 2,014.61 ドル。

・監査 監査主体：国連会計検査委員会（BOA）、対象：UNDP、結果：問題なし

UNDP は国連会計検査委員会（BOA）が 2025 年 12 月に発表した報告書において、2024 年分の拠出につき、問題なし（clean）との意見を取得し（通算 19 年連続で同評価を獲得）、本件拠出に関する指摘事項はなかった。財務報告書は適切に記載、報告されている。内部監査は BOA が適切に実施しており問題なし。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☑ 拠出金の使途範囲内 （ジャパン・ユニット） ☐ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
4	4	4	4	4	0	4

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）

【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】

UNDP は、日本人職員増強のための取組として、インターンの雇用（2025 年実績は5名）、インターン修了生の雇用（2025 年実績は1名）、UNV の雇用（2025 年実績は1名）があったほか、JPO の採用及び UNDP 駐日事務所や外務省主催のキャリアセミナーにおける UNDP ジャパン・ユニット日本人職員の登壇と職歴紹介、JPO 希望者を含む国連を目指す若者からの進路相談への対応を行った。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
A	s	s	b	b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)	
2 拠出先の名称	
国際連合開発計画(UNDP)	
3 拠出先の概要	
UNDP は、国連総会決議(A/RES/2029 (XX))に基づき、1966 年に設立された。本部はニューヨーク(米国)に位置する。2025 年現在、加盟国数は 193 か国・地域。様々な形態の貧困の撲滅、持続可能な開発に向けた構造改革の促進、及び危機やショックに対するレジリエンスの構築を目標として、約 170 の国・地域で活動を実施している。東京に駐日事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
日本は、1993 年以降、国連、UNDP、世界銀行及びアフリカ連合委員会(AUC)と共同で TICAD (アフリカ開発会議: Tokyo International Conference on African Development)を開催してきている。UNDP は TICAD 共催者の一員として、2000 年にアフリカ局内に TICAD ユニットを設置し、同ユニットは総裁補兼アフリカ局長の下で TICAD 関連業務を遂行している。同局は、サブサハラ・アフリカ地域の 46 か国にある事務所を管轄しており、TICAD ユニットの幅広い専門性やネットワークが TICAD プロセスの推進のために活用されている。 本件拠出は、UNDP アフリカ局 TICAD ユニットによる管理・活用により、日本が重視するアフリカ開発の優先課題に資する事業や TICAD 関連会合の円滑な運営のために使用され、日本の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスを推進することを目標とする。特に、本件拠出を通じて日本単独では実施が困難な事業の実施や TICAD 共催者間の各種調整の円滑化など、日本の取組を補完することを目指している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 55,074 千円 (369,665 米ドル)	
日本 100%拠出のイヤーマーク資金	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アフリカ部アフリカ第一課、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件抛出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交」、「個別分野 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」、「測定指標 1-1 TICAD プロセスの推進」の下で設定されている中期目標「TICAD8で打ち出したコミットメントの着実なフォローアップ等を通じて、アフリカ自身が目指す強靱で持続可能なアフリカの実現を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、対アフリカ外交における国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。」を達成するための手段の一つと位置付けられている。(令和5年度外務省政策評価事前分析表(86 ページ参照))

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

1993 年の第1回会合(TICAD1)の開催以降 30 年以上続く TICAD プロセスは日本の対アフリカ外交の中核的取組である。TICAD を通じて日本がアフリカ開発に関する国際的な連携を主導し、TICAD で打ち出された取組を着実にフォローすると共に、アフリカにおける日本の強固なプレゼンスを維持・強化することは極めて重要である。加えて、TICAD は、近年重要性が急速に高まっているグローバルサウスとの連携強化においても、主要なプラットフォームとして機能することが期待されている。

2025 年3月、G7 外相会合に出席した岩屋外務大臣は、G7 が歩調を合わせてアフリカ諸国との関係強化に取り組む必要性を強調するとともに、アフリカのオーナーシップと国際社会によるパートナーシップを基本理念に据えて日本が推進してきている TICAD における取組について紹介し、同年8月に開催された TICAD9の議論や成果を、G7 の議論とも連携させていきたいと述べており、グローバルサウスとの連携の観点からも TICAD の重要性は一層高まっている。

UNDP は開発分野の中核的国連機関であり、UNDP の組織力や専門的知見をもって、TICAD 閣僚会合のフォローアップから TICAD 本会合への準備、日本側関係者の人的資源だけでは達成できない共催者間、参加各国への調整、市民社会や次世代若者、学術関係者などを日本の対アフリカ外交に巻き込むことが可能であり、TICAD プロセスを強力に推進することができる。また、UNDP は、UNDP のアフリカ諸国の事務所を通じて現地政府関係者やアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)事務局(注: [外務省ホームページ](#))、商工会などにもネットワークを有しており、TICAD の重要な柱であるビジネス・投資促進を進めるべく、日本企業のアフリカ進出においても有益な情報を提供している。

2025 年8月に横浜市で開催され、石破総理大臣及びロウレンソ・アンゴラ大統領(AU 議長)が共同議長を務めた TICAD9には、アフリカ 49 か国(うち首脳級 33 名)が参加し、UNDP からは徐浩良(シウ・ハオリャン)国連開発計画総裁代行兼副総裁が代表を務め、成功を収めた。TICAD「横浜宣言」に謳われた、平和と安定、経済、社会という TICAD の3本柱の内、本件抛出により、特に「経済」、「社会」分野において、日本の意向を汲んだ幅広い活動が UNDP の知見やネットワークを活用して関係諸機関を巻き込み実施された。本件抛出では、TICAD9「横浜宣言」のうち、アフリカへの投資促進(3.1.1)、アフリカのデジタル変革の推進(3.1.2)、アフリカの農業及び食料システムの変革(3.1.5)、創造性と社会経済的変化を促進するためのアフリカと日本の若者相互交流(3.2.4)に合致する取組を実施しており、TICAD 9では計 15 件のテーマ別イベントを主催した。これらのイベントは TICAD9が掲げる「革新的課題解決の共創」のテーマの下、TICAD9で石破総理大臣が打ち出した7つの取組加速分野(①アフリカへの投資促進、②民間資金動員の促進、③AI・DX の活用と鉱物資源サプライチェーン強靱化を含む産業協力強化、④アフリカ域内外の連結性強化、⑤保健政策の強化、⑥若者・女性に焦点を当てた人材育成・人材交流、⑦アフリカの平和と安定に向けた取組の進展)に沿った内容であり、テーマを具現化するために必要な内容であった。イベント期間中、合計約 1,700 名が参加し、特に若者に関するイベントの参加者は 1,000 名を超えた。このように、UNDP は、TICAD プロセスの推進において他の国際機関には代替できない役割を果たしている。

TICAD 本会合は近年3年に一度の頻度で開催されてきたが、本会合間のプロセスを途切れさせない継続的な関与が求められるところ、UNDP は本件抛出を活用して、日本及びアフリカ双方において日本が推進する TICAD を軸としたアフリカへの関わり方を日本国民に対して広報、可視化する活動を行うと共に、日本のニーズに沿ったテーマ別の関

連イベントの企画・運営したほか、市民社会、学術関係者、ユース(若者)、日本企業、在京アフリカ各国大使館など、多様な関係者を動員した。TICAD9後のフォローアップ活動として、2026 年3月までに合計 11 件のイベント、会合などを UNDP は主催した。

また、UNDP アフリカ局 TICAD ユニットは、UNDP 総裁、アフリカ局長など上級幹部による発信と現場レベルの取組を組み合わせることで、日本の対アフリカ貢献や TICAD プロセスの意義を国連組織内部にインプットする役割も担った。TICAD9期間中及び実施後に 84 本のメディア記事により UNDP 主導の活動を報じた。またソーシャルメディアやホームページ上において TICAD 期間中に 5.9 万件のサーチ数を記録した。

UNDP・TICAD ユニットは、2-2 で記載のとおり、2025 大阪関西万博の“アフリカウィーク”において、広くアフリカへの知見を広めるための展示や文化イベントを本件拠出を活用して実施した(観覧客数 1.7 万名以上)。また、万博に関連した活動として、日本国内 10 か所の小中学校において、アフリカに関するアート・ワークショップを開催し、生徒達にアフリカとの接点を提供した(2,000 枚以上の絵画を制作)。このような活動はアフリカのサブサハラ地域の 46 か国に拠点を持つ UNDP が長年培ってきた現地との強い関係性や深い知見が有るからこそ具体化されたものであり、TICAD2 からの共催者として日本の方針や意向を外務省との会合議論で深く理解している UNDP TICAD ユニットだからこそ有効に実施できており、他の機関には代替不可能である。

さらに、ガーナ大統領やベナン副大統領は、本件拠出を活用して TICAD9のテーマ別イベントとして実施した第3回 ユースドライブ(若者による政策提言プロジェクト)を通じた政策提言の取組を高く評価した。ガーナ大統領は、2026 年8月に同取組の後継イベントをガーナで開催するよう意欲を示し、ベナン副大統領は石破総理大臣に対する表敬の際、同取組に感銘を受けたと述べ、関係者を激励した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

UNDP アフリカ局 TICAD ユニット、外務省本省及び国際連合日本政府代表部の間で緊密に連携を取り、事業計画を策定し、日本の意向を反映した事業の運用・執行がなされている。事業計画は、TICAD 共催者の一員として、日本が掲げる重要外交方針及び優先課題を反映した形で、日本の対アフリカ開発の優先課題の特定、共催者間のコンセンサス形成、アドボカシーとビジネス、投資促進に寄与するものとなっている。

UNDP 駐日事務所には、TICAD パートナーシップ専門官が常駐しており、事業管理や運営に関する情報交換、進捗確認や意見交換を一層円滑かつ迅速に実施している。2025 年4月から 2026 年3月の間に UNDP・TICAD ユニットと外務省本省、国際連合日本政府代表部が行った会合は以下のとおり。

ニューヨーク開催: 9月(外務省アフリカ部長と UNDP アフリカ局長会談)、10 月(国連日本政府代表部大使と UNDP アフリカ局長会談)

東京開催: 2025 年4月(1回)、6月(3回)、8月(1回)、10 月(3回)、2026 年1月(2回)、2月(5回)、3月(4回)

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

(1) 2025 年8月、TICAD9閣僚事前準備会合において、エザコンワ UNDP アフリカ局長が岩屋外務大臣と翌日から始まる本会議に向けた議論を行った。

(2) 2025 年8月、TICAD9期間中に石破総理大臣はグテーレス国連事務総長と会談。石破総理から日本の対国連コミットメントに加えて、UNDP を含む国連機関における日本人職員の雇用維持と増強を依頼した。

(3) 2025 年8月、TICAD9期間中に岩屋外務大臣は徐浩良(シウ・ハオリャン)国連開発計画(UNDP)総裁代行兼副総裁と会談し、今後も戦略的な連携を強化していくことで一致した。

(4) 2025 年9月エザコンワ UNDP アフリカ局長はニューヨークにて、今福外務省アフリカ部長と会談し、本件拠出の用途の一つである南アフリカ共和国におけるクリエイティブ・ハブの進捗が順調であることを説明した。(クリエイティブ・ハブはアフリカのスタートアップ企業を支援するファンドや活動拠点を提供する事業。)

(5)2025 年 10 月、エザコンワ UNDP アフリカ局長はニューヨークにて、御巫国連日本政府代表部大使と会談し、アフリカにおける信用格付け課題に対処する事業の進捗を説明した。

・日本側の取組

2025 年8月、TICAD9期間中に英利外務大臣政務官が、本件拠出事業である「模擬アフリカ連合会議(模擬 AU)」、「第3回ユースドライブ」に出席し挨拶を行ったほか、以下のとおり、拠出先と実務レベルで頻繁に議論を重ね、TICAD 本会合開催に向けた調整や、TICAD に関する提言のフォローアップとして、今後の展望について継続的な意見交換を行っている。

(1)2025 年6月、諸田 UNDP・TICAD プログラムアドバイザーは東京にて、西野外務省アフリカ第一課課長と会談し、南アフリカにおけるクリエイティブ・ハブと日本のクリエイティブ産業をつなげる案について議論した。

(2)2025 年8月、アタファ UNDP ナイジェリア駐在代表は東京にて、西野外務省アフリカ第一課課長と会談し、ナイジェリアのスタートアップ企業による投資とエコシステム構築への支援について議論した。

(3)2025 年 10 月、ハジアリッチ UNDP 駐日代表は東京にて、今西外務省アフリカ部参事官と会談し、TICAD9から繋がる DX による変革、若者のエンゲージメントについて議論した。

(4)2026 年1月、諸田 UNDP アドバイザーが東京にて、今福外務省アフリカ部長、今西アフリカ部参事官、高杉 TICAD 大使と面談、TICAD 後のフォローアップ活動などについて報告した。

(5)2026 年2月、ハジアリッチ UNDP 駐日代表が高橋外務省アフリカ部長を表敬訪問し、今後の協力態勢について確認した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNDP による TICAD プロセス推進支援活動として、主に下記が 2025 年に実施された。

【経済関連:官民連携事業】

2-2 に記載のとおり、UNDP は本件拠出を活用し、独立行政法人国際協力機構(JICA)や独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)などと協働して TICAD9においてビジネスセミナーの開催やアフリカのスタートアップ企業と日本のスタートアップ企業をマッチングさせる事業などを実施した。

このような官民連携イベントの場を活用し、UNDP は、JETRO 他とパートナーシップ事業3件(東京大学松尾・岩澤研究室との AI を活用した起業、豊田通商株式会社との自動車整備・安全研修、JICA-UNIDO-JETRO-UNDP の4団体間で協力合意)を発表した。

【ユース(若者)事業】

2-2 に記載のとおり、UNDP は本件拠出を活用し、2025 年の TICAD9期間中に、ユース(若者)向け公式テーマ別イベント3件(①模擬アフリカ連合会議、②第3回ユースドライブ、③若者が起爆する成長革命セミナー)を開催した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)は、UNDP-TICAD ユニットが TICAD プロセスに沿って、アフリカ開発の優先課題に資する事業の実施や TICAD 関連会合の円滑な運営のために使用し、日本の外交政策上の目標であるアフリカにおける革新的課題解決策の共創に貢献し、日本の取組を補完することを目標としている。

UNDP は、基準2のとおり、TICAD プロセスの推進などに対し、同基準2の取組・成果の代表例のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

1-1(1)の目標に沿って、本件拠出を通じて日本の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスを推進の一助とする。具体的には、本件拠出を通じて、日本が掲げる重要外交方針及び優先課題を反映した形で、日本の対アフリカ開発の優先課題への取組、共催者間のコンセンサス形成、アドボカシーとビジネス、投資促進に取り組んでいる。

UNDP は拠出金の使途計画において指標を設定し、外務省は年度末レポートで定量的かつ定性的報告を受けている。

2025 年1－12 月の計画に対する成果指標は以下の通り達成した。

- 1 TICAD プロセスの円滑な実施に関するアドバイザリー・サポートの実施:計 32 回（目標 20 回）
- 2 日本とアフリカのビジネス連携の推進:延べ 61 回（目標 60 回）
- 3 アドボカシー活動への人員動員:延べ 20,860 名（目標 2,000 名）

UNDP アフリカ局 TICAD ユニットは、日本政府機関、在京国際機関事務所・アフリカ諸国大使館、日本企業、NGO、学術関係者、地方自治体など日本の多様な活動主体との間のアフリカ開発に関する議論の促進や、継続的な広報・啓発活動及びビジネス促進活動などにより、アフリカ開発への関心や TICAD の認知・理解の向上に寄与している。

評価期間中の実施事業（拠出資金年度：2025 年度）

1 TICADプロセス推進に対する戦略的取組

TICAD9に向けたハイレベル会合を東京で主催した。UNDP は、18 名の在京アフリカ大使を含む 62 名から意見を聴取し、現在の優先的開発課題、若者との連携などを議論し、2025 年8月の TICAD 本会合に向けた政策面での貢献につなげた(2025 年3月)。具体例としてアフリカへの民間投資拡大、若者の関与拡大など。

また同年6月に、AU 本部のあるアディスアベバ(エチオピア)において、AU 常駐代表を集めたハイレベル会合を実施した。アフリカ視点でのTICAD9における優先討議事項を整理し、TICAD9横浜宣言に織り込んだ。

2 TICAD9期間中の官民連携、ユース(若者)イベント実施

計 15 件のテーマ別イベントを実施、合計約 1,700 名が参加、内 1,000 名以上のユース(若者)が参加し予想を超える規模のメディアの報道が行われた。また、その他のイベントとして UNDP 親善大使の芦田愛菜氏とアーティスト歌手の Patoranking さん、ナイジェリアの映像作家でインフルエンサーのコーティー・イーオーさんによるオンライン対談を開催し、視聴者は 1.2 万名を数えた。模擬アフリカ連合会議、第3回ユースドライブを通じた政策提言は、成果文書の横浜宣言にも織り込まれるなど、有益なインパクトを与えた。その他にもアフリカと日本の若者が創造性と起業家精神を通じて変革を推進する上での障壁と機会を議論するイベントや、JICA と共催して開発資金調達をテーマにした「アフリコンバース:レジリエンスへの投資 サヘル地域における持続可能な開発のための革新的資金調達モデル」を実施した。(評価対象期間中、アフリコンバースは 2025 年5月、2025 年8月、2025 年 12 月、2026 年3月の4回開催)。

【経済関連:官民連携事業】

本件拠出を活用し、JICA、JETRO などと協働して TICAD9においてビジネスセミナーを開催した。また、日本の中小企業がアフリカに進出する際の現地中小企業信用格付けの改善に向けた取組やアフリカのスタートアップ企業と日本のスタートアップ企業をマッチングさせる事業などを実施した。

UNDP は 2025 年 3 月から 2026 年 3 月の間に、ビジネスマッチングや投資協議に 40 社以上の日本企業の参加を実現し、10 件以上の暫定的な取引・提携に結びつけた。

信用格付けの改善取組において、コートジボワールでは、炭化水素関連産業及び鉱業の成長により、エネルギー関連サービス、関連機器供給、資源パートナーシップの分野で日本企業にビジネスチャンスが生まれている。ガーナとケニアでは、アグリビジネスの拡大により、日本から農業機械や AI、IT 技術を活用したスマート農業関連技術・サービスの販売機会が増加している。

【ユース(若者)事業】

- ① 模擬アフリカ連合会議：在日アフリカ出身者と日本のユース(若者)が参加し、アフリカ諸国の国家元首や外務大臣の役割を担いながら AU の活動を模した政策討議を行った。ここでは、アフリカ大陸が持つ大きな可能性について活発な議論が交わされた。この活動は、UNDP、JICA、上智大学、アフリカと日本の学生ボランティアによるチームが共催し、AUC の指導のもとで運営された。2025 年 8 月に「Inayojumuisha: 若者の共創、アフリカの未来を創る」というテーマで開催され、290 名が参加した。
- ② 第 3 回ユースドライブを通じた政策提言：アフリカと日本の若者が共に持続可能な未来を創造するために、ワークショップや現地調査などを行い政策提言につなげる UNDP 主催イベント。2025 年 8 月 20 日の第 3 回ユースドライブ最終日には 235 名が参加した。
- ③「若者が起爆する成長革命」セミナー：UNDP 主催で 2025 年 8 月 20 日に「クリエイティブと起業」というサブタイトルの下、開催された。アフリカ大陸の人口の 60%以上が 25 歳未満であることを踏まえ、アフリカと日本の若者が創造性と起業家精神を通じて変革を推進する上での障壁と機会が議論された。

3 TICAD に関する広報、アドボカシー活動

TICAD9 期間中及び実施後に 84 本のメディア記事により UNDP 主導の活動を報じた。またソーシャルメディアやホームページ上において TICAD 期間中に 5.9 万件のサーチ数を記録した。大阪関西万博のアフリカウィーク期間中に、国連パビリオンにおいてアフリカの文化を広く紹介するためのイベントを開催し 1.7 万名以上が訪れた。このイベントに先立ち日本国内の小中学校 10 校に対してアフリカに関する 2,000 を超える絵画の制作を依頼し、アフリカに関する関心を喚起する事業を行った。

4 TICAD9 後のフォローアップ活動

2026 年 3 月までに合計 11 件のイベント、会合などを主催した。

主要イベント：

- (1) 2025 年 10 月 AfCFTA ビジネスウェビナー：日本企業 124 社が参加。
- (2) 2025 年 11 月 Doing Business with UNDP ウェビナー：120 名参加。
- (3) 2025 年 11 月 神奈川大学特別講義：少人数のゼミ形式
- (4) 2025 年 12 月 第 4 回 アフリコンパス：482 名参加(オンライン参加含む)
- (5) 2026 年 3 月 開催「AfCFTA を通じた日本企業のアフリカ市場への可能性」セミナー：223 名参加。

特に(5)のセミナーでは、UNDP の AfCFTA 専門部局から日本企業へ最新情報が提供され、参加後のアンケート回答者の 97%により、有益なイベントであったと高く評価された。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況：2025 年 12 月(日本の 2024 年度拠出分)、期首残高 USD 1,129,471 支出 USD 803,314 期末残高 USD 326,157 余剰金は年 1 回、日本が合意する内容に、繰り越して使用することが可能となっている。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。
・ 監査 監査主体: 国連会計検査委員会(Board of Auditors)、 対象: 拠出先全体、結果: 108 件の監査【内部監査】制度あり UNDP 監査・調査局 (対象拠出先全体)。昨年までの監査における指摘事項はなし。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☒ 拠出金の使途範囲内(TICAD ユニ ット) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
3	3	3	3	3	0	3
備考	UNDP アフリカ局 TICAD ユニットの専門職以上のポスト(2019 年以降3ポストに増強)は、すべて日本人職員 であり、アフリカ局を含む UNDP 日本人職員の増強とレジリエンス向上に大きく貢献している。同ユニットに勤務 する日本人職員3名全員が JPO 経験者であり、JPO の残留率とキャリア開発にも貢献している。					
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	1
備考	UNDP は、ニューヨークに D1 レベルの日本人職員を配置し、UNDP 総裁やアフリカ局長をはじめとする上級管 理職に対してアフリカ各国における活動の継続的なブリーフィングや助言を行っていることに加え、TICAD につ いてUNDPが共催者として関与するだけでなく、次期 TICAD に向けた UNDP の戦略的活動の基盤となってい ることをインプットしている。また、国連事務総長に対する TICAD のブリーフィングは、慣習として UNDP 総裁 及び TICAD プログラムアドバイザーが担っており、国連全体としての TICAD に対する協力体制の構築に 寄与している。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重 要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
●現在のTICADユニット人員体制:計4名(内3名 日本人) D1/ニューヨーク=1名、P3/ニューヨーク=1名、G7/ニューヨーク=1名(ローカル)、P4/東京=1名 ●UNDPのアフリカ局TICADユニットは、駐日事務所と緊密に連携を取りながら、日本人職員の貢献を積極的にアピ ールしている。またUNDPアフリカ局では、同局の戦略的地域プログラムに対してJPOポスト獲得を支援している。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構(OECD)拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)	
3 拠出先の概要	
OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)は経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関(本部:パリ。設立:1961年)であり、「共通の価値」を有する38か国が加盟している。OECDは経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンスなど多岐にわたる経済・社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。OECDは経済・社会分野の政策協調の場であり、加盟国間での議論を通じ、質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りを先取りしてきた。加盟国は、こうしたOECDの活動に参加することを通じ、自国の経済・社会政策や制度を調整・改善する機会を得ている。 日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。東京には、OECDの海外拠点の一つとしてOECD東京センターが設置されており、OECDは、OECDの活動の日本への広報活動に加え、同センターも活用し、OECD非加盟の東南アジア諸国に重点を置いたアジア太平洋地域に対するアウトリーチ活動(注:OECDのルール・スタンダード普及の働きかけや様々な政策分析報告書作成、国際会議などの開催)を行っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、経済的威圧、非市場的政策及び慣行並びにそこから生じる過剰生産、強制技術移転や技術窃取による機微技術の流出といった経済安全保障上の課題について、OECDによる調査・分析、その結果の発信、加盟国間での議論や非加盟国へのアウトリーチなどを通じ、こうした経済安全保障上の課題に関する国際社会の関心を喚起し、国際連携を促進し、国際規範の形成を日本が主導することを目的とするもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 14,068 千円	
日本のみの拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局経済安全保障課、経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ－1国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2：日本の安全保障に係る基本的な外交政策」の下に設定された中期目標「近年、安全保障の裾野が経済、重要・新興技術分野に急速に拡大しており、我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同盟国・同志国とも戦略的に連携していく必要があることから、同盟国や同志国等との緊密な連携の下、経済安全保障分野においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
日本は二国間や多国間の枠組みを活用しながら①国の自律性の向上、②技術・経済の優位性・不可欠性の確保、③ルールに基づく国際秩序の維持・強化を3つの主要な柱とする経済安全保障政策に取り組んでおり、特に、2023年のG7広島サミットにおいては経済安全保障分野では初となる『経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明』を発出し、同分野における国際連携を主導する姿勢を示している。 OECDは上述のとおり経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関として経済・社会分野における調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれ、また、経済・社会分野の政策協調の場として加盟国間での議論を通じて質の高いスタンダードの形成や先進的課題への対応・ルール作りに貢献していることから、G7などの少数枠組みで議論した取組を拡大させる場として最適である。また、OECDは、こうした貢献をアウトリーチや能力構築を通じて加盟国及び非加盟国に対して実施するなど、高い発信能力を有している。 国際経済を取り巻く環境は大きく変化し、地政学的緊張の高まる中で、不公正な市場歪曲の慣行、不透明な産業補助金及び重要サプライチェーンにおける過度の集中が、経済安全保障上のリスクを増大させている。こうした課題に対処し経済安全保障を確保していくに当たっては、客観的なデータとエビデンスに基づく分析と一貫した分野横断的な政策を以て対応することが不可欠である。また、日本の目指す「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」の実現に向けて、G7などの同盟国・同志国間の緊密な調整が引き続き必要となっている。日本とOECDの双方はこれらの目標に対するコミットメントを共有している。 こうした考えに基づき、日本は、国際社会における経済安全保障の取組への関心喚起の一環として、令和5年度予算において、自由で開かれたルールに基づく国際経済秩序の形成において重要な役割を果たすOECDに経済的威圧に関する調査レポートを作成させ、日本が議長国を務めた2024年5月のOECD閣僚理事会(MCM)に際してその成果を公表させた。OECDの同レポートの内容に対する国際社会の信頼性は高く、日本が国際場裏において開発途上国・新興国を始めとする諸外国に対して経済的威圧への対処について取り上げる際、客観的な分析に基づく同レポートを用いることで一定の説得力をもった説明が可能となっている。また、一般社団法人日本経済団体連合会が2024年6月に公表した「公正・公平で強靱かつ持続可能な貿易投資環境を求め－自由で開かれた国際経済秩序の再構築に関する提言－」は同レポートを引用しており、諸外国のみならず民間セクターにおいても経済的威圧への対処策を検討する上で参照されている。 加えて2025年6月には、OECD閣僚理事会の機会を捉え、2-2のとおり、日本は、副議長国リトアニアとの共催により、サイドイベント「経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築」を開催し、OECDの活用を含む経済的強靱性・経済安全保障の強化に向けた取組について議論が行われた。 このように、本件抛出は高い分析力と提言力及びアウトリーチ能力を有したOECDを通じ、経済安全保障の確保及び経済安全保障上の諸課題における関心喚起や同盟国・同志国間におけるルール作りの議論を主導していくために重要。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

上述のとおり、経済安全保障に関する国際規範形成は日本が G7などの同盟国・同志国との連携を通じて国際社会を主導。本件拠出はこれまで 100%日本が拠出してきているものであり、OECD 日本政府代表部を通じて OECD 事務局に対して日本の意向を随時伝達の上緊密に連携しながら事業を企画立案させることで日本の意向を反映できる状況である。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年6月、OECD 本部（パリ）において、OECD 閣僚理事会が開催され、日本から、平デジタル大臣、藤井外務副大臣、瀬戸内閣府副大臣、大串経済産業副大臣、川崎総務大臣政務官ほかが出席。

また、この機会を捉え藤井外務副大臣とコマン事務総長との間でバイ会談を実施。

2026 年2月、外務省と OECD 東京センターとの共催により「OECD・東南アジア政策対話：東南アジアの繁栄に向けた経済安全保障の強化、戦略的産業からの政策的知見」が東京で開催され、同対話には堀井巖外務副大臣が出席。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

OECD は、加盟国・非加盟国から幅広い分野のエビデンスやデータ・政策情報を収集し、一国では実施できない各国のデータに基づく客観的な分析を行っている。OECD が提供する報告書、統計、刊行物などは、政府機関のみならず、日本の研究機関、大学、民間企業、NGO などでも購読・参照されており、政策立案や研究分析などに活用されている。

また、OECD はビジネスとの連携強化にも力を入れており、年1回開催される OECD 閣僚理事会（2025 年は6月）や主要関連会議には、BIAC（OECD 経済産業諮問委員会）及び TUAC（OECD 労働組合諮問委員会）の代表も参加している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

経済協力開発機構（OECD）拠出金は、政策提言を行う世界最大のシンクタンクとしての役割と、世界のルール作りの場としての機能を有する OECD を活用し、経済安全保障上の喫緊の課題に対する調査・分析、加盟国を中心とする同盟国・同志国間の議論の促進を通じて、国際社会の関心を喚起するとともに国際規範の形成を目指すことで、日本の外交政策上の目標である自由で開かれたルールに基づく国際経済秩序の形成に貢献することを目標としている。

OECD は、基準2のとおり、2025 年6月の OECD 閣僚理事会の機会を捉え、日本は、副議長国リトアニアとの共催により、経済的威圧に関する OECD の調査レポート（令和5年度拠出案件）の成果に基づくサイドイベント「経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築」を開催し、OECD 加盟国・非加盟国間の垣根を越えて経済安全保障上の諸課題に対する理解を促進する機会を提供したほか、幅広い出席国に対するアウトリーチの機会を提供するなどの効果をあげている。

また、基準3については、3-1 のとおり報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
本件拠出事業の目標は、OECD を活用し、経済安全保障上の喫緊の課題に対する調査・分析、国際社会の関心喚起、同盟国・同志国間の議論の促進を通じた国際規範の形成を目指すことで、日本の外交政策上の目標である自由で開かれたルールに基づく国際経済秩序の形成に貢献すること。 【今次評価対象期間中に終了した取組】 ・令和6年度拠出金では、令和5年度拠出金にて実施した経済的威圧に関する OECD の調査レポートの成果に基づき、2025 年6月の OECD 閣僚理事会の機会を捉え、日本と副議長国リトアニアの共催により、サイドイベント「経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築」を開催した。 日本を始めとする一部の OECD 加盟国政府関係者などによるパネルディスカッションが行われ、特定国への過度の貿易依存、非市場経済政策及び慣行(NMPPs)、過剰生産、経済的威圧のリスクについての認識が、OECD 加盟国・非加盟国の垣根を越えて共有され、幅広い出席国に対するアウトリーチの機会としても活用された。 その他、同イベントでは、経済安全保障や貿易多角化の推進においては、客観的なデータとエビデンスに基づく政策決定が必要であり、そのためには OECD が重要な役割を果たせることや、OECD が経済安全保障に関する同志国連携を促進するフォーラムとして活用できるとの議論がなされた。 【実施中の事業】 ・令和7年度拠出にて、重要鉱物のサプライチェーンの上流における非市場的政策及び慣行(NMPPs)が、中流(中間財)及び下流(最終消費財)の市場にどのように影響し、市場歪曲や集中につながるかのメカニズムを解明することを目的とした調査・分析を実施中。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況：2025 年8月に、令和6年度拠出金事業に係る精算の報告を受けている。具体的には、2025 年3月に拠出した 118,988 ユーロに対して、使用額 97,547.82 ユーロ、残金 21,440.18 ユーロであり、残額については令和7年度事業に繰り越し。本事業に関する最終的な会計報告書は 2026 年5月に受領予定。 ・監査 OECD の予算全体については、財務規則により外部監査機関による報告書が作成されている。本件拠出も監査対象の一部を成しており、問題は指摘されていない。会計監査は外部監査のみで行われているが、組織の効率的運営・透明性のあるマネジメントを達成するためのガバナンスに係る監査は内部監査でも行われている。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-

備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	-
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本件拠出金事業はOECD事務局の既存の人的リソースの範囲内で実施可能であり追加職員の雇用などを必要としないところ、日本人職員・ポストの増減は同事業に期待する効果には影響を及ぼさないため。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際貿易センター(International Trade Centre (ITC))拠出金	
2 拠出先の名称	
国際貿易センター(International Trade Centre (ITC))	
3 拠出先の概要	
世界貿易機関(WTO)及び国連貿易開発会議(UNCTAD)の2国際機関の下に置かれ、貿易のための援助(Aid for Trade:AfT)に特化した唯一の国際機関。1964 年5月、開発途上国の輸出振興策への技術支援を行う目的で、「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)貿易センター」として発足。1995 年、WTO の発足後に「国際貿易センター(International Trade Centre)」と名称変更された。本部はジュネーブ(スイス)。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、ITC が女性の経済的エンパワメントのため 2015 年に立ち上げた SheTrades Initiative のプロジェクトの一つである“SheTrades Connect”及びエチオピアの WTO 加盟を支援するプロジェクトに対する拠出。前者は開発途上国が、政府及び民間事業者の取組を通じ、適切な貿易促進策を企画・立案・実施することに対する技術援助を目的としており、女性起業家が貿易に参画するに当たり、ビジネス環境を含む制度的、社会的、能力的障壁に直面していることに鑑み、女性起業家の能力構築及び取引先や投資家が女性起業家とビジネスを行うための支援を行っている。後者は、WTO 加盟を目指すエチオピア政府に対し、加盟の後押し及び加盟作業チーム内若手メンバーの能力構築を目的として、WTO 加盟プロセスに必要な技術的文書の作成の技術的な支援を提供するほか、若手メンバーに対する指導などを通じた総合的な能力構築及び交渉能力構築を提供している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	5,662 千円
2024 年の日本の拠出率 0.37%(拠出順位 15 位)。(当初予算のほか、補正予算による拠出も含む。全額イヤマーク拠出。)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局国際貿易課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野1 多角的貿易体制の維持・強

化と経済連携の推進」の下に設定された中期目標「WTO を中核とする多角的貿易体制を引き続き維持・強化するため、21 世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化を通じた WTO 改革を推進する」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

多角的貿易体制の中核を担う WTO においては、開発途上国の貿易関連能力の向上を通じて経済発展と貧困削減の達成を目指す「貿易のための援助(Aid for Trade:AfT)」の取組が重視されている。例えば、2024 年2月の第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)閣僚宣言でも「我々は、LDC 諸国を含む開発途上加盟国の貿易関連の能力構築のため、また多角的貿易体制への統合に貢献するための「貿易のための援助(Aid for Trade)」イニシアティブの重要性を認識する。」旨確認されており、近年 AfT の取組に関連した議論が活発化している。多角的貿易体制の維持・強化は同志国のみで達成されるものではなく、開発途上国を含む国際社会全体の関与が必要である。AfT は開発途上国を含む全ての国が経済活動を活発に行い、国際貿易ルールの実効的運用を確保したり、新たなルールのための交渉などに参画したりすることを促進する取組として重要。

ITC は AfT に特化した唯一の国際機関であり、開発途上国やその中小零細企業への直接的な支援を行っている。日本は ITC への拠出を通じ、開発途上国が貿易交渉を進め国際市場に参入するための能力を強化すること、及び WTO 協定を履行する能力を養うことを目指している。AfT の重要性が高まる中、こうした取組に対する日本の拠出は WTO における日本のプレゼンス向上にもつながっている。

本件拠出を通じた支援対象の一つとして 2018 年度からイヤマークした SheTrades Connect は、She Trades Initiative の一環として実施されるプロジェクトであり、開発途上国の起業家と海外の投資家及び輸入者との間のビジネス関係構築を包括的に支援することで開発途上国の貿易拡大及び経済発展に貢献するものである。同プロジェクトは、開発途上国の中小零細企業が電子商取引に参入するに当たっての技術的課題の克服に働きかけるものでもあり、日本が主導する WTO における電子商取引交渉の共同声明イニシアティブ(JSI)に対する開発途上国の支持の確保にも貢献している。また、女性を中心とする貧困層の経済的能力構築に資するものとして、持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 5.c「ジェンダー平等の促進及び女性の能力強化」につながるプロジェクトであり、開発途上国の女性能力強化支援を掲げる日本の政府開発援助(ODA)政策とも高い親和性を有するほか、日本の重要外交課題の一つであり、総合的かつ効果的に推進している SDGs に関する施策の達成に寄与している。

また、本件拠出を通じたもう一つのプロジェクトであるエチオピアの WTO 加盟支援案件は、現在加盟交渉中のエチオピアの加盟実現に向けた取組の促進に寄与し、開発途上国の多角的貿易体制への参画、ひいては、日本の重視する多角的貿易体制の維持・強化に貢献するものである。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出は日本がイヤマークするプロジェクトに充当されるため、日本の意向の反映は確保されている。日本の拠出案件は、プロジェクトチームや ITC 内国別プログラム局長に対して、同局職員を通じて、また必要に応じて大使レベルで日本としての意見を伝え、内容の改善や修正を行っている。また、ITC は、諮問委員会(JAG:Joint Advisory Group、今次評価対象期間中は 2025 年6月に開催)、信託基金協議委員会(CCITF:Consultative Committee of the ITC Trust Fund、今次評価対象期間中は 2025 年 11 月に開催)及びドナー国と ITC 幹部の非公式な意見交換を不定期に開催し、ITC の事業及び財政状況について報告及び評価を実施している。また、必要に応じて、少数の出席者(ドナー20 名ほど)と ITC 事務局長とが直接対話する機会が用意されており、日本の意見も ITC 幹部に届きやすく、高い透明性が保たれている。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、JAG、CCITF 及び CCITF 非公式会合などへ積極的に参加し、日本の意見が反映されるよう努めている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2026 年3月、カメルーンにて開催された第 14 回 WTO 閣僚会議(MC14)の機会に、島田外務大臣政務官はコーク＝ハミルトン ITC 事務局長と会談した。同事務局長からは、SheTrades Project 及びエチオピアの WTO 加盟支援を始めとする複数のプロジェクトに対する日本の支援に対して改めて感謝が示された。

・日本側の取組

本件拠出に限らず、ITC 事務局長を始めとする様々なレベルの ITC 職員と外務省関係者との間で、拠出先プロジェクトの選定や実施方法を含む日本側の要望について、具体的な意見交換が行われており、実際の案件形成・実施の段階においては日本の要望が考慮されている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

本件拠出は、開発途上国による貿易拡大及び経済発展に貢献することから、開発途上国との間の取引や開発途上国でのビジネスを行っている日本企業にとって、ビジネス環境の改善やビジネスチャンスの拡大をもたらすものであり重要性が認められる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際貿易センター(International Trade Centre (ITC))拠出金は、ITC が SheTrades Connect やエチオピアの WTO 加盟支援といったプロジェクトを行うことで、開発途上国の多角的貿易体制への参画支援を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である多角的貿易体制の維持・強化に貢献することを目指している。

ITC は、2-2 のとおり、開発途上国に対して能力構築支援を実施し、女性起業家の能力向上といった効果を上げている。これは SDGs のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」に直結するものである。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・SheTrades Initiative

(全体の取組状況)SheTrades Initiative は、プロジェクト設立時の 2015 年に、2021 年までに 110 万人の女性起業家を国際市場に輩出することを目標としていたが、2019 年時点で既に 150 万人の女性起業家を輩出し、目標を達成した。その後新たに、2021 年までに 300 万人という目標を設定し、日本拠出プロジェクトを含む多様なプロジェクトが実行された結果、この目標も達成された。2022 年からは、4年計画(ジェンダー・ムーンショット)のもと、2025 年までに、ITC が国際貿易に関わる女性のエンパワメントに係る一連のアジェンダを主導することを目指している。

(日本の拠出事業)日本が拠出するプロジェクトである SheTrades Connect は、国際貿易への女性起業家の参画を増やすために、持続可能性とそれが貿易とビジネスに及ぼす影響に焦点を当て、実施された。同プロジェクトでは3つの成果目標として、①取引先及び投資家が女性起業家とビジネスを行う可能性の拡大、②女性起業家の貿易や投資に

おける能力向上及び競争力の拡大、③取引先及び投資家と女性起業家の繋がりを増やすことを掲げている。2024 年には、日本の 2023 年度拠出に基づき、女性の貿易・経済への参加を支援することで、SheTrades Initiative 全体及びSDG5 への貢献を目指し活動を行った。限られた予算の中で効果を最大化するべく、プロジェクトチームは世界知的所有権機関(WIPO)とのパートナーシップを活用し、知的財産(IP)とビジネス競争力に焦点を当てた包括的なコーチングプログラムを5人の若い女性起業家を対象に実施した。このプログラムには、オーダーメイドのトレーニングセッション、先進国のカウンターパートとの国境を越えたメンターシップ、知的財産戦略と事業目標の整合性に関するガイダンスの提供などが含まれた。ブランディング、イノベーション能力、市場でのポジショニングを強化することで、新たな成長機会を引き出し、持続可能で競争力のある事業規模を拡大できる若い女性主導のダイナミックなネットワークを育成することを目的としている。このプログラムを通じて、バングラデシュ、インドネシア、エチオピアなど5か国出身の5人の女性起業家が競争力と能力の向上の恩恵を受け、参加者全員が、知的財産権保護、ブランド開発、戦略的事業計画に関する知識とスキルを向上させた。なお、2019 年のプロジェクトの実施開始以来、イベントなどに参加した女性の数は200 人に上る。日本の 2024 年度拠出に基づく 2025 年の活動に係る報告書は今後受領予定。

・エチオピア WTO 加盟支援事業

2024 年度拠出事業が 2026 年2月に事業終了。2026 年6月頃に実施報告書が提出される予定。

・2025 年度の拠出は、前年度同様、SheTrades Connect 及びエチオピアの WTO 加盟支援に充てられる予定。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況:

2025 年7月(日本の 2023 年度拠出分、スリランカ対日輸出増支援)(残余金なし)

2025 年5月(日本の 2023 年度拠出分、SheTrades Connect)(残余金あり(550 万円)、次年度に繰越し)

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・監査 監査主体: 監査役会(BOA: Board of Auditors)、対象: 機関全体、結果: 特段の指摘は受けていない。

・その他 内部監査及び内部評価の制度あり。

日本を含む加盟国は、ITC の JAG や CCITF を含む定期・不定期の会合を通じて、ITC の活動をモニタリングしている。具体的には、ドナー国がプロジェクトごとに事務局から提出されるプロポーザル及び報告書、また、ITC 年次報告書(公開)や CCITF 報告書について確認を行っている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

ITC は概ね4～5年に一度、高レベルな中長期的な目標と1年ごとの目標の両方を達成する枠組みとして戦略計画を策定している。2025 年6月には新たな戦略計画(ITC Strategic Plan 2026-2030)案が提示され、従来の戦略計画(ITC Strategic Plan 2022-2025)で示されていたようなトップダウン型のアプローチから、トップダウン型とボトムアップ型双方の活用などが道筋として示されるとともに、中小零細企業が2030 年までに貿易・投資を増加させ付加価値化を促進させる、中小零細企業の GX、DX を促進させるといった項目を含む4つの目標が提示された。また、2024 年度の CCITF 報告書の中で、ITC は、資金源の国連及び WTO の財政状況を受けて、国連と WTO の下にある ITC として、通常予算の削減が見込まれることから、効果的な予算の運用の重要性が指摘された。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
2	2	3	2.33	4	1.67	423
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	6
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、代表部としてITC側に様々な直接の働きかけを行っている。日本人職員を増強したい旨を事務局に対して伝えたところ、事務局側からも日本人採用のためのアウトリーチイベントを開催したい旨の意向が示され、実際に日本人職員が登壇するイベントが事務局により毎年開催されている。日本政府も外務省国際機関人事センターを通じ、同イベントを広報している。またITCはJPO制度を実施しているため、上述のアウトリーチイベントではITCのJPOの宣伝も行われており、実際に日本人JPOが採用されている。加えて、2026年3月に島田外務大臣政務官とハミルトン事務局長が会談した際、JPOを含む日本人職員の極めて高い専門知識や担当業務での成果といった活躍に感謝が示された。また、日本としての拠出の在り方やプロジェクトの企画に際しても、日常的な日本人職員とのやり取りを通じ、日本側の意向が反映されている。2025年10月に日本人職員の一人が外務省を来訪し、あり得べき翌年度の支援案件の在り方について意見交換を行った。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

b

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
世界貿易機関(World Trade Organization (WTO))事務局拠出金	
2 拠出先の名称	
世界貿易機関(WTO)	
3 拠出先の概要	
ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1994 年に合意に至った世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定に基づき、1995 年1月1日に設立された国際機関。加盟国・地域数は 166(2026 年3月時点)。本部はスイスのジュネーブに所在。WTO 協定(WTO 設立協定及びその附属協定)の実施・運用を行うと同時に、新たな貿易課題への取組を行い、多角的貿易体制の中核を担っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、日本を含む先進国の任意拠出によって WTO 内に創設されたグローバル・トラスト・ファンドに拠出し、WTO 事務局が、加盟国の約4分の3を占める開発途上国のニーズに応じた技術支援を行うとともに、開発途上国の能力構築を行うことを目的として、開発途上国の交渉能力不足や新分野への理解不足などの解消に向けた技術協力実施のための事業経費に充てられる。 なお、本件拠出とは別途、日本は WTO に対し、WTO の活動の基盤となる分担金(令和6年度:826 百万円、令和7年度:1,320 百万円)を拠出(コア拠出)してきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	19,135 千円
拠出率及び拠出順位は、2024 年について、7.42%(220,965 スイスフラン)で5位。(2026 年4月時点。)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局国際貿易課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」の下に設定された中期目標「WTO を中核とする多角的貿易体制を引き続き維持・強化するため、21 世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化を通じた WTO 改革を推進する。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

WTO は(1)多角的貿易体制の維持・強化のため、①貿易自由化・ルール作りのための交渉、②協定履行監視、③紛争解決の3つの機能・目的を持ち、また、同時に(2)持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」にも重点をおいている。

1-1(1)の目標達成に向け、日本は WTO の活動全体を支えるため、本件拠出とは別途の分担金を拠出してきている。2026 年の第 221 回国会における茂木外務大臣の外交演説では、日本経済及び世界経済において「ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化」が重要であり、そのために「WTO 改革の推進」に取り組む旨述べ、WTO を通じたルールに基づく国際経済秩序の維持・強化が日本にとっても利益となることを指摘している。

その上で、(2)の取組に係る個別具体的な技術支援プログラムのうち、特に人材育成に係る取組について、本件拠出の拠出先である「グローバル・トラスト・ファンド」を通じ、開発途上国に対して WTO の各協定や新分野に関する理解の促進を行う開発途上国支援プログラムなどの実施を支援している。グローバル・トラスト・ファンドは、貿易円滑化、農業、サービスなど多岐の分野にわたり、2024 年には、計 327 件の技術支援活動を行い、19,000 人以上が参加した。WTO ではこうした取組を通じ、開発途上国が多角的貿易体制に組み込まれるための土台を形成している。

WTO による開発途上国支援の重要性については、2024 年2月に開催された第 13 回 WTO 閣僚会議(MC13)で採択された閣僚宣言において、「後発開発途上国(LDC 諸国)を含む開発途上加盟国の多角的貿易体制への完全な統合が、これらの国の経済発展にとって重要であることを認識し、マラケシュ協定に従い、貿易から得られる利益が開発途上加盟国に恩恵をもたらすよう積極的に努力する必要性を強調」するとされた。加えて、2024 年7月の G7貿易大臣会合の際に発出された大臣声明においても、参加閣僚は「貿易の開発側面の重要性を認識しており、アフリカやその他の地域における後発開発途上国やその他の開発途上国の国際貿易への統合をより良く支援するために、それらの国々に引き続き適切に関与する」ことが合意された。

このように、上記 1-1(1)の目標達成に向けて、本件拠出は、別途拠出の分担金と相互補完性・相乗効果を有する形で、WTO 協定の義務履行(通報など)や交渉参加に必要な専門知識を開発途上国政府関係者が習得できるよう各種ワークショップなどを開催することにより、WTO における交渉、協定履行監視、紛争解決の各機能への開発途上国の参画を促す役割を果たしている。またこのような支援は、LDC 諸国を含む開発途上国の能力向上を通じてそれらの国々に対する日本の影響力の向上にも資するものである。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

グローバル・トラスト・ファンドの運用については、数か月に1回開催される WTO 行財政委員会において加盟国のコンセンサスで人事・予算などの意思決定がなされる。年1回一般理事会に財政報告書が提出され、加盟国のコンセンサスにより承認される。グローバル・トラスト・ファンドはノンイヤマーク型の拠出を基本とする枠組みであり、用途を特定して拠出することは仕組み上難しいものの、日本は、行財政委員会(今次評価対象期間中7回開催)、一般理事会(今次評価対象期間中7回開催)の双方に毎回参加し、グローバル・トラスト・ファンドの適切な運用の実現に向け積極的に議論に参加している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年5月、オコンジョ＝イウェアラ事務局長が訪日し、石破総理大臣を表敬。岩屋外務大臣、加藤財務大臣、武藤経済産業大臣とそれぞれ会談した。岩屋外務大臣との会談では、開発途上国支援の重要性について確認するとともに、日本が行っている開発途上国支援に感謝が示され、より一層の効果的な支援のために拠出増が求められた。

2025 年10月には、オコンジョ＝イウェアラ事務局長は茂木外務大臣と会談し、日本の WTO に対する継続的な支援に謝意を示した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。
グローバル・トラスト・ファンドは WTO に加盟する開発途上国・LDC 諸国支援の中核的な財源であり、その役割は日本政府以外の日本関係者にも多面的な利益をもたらしている。 グローバル・トラスト・ファンドは、開発途上国における貿易円滑化や税関手続・通関の透明性、電子商取引など、幅広い分野で人材育成・制度整備を支援しており、日本企業が現地で直面する非関税障壁の軽減につながる。これは、日本企業の輸出コスト低減やリスク低減に直接貢献する。例えば貿易円滑化協定(TFA)関連の技術支援(グローバル・トラスト・ファンドによるものを含む。)を通じてザンビア及びボツワナの国境機関間の協力体制が強化された結果、通関時間の短縮や越境手続の簡素化が実現した事例がある。
1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
WTO 事務局拠出金は、WTO がグローバル・トラスト・ファンドの活動を通じて、開発途上国に対して WTO の各協定や時宜に適した分野に関する技術支援活動を定期的実施することで、WTO における貿易自由化・ルール作りのための交渉、WTO 協定履行監視、紛争解決の各機能への開発途上国の参加を促し、ひいては日本の外交政策上の目標である多角的貿易体制の維持・強化に貢献することを目標としている。 WTO は、2-2 のとおり、開発途上国に対して技術協力プログラムを実施。これは SDGs のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」を具体化するものであり、WTO での交渉を前進させ、開発途上国の交渉能力不足や協定履行能力の向上を通じた多角的貿易体制強化につながるものであり、効果を上げている。 また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。 基準4については 4-1 のとおりの状況である。 以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
グローバル・トラスト・ファンドを活用し、WTO 事務局は開発途上国に対して技術支援活動(各地域における対面及びオンラインのセミナーや専門家派遣など)を実施。これは SDGs のターゲット 8.a である開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」を具体化するものであり、WTO での交渉を前進させ、開発途上国の貿易自由化・ルール作りのための交渉、協定履行監視、紛争解決の各機能への参加を通じ多角的貿易体制強化につながるものである。 2025 年4月公表の 2024 年年度報告書によれば、2024 年には、計 327 件の技術支援活動が行われ、19,000 人以上が参加し、参加者は 2023 年比で 19%増加した。技術支援活動は、WTO 協定に関する加盟国の知識を拡大・強化することで、支援対象国の多角的貿易体制への効果的な参加を促進することを目的としている。WTO の作業は加盟国が提出する文書に基づいて行われるため、加盟している開発途上国及び LDC 諸国の文書提出能力(提案、声明、質問と回答、報告書など)は、これら諸国が審議に積極的に貢献する能力の指標となる。2024 年、開発途上国及び LDC 諸国が提出した文書の数、前年に比べて 68%増加し 1,178 件となった。うち 14%が LDC 諸国からの提出であ

り、文書提出件数は前年より 38% 増え 162 件となった。また LDC 諸国による貿易の技術的障害 (TBT) 通報数は前年に比べてわずかに減少したが、開発途上国通報数と合わせれば約 7% 増え、2,023 件となった (2024 年は開発途上国 1,362 件、LDC 諸国 661 件で計 2,023 件、2023 年は開発途上国 1,133 件、LDC 諸国 751 件で計 1,884 件)。こうした取組の結果、WTO 加盟国が承認した結果に基づく管理 (RBM) アプローチに基づき測定された技術支援活動成功率は 2024 年の値で 82% に達し、前年比で 3% 上昇した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年 6 月 (日本の 2023 年度及び 2024 年度拠出分) (2024 年 12 月 31 日付のグローバル・トラスト・ファンドの残高約 7,160 千スイスフラン。) グローバル・トラスト・ファンドは 2 年ごとの実施計画に沿って案件を実施しており (複数年、翌年度初旬開始の案件を含む。)、年度末に翌年度の案件実施に係る費用を一定額確保する必要があるため、残高の金額は翌年度に繰り越される。 ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体: フランス会計検査院、対象: 拠出先全体、結果: 国際公共部門会計基準 (IPSAS) に準拠して適正に表示しているものと認めた。グローバル・トラスト・ファンドについて特段の指摘はされていない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント (不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況 (専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減 (日本人幹部含む)
過去3年の日本人職員数 (日本人幹部含む) ☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体 (参考) 全職員数
2022 2023 2024 平均値 2025 日本人職員数の増減 2025
5 6 6 5.67 7 1.33 610
備考
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減
過去3年の日本人幹部職員数 (参考) 全幹部職員数
2022 2023 2024 平均値 2025 幹部職員数の増減 2025
2 2 2 2 2 0 24
備考
4-1(3) 上記 4-1(1) 及び 4-1(2) の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)
WTO 事務局は、GATT 時代から、能力 (メリット) ベースで職員採用を決めてきた伝統があり、また JPO 制度を採用せず、出向元が給与を負担する形であっても出向を受け入れないなど、職員の採用をめぐるのは独自の事情がある。2021 年には事務局官房に日本人職員 1 名 (宇山 WTO 事務局長上級補佐官) が採用となり、日本人幹部職員が計 2 名となった。日本人職員増強に向け、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、ジュネーブ留学中の日本人学生との

交流の機会などにおいて、WTOでの勤務の魅力を発信している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

b

b

s

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構(OECD)拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)	
3 拠出先の概要	
OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)は経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とする国際機関(本部:パリ。設立:1961年)であり、「共通の価値」を有する38か国が加盟している。OECDは経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、公共ガバナンスなど多岐にわたる経済・社会分野において、調査、分析、政策提言を行うことから「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。また、OECDは同分野での政策協調の場であり、加盟国間での議論を通じ、質の高いスタンダードの形成、先進的課題への対応やルール作りを先取りしてきた。加盟国は、こうしたOECDの活動に参加することを通じ、自国の経済・社会政策や制度を調整・改善する機会を得ている。 日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。東京には、OECDの海外拠点の一つとしてOECD東京センターが設置されており、OECDは、OECDの活動の日本への広報活動に加え、同センターも活用し、OECD非加盟の東南アジア諸国に重点を置いたアジア太平洋地域に対するアウトリーチ活動(注:OECDのルール・スタンダード普及の働きかけや様々な政策分析報告書作成、国際会議などの開催)を行っている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、日本とOECDとの間で、日本が関心を有するOECDの主要プロジェクトや各種セミナーの支援に使用される。日本は、世界経済の成長センターであり、OECDの重点地域の一つである東南アジア諸国を始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの調査、分析、政策提言などの事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。 日本は、本件拠出を通じて、国際社会の変化により新たな対応を求められる国際社会の課題に関する活動に積極的に関与するとともに、OECDの経済・社会分野の知見や経験を活かしてOECD非加盟国との協力を行い、それら諸国の経済成長や持続可能な開発に資するプロジェクト(東南アジアへのアウトリーチ活動など)を支援している。これらを通じ、東南アジア諸国を始めとする非加盟国との関係を強化し、また、OECDの経済・社会分野の取組に日本の考えを反映させ、同分野でのルール策定に貢献することに寄与している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 45,609 千円	

本件拠出は、当初予算額を一括送金の上、OECD 事務局から特定プロジェクトに対する支援要請を受けて外務省が個々のプロジェクトへの拠出を承認するもの。各プロジェクトに対する日本を含めた各国からの拠出率は案件ごとに異なっていることから、拠出率を記述することは困難。

5 担当課室・関係する主な在外公館

経済局経済協力開発機構室、経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交:国民の安全の確保と繁栄を目指し、望ましい国際環境を確保すること」、「施策 II-2 国際経済に関する取組」、「個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等」の「中期目標2 日本が議長国を務めた令和6年の OECD 閣僚理事会の成果も踏まえ、OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、国際経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。また、人事ミッションの受入等を通じて応募者数増を目指し、OECD における日本人職員の採用拡大に取り組む。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1(2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

●OECD は「世界最大のシンクタンク」としてエビデンスやデータに基づき、複雑化する世界的な経済社会課題に対する調査、分析、政策提言を行うとともに、国際的なルールやスタンダードの形成及びその普及に貢献する、高い専門性を有する他に類を見ない国際機関である。このため、OECD は日本の経済外交の柱である、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化に不可欠な役割を担っている。多様化する国際経済情勢の中、原加盟国 20 か国から 38 か国まで加盟国が拡大し、2024 年の閣僚理事会における岸田総理大臣の演説でも言及されたとおり、国際社会が多極化、分断、紛争に直面する中、「共通の価値」を持つ加盟国で構成される OECD が、東南アジアを始め世界の様々な地域の非加盟国にアウトリーチを行う重要性はますます高まっている。

●本件拠出は、日本及び OECD にとり、特に重要な東南アジアへのアウトリーチ活動のため、2014 年に日本主導の下立ち上げられた OECD の東南アジア地域プログラム(SEARP)関連活動や、日本が重視する OECD の主要プロジェクトへの支援などのため拠出してきた。最近の取組として、2025 年8月及び 2026 年3月のタイにおける、OECD の「AI 政策ツールキット」共創ワークショップの開催、「東南アジア・中国・インド経済アウトルック」の策定支援があり、SEARP の取組の推進に貢献している。こうした顔の見える「日本案件」は、分担金と異なり、外務省が OECD に対し用途を指定して支援を行う任意拠出金を通じてのみ実施可能であり、上記 1-1(1)の目標達成のため、OECD 内での様々な委員会などで議論を主導し、日本のプレゼンスを確保するためにも必要不可欠である。

●OECD は世界経済の成長を牽引する東南アジア諸国との関係強化に取り組んでおり、東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟も念頭に OECD のルールやスタンダードを東南アジア地域に普及させることで、国内改革が促され同地域の投資環境の改善、持続可能で包摂的な経済成長や地域統合を後押しすると共に、日本企業のための投資環境整備支援、ひいては同地域の強靱な発展及び成長にも貢献している。

●2024 年に東南アジア諸国から初めてインドネシア及びタイの OECD 加盟審査の開始が決定されるなど、本件拠出で支援する SEARP の取組が大きな成果を生んでいる。同年の SEARP10 周年記念式典では、コマン OECD 事務総長から岸田総理大臣に対し、OECD による東南アジアへのアウトリーチに対する日本の力強いコミットメント及び支援に謝意が述べられた。

●本件拠出も活用した支援は、2025 年4月 28 日の日・ベトナム首脳会談、2025 年5月 30 日及び同年9月 26 日の日・タイ外相会談、2025 年5月 30 日の日・カンボジア首脳会談で取り上げられ、日・カンボジア首脳会談の成果文書である「日・カンボジア共同声明」及び同声明別添の「日本・カンボジア経済共創パッケージ」に盛り込まれるなど、高い有用性・重要性が示されており、日本のリーダーシップが高く評価されてきている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

本件拠出の扱いについては、OECD 日本政府代表部を通じて OECD 事務局と緊密に連携を取りながらプロジェクトの企画立案、実施をしており、日本の意向を反映できる状況である。

また、外務省は、OECD 東京センターとも連携を取りながら、プロジェクトの企画立案、実施をしており、同センターと共催事業も開催している。同センターは、OECD 東南アジア地域プログラム(SEARP)関連事業、AI 政策対話などの事業を積極的に進め情報発信を行っている。

なお、OECD による東南アジアへのアウトリーチ強化に向けた、同センターの一層の活用については、日本と OECD 幹部との意見交換などの機会に累次確認してきており、2025 年1月の武内 OECD 事務次長による英利外務大臣政務官表敬時、2025 年8月のマグロン OECD 事務総長室首席補佐官による藤井外務副大臣表敬時に同センターの活動を通じた東南アジア諸国との関係強化の重要性を再確認してきている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

拠出先との間での要人往来、政策対話

●2024 年1月、林官房長官は、訪日中のコマン OECD 事務総長の表敬を受け、OECD の東南アジア地域へのアウトリーチの重要性を指摘し、その関連で OECD 東京センターを一層活用することについて、引き続きコマン事務総長と連携していきたい旨述べた。また、同期間に、辻外務副大臣は、コマン OECD 事務総長と会談を行い、日本が議長国を務める5月の OECD 閣僚理事会では、OECD の東南アジアへのアウトリーチ、生成 AI などのデジタル分野などについて議論していく考えであると述べた上で、有意義な会合にするため、コマン事務総長と引き続き連携していきたい旨述べた。

●2024 年5月、OECD 本部において、OECD 閣僚理事会が開催され、日本から、岸田総理大臣、上川外務大臣、新藤経済財政担当大臣、齋藤経済産業大臣、松本総務大臣、河野デジタル大臣及び森屋内閣官房副長官ほかが出席した。同閣僚理事会では、日本は 10 年ぶり3回目となる議長国を務め、多国間での協力を通じ国際社会が直面する危機を乗り越えられるよう議論をリードした。また、同閣僚理事会において開催された SEARP10 周年記念式典では、岸田総理大臣から、「日本 OECD・ASEAN パートナーシップ・プログラム(JOAPP)」の立ち上げを表明した。また、同閣僚理事会出席に際し、岸田総理大臣は、コマン OECD 事務総長による表敬を受け、近年の東南アジアへのアウトリーチの進展は、OECD 及び東南アジア諸国双方にとって重要な意義があるところ、インドネシアの OECD 加盟審査開始決定を喜ばしく思っている旨述べた。

●2025 年5月、新美 OECD 日本政府代表部大使は、OECD 事務局とタイの共催によりバンコクで開催された「OECD 東南アジア地域フォーラム」(OECD Southeast Asia Regional Forum)に出席し、SEARP に対する日本の強いコミットメントについて改めて表明した。同フォーラムでは、タイやベトナムの政府代表、OECD 事務局から、2014 年の SEARP 設立を主導し、その後も支援を継続してきた日本の貢献を改めて高く評価する旨の言及があった。

●2025 年6月、OECD 本部において、OECD 閣僚理事会が開催され、日本から、平デジタル大臣、藤井外務副大臣、瀬戸内閣府副大臣、大串経済産業副大臣、川崎総務大臣政務官ほかが出席した。藤井外務副大臣から世界貿易機関(WTO)を中核とする多角的貿易体制の維持・強化、経済的威圧への対応を含めた経済安全保障、包摂的で持続可能な経済成長、「共創」の概念に沿った非加盟国、特に東南アジアへのアウトリーチの重要性について発言した。

●2025 年8月、マグロン OECD 首席補佐官が訪日し、藤井外務副大臣を表敬。日本の OECD への貢献に謝意を示すとともに、東南アジアへのアウトリーチを含め様々な分野で引き続き日本と緊密に連携していきたい旨述べた。

●2025 年8月及び 2026 年3月に、タイの日本国大使公邸にて開催された第1回及び第2回 OECD「AI 政策ツールキット」共創ワークショップ(2-2 参照)に際しては、OECD 事務局、参加したタイ、インドネシアを含む多数の東南アジア諸国から同事業が大変有意義であったとして謝意が示された(上記 1-1(2)のとおり、同事業開催後の各国との首脳会談でも取り上げられた。)

●2026 年2月、外務省と OECD 東京センターとの共催により「OECD・東南アジア政策対話:東南アジアの繁栄に向けた経済安全保障の強化、戦略的産業からの政策的知見」を東京にて開催。同対話には外務省から堀井外務副大臣が出席し、開会挨拶を行い、OECD からは、シーハン科学技術イノベーション局長が参加し、東南アジア諸国の政府関係者を招いて活発な議論が交わされた。

日本側の取組

●今次評価対象期間においても、本件拠出を活用した事業においては、事業計画策定時から、事業内容や実施時期について、OECD 代表部を通じて、OECD 事務局と相談し、日本の要請が反映されるよう緊密に連携した。

●OECD との間での要人往来や閣僚理事会などへの外務省高官が出席した機会を捉え、OECD の東南アジアへのアウトリーチの重要性を双方で再確認している(1-3 参照)。

●事業実施における日本の支援のビジビリティ確保のため、OECD 事務局が作成する資料・配布物などにおいて、日本からの支援に対する謝意が明記されるよう働きかけた。

●OECD においては、コーマン事務総長のイニシアティブの下、継続的に OECD の予算のガバナンス向上や組織改革の取組が行われており、OECD の効率的な予算執行や組織運営について、OECD 理事会、執行委員会及び予算委員会などの関係委員会における議論に日本も積極的に参加している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

OECD は、加盟国・非加盟国から幅広い分野のエビデンスやデータ・政策情報を収集し、一国では実施できない各国のデータに基づく客観的な分析を行っている。OECD が提供する報告書、統計、刊行物などは、政府機関のみならず、日本の研究機関、大学、民間企業、NGO などでも購読・参照されており、政策立案や研究分析などに活用されている。

また、OECD はビジネスとの連携強化にも力を入れており、年1回開催される OECD 閣僚理事会(2025 年は6月)や主要関連会議には、BIAC(OECD 経済産業諮問委員会)及び TUAC(OECD 労働組合諮問委員会)の代表も参加している。2026 年2月、外務省が OECD 東京センターと共催した「OECD・東南アジア政策対話:東南アジアの繁栄に向けた経済安全保障の強化、戦略的産業からの政策的知見」(上記 1-3 参照)には、日本の大学、シンクタンクなど研究機関の関係者も出席した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

経済協力開発機構拠出金は、OECD が東南アジアへのアウトリーチを強化することを通じ、東南アジア諸国を始めとする非加盟国との関係を強化し、また、OECD の活動に日本の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導することを目指している。

OECD は、基準2のとおり、SEARP の推進に資する様々な事業の実施を通じて、東南アジア諸国の経済・社会開発を支援する政策策定の助言・提言などを行っている。東南アジア諸国及び OECD 事務局からは、SEARP 設立を主導して以来、支援を継続してきた日本の貢献が高く評価されており、上記 1-3 のとおり、東南アジア諸国、OECD 事務局幹部から、日本の貢献を改めて評価する旨の言及があった。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
1 今次評価対象期間内に完了した事業 ●「メコン地域における投資政策改革支援事業」 (1)事業目的:タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、マレーシア及びインドネシアにおける政策対話・政策分析実施による東南アジアへのより良い海外直接投資の促進支援。 (2)取組:①より良く安全な海外直接投資促進に向けた政策対話の実施(タイ及びベトナムにおいて政府や企業関係者との会合開催)、②タイ及びベトナムを含む地域レポートの作成(OECD によるメコン地域諸国への政策提言)、③ベトナムにおける持続可能な投資政策レビューの実施(2024 年のベトナム政府関係省庁とのタスクフォース会合での事務局プレゼン資料に日本の支援であることが明記された。) ●第1回 OECD「AI 政策ツールキット」共創ワークショップ (1)事業目的:2025 年8月、OECD が開発中である、OECD・AI 原則に基づく AI 政策の立案支援を行うツール(OECD 「AI 政策ツールキット」)に関し、東南アジア諸国の意見を反映するため、東南アジア諸国の現状・課題を踏まえ議論を行い、OECD の AI に関する知見を東南アジア諸国に共有する。 (2)取組:同事業はタイの日本国大使公邸にて開催。OECD 事務局から、東南アジア諸国政府の AI 政策担当者や専門家などにツールキットに関する説明、日本の AI ガバナンスに関する取組の紹介を行いつつ意見交換を行った。同事業全体の費用に本件拠出が使用された。OECD 事務局や、参加したタイ、インドネシアを含む多数の東南アジア諸国から同事業が大変有意義であったとして謝意が示された(上記 1-1(2)のとおり、同事業開催後の各国との首脳会談でも取り上げられた。) ●第2回 OECD「AI 政策ツールキット」共創ワークショップ (1)事業目的:上記第1回ワークショップに続き、2026 年3月、第2回 OECD「AI 政策ツールキット」共創ワークショップを開催。第1回ワークショップのフォローアップ、開発完了間近のツールキットの体験と改良・実用化に向けた意見交換、広島 AI プロセスなど日本の取組の紹介などを行いつつ、「安全、安心で信頼できる AI」エコシステムの共創の重要性を伝達する。 (2)取組:第1回ワークショップと同様にタイにて開催。OECD 事務局、東南アジア諸国政府の AI 政策担当者や専門家らの間で、上記目的に関し活発な議論を行った。事業全体の費用に本件拠出が使用された。 ●「東南アジア・中国・インド・経済アウトルック」2025 年版の策定支援 (1)事業目的:同アウトルックは、アジアの経済成長、開発及び地域統合プロセスに関する出版物であり、SEARP の取組の一環として 2025 年版のアウトルックの策定を支援するもの。 (2)取組:アウトルック 2025 年版は「災害リスクファイナンスの強化」をテーマに、2024 年版の「災害リスクの中での開発を」を踏まえ、災害リスクへの対応を改善するための政策提言がなされており、東南アジア諸国による関連分野の取組推進に活用されることが期待される。また、OECD のホームページで公開された同アウトルックには、日本からの支援に対する謝意が明記されている。事業全体の費用に本件拠出が使用された。

2 実施中の事業

●東南アジアへのアウトリーチ強化のための日本人職員増強に向けたアクションプラン

(1)事業目的:東南アジア地域を含むアジアに知見を有する日本人職員の増強を通じて、OECD による東南アジアへのアウトリーチ活動をより効率的に実施するための基盤整備を行い、協力を深めるもの。

(2)取組:パリ、ロンドン、ジュネーブなどでのキャリア・セミナーや個別相談会の開催、外部専門家の協力を得たインタビュー対策支援などを通じ、OECD での勤務を志望する新たな層の開拓と同時に日本人候補者の面接スキルの底上げがはかれることが期待される。事業全体の費用に本件拠出が使用される。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年5月(日本の 2024 年度拠出分)

●本件決算報告書は決められたサイクルで遅滞なく提出されている。本件拠出は、本件拠出全体に関する収支報告書が四半期ごとに作成(上記に記載の5月受領分は1年分を報告するもの)されるとともに、拠出対象事業終了後に当該事業に係る個別の事業報告書が追加的に提出されている。本件決算報告書(2024 年会計年度)では、収入が 192,376.42 ユーロ(日本の 2024 年度拠出額及び利子を含む。)、支出が 388,736 ユーロ、前年繰越分を含め差し引いた 2025 年3月末時点の次年度繰越額が 123,585.08 ユーロとなっているが、当該繰越額は、2025 年8月の OECD・AI 政策ツールキット第1回共創ワークショップの開催及び東南アジア地域へのアウトリーチ強化のための日本人職員増強に向けたアクションプラン事業に使用されている。

●個別の事業報告書に関し、「メコン地域における投資政策改革支援事業」、「OECD 東京センター事業に対する支援」、「第1回 AI 政策ツールキット共創ワークショップ」、「東南アジア・中国・インド・経済アウトルック 2025 年版策定支援」の報告書を受領済み。これらについて問題はなし。

監査

●OECD の予算全体については、財務規則により外部監査機関による報告書が作成されている。本件拠出も監査対象の一部を成しており、問題は指摘されていない。会計監査は外部監査のみで行われているが、組織の効率的運営・透明性のあるマネジメントを達成するためのガバナンスに係る監査は内部監査でも行われている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

OECD がより効果的、効率的に機能していくため、組織運営の在り方を見直していくことの重要性が、理事会などでも議論されている。2021 年6月に就任したコマン事務総長のイニシアティブの下、OECD は 2023-2024 年の2か年予算計画の実施において、予算のガバナンスの向上や組織改革に引き続き積極的に取組を行った。その一環として、OECD は 2023 年初頭より、2021-2022 年予算期間における事業成果を評価するための「事業実施報告(Programme Implementation Report)」の調査を加盟国向けに実施している。また、2か年予算の中間にあたる 2023 年末頃には、予算の組織内配分について加盟国に意向に関するアンケートを実施するなど、2025-2026 年の2か年予算計画策定においても、東南アジアへのアウトリーチを含む対外関係を始め、OECD の諸活動に対する加盟国の意見をより適切に事業計画に反映させるべく取組を行った。2025 年には、予算管理の充実と事業執行のバランスを適正化させる取組を更に継続し財務規則の見直しなどを行っている。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
77	78	78	77.67	88	10.33	2661
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
6	5	6	5.67	5	-0.67	74
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
(1) 国連のASG相当以上の重要ポスト獲得状況 ・正木靖OECD事務次長(2025年12月就任)。 ・OECD事務総長を補佐する幹部の事務次長は4ポストあり、過去30年以上にわたり、そのうちの1ポストにOECD理事会の任命を受け、日本人が就いている。 (2) 日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況 ・日本人職員の増強の必要性について機会を捉えて様々なレベルからOECD側に協力を要請したほか、OECD事務局への日本人職員応募者数の増加を目的としてOECDに勤務する日本人職員を紹介するOECD代表部ウェブサイト内ページを更新し、「OECD邦人職員の声」として掲載している。 ・OECD事務局は、2007年以降、年1回程度の頻度で日本への人事ミッションを派遣してきている。2025年11月に訪日した人事ミッションでは、国内6大学でキャリア・セミナーを開催した。参加者の増加を目指し、その多くはオンライン開催とのハイブリッド形式で行われ、オンラインでの参加を含む約300名の学生の参加を得た。 ・OECD事務局は、人事ミッションの派遣を通じて国内7つの大学とインターン受入れに関する覚書を結んでおり、毎年数名の学生が当該覚書によってインターンを経験しているほか、卒業後、OECD事務局職員に採用された学生もいる。 ・2026年2月、OECD事務局人事部から日本人職員増強を目的としたアクションプランの提出があり、任意拠出の要請があったことを受け、任意拠出を行うことを決定。同アクションプランに基づき、パリ、ジュネーブ及びロンドンにおいてキャリア・セミナー及びパネルインタビュー対策ワークショップを実施予定。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)拠出金	
2 拠出先の名称	
APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)国際事務局	
3 拠出先の概要	
1995 年の APEC 大阪首脳・閣僚会議において設立が決定され、翌 1996 年から活動を開始。APEC 唯一の公式民間諮問機関。委員は APEC 参加 21 か国・地域の首脳が指名した経済界の代表者。国際事務局所在地はフィリピン。APEC による貿易・投資の自由化・円滑化促進のための助言が期待され、年4回の総会などでの議論の成果を APEC 首脳及び閣僚に対して毎年提言している。	
4 (1)本件拠出の概要	
ABAC は毎年、アジア太平洋地域のビジネス界の見解、政策提言、政策実施状況についての評価を取りまとめた「APEC 首脳への提言書」を作成しており、この提言書に基づき、秋の APEC 首脳会議開催の際に「APEC 首脳と ABAC 委員との対話」が行われ、直接首脳と意見交換を行っている。また、必要に応じて貿易、財務、中小企業などの分野別担当大臣会合議長、高級実務者(SOM)会合議長らに ABAC 議長名の書簡を発出している。近年、閣僚級会合や SOM 会合でも ABAC との対話が行われるようになってきている。 加えて、ABAC の会合は、意思決定を行う全体会議(Plenary)と、その年に検討するテーマに沿って専門分野ごとに開かれる作業部会(Working Group)及びタスクフォースから成り、それぞれ原則毎年4回開催されており、本件拠出は、ABAC 会合開催経費、議論のための研究、国際事務局の運営に必要な経費などに充てられている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 6,825 千円	
2025 年: 日本の拠出率 17.7%(拠出順位 1 位) (補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース(約 261 万ドル))	
参考: 米国 17.7%(同列1位)、カナダ 10.2%(2位)、オーストラリア 6.7%(3位)、中国 6.2%(4位)、韓国 5.0%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局アジア太平洋経済協力室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 II 分野別外交」、「施策 II-2 国際経済に関する取組」、「個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等」の下に設定された中期目標「日本の関心事項を APEC 首

脳宣言等の成果文書に反映させ、重要文書の交渉に積極的に関与し、APEC プロジェクトの実施に貢献する。APEC ビジネス諮問委員会の活動を支援する」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

日本は、総理大臣が経済界の代表として任命した3名の委員及び2名の代理委員を ABAC の会合に派遣。各委員は専門性を活かし、所属する作業部会及びタスクフォースにおいて議論を牽引している。本件提出により、日本から派遣する ABAC 委員の活動を含む ABAC の円滑な運営を支援することは、日本の経済界の意見を ABAC へ、さらには APEC での議論に反映すると同時に、APEC 首脳への提言書などを通じて日本として APEC 地域内の望ましい国際経済秩序形成のための官民連携が可能となっている。日本にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成の在り方を検討し、APEC の取組に反映するためには、唯一の公式民間諮問機関である ABAC との連携が必要不可欠である。

日本政府は、日頃から日本の SOM と ABAC 日本委員との定期的な意見交換を通じ、緊密に意思疎通を行っている。その結果、ABAC が年間の議論を通じて毎年作成している同提言書には、これまで多角的貿易体制の支持、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の推進、国境を越えたデジタル貿易金融サービスの促進、公正で現実的かつ野心的で持続可能なエネルギー・トランジションの推進など、日本政府の考えと軌を一にする日本の経済界の意見が数多く反映されてきている。APEC の活動や成果文書に日本政府及び経済界の立場が反映されることは、日本にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りを行っていく上で極めて重要な意義を有しており、実際、同提言書は、APEC 首脳宣言及び閣僚声明などに反映されている。

2025 年は、11 月の APEC 首脳会議(於:慶州(韓国))に際し、同提言書に基づいた「APEC 首脳と ABAC との対話」が開催された。日本からは茂木外務大臣が各参加国・地域 ABAC 委員との議論に参加し、地域経済統合、AI とデジタルイノベーション、バイオとヘルスケア、エネルギー移行、気候変動対策など多岐にわたる分野について、率直で自由な意見交換を行った。また、閣僚共同声明において、ABAC の協力及び同提言書への謝意と 2025 年の ABAC 活動を歓迎する旨記載された。首脳宣言においては、APEC の機能強化に貢献するとして、ABAC を含むマルチステークホルダーとの関係の更なる強化への期待が示され、ABAC の重要性を示すものとなっている。

1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

総理大臣が任命した3名の ABAC 日本委員及び2名の代理委員は、各々の専門性をいかして、ABAC の作業部会で議論を牽引し、ABAC の意思決定に深く関与している。2025 年は、池田委員(株式会社商船三井取締役会長)が持続可能性作業部会の副部会長を務め、現実的なエネルギー・トランジションの着実な実施に係る提言を主導した。また、鈴木委員(帝人株式会社シニア・アドバイザー)が新たに設立されたバイオとヘルスケア作業部会において医療データの2次利用の促進へ向けた議論に積極的に貢献し、APEC の分野別閣僚会合に出席するなど、各委員が専門分野で意見を反映する立場を担った。2026 年は、古澤委員(株式会社三井住友銀行国際金融研究所理事長)が金融と経済タスクフォース議長を務めるなど、引き続き日本が議論をリードする地位を維持している。

なお、ABAC 日本支援協議会が一般社団法人日本経済団体連合会(略称:経団連)内に設置され、ABAC 日本委員の活動を支援している。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等(提出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・提出先との間での要人往来、政策対話

ABAC 日本委員は例年、総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣それぞれに対して APEC 首脳への提言書を手交している(直近では、2025 年 10 月に高市総理大臣及び茂木外務大臣へ手交)。ABAC 日本委員側は、同提言書の内容説明を行うとともに ABAC 活動への協力に謝意を示し、茂木外務大臣からは、ABAC 日本委員の貢献に謝意を表し、APEC を通じ日本の経済外交推進のためにも本提言書を最大限活用していきたい旨述べた。

毎年、同提言書を受けて APEC 首脳会議に際し、「APEC 首脳と ABAC 委員との対話」として、日本の総理大臣を含む各参加国・地域首脳と直接意見交換を行っている。2025 年 10 月韓国で開催された対話には、日本からは茂木外務大臣が出席。ABAC 議長から日頃の活動への協力に謝意が示され、各参加国・地域の ABAC 委員との議論に参加した。

日本国内における連携としては、年に2回経団連(2025 年7月、2026 年1月)、年に1回公益社団法人関西経済連合会(2026 年1月(オンライン形式))において開催される、日本の経済団体関係者に対する ABAC 活動報告会に、日本政府側から SOM が出席。APEC 首脳会議などで表明した日本政府の立場を説明するとともに、会合の成果、今後の方策などについて意見交換を行うとともに、経済界の幅広い意見を聴取する機会となっている。

加えて、ABAC 日本委員と日本の SOM は、年4回意見交換会を開催している(直近では 2025 年4月、7月、9月、2026 年1月に実施)。双方がそれぞれの議論を報告し、日本の優先事項を ABAC 及び APEC にて効果的に発信するための方策を検討している。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

ABAC には、日本の経済界の代表として総理大臣から任命された委員3名が関与しており、1-2 のとおり、日本の意向を反映できる地位を維持し、議論をリードすることで、日本の経済界の立場を反映した政策提言を行っている。ABAC 日本委員は、年に2回経団連(2025 年7月、2026 年1月)、年に1回関西経済連合会(2026 年1月(オンライン形式))において活動報告会を行い、日本の経済団体関係者との意見交換を実施している。これらの会合には日本の SOM も参加し、APEC 首脳会議などで表明した日本政府の立場を説明するとともに、会合の成果、今後の方策などについて意見交換を行い、経済界の幅広い意見を聴取する機会となっている。以上のとおり、ABAC 及び ABAC 日本委員の活動は、日本の経済界関係者にとっても、APEC や日本の政府関係者との貴重な接点となっていることに加え、日本の経済界の考えを APEC での取組に反映させる機会を提供しており、重要といえる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)拠出金は、日本が ABAC の政策提言の支援をすることでビジネス界の声を反映した APEC による貿易・投資の自由化・円滑化促進を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である国際経済秩序形成への積極的参画に貢献することを目標としている。

ABAC は APEC 首脳への提言書や APEC 分野別閣僚会合への書簡などで日本の経済界の意見を APEC の活動にインプットするなど基準2のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ABAC の論点は、APEC と軌を一にするものが多く、アジア太平洋地域における貿易・投資の枠組みのあり方をビジネスの立場から議論し、経済界の意見を APEC の取組に反映させることを目指して議論が進められている。

ABAC は APEC 首脳への提言書の策定に向けて、毎年テーマと作業計画(Work Programme)を策定し、重点項目を特定の上、年4回行われる総会を通じて議論を進めている。

2025 年は、「Bridge, Business, Beyond」をテーマとし、開かれた市場の支持と保護主義の拒否、公正で現実的かつ野心的で持続可能なエネルギー・トランジション推進、責任ある包摂的な AI 規制を通じたイノベーションの推進、新たな課題にも対処する APEC 財務大臣プロセス・ロードマップの策定、データ、AI、ゲノム研究を通じたスマート医療基盤の構築などについて、以下 2-1(2)のような取組が行われた。

2026 年は「Openness(開放)、Connectivity(連結性)、Synergy(シナジー)」というテーマのもと、4つの作業部会(地域経済統合、持続可能性、デジタルとイノベーション、連結性)と分野横断的な提言を行う金融と経済タスクフォースにおいて、持続可能な経済成長の基盤としての開かれた市場、地域統合の更なる深化、協働によるイノベーションなどに関する議論が行われている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2025 年、ABAC は「Bridge, Business, Beyond」をテーマに掲げ、地域経済統合、持続可能性、AI とデジタルイノベーション、金融と経済、バイオとヘルスケアといった分野ごとの議論に加え、4回の全体会議(2月、4月、7月、10 月)を開催し APEC 首脳への提言書を取りまとめた。また、APEC の SOM との対話(1月)や APEC の SOM 会合(3月、5月、8月、10 月、12 月)での議論と連携しながら、首脳や分野別閣僚会合への書簡の発出をとおして、APEC に対して提言を行っている。

さらに、ABAC 日本委員と日本の SOM との定期的な懇談(年4回)を通じた連携の結果、同提言書には日本が重視するルールに基づく自由で公正な国際経済秩序や世界貿易機関(WTO)を中核とする多角的貿易体制の維持・強化、脱炭素化に向けたエネルギー移行などの論点が盛り込まれた。世界経済の不確実性が高まる中、政府間で意見の相違が見られる分野であっても、APEC 首脳に対し、例年の提言書に加え、「開かれた、ルールに基づく、予測可能で、安定的、競争的かつ非差別的な市場に関する ABAC の声明」を発出するなど、APEC 域内のビジネス界からの声として一貫した提言をタイムリーに発出した意義は大きい。本年の特筆すべき成果として、2025 年 APEC 財務大臣会合で承認された、新たな APEC 財務大臣プロセス・ロードマップである「仁川プラン」について、ABAC 日本委員が中心となり多様なステークホルダーの意見を聴取するラウンドテーブルを複数回実施してまとめた ABAC からの 18 項目の提言のうち、16 項目が反映されたことが挙げられる。

このような同提言書の内容や取組は、ABAC 日本支援協議会のホームページなどを通じて発信されており、ABAC のレジリエンス向上につながっている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)
- ・決算状況 ABAC の 2024 会計年度: 収入: 538,475 米ドル、支出: 592,786 米ドル、差額: 54,311 米ドル(2025 年 11 月の ABAC 会合で前期会計年度からの繰越金からの補填を承認。)
- ・外部監査 監査主体: PwC、結果: 指摘事項は特段無し
- ・その他 内部監査の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	4
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	1
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
ABAC国際事務局はフィリピンに設置されており、経費削減の観点から職員は全てフィリピン人を採用する方針が採られ、その人数も最小限のものとなっている。そのため、日本人職員の採用は対象となっていない。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)拠出金	
2 拠出先の名称	
BDN 事務局	
3 拠出先の概要	
ブルー・ドット・ネットワーク(以下、BDN)は、2019 年 11 月、米国が主導し、日米豪で立ち上げた、質の高いインフラ案件に国際的な認証を与える枠組み。この枠組みにより、質の高いインフラであると認証された案件に民間投資を呼び込むとともに、官民両セクターが質の高いインフラ投資に関する基準につき認識を共有することを目指す。メンバー国は年々拡大しており、主要先進国のほか、グローバル・サウス諸国を含む 12 か国が参加している。BDN の重要性及びメンバー国の拡大を踏まえ、日米豪主導で、2024 年4月9日には OECD に BDN を担当する独立した事務局が設置された。2025 年には BDN 事務局の専任職員の雇用が開始され、運営体制が強化されるとともに、質の高いインフラ案件に対する認証制度の本格運用が開始された。2025 年4月に BDN の初の認証案件として4つのインフラ案件の認証式が開催され、2026 年3月現在、計9案件が認証されており、うち2案件に日本企業が関与している。BDN は、認証基準や評価の仕組みの更なる精緻化を図りながら、質の高いインフラ事業の優位性を示すとともに、民間投資を呼び込む制度として活用されていくよう議論を進めている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、BDN 事務局が実施する、質の高いインフラ促進に向けた活動(基準や評価の仕組みの精緻化、個別案件に関する円滑な基準適用のための技術支援及び開発途上国に民間投資を呼び込む際の課題の把握・対応策の検討)や、多様な関係者の参加やネットワークの拡大のために BDN が行うアウトリーチ活動に充当される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	31,426 千円
本件拠出金は、日本、米国、オーストラリア、英国、スペイン、スイス、トルコが拠出している。2024 年における日本の拠出率は、約 6.41%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局開発協力企画室、OECD 日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「個別分野1『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」で定められている中期目標（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。）及び「個別分野4 連携の強化」で定められている中期目標（ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。）、また、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野2 日本企業の海外展開支援」で定められている中期目標（日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。）を達成するための重要な手段の一つと位置付けている。（令和6年度外務省政策評価書「[個別分野1](#)」、「[個別分野4](#)」、「[個別分野2](#)」）

1-1（2）上記 1-1（1）の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

日本は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を推進する上での柱の一つとして、質の高いインフラの整備を通じた連結性の強化を掲げ、開発途上国などで質の高いインフラ整備を積極的に支援し、質の高い成長を実現するための協力を行っている。また、2023年6月改定の開発協力大綱においても、日本は質の高いインフラ普及を重点政策の一つとして挙げている。

BDN は、日本が主導して策定した「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などの国際スタンダードを反映した認証制度により、質の高いインフラ案件に国際的な認証を与え、質の高いインフラに関する国際スタンダードの遵守及び普及に寄与する重要な枠組みである。2024年4月に設置された BDN 事務局により、BDN の認証基準や評価の仕組みの精緻化、個別案件の円滑な基準適用のための技術支援などが行われた結果、2025年4月、「OECD インフラフォーラム」において4案件の認証式が行われた。今後、BDN による認証案件が更に増え、認証案件に対して民間資金が動員され、日本が主導する国際スタンダードを遵守した質の高いインフラ案件が実施されることは、日本の外交的プレゼンスを高めるとともに、開発途上国の「インフラ・ギャップ（注：インフラ整備の需要と供給のギャップ）」への対応にもつながる。また、2025年に認証された4案件のうちの2案件は、日本企業が参画する官民連携プロジェクトである。BDN は、日本企業の海外展開支援にも資する取組として、今後も海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出すための認証制度として活用が見込まれる。

また、BDN は、多様な主体が参加する取組として優位性を有している。メンバー国には先進国だけでなく、グローバル・サウス諸国も含まれている。さらに、BDN は 200 以上の民間企業、市民社会、学术界などの関係者から構成される民間諮問機関「エグゼクティブ・コンサルテーション・グループ（ECG）」を設置しており、BDN と民間の結節点として機能している。ECG は、3つのワーキンググループ（「質の高いインフラの調達」、「インフラの強靱性向上」、「インフラのための AI」）を設置することを決め、2025年11～12月、それぞれ立ち上げた。

BDN 事務局は、アウトリーチ活動も積極的に行っており、2-2 のとおり、イベントに参加した様々な主体との互恵的な連携を強化している。さらに、BDN の取組を推進していく重要性は様々な外交機会においても確認されている。松本外務大臣政務官が出席した 2025年6月30日～7月3日の第4回開発資金国際会議（FD4）において、同会議の成果文書の公約実現のために、国際機関などの取組を結集させた「セベリア行動計画イニシアチブ」が取りまとめられたが、その中で BDN の認証システムが言及されている。

なお、本件拠出と同じく質の高いインフラ事業に関連する拠出金として、「経済協力開発機構（OECD）・開発センター拠出金」が存在するが、OECD・開発センターにおける質の高いインフラ事業に関する業務は、先進国のみならず、開発途上国や新興国も含む全ての主体により「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などの国際ルールやスタンダードが遵守される国際環境を醸成することを目的としているのに対して、BDN は、質の高いインフラ案件に国際的な認証を与える枠組みであり、その活動内容は上述した OECD・開発センターと異なるため、代替は不可能である。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、資金拠出をすることで、BDN 運営委員会のメンバー（日本のほか、米国、オーストラリア、英国、スペイン、スイス、トルコ）になり、BDN の制度設計に係る意思決定に参加している。BDN 運営委員会は定期的に会合を開催し、BDN 認証制度の設計、運用に係る重要な決定を実施している。日本企業が参画し、関与する質の高いインフラ案件が BDN 認証を受け、日本企業の海外インフラ展開を促進することが重要であるとの観点から、日本企業の声がしっかりと反映され、日本にとって有益な認証制度となるよう、日本は資金拠出を通じて、運営委員会において制度設計や運用に係る議論をリードし、積極的にインプットを行ってきている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

日本は、日本の関心事項や制度構築に当たっての懸念事項をインプットすべく、BDN 事務局長との個別の対話を実施してきている。2025 年4月には正本 OECD 日本政府代表部次席が BDN の進捗状況などについて直接対話したほか、7月に大島外務省開発協力企画室上席専門官が日本からの拠出についてオンラインで対話した。2026 年3月には佐川外務省開発協力企画室上席専門官も BDN 事務局長とオンライン対話を行い、次の対面での運営委員会などについて意見交換した。なお、BDN は、OECD 事務局も参加する形で BDN 運営委員会会合を開催し、BDN の運用強化に向けた議論を続けており、2025 年4月以降、8回の運営委員会会合が開催され、日本も積極的に参加し、インプットを行っている。

2025 年4月にパリで開催された「OECD インフラフォーラム」には、新美 OECD 日本政府代表部大使が出席し、初認証4案件の認証式が行われた。また、同インフラフォーラムと同時期にパリで開催された BDN 運営委員会において、正本 OECD 日本政府代表部次席が多国間開発銀行(MDB)と開発金融機関(DFI)との連携強化サブセッションの議長を務め、議論をリードした。

2026 年3月、OECD の BDN 事務局ホストに係る修正覚書の署名式が開催され、日本からは、安藤 OECD 日本政府代表部大使が出席し、修正覚書に署名した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日本企業】

日本が主導する国際スタンダードを遵守した質の高いインフラ案件が普及することは、日本企業の海外展開に資する。2024 年 10 月に提出された一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）からの提言書「海外から選ばれるインフラシステムの展開に向けて」においても、日本の優れた技術を最大限に活用し、インフラシステムの海外展開を推進する観点から、国際標準獲得のための取組が不可欠であり、日本が主導して国際標準を確立・普及する重要性が強調されている。

1-1(2)にもあるとおり、BDN は民間企業との連携を重視した枠組みであり、諮問機関の ECG には経団連や日本企業が約 10 社参画している。2024 年1月には、経団連の OECD 諮問委員会において、BDNに係る意見交換が行われ、同年3月に発表された経団連からの提言書「複雑さを増す世界における OECD への期待～わが国の OECD 加盟 60 周年にあたって～」は、BDN を、質の高いインフラのメリットを客観的に訴求する上で重要なツールとして位置付けた。意見交換の中で、評価項目を企業にとって使いやすいものとするとの要望も出され、これを受け、日本は BDN に対し、企業に過度な負担を課さない制度を設計すべく、本件拠出を通じて BDN 運営委員会において積極的に働きかけを行ってきた。同年5月には、経団連に対する BDN 事務局長による説明の機会を設け、説明会后、同団体は、BDN 認証を取得することで、案件の投資家への訴求力が高まり、資金調達が容易になることへの期待を示すとともに、ECG の報告書作成の簡素化、建設請負業者や開発業者などの関係者による評価の向上、入札の際の有利性の確保などの具体的なメリットを挙げた。

上記の BDN の取組が実を結び、2025 年4月に認証式が行われた4案件のうちの1つは、株式会社国際協力銀行 (JBIC)や株式会社三井住友銀行 (SMBC)などが融資に参加するパラオ国営海底ケーブル公社海底ケーブルプロジェクトである。この官民連携プロジェクトには、日米豪が共同で総額 3,000 万米ドルを出資し、日本電気株式会社 (NEC)が海底ケーブルの敷設に参画している。また、同じく認証を受けたユーラシア・トンネル(トルコ)事業については、SMBC 及び株式会社みずほ銀行が出資に参画している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)事務局拠出金は BDN が「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などの国際スタンダードを反映した質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えることで、当該認証案件に民間投資を呼び込むとともに、官民両セクターが質の高いインフラ投資に関する基準につき認識を共有することを可能とし、ひいては日本の外交政策上の目標である『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅、「連携の強化」及び「日本企業の海外展開支援」に貢献することを目標としており、BDN が十分な活動を続けることができるよう、その事務局の運営費に充てられている。

経済協力開発機構(OECD)がホストする BDN 事務局は、2-2 のとおりの効果を上げており、認証案件関係国や経団連を含む日本企業などから、様々なアクターとの連携に係る BDN 事務局の活動に対して、BDN 認証への関与を検討するに当たっての有意義な機会となったとの評価の声が上がっている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【今次評価対象期間内に完了した事業】

令和7年度中の BDN の本格運用に向けて、主に以下の取組が行われた。

・ BDN 認証フレームワークの運用

BDN は、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」や IFC パフォーマンス・スタンダードなど既存の国際的なスタンダードを踏まえて設定された 10 の認証要件に基づき、申請案件の認証基準への適合性を検討した。結果として、30 件以上の認証候補案件の中から、2026 年3月時点で9案件(水・衛生関連事業(ブラジル)、ユーラシア・トンネル建設事業(トルコ)、空港関連事業(コロンビア)、海底ケーブル敷設事業(パラオ)、東アフリカ輸送・物流事業(ウガンダ・タンザニア)、水路横断システム事業(ブラジル)、水処理プラント事業(韓国)、再生可能エネルギー事業(エジプト)、水資源開発事業(ケニア・ウガンダ))を認証した。このうち4案件(ユーラシア・トンネル建設事業(トルコ)、水・衛生関連事業(ブラジル)、海底ケーブル敷設事業(パラオ)、空港関連事業(コロンビア))は初の BDN 認証事業であり(パラオ及びトルコ案件については日本企業も参画・関与する事業)、2025 年4月に開催された「OECD インフラフォーラム」で新美 OECD 日本政府代表部大使も同席の下認証式が行われた。認証案件は、透明性、効率性、強靱性などの BDN の基本原則を反映したものであり、これらの認証実績は、長期的な価値を提供するインフラ投資を促進する上で、独

立した基準に基づく認証システムの重要性が強調された。同フォーラムは、政府、国際開発金融機関、市民社会、民間セクターなど、幅広い関係者や投資家に対して、BDN の活動をアピールする機会となった。これらの実績を踏まえて、BDN としては 2026 年末までに 25～30 件の案件を認証することを目指している。

・ 多様なステイクホルダーの参加、ネットワークの拡大

BDN 事務局はアウトリーチにも力を入れており、様々な関係者との連携を推進してきた。2025 年6月にはロンドン気候変動ウィークにおけるサイドイベントを実施したほか、2025 年 10 月 16 日にはワシントン DC において「多国間開発銀行(MDBs)との質の高いインフラ推進のための BDN-MDBs 対話第2回会合」を開催した。BDN の活動の更なる拡大に向けて、BDN 事務局は官民のインフラ投資家などが集まる会議やイベントを戦略的に活用している。例えば、2025 年4月にフランスで開催の持続可能なインフラと連結性をテーマとしたイベント「OECD 新興市場フォーラム」においてサイドイベントを開催した。官民合わせて 80 名以上が参加し、BDN に係る活発な意見交換が行われた。ほかにも BDN は、6月にはトルコにて輸送連結性フォーラムのパネリストとして登壇、フランスでは持続可能な開発に関するイベントに参加するなど、活発に活動している。

また、200 以上の民間セクターの関係者から構成される ECG は、定期的な会議を行っている。2025 年2月にはオンラインで、同年4月には対面で ECG 会議を開催し(官民関係者約 80 名が参加)、BDN 認証を投資家やインフラ関係者にとって意義ある制度とするための意見交換を実施した。また、2025 年4月には ECG 議長及び副議長が任命され、多様な関係者による参加とアウトリーチの拡大を促進する体制の構築に前進した。2025 年 11～12 月には、ECG の3つのワーキンググループの立ち上げ会合を開催した。

BDN はグローバル・サウス諸国にもネットワークを更に広げている。現時点でも複数国からネットワーク参加に向けた関心表明が行われており、運営委員会において参加が検討されている。

・ 認証プロセスの一貫性、質、信頼性、効率性の確保

BDN は、2024 年 12 月に認証プロセスの委託先3社(Bureau Veritas 社(仏)、Ricardo 社(英)、SGS 社(スイス))の選定を終え、認証体制を整備し、2025 年度は、計7件の認証案件を採択した。また、2024 年における同事務局の専任職員(政策アナリスト(2名)、コミュニケーション・マネージャー(1名)、オフィス・マネージャー(1名))の採用に続き、事務局長代行を務めてきたラウ氏が 2025 年9月に事務局長に正式に就任したことにより、BDN 事務局の運営体制が強化された。

・ 質の高いインフラのエコシステムにおけるグローバルな認証枠組みの調整

BDN は、2025 年 10 月、IMF・世界銀行年次総会の機会に、BDN-MDBs 対話第2回会合を開催し、国際的な質の高いインフラ基準の推進のために両者が今後どのように連携していけるのかについて、MDBs 参加者との活発な意見交換を行った。具体的には、認証手続の簡素化を通じた認証案件の拡大に向け、BDN-MDBs の基準の相互運用性を高める方策について協議を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・**決算報告書の受領年月・決算状況:** 今次評価対象期間内である 2025 年 10 月、BDN 運営委員会にて全体収支に関する 2024 年の決算が報告された。同収支報告によると、2024 年の収入(日本からの令和6年度拠出金を含む)は約 353 万ユーロ、2024 年の支出は約 104 万ユーロとなり、約 247 万ユーロが翌年に繰越された。理由としては、2024 年中に雇用開始を予定していた BDN 事務局長及び専任職員の採用プロセスにおいて、専門性の高い優秀な人材を獲得すべく、慎重な選考審査を重ねた結果、公募プロセスが延長されたことなどにより、職員人件費が想定を下回る結果となったことが挙げられる。また、BDN 及び BDN 事務局の活動や事業認証は上述のとおり、今後本格化するため、支出見込みは高いと想定される。

- ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。個別事業の報告以外にも、BDN 運営委員会に際して収支見通しを受けている。今次評価対象期間内の 10 月に 2024 年決算報告書を受領したが、特段問題はなかった。
- ・監査 本件拠出のみを対象とした監査は実施されていないが、ポルトガル会計検査院(2024 年はポーランド会計検査院)による OECD 全体としての監査が行われており、同事務局の一部として活動する BDN も対象に含まれている。外部監査人から、2024 年の OECD の財務諸表について、全ての重要な点において財政状態を適正に表示しているものと認めるという意見が出されており、本件拠出についての指摘はなかった。
- ・その他 OECD 全体では、内部監査と外部監査が独立して客観的に遂行され、OECD 事務総長に直属する内部監査委員会が、OECD 全体の財務管理、ガバナンス、リスク管理、内部統制に関して、年次報告書をまとめて報告している。内部監査においても、指摘事項は特段なかった。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- 本件拠出は、以下の BDN 全体としての取組の下、適切に実施管理されている。
- ・組織マネジメントに関しては、BDN の運用開始に向けた制度設計は、今まで OECD 事務局内のパブリックガバナンス地域開発局が担当していたが、2024 年4月に BDN 事務局が設立され、専任職員の雇用に伴い、BDN に関する制度設計の技術的な精緻化作業に加え、アウトリーチ拡大のための情報提供や広報活動の体制が整備された。2025 年9月、BDN 事務局長が正式に任命された。また、BDN の民間諮問機関である ECG の議長及び副議長も新たに選出され、様々な関係者との調整を行う体制が強化された。
- ・財政マネジメントに関しては、OECD 全体として毎年4月には収支報告書が発行されており、本件拠出を含む BDN 全体の財務状況について厳正な管理がなされ、適切な執行が担保されている。
- ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	5

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
-	-	-	-	-	-	1

備考

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

拠出先であるBDN事務局は、2024年4月に設立され、2025年に入って初めて専任職員が雇用され、事務局長を含めて全職員数はいまだ5名である。更なる職員拡充については、認証制度の安定的な運用体制が確保された後に検

討される見込みであり、現時点で未定である。

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

a

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構(OECD)・開発センター拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)・開発センター(DEV)	
3 拠出先の概要	
開発センター(DEV)は、1962 年に OECD の下部組織として設立。①様々な開発課題・経済政策に関する調査・研究、②先進国、新興国及び開発途上国による対話やセミナーを通じた開発・経済に関する知見・経験の共有・普及、政策オプションの提供を行う機関。持続可能な開発目標(SDGs)実施に関し、OECD 非加盟国へのアウトリーチ強化に向けた OECD の戦略的なツールの一つとして位置付けられている。本部所在地はパリ(フランス)。メンバーは 55 か国(OECD 加盟国 23 か国、非 OECD 加盟国 32 か国)。EU も議論に参加する。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、2018 年度以降、G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」(以下、G20 原則)の国際社会への普及・促進のため、質の高いインフラ投資に係る優良事例集や調査報告書の作成・普及、専門家会合や政策対話の開催、日本企業の海外展開支援などの DEV が実施する事業に充当。日本から DEV に対しては、本件拠出とは別に、DEV の運営予算向けのコア拠出(分担金)を拠出してきている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 15,609 千円	
全額イヤマーク拠出。日本の拠出率: 4.57%、拠出順位7位(2024 年)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局開発協力企画室、OECD 日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野1『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」で定められている中期目標(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。),「個別分野4 連携の強化」で定められている中期目標(ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を

強化する。)、及び「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組」、「個別分野2 日本企業の海外展開支援」で定められている中期目標(日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す取組を実施する。)を達成するための重要な手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書「[個別分野1](#)」、「[個別分野4](#)」、「[個別分野2](#)」)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拋出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

DEV は、2019 年 G20 大阪サミット(日本が議長)において、中国などの新興ドナーも含む G20 原則の承認に大きく貢献し、現在も G20 などの枠組みにおける G20 原則の普及・促進に不可欠な国際機関。DEV は、母体の OECD と異なり、開発途上国や新興国も参加するフォーラムであるという優位性を有しており、質の高いインフラの普及のため、先進国のみならず開発途上国も対象にした活動を行うことができる。

日本は、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の具体化を推進する上での大きな柱の一つとして質の高いインフラの整備を通じた連結性の強化を掲げ、開発途上国を始めとする各国の質の高いインフラ整備を積極的に支援している。また、2023 年6月改定の開発協力大綱において、質の高いインフラ整備は重点政策の一つとして挙げている。2025 年も質の高いインフラ投資促進に向けた取組が国際場裡で確認されており、2025 年6月の G7カナナスキス・サミットでは、石破総理大臣から、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘し、2025 年 12 月の G20 ヨハネスブルグ・サミットでは、高市総理大臣から、日本は、G20 原則に沿った質の高いインフラ投資を推進する旨を述べた。

日本は、本件拋出を通じて、質の高いインフラ投資の普及・促進や日本企業の海外展開に資する事業を支援しており、日本の働きかけもあり、DEV は、2021 年に質の高いインフラの専門部署を新設し、DEV の事業計画書には、質の高いインフラ投資の推進が優先項目の一つとして盛り込まれている。事業計画書に基づき、DEV は、OECD の知見を活用しつつ、質の高いインフラ投資の推進に関するセミナーの開催や、G20 原則の実施に際して開発途上国が直面する課題についての政策対話の実施、優良事例集の作成などを通じて日本企業の海外展開に資する活動に一層力を入れている。本件拋出による事業選定に当たっては、日本人職員の関与が考慮事項の1つとなっており、日本人職員が活躍できる事業を多く採用している。

2025 年7月の G20 開発大臣会合、及び同年8月の TICAD9では、質の高いインフラの重要性に焦点を当てた「アフリカ開発ダイナミクス 2025」報告書に関するイベントを開催し、開発途上国政府や国際機関、日本企業を含む民間企業などの参加の下、アフリカにおける質の高いインフラ投資の事例や更なる投資促進に向けた課題などについて議論した。2025 年 11 月に DEV が開催した「アフリカ国際経済フォーラム 2025」では、登壇した南アフリカ、ケニア、ベナンなどの駐仏大使から、同報告書を始めとする DEV による質の高いインフラ投資に対する貢献を高く評価する旨の発言があり、質の高いインフラ投資の重要性が OECD 加盟国のみならず非加盟国にも共有されていることが確認された。また、2026 年3月には、「未来に向けた復興に関する質の高いインフラ優良事例集 2026」の公表にあたり、優良事例として取り上げた福島県大熊町にて公開イベントを開催し、開発途上国政府や国際機関、学術機関などの参加の下、質の高いインフラ整備を通じた復興について議論する機会となった。さらに、現在、TICAD9で打ち出した広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」の対象3か国への質の高いインフラ投資を拡大し、日本企業の更なる関与・参入を後押しすべく、日本企業の参入障壁となりやすい官民連携(Public Private Partnership)のインフラ事業のエコシステムやビジネス環境を明らかにする事業を実施している。このように DEV は、日本の政策や立場を積極的に取り上げ、国際場裡にインプットできる強みがあり、本件拋出は、日本が主導する TICAD や復興支援などのイニシアティブとも相互補完性を有する。

1-2 拋出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、DEV の意思決定に際し、重要な役割を担うビューロー・メンバー(議長国+OECD 加盟国6か国+非 OECD 加盟国6か国により構成)の一員として活動している。同メンバーによる非公式会合(2025 年3月、9月、2026 年2月に

開催)では、理事会(最高意思決定機関及び予算決定機関)の議題やその他戦略的な議論が行われる会合について事前に議論を行っている。運営に積極的に関与するためには、同メンバーであることが不可欠であり、日本の意向を反映できる地位を確保している。日本は、同メンバーである利点を活用し、質の高いインフラのみならず、OECD 加盟国と非加盟国間の公平な分担金負担に向けた制度の見直しや DEV を用いた開発途上国へのアウトリーチといった議論をリードし、日本に有益となるよう導いている。OECD 分担金制度の見直しに係る議論については、日本の継続的な働きかけもあり、OECD 加盟国の分担金負担を軽減する制度改正が実現し、日本の 2026 年分担率は 20.75%から 19.13%に減少した。OECD 加盟国と非加盟国双方がメンバーシップを有するという OECD の他の部局・委員会にはない特徴を踏まえ、DEV を用いた開発途上国へのアウトリーチについては、開発の当事者である開発途上国との対話のプラットフォームとして DEV が活用されるよう、日本は DEV に積極的に働きかけている。具体的には、OECD 開発戦略の改定や、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに関する OECD 定期対話など、OECD 全体の開発に関するイニシアティブに対する OECD 非加盟国との事前協議を実施し、開発途上国の OECD に対するニーズや期待を明らかにした。このような取組を通じ、DEV はドナー国と支援対象国による対等な対話の場として OECD 内外から信頼を得ており、2025 年はバルバドス、ザンビア、2026 年はモーリタニアが新メンバーとして DEV に加入している。ビューロー・メンバーによる非公式会合の他に、日本は DEV のガバナンス評価に係るワーキング・グループを通して、DEV 理事会やビューローの体制の見直しに関する議論にも参加している。

また、国土交通省出身の日本人職員が DEV の次長(ナンバー2)を務めており、質の高いインフラを始めとする日本が重視する政策を DEV の活動に反映すべく働きかけを行っている。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等(提出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・提出先との間での要人往来、政策対話

2024 年5月、岸田総理大臣と上川外務大臣が、日本議長下の OECD 閣僚理事会に出席。DEV 事務局長も出席する同理事会において、G20 原則に沿った質の高いインフラ投資を促進する旨を含む閣僚声明が採択されるとともに、総理大臣より、持続可能な開発や OECD スタンダード(法的文書や政策、方針の基盤となる基本的な原則)の促進などにつき発言し、外務大臣から、持続可能な開発の議題の下、開発途上国の持続可能な社会への発展などにつき言及した。

2025 年5月、藤井外務副大臣が、OECD 閣僚理事会に出席。DEV 事務局長も出席する同理事会において、G20 原則及びグローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)に沿って質の高いインフラ投資に対するコミットメントが再確認され、藤井副大臣から、包摂的で持続可能な経済成長を達成する上で、国際投資環境の整備が必要であるとした上で、質の高いインフラ投資の重要性を述べた。

2025 年7月、松本外務大臣政務官が G20 開発大臣会合に出席。DEV とアフリカ連合委員会(AUC)が共催した「アフリカ開発ダイナミクス 2025」報告書の事前公開イベントにパネリストとして参加し、日本は国際協力において一貫してインフラを重視しており、G20 原則の策定を主導するなど、同報告書の指摘を体現している旨述べた。

2025 年8月、アルナドゥティル DEV 事務局長が OECD の代表として、TICAD9への参加のため訪日。DEV と AUC の共同で「アフリカ開発ダイナミクス 2025」報告書に関するサイドイベントを開催し、国土交通省海外プロジェクト審議官などの登壇の下、質の高いインフラを通じたアフリカの成長と革新について議論した。また、同事務局長は、英利外務大臣政務官への表敬、及び外務省国際協力局参事官との会談を実施し、日本からの支援に対する謝意を表明するとともに、質の高いインフラの発展につなげるべく取組を強化していきたい旨述べた。

2026 年3月、アルナドゥティル DEV 事務局長が、福島県大熊町で開催された「未来に向けた復興に関する質の高いインフラ優良事例集 2026」の公開イベントへの出席のため訪日。同イベントでは、国土交通省海外プロジェクト審議官や復興庁統括官付参事官などの登壇の下、大熊町の事例を題材に、復興における質の高いインフラ整備の在り方について議論され、その様子は、NHKなどのメディアでも報じられた。また、同事務局長は、英利外務大臣政務官への表

敬、及び外務省国際協力局参事官との会談を実施し、質の高いインフラの更なる普及に向けた取組の強化を確認した。日本側からは、日本人職員の一層の採用に向けた働きかけを行った。

その他

日本は、DEV による質の高いインフラ投資に関する事業の進捗を、継続的に把握・管理し、より効果的な政策目標の達成に向け尽力している。具体的には、DEV 理事会に先立ち、ビューローにより開催される非公式会合において、質の高いインフラ投資に関する事業を DEV の予算・事業計画に組み込むべく議論を主導している。その結果、2025-2026 年の事業計画において、質の高いインフラ事業が DEV の活動の優先項目の一つに位置付けられた。また、日本が質の高いインフラ投資の重要性につきこれまで働きかけてきた結果、2025 年3月の OECD 開発援助委員会 (DAC) ハイレベル会合の議長声明では、質の高いインフラへの資金動員について言及された。さらに、現在 DEV を含む OECD 全体で、2024 年3月に採択された「インフラ関連業務を強化・連携させるためのハイレベルアプローチ」に沿い、インフラに関するデータ収集、分析、好事例の発掘、政策枠組みの策定を行っており、同議論にも OECD 代表部が積極的に参加し、インフラ投資が G20 原則と整合的に行われるよう、G20 原則を補完する国際的ガイダンス策定の必要性を伝達してきている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日系企業】

質の高いインフラ投資は日本企業の海外展開に資するものであり、2025 年 12 月に一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が公表した提言「グローバルサウスとの連携に向けて-重視すべき事項とアクションプラン-」においては、日本が取るべきアクションの一つとして「質の高いインフラシステムの展開」が提言され、グローバル・サウス諸国のニーズに見合う製品・技術・サービスの提供や、グローバルな事業展開に挑戦する企業のリスク対応能力を下支えする取組の必要性が指摘された。また、2024 年 12 月、内閣官房の経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム海外展開戦略 2030」では、日本の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化には、G20 原則に沿った質の高いインフラの整備が必要であることが記載され、同戦略を受け、国土交通省が 2025 年6月に策定した「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」では、具体的な施策として、相手国政府関係者への「質の高いインフラシステム」の理解醸成などを通じた日本企業の参入支援や、国際会議や政府間対話における G20 原則の積極的な情報発信などが盛り込まれた。

2025 年8月、TICAD9において DEV と AUC が共催した「アフリカ開発ダイナミクス 2025」報告書に関するサイドイベントでは、パネリストに清水建設株式会社常務執行役員など日本企業の幹部を迎え、質の高いインフラを通じたアフリカの成長と革新についてパネルディスカッションが行われた。同セミナーには約 150 名が参加し、同日に開催されたサイドイベントの中でも最大規模の集客数となった。同報告書に対する日本企業の関心が高かったことを踏まえ、同年 11 月に、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)は、会員企業を対象として同報告書に関する説明会を実施した。

さらに、現在実施中の、TICAD9で打ち出した広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」(注)の対象3か国における質の高いインフラ投資の拡大に向けた事業においては、アフリカ政府関係者のほか、アフリカ・インフラ協議会(JAIDA)、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)などに加盟する日本企業を対象として、当該国・地域のビジネス環境及びインフラエコシステムの分析を踏まえた政策提言や、プロジェクトの形成を見据えた能力構築ワークショップを実施する予定。

(注): オファー型協力は、2023 年6月に改定した開発協力大綱で新たに打ち出した施策。外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODA に加えてその他の公的資金(OOF)や民間資金も含む形で、日本の強みを活かした魅力的な協力メニューを途上国に能動的に提案し、相手国との対話や、社会に変化をもたらす新しい価値を共に生み出す「共創」を通じて開発目標を達成することを目指す。TICAD9で打ち出した広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によ

るグローバル・サプライチェーンの強靱化」は、ナカラ回廊地域の輸送インフラ整備・強化及び産業振興を図り、域内の連結性強化によりナカラ回廊の鉱物資源などの輸送ルートとしての価値を高め、同地域への投資促進や雇用創出により持続的な発展を実現することを通じて、日本の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靱化することを目的とする。

【地方自治体、大学】

2026年3月、DEVは、質の高いインフラ整備の先進事例として福島県大熊町の取組に焦点を当てた「未来に向けた復興に関する質の高いインフラ優良事例集 2026」を公表し、大熊町において同事例集の公開イベントを開催した。同イベントでは、吉田大熊町長から「より良い復興」に向けた取組について講演を行ったほか、東北大学や明治大学などの専門家が登壇し、大熊町の事例を題材として未来に向けた復興の在り方についてパネルディスカッションを行った。同イベントには、開発途上国政府や国際機関、学術機関など、約70名が参加し、その様子がNHKなどで報じられるなど、地方自治体による質の高いインフラの取組を国際社会に発信する機会となった。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

経済協力開発機構(OECD)・開発センター拠出金は、DEVが質の高いインフラ投資を普及・促進することで、先進国のみならず、開発途上国や新興国も含む全ての主体によりG20原則などの国際ルールやスタンダードが遵守される国際環境を醸成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「連携の強化」、及び「日本企業の海外展開支援」に貢献することを目指している。

DEVは、基準2のとおり、質の高いインフラ投資の普及・促進などに対し、今次評価対象期間内に2-2のとおり、効果を上げている。

また、基準3においては、3-1のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1のとおり、状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

DEVは、本件拠出を通じて、質の高いインフラ投資に係る優良事例集や調査報告書の作成・普及、専門家会合や政策対話の開催、日本企業の海外展開支援などの事業を実施している。こうしたDEVの取組は、日本人職員であるDEV次長の支えもあり、国内外の開発関係者に広く広報されており、専門家間の議論のみならず、開発協力の裾野を広げることに寄与しているほか、DEVの質の高いインフラ投資に関する取組強化につながっている。質の高いインフラ投資に関するDEVの取組は、国内外の開発関係者から評価を得ており、本件拠出は質の高いインフラの普及・実施や日本企業の海外展開に貢献している。以下記述のとおり、2025-2026年の事業計画に基づくアウトプットを含め、当初の目標を達成している。

【今次評価対象期間内に完了した事業】

本件拠出の目標は、「アフリカ開発ダイナミクス」、「質の高いインフラに関する優良事例集」などの質の高いインフラ投資に焦点を当てた報告書の作成、及びローンチ・イベントや政策対話の開催などをアウトプットとして設定しており、

2025-2026 年の事業計画にも記載されている。この目標に基づき、2025 年7月のG20 開発大臣会合、同年8月のTICAD9において、「アフリカ開発ダイナミクス 2025」報告書に関するイベントを開催し、TICAD9のサイドイベントには、アフリカ政府関係者や日本企業など、約 150 名が参加した。同報告書は同年 11 月に公表された。また、同月、欧州最大規模のアフリカ経済に関する国際会議である「アフリカ国際経済フォーラム 2025」を AUC と共催し、同報告書を取り上げつつ、アフリカにおける質の高いインフラ整備に向けた資金動員や人材育成の在り方などについて政府、国際機関、市民団体代表らと議論した。2026 年3月には「未来に向けた復興に関する質の高いインフラ優良事例集 2026」を公表の上、事例を取り上げた福島県大熊町において公開イベントを開催し、国際機関や学術機関など、約 70 名が参加した。また、同年 10 月には、「ASEAN における災害早期警報システムと民間セクターの参画」と題する政策ブリーフを公表し、日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合で発表・議論されたほか、アジア・太平洋地域における災害リスクへの強靱性強化というテーマで、同年4月に2本、6月に3本のワーキングペーパーを公表した。2025 年中に DEV が作成・関与した文書のうち質の高いインフラに言及した文書数は、目標 14 本に対し 12 本(2024 年は 14 本)。また、質の高いインフラを紹介した国際会議の数は、目標 35 回に対し 34 回(2024 年は 35 回)。

上記 1-1(2)に記載したとおり、DEV は、G7、G20、DAC などの様々な国際的な枠組みにおける議論に参加し、成果文書の交渉過程において継続的に働きかけを行った結果、成果文書で G20 原則や質の高いインフラについて言及されている。その他、アフリカやラテンアメリカなどの地域機関とも緊密に連携し、開発途上国や新興国における質の高いインフラの普及・実施にも寄与している。

さらに、上記 1-3 に記載したとおり、本件拠出の目標である質の高いインフラの普及・促進の観点から、DEV 内の活動にとどまらず OECD 部局横断的な議論にも貢献している。2026 年3月の「OECD 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ定期対話」は、DEV 主導で開催され、OECD 加盟国、非加盟国、その他国際機関の参加の下、質の高いインフラを含む開発課題について議論された。同会合は 2016 年より OECD 理事会(OECD 事務総長を議長とし、各国大使によって構成される最高意思決定機関)レベルで毎年開催されており、2026 年は DEV の非 OECD 加盟国へのアウトリーチ機能が評価され、同会合における非 OECD 加盟国への事前協議のリード機関に指定された。

【実施中の事業】

2025-2026 年の事業計画書にも記されている、アフリカにおける質の高いインフラ投資の加速と拡大に向けた事業を実施しており、交通事業・都市開発事業の海外市場への日本企業の参入促進を図るため設立された株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)などとも連携し、オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」の対象3か国におけるビジネス環境やインフラエコシステムの分析を踏まえた政策提言書の作成や、アフリカ政府関係者、日本企業などを対象とした能力構築ワークショップを実施する予定。その他、2026 年秋に開催予定の OECD インフラフォーラムにおいて DEV 主催のセッションを開催するため、関係部局との調整や準備を実施している。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

決算報告書の受領年月・決算状況:

2025 年6月(日本の 2024 年度拠出金)、執行残はなし(収入は 138,066 ユーロ、支出も同額の 138,066 ユーロ)。報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

監査 本件拠出のみを対象とした監査は実施されていないが、ポルトガル会計検査院(2024 年はポーランド会計検査院)による OECD 全体としての監査が行われており、DEV も対象に含まれている。外部監査人より、2024 年の OECD の財務諸表について、すべての重要な点において財政状態を適正に表示しているものと認めるという意見が出されており、本件拠出についての指摘はなされなかった。

その他 OECD 全体では、内部監査と外部監査が独立して客観的に遂行され、OECD 事務総長に直属する内部監査委員会が、OECD 全体の財務管理、ガバナンス、リスク管理、内部統制に関して、年次報告書をまとめて報告している。内部監査においても、指摘事項は特段なかった。

3-2 本件提出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

OECD 加盟国と非加盟国の公平な分担金負担の実現に向けて議論されていたところ、日本側の働きかけもあり、2025 年 10 月に分担金制度改正に向けた手続が開始され、同年 12 月の DEV 理事会において制度改正を反映した 2026 年分担金が確定し、我が国の 2026 年分担率は 20.75%から 19.13%に減少した。

行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
5	4	3	4	3	-1	67
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						（参考） 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	3
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）

【ASG相当以上の重要ポスト獲得状況】

DEV佐谷説子次長（2024年2月就任。任期は2027年1月まで）

【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】

日本人職員の増強の必要性について、様々な機会を捉えてDEV側に協力を要請したほか、OECD日本政府代表部のホームページに、「OECD邦人職員の声」と題した職員インタビューを掲載し、OECDの業務や雰囲気に関する情報提供を行っている。また、OECD東京センターは、日本国内で空席情報を積極的に広報するため、JICAが管理する国際協力キャリア総合情報サイト「パートナー」に随時掲載している。

2026年2月（パリ）、3月（ジュネーブ）の2回にわたり、日本人職員の増強も念頭に、キャリアセミナーを実施し、OECDの日本人職員による体験談やOECD人事部による採用情報の提供を実施。パリ開催のセミナーでは、オンライン参加も含め合計144名、ジュネーブ開催のセミナーでは合計107名が参加した。

2024年2月には、国交省出身の日本人職員がDEV次長に就任しており、DEVの活動をOECD内及び国内外に広めるべく、精力的に活動している。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
経済協力開発機構・開発関連(DAC)拠出金	
2 拠出先の名称	
経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)	
3 拠出先の概要	
1960 年、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)の前身である開発援助グループ(DAG)が、OECD の前身である欧州経済協力機構内に設立、1961 年に OECD・DAC に改組。2026 年3月現在、34 のメンバー(注:OECD の加盟国である DAC 加盟国 32 カ国、非 OECD 加盟国である DAC 準加盟国、(アソシエイト)1 カ国、欧州連合)から構成される(注)。事務局はパリ(フランス)に所在。また、OECD に対する理解をアジア・太平洋地域で促進するために 1973 年に設立された OECD 東京センターは、開発分野を担当している DAC 所管事項を含め、OECD 加盟国及び非加盟国の経済発展に貢献すべく活動を行っている。 DAC の役割は、包摂的かつ持続可能な経済成長、国内及び国家間の平等の推進、貧困撲滅、開発途上国の人々の生活水準の改善を含む、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、2030 アジェンダ)の実施に貢献するため、また援助に頼る国がなくなる未来のため開発協力・政策を促進することである。OECD の中でも開発協力政策を専門的に議論し、開発協力に関する国際ルール・スタンダードの策定、政府開発援助(ODA)実績集計、相互レビューの実施などを通じ、開発協力に関する国際的な議論の潮流を決める重要な役割を担っている。 (注)2025 年 12 月にアソシエイトとして承認されたルーマニアは、非 OECD 加盟国ではあるが、投票権以外は DAC 加盟国と同じ権限を有し、ODA 実績統計上では加盟国としてカウントされているため、日本語表記の「メンバー」に含む。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、日本の開発協力政策を、OECD を通じて国際的な議論の潮流に反映させていくために、DAC による日本の重要課題に関する調査・分析、報告書作成、会合開催などに活用している。日本は、1995 年以来、毎年 DAC に拠出しており、DAC の2か年事業計画書の優先事項に該当する分野のうち、日本の重視する事業に拠出してきている。例えば、2023 年度拠出は「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)支援関連事業」に、また、OECD 及び DAC への加盟を目指すインドネシアを対象として、2024 年度拠出「インドネシア・エイド(Indonesian AID、インドネシアの開発協力機関)による開発協力の透明性強化支援事業」、2025 年度拠出「インドネシアによる開発協力への継続支援:開発資金報告能力及び新興ドナーとしての役割強化事業」にイヤーマークしている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	6,274 千円

2025 年-2026 年:全額イヤーマーク拠出。日本の拠出率:約 0.5%、拠出順位は 25 位(出典:2025-2026 年の任意拠出金拠出額、2026 年2月末時点)
5 担当課室・関係する主な在外公館
国際協力局開発協力企画室、OECD 日本政府代表部

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-I :経済協力」、「個別分野3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」で定められている中期目標「国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。」及び「個別分野4 連携の強化」で定められている中期目標「ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。」を達成するための重要な手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書「個別分野3」、「個別分野4」)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
DAC は、開発援助における国際的なルール・スタンダードを司り、加盟国の ODA 実績集計のためのルール作り及び集計の実施などを主導するなど、国際社会における開発協力分野での国際潮流を形成する重要な組織である。日本の開発協力が国際場裡において正当な評価を受けるためにも、DAC への積極的な関与は必要不可欠である。2025 年以降、欧米ドナー国の開発政策の転換や予算的制約の高まり、地政学的な緊張や新興ドナーの台頭に加え、多くの国々の国内世論での ODA に対する支持低下を受け、DAC 見直しプロセスが開始され、①強化された透明性のあるタイムリーなデータ、②資金フロー全体における ODA の役割、③ODA 対象国と卒業、④DAC の作業方法に関して議論が行われている。同プロセスは第4回国連開発資金国際会議(FfD4)の成果文書でも言及されており、日本は、こうした DAC の議論に積極的に参加し、日本の知見を提供することで、DAC の活動に肯定的影響を与えながら、国際社会との連携推進や地球規模課題の取組に貢献してきている。例えば、DAC の中核事業である ODA 実績集計に関し、日本が主導して進めた贈与相当額方式導入(2018 年～)による日本の ODA 実績の増額集計に加え、日本人副議長が主導して 2023 年に合意に至った民間への公的資金供与案件に係るルールに基づき、2025 年 12 月公表の ODA 実績値より、日本の関連実績が DAC 統計に更に増額反映されたことは、日本の開発協力に対する正当な評価につながっている。 また、膨大な開発資金ニーズに対処するため、国内・民間資金動員に加え、新興ドナーを含む ODA ドナーベースの拡大を通じた新たな資金動員に向けた取組を強化する必要性が高まっていることを踏まえ、これまで日本は、全ての開発協力提供者による国際ルール・スタンダードの遵守、とりわけ透明で公正な開発資金の促進に資する DAC の活動に係る事業に拠出してきた。開発途上国の自立的・持続的成長を実現するため、包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・スタンダードの普及・実践を主導していくことは、開発協力大綱の基本方針の一つとなっている。その重要性は、2025 年6月の OECD 閣僚理事会の成果文書や同年7月の G20 開発大臣会合コミュニケなどにおいても強調し、2025 年 11 月の G20 首脳会合でも高市総理大臣から、包摂性、透明性、公正性といった国際ルール・スタンダード遵守の必要性を提起した。引き続き ODA、その他公的資金(Other Official Flows: OOF)、民間資金動員を含む開発資金フローを適切に捕捉するルール形成を通じて、中国を含む新興ドナーに国際ルール・スタンダードを遵守させるとともに、新興ドナーによる開発協力実績報告を強化する必要がある。さらに、本件拠出は、非 DAC メンバーによ

る開発協力の透明性確保を目的とするほか、ODA 以外の海外投融資、OOF の捕捉や、ブレンデッド・ファイナンス（公的資金を呼び水にした民間資金動員）促進も対象としており、反汚職・コンプライアンス・ガバナンスの強化に向けた能力構築も含まれることから、他の OECD 部局が実施するビジネス環境整備事業などと親和性が高く、相乗効果が期待される。

また、DAC は、加盟国の援助実施機関、国際開発金融機関、市民社会との連携枠組みを有しており、この枠組みを活用して多様なステークホルダーを巻き込めるのは、DAC の強みの一つである。具体的には、下記 2-2 の記載のとおり、インドネシアを対象とした開発協力の透明性強化に係る事業には、独立行政法人国際協力機構（JICA）を含む多様な関係者が参加し、ODA 実績データ提出に向けて実践的な経験が得られたことから、インドネシア国際開発庁長官などから日本に感謝の意が表された。現在、DAC メンバーのうちアジア諸国は日本と韓国のみであり、東南アジアにおける同志国が加盟することにより、他の新興ドナーに対し、透明で公正な開発協力の国際ルール・スタンダードに準拠するよう促せる効果も期待される。また、この他に、2025 年 8 月に開催した第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）で打ち出した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」に貢献するため、ブレンデッド・ファイナンス強化に資する事業を実施しており、日本企業の更なる関与・参入を後押しすることが期待される。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本代表が出席する毎月の定例会合を通じ、DAC との緊密な意思疎通、協力、連携が確保されている。また、2017 年 1 月以降、JICA の上級審議役（2024 年以降はシニアアドバイザー）が、ODA 統計ルール（含む ODA 適格性などの議論）を担当する DAC の下部組織・開発ファイナンス統計作業部会（WP-STAT）で副議長を務めている。同人を通じて、支援の供与条件なども考慮しつつ ODA 実績を従来以上に正確に測ることで日本を含むドナー国の ODA への取組がより正しく反映されるよう努めている。

例えば、同人が議論を主導し 2023 年 10 月に合意を実現させた民間への公的資金供与案件に係るルールに沿って、2025 年 12 月公表の 2024 年 ODA 実績値から、日本の海外投融資実績も DAC 統計に増額反映されるに至り、日本の開発協力への取組が国際的に正しく評価されることの後押しとなっている。また、同人は民間資金の動員額の計上・公開方法の議論や DAC アンタイド化勧告（開発途上国向けの有償資金協力と無償資金協力について物資及びサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助にすべきとの勧告）の見直しの議論の調整を行うなど、本件拠出を含め、日本の優先課題にも積極的に取り組んでいる。

さらに、2021 年 5 月以降、外務省参与が、環境・気候などの分野の開発アプローチ（化石燃料支援を含む）を担当する DAC の下部組織・環境と開発協力ネットワーク（ENVIRONET）の副議長を務め、日本の優先事項が考慮される状況にある。

上記の重要ポストにおける日本人職員の働きに加え、2024 年 1 月以降、日本は、OECD・DAC 事務局及び UNDP が共同で事務局を務める効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）の運営委員を務めている。これにより、開発資金の需給ギャップが拡大する中で、ドナーベースの拡大を図ることに繋がる三角協力を始めとする開発効果向上の取組における日本のプレゼンスを高めるだけでなく、GPEDC ハイレベル会合などの議題設定において、日本の関心事項などを積極的に反映させやすくなっている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

日本と OECD の間では、ハイレベルでの要人往来が頻繁に行われており、直近の例は以下のとおり。また、DAC 会合については、毎月の定例会合、6 つの下部組織、援助実施機関や市民社会などが参加する多数の非公式グループが設置されており、OECD 代表部を通じて緊密な意思疎通、協力、連携が行われている。

2025 年 6 月、OECD 閣僚理事会に藤井外務副大臣が出席し、インドネシアとタイの加盟申請、「共創」の概念に沿った非 DAC 加盟国、特に東南アジアへ向けたアウトリーチの重要性について発言した。

2025 年8月及び 2026 年3月訪日中のアルナドゥティル OECD 開発センター事務局長が英利外務大臣政務官を表敬し、新興ドナーを含む全ての援助提供者による国際ルール・スタンダードの遵守・促進に向けた取組の重要性について協議した。

2025 年8月、訪日中のマグロン OECD 事務総長室首席補佐官が藤井外務副大臣に表敬し、日本の OECD への貢献に謝意を示すとともに、東南アジア諸国へのアウトリーチを始め、各分野における取組において引き続き日本と緊密に連携していきたい旨言及。

2025 年 12 月、OECD・DAC 議長、OECD 開発協力局長は OECD 代表部西永公使と面談し、OECD の開発関連組織における連携の可能性や G7 での議論、個別アジェンダなどに関し意見交換を行った。

その他

日本は、毎月開催されている DAC 定例会合などにおいて、開発協力の透明性と説明責任の強化の重要性について積極的に発言している。このような日本による継続的な働きかけの結果、DAC のみならず G20 など各種フォーラムの成果文書においても、全ての開発協力提供者が国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行う必要性につき記載されている。

また、2023 年度拠出で実施した GPEDC 支援関連事業では、新興ドナー・開発途上国が主体的に行う開発協力のモニタリングとデータ報告について、モニタリング実績報告書が作成されたが、上記 1-2 に記載のとおり、日本は 2024 年1月以降、GPEDC の運営委員も務めている。今次評価期間中に、GPEDC 運営委員会合が計2回実施され、外務省開発協力企画室長が出席した。議題設定において、日本は、本件拠出でも重視された、全ての開発協力提供者による国際的な原則の遵守促進、開発協力の透明性と説明責任の強化を始めとする日本としての優先事項を反映すべく、議論を積極的に主導した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

OECD・DAC は、官民連携による資金動員やリスク分散に係る取組を強化しており、本件拠出も、日本企業の市場参入機会の拡大や、現地での事業展開に繋がるブレンデッド・ファイナンスの促進に向けても活用されている。また、DAC は、AI 活用など新技術の利用の推進を積極的に行うほか、三角協力を通じた新興ドナーの育成・支援にも注力している。さらに援助実施機関、市民社会などとの連携枠組みを有し、日本の NGO も積極的に DAC の活動に参加している。

【JICA】

2025 年6月、DAC のイノベーション相互学習グループにおいて、JICA から AI 戦略を紹介。日本の開発協力大綱で優先されている DX 分野に関する知見を国際社会に発信し、先進的な技術活用の推進に貢献している。

2025 年 10 月にポルトガルで開催された OECD 開発協力局、ポルトガル政府、イベロアメリカ事務局(SEGIB)などの共催による第9回国際三角協力会合において、JICA は日本の三角協力事例を発信し、新興ドナーとの連携強化や非 OECD 加盟国へのアウトリーチの議論でプレゼンスを発揮し、拠出先の取組に寄与した。

現在、JICA シニアアドバイザーが個人資格で DAC の下部組織の ODA 統計作業部会(WP-STAT)の副議長を務めている。

【日系企業】

本件拠出による 2025 年9月のインドネシア開発資金報告能力強化ワークショップには、在インドネシア日本国大使館、インドネシア JICA 事務所から出席して日本の経験を共有し、日本の開発協力の正当な理解に繋がった。2026 年3月開始の継続事業では、動員民間資金の捕捉、ブレンデッド・ファイナンス運用能力の構築も対象としており、日本企業への裨益効果も期待できる。

TICAD9で打ち出した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」に貢献するため、DAC 事務局から、アフリカ・インフラ協議会(JAIDA)、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)などの日本の関連機関を通じた日本企業による参画・関与などを念頭においた日本、中東、アフリカの協調によるインフラ開発(投融資含む)を加速するブレンデッド・ファイナンス事業が提案され、日本の拠出により 2026 年3月に事業を開始した。

【NGO・NPO】

2018 年7月、DAC が市民社会団体との対話枠組みを創設し、日本のネットワーク NGO である特定非営利法人国際協力 NGO センター(JANIC)も参加している。2025 年は6月及び 11 月の DAC による市民社会の対話枠組み、12 月の貧困・不平などの対話枠組みに JANIC が参加し、助言を実施するなど、DAC の活動に貢献している。また、2026 年3月に実施された令和7年度第3回 ODA 政策協議会においても、JANIC が策定過程に参加した DAC 市民社会勧告が主要議題の一つとしてあがり、同勧告が日本の NGO の活動指針として活用されていることが見受けられる。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

経済協力開発機構・開発関連(DAC)拠出金は、DAC が国際ルール・スタンダードの遵守や透明で公正な開発資金の促進などの活動を行うことで、2030 アジェンダの実施に貢献し、ひいては日本の外交政策上の目標である「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」及び「連携の強化」に貢献することを目標としている。

DAC は、基準2のとおり、インドネシアによる開発協力の透明性強化支援事業を支援することで、DAC 関連会合における不透明な開発資金や非 DAC メンバーへの国際ルール・スタンダード普及に関する議論の活性化、インドネシアにおけるワークショップの開催や中国と DAC の対話を通じた新興ドナーとの関係強化、OECD 閣僚理事会などの成果文書における国際ルール・スタンダードに沿った透明で公平な開発金融の促進への取組確認などの様々な効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

【実施中の事業】

2025 年度拠出:「インドネシアによる開発協力への継続支援:開発資金報告能力及び新興ドナーとしての役割強化事業」

インドネシア国際開発庁への支援及び対面セミナーなどの実施。民間セクターの参画を含むブレンデッド・ファイナンスの手法を取り入れるための能力構築を実施。

2025 年度補正予算:「アフリカ東部におけるブレンデッド・ファイナンス資金調達強化」

ケニアを代表とするアフリカ政府関係者、日本企業を含む日本側実務関係者、Arab Coordination Group(ACG)参加の中東諸国開発金融機関などが一同に会し、政府や国際開発銀行の資金、民間投資などの効果的な資金の組み合わせ

せによるインフラ事業を実現させるための政策対話を実施。当初予算の目標である非 DAC メンバーである中東諸国及びケニアに関する開発協力の透明性向上の効果が期待される。

【今次評価対象期間中に完了した事業】

2024 年度拠出:「インドネシアによる開発協力の透明性強化支援事業」

(1) 目標

インドネシアの開発協力の実績・会計報告能力強化を通じて、新興ドナーによる開発協力の透明性改善及び国際スタンダードの遵守を推進する。具体的には、ワークショップをインドネシアにおいて1回開催し、また、ピア・ラーニング(相互学習)の効果をを得るため DAC メンバーの参加を得ること、ヘルプデスクを設置しインドネシア国際開発庁職員への定期的な支援を実施すること、ワークショップ後のフォローアップを行うことを計画した。

(2) 取組・成果

インドネシア国際開発庁職員の開発資金に関する報告能力を構築し、DAC への初の ODA 実績データ提出を実現するため、データ報告に使用される DAC の分類体系の説明、報告対象となる活動範囲の特定、汚職対策や調達ガイドラインについての認識向上、同庁への能力育成などを実施。上記の計画については、いずれも完遂し、本件取組を通じて当初設定した目標についても全て達成した。主要な取組・成果としては以下のとおり。

2025 年9月、インドネシア国際開発庁施設にて報告規則の実践的応用を学ぶワークショップを開催。インドネシア政府の 25 省庁から国際開発庁長官を含む 98 名が参加。日本、オーストラリア、ブラジルからも参加。2025 年 10 月、DAC 対外関係グループ会合において、同ワークショップが取り上げられ、会合文書において、日本からの経験共有に対する謝意が記載された。2026 年2月の DAC 対外関係グループ会合及び同年3月の DAC 開発ファイナンス統計作業部会(WP-STAT)においても、同事業が紹介され、日本のプレゼンスが示された。

ヘルプデスクの設置を通じて、DAC 事務局チームによるインドネシア国際開発庁職員への月1回以上の連絡・支援が実施された。

2025 年 10 月、OECD 及び DAC 加盟のプロセスを明確にし、インドネシアが DAC メンバーとなるための説明会をインドネシア当局者に対して実施。インドネシアが初めての ODA 実績データ提出に向けた4ステップのうち2つを達成し、成果が得られたので、後継事業を開始。

上記取組を通じて、DAC において、新興ドナーを含む非 DAC メンバーの開発協力の実態や不透明な開発資金に関する議論が一層活発に行われ、DAC メンバーの理解向上につながった。DAC 定例会合や対外関係グループ会合(非公式)において、不透明な開発資金や非 DAC メンバーへの国際ルール・スタンダード(持続可能な開発のための公的総支援(TOSSD)を含む)の普及が議題に上がった回数は 2021 年度には8回であったが、令和4年度には 10 回、令和5年度には 11 回、令和6年度には 12 回に増加した。2025 年度については当初目標数 13 回に対して、DAC 定例会合や対外関係グループ会合(非公式)では8回、別途 2025 年 10 月より始まった DAC 見直しプロセスのタスクフォース会合には 12 回取り上げられ、目標を大きく上回った。

新興ドナーを含む非 DAC メンバーへのアウトリーチに関する議論が一層活発化する中、2025 年の OECD 閣僚理事会の成果文書において、国際的なルール・スタンダードの普及・実践が確認された。

非 DAC メンバーへのアウトリーチに関して、2025 年 12 月にルーマニアの準加盟国(アソシエイト)入りが承認された結果、令和7年度の当初目標 DAC メンバー数 34 を達成した。DAC Participation Plan(注: DAC メンバーによる承認後に、DAC 会合及び下部組織の会合に参加可能な資格をもつ非 OECD 加盟国をまとめたリスト)において、2025 年5月に4か国、11 月に2か国、2026 年1月に5か国の新規掲載を通じて、令和7年度当初目標数 57 を大きく上回る 67 参加数が得られるなど、国際ルール・スタンダード普及にも貢献している。

2023 年度拠出事業との相乗効果が得られ、インドネシア共同議長の効果的な開発協力に関する GPEDC における活動が活発化し、新興ドナーによる開発協力の透明性改善及び国際スタンダードの遵守への意識向上につながった。

2025 年9月-10 月、釜山での GPEDC 会合（外務省参加）にインドネシア、コスタリカ、ペルー、メキシコ、バングラデシュから日本が強みを有する三角協力の言及。GPEDC による第4期モニタリングに 60 か国が参加。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・ **決算報告書の受領年月・決算状況:** 2025 年5月（日本の 2023 年度拠出分）、執行残はなし。
報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。
- ・ **監査** 本件拠出のみを対象とした監査は実施されていないが、ポルトガル会計検査院（2024 年はポーランド会計検査院）による OECD 全体としての監査が行われており、DAC も対象に含まれている。外部監査人より、2024 年の OECD の財務諸表について、全ての重要な点において財政状態を適正に表示しているものと認めるという意見が出されており、本件拠出についての指摘はなされなかった。
- ・ **その他** OECD 全体では、内部監査と外部監査が独立して客観的に遂行され、OECD 事務総長に直属する内部監査委員会が、OECD 全体の財務管理、ガバナンス、リスク管理、内部統制に関して、年次報告書をまとめて報告している。内部監査においても、指摘事項は特段なかった。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（不適切事案の有無を含む。）

本件拠出は、以下の DAC 全体としての取組の下、適切に実施管理されている。

- ・ 財政マネジメントについては、DAC 事務局が、2か年ごとに事業計画書を策定し、活動内容の優先順位、資金配分を、DAC メンバーとの議論を通じて調整する。2025 年-2026 年の事業計画書は、2024 年6月の DAC 会合において合意された後、同年 12 月の OECD 理事会で承認された。DAC メンバーの合意に基づき綿密に予算・事業の計画が策定されている。また、DAC 事務局は、予算支出や進捗状況をモニタリングする報告書「プロGRESS・レポート」を半年ごとに発行し、DAC メンバーで議論される。さらに、毎年4月には決算書が発行されており、本拠出金を含む DAC 全体の財務状況について厳正な管理がなされ、適切な執行が担保されている。
- ・ 組織マネジメントについては、毎月開催される DAC 定例会合にて、ガバナンスの改善・機能強化のため議論が適宜なされている。例えば、2024 年1月に DAC 事務局は組織改編を行い、非 DAC メンバーへのアウトリーチなど、組織横断的かつ重要度の高い業務を所掌するチームを局長直轄に配置するなど、体制の改善を行っている。また、2025 年 10 月以降、DAC 見直しプロセスにおいて、DAC のガバナンスや作業方法を含む議論について非公式会合が実施されており、今後も協議が継続する見通し。
- ・ **行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。）

4-1(1) 日本人職員数の増減（日本人幹部含む）

過去3年の日本人職員数（日本人幹部含む）				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		（参考） 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
-	-	-		-		-
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数	（参考）
---------------	------

						全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
				－		－
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由						
拠出先は、OECD本部の一つの局（開発協力局）であり、日本人職員・ポストの状況、日本人職員の採用・昇進に係る取組については経済協力開発機構（OECD）拠出金（経済協力開発機構室主管分）の該当頁を参照のこと。本件拠出金事業はOECD事務局の既存のリソースの範囲内で実施可能であり追加職員の雇用などを必要としないところ、日本人職員・ポストの増減は本事業に期待する効果には影響を及ぼさない。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

b

a

b

N/A

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
アジアパシフィックアライアンス拠出金	
2 拠出先の名称	
アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)	
3 拠出先の概要	
アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)は、日本で誕生した特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームをモデルとして、アジア太平洋地域において大規模な自然災害が発生した際に、同地域国の NGO、民間団体が各国政府と連携・協働し、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと、及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築を目的として、日本が主導し 2012 年に設立。本部事務局は東京に所在。統括責任者(CEO)は大西健丞氏(特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン代表理事／経済同友会副代表幹事・業務執行理事(2024 年4月～))が務める。 現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ、バングラデシュの6か国において、災害に対応する様々な諸機関が参加するナショナルプラットフォーム(以降 NP と記載。)が構築され、A-PAD を構成する。日本では、公益社団法人 Civic Force が日本の NP (A-PAD ジャパン)として加盟している。	
4 (1)本件拠出の概要	
アジア太平洋地域における大規模災害発生時の緊急人道支援活動(各国の NP が主体となり、他国の NP などと協働・連携して実施)に充当されるほか、NP の能力強化・人材育成、NP 間の協働・連携促進、A-PAD を構成する NP を増やすためのアウトリーチ活動、A-PAD 事務局の体制強化のための活動などが本件拠出により行われている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 77,188 千円	
日本のみの拠出	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 NGO 協力推進室	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)	
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅳ-Ⅰ 経済協力」、「個別分野 4 連携の強化」の下に設定された中期目標「ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集	

するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する」を達成するための手段の一つと位置付けている。[\(令和6年度外務省政策評価書\)](#)

さらに、2023 年に改定された開発協力大綱において、Ⅲ実施「1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ」として「(1)共創を実現するための連帯」及び「(3)目的に合致したきめ細やかな制度設計」の重要性が指摘されている。A-PAD は、民間セクターや市民セクターが参加する途上国が主体のプラットフォーム形成という点でこれらのアプローチに合致する取組を先駆的に実践しており、本件拠出金によってこれらの新たなアプローチの更なる推進が期待できる。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

自然災害が多発するアジア太平洋地域では、政府に加え、NGO、民間企業を含む民間団体、国連機関など様々な活動主体がそれぞれの専門性・強みを活かした防災体制を構築し、官・民・NGO 一体となって対応することが不可欠である。A-PAD は、アジア太平洋地域の官・民・NGO の三者協働による災害対応を目指す包括的組織であり、このような日本発の仕組みを展開しているという点においても、1-1(1)の中期目標「ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する」を達成する上で不可欠な取組を行っている。

実際に、2025 年3月末に発生したミャンマー地震では、同国の複雑な政治情勢により同国政府や同国の NGO が具体的な支援実施のための調整に時間を要する中、A-PAD は A-PAD のパートナー団体(GEA、トルコ)と連携して現地にいち早く捜索救助チームを派遣し、2名の生存者救出に成功したほか、被災住民に緊急衛生キットを配布するなど、極めて迅速な活動を展開した。また、2025 年 11 月のスリランカでの広域水害に際しては、スリランカの NP の捜索救助チームが 21 名の救助に成功したほか、民間企業からの寄付も活用した学用品や浄水器の配布など、発災直後から被災住民に寄り添った支援を実施し、A-PAD の日頃からのネットワークや災害対応訓練などが目に見える形で大いに発揮され、上記 1-1(1)の目標達成に貢献したと言える。

開発協力大綱では、様々な主体との連携や新たな資金動員の重要性が指摘されているが、A-PAD を構成する各国の NP は災害対応において、民間企業が提供可能な資金や物資、技術の窓口となって調整を行うことで、力を動員・結集させることを可能にしており、個別の国際機関や大手国際 NGO にはない特質を有している。今次評価対象期間のスリランカでの広域水害やインドネシア・スマトラでの水害に際しては、本件拠出による緊急支援金を初動対応の際に呼び水として活用し、民間企業や個人から調達した資金や物資・技術などの利用・活用資源と組み合わせることで効率的な支援を可能とした。また、各国の NP は、それぞれ多様な NGO などと協力関係を平時から構築し、災害時・復興時に現場の多様なニーズや考え方をきめ細やかにくみ取り、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築している。A-PAD は、自然災害の発生時にこのような優位性を活かした取組を行う備えをしており、各国の NGO を補完する役割を有している。

令和8年の高市総理大臣施政方針演説においても、自然災害の激甚化・頻発化という世界的課題に対し、防災技術やインフラを積極的に海外に展開していくとの言及があり、防災・国土強靱化は成長戦略本部の 17 の戦略分野の1つに位置づけられている。本件拠出によって、日本発の防災における官民連携の仕組みを A-PAD を通じてアジア太平洋地域に広く展開していくことは、日本の優先課題とも一致している。

今期の特筆すべき成果として、2026 年3月には、A-PAD の活動が「より早くより多くの命を救うための国境を超えた相互協力災害支援」として、第7回岩佐賞【平和・人権の部】を受賞するなど、第三者からもその活動ぶりは高く評価されている([関連記事](#))。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

A-PAD は、創設者(複数)、及び、各国の NP の代表である理事で構成する理事会において、組織の事業方針、運営方針など、重要な事項につき意思決定を行っている。

現在、A-PAD の統括責任者（CEO、注）は創設者であり理事でもある大西健丞氏であり、本部事務局が日本に設置され、本部事務局職員も大半が日本人であること、また、日本の拠出金が A-PAD の主要な活動資金となっていることから、外務省は A-PAD 幹部と随時意見交換を実施し、日本政府の発言力・影響力を確保しつつ意見を反映することができる。

（注：CEO は、理事会が任命し、A-PAD の運営における責任者となる。）。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2024 年 12 月に根木 A-PAD 事務局長は宮路外務副大臣を表敬し、アジア太平洋地域における A-PAD による災害支援などについて意見交換を実施した。

各国 NP は、それぞれの国において、防災や官民連携などをテーマにしたナショナル・シンポジウムを開催しており、例えば、スリランカ国防長官（2025 年 11 月）、フィリピン保健省担当局長（2025 年 9 月）、バングラデシュ首都警察副長官（2025 年 10 月）など要人や、各国駐在の日本国大使又は公使も出席している。これら要人は、A-PAD が推進する災害時の官民連携への高い評価やさらなる期待を表明している。A-PAD は、このような機会を通じて、アジア太平洋地域の政府による防災対策の方針や具体的計画策定において建設的役割を果たしている。

このほか、A-PAD と外務省 NGO 協力推進室との間で、四半期ごとに定期報告会を開催し、活動報告及び今後の戦略について協議している。本評価期間中は、2025 年 4 月、7 月、9 月、2026 年 1 月に開催した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日系企業】A-PAD は日本企業の災害支援参加を推進するため、拠点のあるフィリピン、スリランカ、インドネシア、バングラデシュの日本商工会議所又は日本人会にそれぞれの国の NP が入会し、災害発生時に現地日本企業及び在留邦人へ寄付を呼びかけ、現地日本企業による災害支援をサポートすることで被災者及び日本企業の双方から高い評価を受けている。2025 年 11 月のインドネシア・スマトラの水害では、インドネシアの日本商工会議所及び加盟企業から約 350 万円の寄付とパナソニック社からのソーラーランタンの寄贈があったほか、同月のスリランカの水害においても約 110 万円の寄付があり、スリランカ及びインドネシアの NP がこれらの寄付を被災者に迅速かつタイムリーに届けた。また、これらの国の商工会議所や日本人会の加盟企業や在留邦人に対して、災害時の NP による支援活動情報を共有するなど、防災分野での連携強化に努めている。

【NGO・NPO】海外においては、現地に拠点とネットワークを有する A-PAD が災害時の緊急人道支援のため現地入りする日本の NGO に対して有益な情報やアドバイスを提供している。本評価期間においては、A-PAD 及びフィリピンの NP は、2025 年 9 月末のフィリピン・セブ島沖地震と 11 月末のスリランカ洪水に際する緊急初動調査を実施した（特活）ピースウィンズ・ジャパンの現地提携団体として支援するなど、海外で活動する日本の NGO にとっても頼れる存在となっている。また、日本国内では、日本の NP である A-PAD ジャパン（Civic Force）と LINE ヤフー株式会社が共同代表として設立した「緊急災害対応アライアンス（SEMA）」が災害発生時に SEMA 加盟企業と加盟 NGO が連携して迅速な支援を実施する仕組みとして機能しており、国内での災害対応や加盟企業と加盟 NGO との連携推進に貢献している。直近では、2025 年 2 月の岩手県大船渡市山林火災、同年 8 月の九州豪雨に際し、加盟企業からの支援物資の配布を実施した（SEMA 加盟企業は立ち上げ時の 15 社から現在 119 社にまで増加）。

【地方自治体】日本の NP である A-PAD ジャパン（Civic Force）は愛知県、三重県、静岡県袋井市、宮城県気仙沼市、同県南三陸町、佐賀県、同県佐賀市、同県武雄市、同県大町町、和歌山県、同県海南市と災害支援協定を締結しており、平時からの情報共有、協働で資機材や生活物資の備蓄、クラウドファンディング（含むふるさと納税）、訓練などを実施している。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

アジアパシフィックアライアンス拠出金は、A-PAD がアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築と緊急災害対応を実施することで、この地域の官・民・NGO の連携・協働体制強化を図り、ひいては日本の外交政策上の目標である ODA が多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たすのを支援することに充てられる。

A-PAD は、基準2のとおり、災害対応の官・民・NGO 連携のための事業を推進し、A-PAD を構成する NP の数的拡大とともに台湾のような地域パートナーと連携し、アジア太平洋地域全体の災害対応能力向上に貢献するといった具体的成果を上げている。また、今次対象期間中に 17 件の緊急人道支援を実施し、計5万人以上が裨益した。

さらに、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務上の課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-2 の理由から N/A としている。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

基本目標:アジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築と緊急災害対応を目的として、各国 NP の組織構築・強化、人材育成などを通じて A-PAD の組織体制、ひいては同地域における官・民・NGO の連携・協働体制を強化する。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2023 年8月に 2025 年までの3年間で「災害支援におけるマルチセクター連携のハブとして、イノベーションとコレクティブインパクトをもたらす存在となる」を活動目標に掲げ、以下の3つの柱に基づくアクションプランを策定し、具体的な取組を実施している。

1. 災害対応のマルチセクター連携のための事業の推進

災害時の緊急支援活動を念頭に、平時から搜索救助チームを含む災害時即応体制の整備・強化や職員対象の能力強化研修などを実施した。実際に、2025 年3月のミャンマー地震に際しては、A-PAD 設立以来、災害時感染症対策や搜索救助活動支援などを重ねてきたトルコの A-PAD パートナー団体である GEA に対し、被災地での活動を主導した UNDAC(国連災害評価調整チーム)などの国連機関との連絡調整、現地への移動手段及び資機材輸送の手配、査証取得手続などのロジスティクス支援を A-PAD が提供した。この支援により、GEA の搜索救助チームは、2名の生存者救出を実現した。また、NP も日頃から現地の官・民・NGO の連携強化に取り組んでおり、スリランカ政府によるミャンマーへの緊急医療支援チーム派遣の際にはスリランカの NP が医療資機材の準備で貢献するなど、その成果が目に見える形で発揮された。さらに、2025 年 11 月のスリランカ広域水害においては、西部州に派遣されたスリランカの NP の搜索救助チームが子どもを含む 21 名の救助に成功したことは、平時に軍とボランティアの救助隊員を対象とした訓練を実施し、民軍連携を強化した成果と言える。

また、NP の活動としては、スリランカでは搜索救助訓練、インドネシアでは観光分野における防災、フィリピンでは災害医療、バングラデシュでは緊急災害管理調整センターの整備など、各地のニーズや状況を踏まえた分野に特化した能力強化支援を実施しており、実際の災害発生時にも成果を発揮している。①スリランカにおいては、スリランカの NP が官民軍連携のレスキューチームに対する搜索救助訓練を継続して実施しており、今次対象期間では海上で遭難した3名の漁業関係者の救助活動(2025 年5月)や水害における人命救助(同 11 月)に貢献するなど、現地でも高い評価を受けている。②インドネシアでは、インドネシアの NP が持続可能な観光地のためのレジリエンス向上を目指したプログラムを実施し、防災ガイドライン作成やホテル防災認証制度の普及促進のほか、4月 26 日のインドネシア防災の日には全国一斉の災害シミュレーションの一環として小学校での防災訓練を実施した。③フィリピンでは、フィリピン

の NP が4月の災害医療シミュレーション訓練に参加するなど、災害医療体制と人材ネットワークの強化に取り組んでおり、10月のセブ島沖地震や11月の台風の被災地支援への人材派遣を行った。④バングラデシュでは、バングラデシュの NP が同国内8か所の緊急災害管理調整センターを中心とした地域コミュニティの早期避難や防災啓発活動などを通じた防災力強化などに取り組んでおり、5月の全国的な水害の際にもバングラデシュの NP のスタッフと現地ボランティアの連携により、洪水発生地域の住民早期避難支援や倒木の除去など復旧支援を実施した。

2025年4月及び12月には朝日新聞がスリランカの NP の活動を紹介する記事を掲載し(掲載記事1、掲載記事2)、スリランカの NP による水難救助訓練の参加者からの謝意などや広域水害発生時の A-PAD や NP の対応などが紹介されているほか、緊急対応時の活動が現地メディアで報道されている。

また、以上のような活動を通じて、アジア太平洋地域において防災体制・災害救援体制が強化されるとともに、NP の参加メンバー数が拡大した(メンバー数(前年からの増加数)／スリランカ:662 団体(9団体増加)、バングラデシュ:74 団体(1団体増加)、インドネシア 265 団体(2団体増加)、フィリピン:177 団体(37 団体増加))。

さらに、NP の数的拡大に向けた取組も継続しており、東アジア及び大洋州の島しょ国について、国連機関からの紹介を受けて、NP を構築する取りまとめ役候補の NGO、民間団体へのヒアリングなどの調査を開始した。また、2025年11月には、A-PAD と台湾消防署の間でアジア太平洋地域における災害救助訓練の合同実施に関する覚書(MOU)を締結するとともに、台湾が主催する都市型災害の搜索訓練及び水難訓練にスリランカの NP の訓練生10名が参加するなど、今後も台湾と連携して災害時の緊急対応能力向上を目指す取組を継続する予定である。

2. A-PAD の価値の向上、対外発信と資金調達の強化

2025年2月までに3年間の資金調達戦略を各国の NP が策定し、本部事務局で定期的な進捗の確認を行うこととした。2025年度は隔月で理事会を開催し、国際会議への参加、財団やグローバル企業などのドナーとの関係について戦略策定及び取組強化を行った。また、メディアでの発信強化については、日本のメディアをスリランカに招聘し、2025年2月から連続した記事が紙面及びオンラインで掲載された(上記1-6記載の朝日新聞記事)。さらに、各国の NP によるナショナル・シンポジウムでは、政府高官、国会議員を招へいしハイレベルの政治的コミットメントを高める取組を行った。また、A-PAD は、2024年3月にアジア最大の財団などのネットワークである AVPN (Asian Venture Philanthropy Network) に参画し、2025年には AVPN との戦略的提携の下、アジア地域の財団・企業による災害支援をシステムティックに支援することで民間資金動員を加速化する体制構築を進めている。

3. 各国及び事務局における共通の戦略をもとにした組織運営

A-PAD は、アジア太平洋地域における日本 NGO 連携無償資金協力事業の実施、緊急対応、訓練、BCP トレーニングについてそれぞれのガイドラインや報告書を NP に共有するとともに、マネジメントオフィス(本部事務局)及び理事会が NP の状況を定期的に確認・評価し、効果的な事業の実施に努めている。NP の課題解決へのアプローチなどの経験が A-PAD 全体で共有されることにより、NP 間の連携が深まり、活動の改善に繋がっている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

アジア太平洋地域における大規模自然災害発生時、A-PAD を構成する NP が、迅速かつ効果的な緊急・人道支援活動を行うことを目標としている。

今次評価対象期間に本件拠出による緊急支援金にて対応した事案は、ミャンマーでの地震(2025年3月から:搜索救助で2名の生存者救出、衛生用品の配布)、フィリピン・セブ島沖地震(2025年10月:浄水フィルター付きバケツ、食料配布など)、インドネシアでの火山噴火(2025年10月:給水支援、学校での衛生用品配布)、バングラデシュでのスラム火災(2025年11月:毛布、食糧品、生活用品配布)、スリランカでの広域水害(2025年11月:搜索救助活動で21名の救助、衛生用品、学校用品、掃除用具の配布)、フィリピン台風対応(2025年11月:衛生用品、食糧配布)、インドネシア・北スマトラ洪水(2025年12月:トイレ、給水所の設置)などがあり、計5万人以上(うち、本件拠出のノンコア拠出分による直接の裨益者は42,574人)が裨益した(月数は当該災害に対して支援を開始した月)。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要						
・会計年度:9月から8月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月 : 2025 年 11 月(日本の 2025 年度拠出分) ・決算状況 アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)の 2024 会計年度(経常収支):経常収益:256,959,208 円、経常費用:275,474,861 円、経常増減額:△18,515,653 円(2025 年 11 月の理事会で次期会計年度の収入からの補填を承認。) ・外部監査 監査主体:公友監査法人、結果:「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財務諸表等に係る期間の財産および損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との意見が表明されている。						
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)						
A-PAD 事務局の行財政管理全般を監督し、拠出金管理の透明性を確保するため、外務省として定例報告会などの場を通じ、①固定資産管理の強化:50 万円以上の固定資産の管理を書面で行う、②拠出金の使途照会:外務省からの照会に対する A-PAD 側からの回答を義務化、③購入・調達に係る通知:当初計画を変更する場合、A-PAD から外務省への事前通知を義務化するなどを実施している。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし						

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
13	11	12	12	12	0	16
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
3	3	3	3	3	0	3
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
100%日本の拠出金で、A-PAD事務局職員の大多数及び幹部職員の全ポストを既に日本人が占めており、日本に所在する小規模な特定非営利活動法人であるため、日本人職員増強の目標になじまない。						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF)	
3 拠出先の概要	
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS・VTF) は、対人地雷問題の国際社会の関心の高まりを受け 24 のドナー国・団体による任意拠出金 (Voluntary Trust Fund: VTF) をもとに 1994 年に設立された。その予算は主に国際連合地雷対策サービス部 (UNMAS) の行う人道的地雷対策事業資金に充てられている。なお UNMAS は、国連システム内の地雷対策を調整する中核機関として、1997 年に国連事務局平和維持活動局 (DPKO) 内に設立され、2019 年の国連改革の際に平和活動局 (DPO) の「法の支配・治安機関部 (Office of Rule of Law and Security Institutions)」の中に位置付けられた。本部所在地はニューヨーク (米国) にあり、駐日事務所はない。	
4 (1) 本件拠出の概要	
UNMAS は国連システム内における地雷対策の調整を義務付けられており (国連総会決議 72/75)、その役割は国連安保理決議 2365 で確認されている。国連システム内の地雷対策などの調整、国連機関や、政府カウンターパート、NGO などによる地雷対策事業実施の指導、国連平和活動のサポート、国際地雷対策基準などの策定を行うことにより、地雷、爆発性戦争残存物 (ERW)、即席爆発装置 (IED) など爆発物による脅威を排除することを活動目的とする。 UNMAS の運営資金は、国連 PKO や特別政治ミッションに組み込まれる場合、国連加盟国からの分担金から賄われるが、それ以外の個別の事業活動は VTF を通じて賄われている。本件拠出は、①地雷などの除去、②危険回避教育、③埋設状況調査、④地雷等被害者支援、⑤貯蔵弾廃棄処理、⑥当事国のキャパビルのための研修及び地雷対策センターなどを運営する上で必要となる組織運営費など、⑦地雷対策の調整、⑧地雷の脅威なき世界に向けた啓発などの支援事業に充当されている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	3,100 千円
日本の拠出率 (2024 年): 7.3% (拠出順位5位) 【補正予算を含む外務省の拠出合計額ベース (約 337 万ドル)】 参考: デンマーク 20.6% (1位)、UNDP (プール基金) 13.2% (2位)、米国 10.2% (3位)、EU 7.6% (4位)、日本 7.3% (5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局緊急・人道支援課 国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野 2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」を達成するための手段の一つと位置付けている。(令和6年度外務省政策評価書)。 より具体的には、令和6年度外務省政策評価、上記施策 VI-1 経済協力、個別分野2に掲げられている「難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助」を達成するための抛出である。
1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、積極的平和主義の下、平和構築を「人間の安全保障」とともに重要な外交政策の一つに位置付けている。UNMAS の主要任務である地雷対策は、人道支援、その後の開発協力、社会安定化に大きく寄与するものであり、本件抛出を通じて爆発物による脅威を軽減し、爆発物起因の被害の削減や犠牲者の社会復帰を支援することは、日本の外交政策の目標達成に大きく貢献している。 1998 年、日本は対人地雷禁止条約(APMBC、通称:オタワ条約)を批准し、2025 年 12 月には第 22 回締約国会議議長を務めた。条約の主要義務には、地雷敷設地域における対人地雷の廃棄、国際的な協力及び援助などがあり、日本は地雷対策について積極的な支援を行う姿勢を表明している。 UNMAS は 20 のプログラムを実施しており、パレスチナ・ガザ地区、シリア、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア、スーダン、南スーダンなど、治安情勢が不安定で人道支援のアクセスが限定的な地域においても活動している。こうした危険地域で UNMAS が地雷対策を支援することにより、日本が掲げる人間の安全保障の理念を、これら国・地域において推進することが可能となる。 UNMAS は、地雷対策に特化した唯一の国連機関であり、専門的知識及び実績を有しており、他の国連機関などはその役割を代替できない。また、その専門性の高さから、日本のみで効果的に担うことができない役割を果たしている。 UNMAS は、紛争後の復興支援、開発協力、教育支援分野の中で地雷対策に取り組んでいる国連開発計画(UNDP)や国連児童基金(UNICEF)などの国連機関に対し、活動実施国での活動調整、専門家派遣や知見の共有を行うとともに、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター(GICHD)、世界の地雷対策関連組織や NGO などとも協力し、国際地雷対策基準(IMAS)や即席爆発装置廃棄基準(IED Standard)を制定するなど、世界の地雷対策の議論を主導している。例えば、ウクライナでは 11 の国際機関が地雷対策を実施しており、ウクライナ国連常駐調整官事務所(Resident Coordinator's Office、RCO)がウクライナ政府と国際機関間での調整を担っている。UNMAS は、その RCO に対し、地雷対策調整専門家を派遣し、地雷対策について助言を行っている。UNMAS の知見は、2025 年 10 月に東京で開催されたウクライナ地雷対策会議においても共有された。 UNMAS は、持続可能な開発目標(SDGs)の①貧困撲滅、②飢餓撲滅、③健康と福祉の促進、④教育機会の提供、⑤ジェンダー、⑥安全な水とトイレへのアクセス、⑧持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、⑨産業と技術革新、⑩不平等の是正、⑪持続可能な都市とコミュニティ、⑬平和、公正、制度の構築、⑭パートナーシップの 12 の目標の達成に地雷・不発弾対策を通じて貢献している。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
2025 年 12 月 1 日から 5 日まで、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の第 22 回締約国会議がスイス・ジュネーブで開催され、日本の市川軍縮会議日本政府代表部大使が議長を務めた。 日本は、議長優先テーマとして、「能力強化支援」、「新興技術の活用」、「WPS(女性・平和・安全保障)との連携」及び「条約普遍化」の 4 つを掲げ、取組を進めた。特に能力強化支援においては 2024 年 7 月に日本が発表した「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」に基づきつつ、UNMAS、独立行政法人国際協力機構(JICA)、カンボジア地雷対

策センター(CMAC)と連携した「アフリカ地雷対策プラットフォーム」などの具体的な取組を進めて、UNMAS の事業活動や意思決定に日本の意向を反映できる重要な地位を確保している。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年6月、UNMAS トップのコーン部長が訪日し、外務省関係者などと、CMAC、JICA との連携による三角パートナーシップの実施、即席爆発装置に対する支援及び対策の必要性、地雷のない世界の実現に向けた長期的な支援の必要性などについて、意見交換を行った。またコーン部長からは、地雷関連の取組は国際社会で注目を浴びづらいものの重要な活動であるとしつつ、地雷被害国の能力強化などを支援している日本の取組への感謝の意が表明された。

2025 年8月、TICAD9 の機会に訪日したラクロワ国連平和活動担当事務次長は英利外務大臣政務官と面会し、日本からの UNMAS を通じた切れ目のない地雷対策支援に対して謝意を述べた。英利外務大臣政務官は、日本として、国際社会とも連携しつつ、官民一体となった地雷対策・協力を進めていく旨述べた。

TICAD9 にて、英利外務大臣政務官は、JICA 主催、UNMAS 及び CMAC 共催のテーマ別イベント「Mine-Free Africa の実現に向けてーアフリカ地雷対策プラットフォーム設立記念イベント」に出席した。英利外務大臣政務官は、地雷・不発弾対策は、生命を守り、復興や開発に向けた協力を進める上で重要な支援であるとした上で、JICA、CMAC、UNMAS など様々な地雷対策機関との連携を一層促進する目的で設立した「アフリカ地雷対策プラットフォーム」を通じ、「地雷のないアフリカ」を目指すアフリカ諸国の取組を日本として最大限後押ししていく考えを述べた。

UNMAS 本部と国際連合日本政府代表部及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部は、ハイレベル及び担当レベルで頻繁に意見交換の機会を設け、最新状況や課題、他ドナー支援状況の共有を図るなど綿密な意思疎通を行っている。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【NGO】 特定非営利活動法人難民を助ける会(AAR Japan)は、アフガニスタン、スーダンなどで UNMAS と事業を共同実施した実績を踏まえ、コーン部長の訪日の際に意見交換を行い、治安の安定している UNMAS 活動国での共同事業実施の可能性を検討したほか、AAR Japan が活動しているウクライナにおける UNMAS との協力の可能性についても検討している。

【JICA】 2023 年から開始された JICA、UNMAS、CMAC の三角パートナーシップを深化させるため、2025 年、JICA と UNMAS の間でパートナーシップ合意書を締結。UNMAS が南スーダン事業の一環として、南スーダン地雷対策機関(NMAA)関係者をカンボジアに派遣(2025 年 12 月)した際、日本の政府開発援助(ODA)のカンボジア地雷対策技術協力プロジェクトとの連携が実現した。

また、2025 年8月から、南スーダンにおいて UNMAS との国際機関連携無償資金協力案件が開始され、2026 年3月からは、コロンビアにおいて、同じく UNMAS との国際機関連携無償資金協力事業が開始されている。

【日本企業】 複数の日本企業が地雷探査・除去にかかる新技術を開発しており、これら企業は JICA との連携の経験を踏まえて、CMAC と実証実験を行ってきている。その結果を踏まえつつ、今後、日本の国際機関連携無償資金協力事業として、UNMAS による、日本企業の有する技術や製品を活用した事業の検討が進められている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS・VTF)拠出金は、同基金を管理運営する UNMAS が実施する地雷対策及び地雷被害者支援に拠出することで、国連地雷対策戦略に掲げている5つの戦略目標(2-1(1) 参照)を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現と

いった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に貢献することを目標としている。

上述 1-3 のとおり、UNMAS を統括するラクロワ国連平和活動担当事務次長から日本の UNMAS 及び地雷対策分野への貢献について謝意が表されているほか、国連安全保障理事会理事国の多くの常駐代表などからも、日本が地雷対策に焦点を当て支援を行っていることに對し感謝の意が表明されている。ビジビリティにおいては、UNMAS は本件提出対象事業について、英語及び日本語で情報を発信している。

UNMAS は、基準2のとおり、93 万人以上に地雷回避教育を実施し、2,591 個の地雷の廃棄、3,954 キロメートルの道路における爆発物の除去などといった実績をあげている。また、ウクライナ常駐調整官事務所に地雷対策の専門家を派遣し、地雷対策に関する助言を行っていることに加え、ウクライナの関連省庁及び国際機関の調整を主導し、機関間調整における効果をあげている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件提出は外交政策の目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等提出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア提出分のみ】提出先の戦略目標

・UNMAS は 2024 年1月に発表された国連地雷対策戦略の策定を主導した。同戦略は、今後2年ごとに定期的に見直されることとなった。同戦略が掲げるビジョンは、

「地雷、爆発物、クラスター弾を含む爆発性戦争残存物(ERW)、即席爆発装置(IED)の脅威のない世界」であり、同戦略における目標は以下のとおり。

- ① 爆発物からのリスク及び社会経済的影響からの人々及びコミュニティの保護を強化する。
- ② 爆発物の被害者が、医療や教育を平等に受けられ、社会生活や経済活動に完全に参加できるようにする。
- ③ 国家機関による地雷対策機能及び責任を効果的に主導及び管理する。
- ④ (分野横断的)人道支援、人権、平和構築、安定化、持続可能な開発などを通じた地雷対策活動の推進力と重要性を維持・強化する。
- ⑤ (分野横断的)地雷対策プログラムが、多様なグループの具体的なニーズに取り組むと同時に、それぞれの能力強化と包摂を促進する。

【注】地雷対策事業は予期せぬ紛争の勃発や人道危機の発生などにより爆発物を除去したものの再汚染されてしまうことが数多くあり、また様々なタイプの爆発物の登場によってその除去の手順が変わるなど、定量的な数値をもって目標を定めることは容易でない。

2-1 (2) 【コア提出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための提出先の取組及びその成果

【2024 年の取組及び成果】(注: 2025 年年次報告は 2026 年6月めどで発表予定)

- ・2024 年年次報告書に基づく UNMAS の主要な取組及び成果については以下のとおり。
- ・21 の国・地域に対して地雷回避教育、地雷除去、地雷被害者支援で構成される地雷対策事業を実施、治安上などの理由により地雷除去の困難なガザ地区、スーダン、ウクライナに対して地雷回避教育を含む地雷対策事業を実施した。
- ・戦争残存物(即席爆発装置含む) 58,874 個、地雷 2,591 個を廃棄した。
- ・31.7 平方キロメートルの土地及び 3,954 キロメートルの道路の爆発物を除去した。

- ・武器庫及び弾薬庫の設置支援(1か所)や修復支援(1か所)を行った。
- ・93.7 万人以上に地雷回避教育を提供した。
- ・国連、事業実施国政府関係者など 265 人以上に研修を実施した。
- ・パレスチナ・ガザ地区の他、状況が急激に変化したスーダンやコンゴ民主共和国などへ専門家の緊急派遣を実施した。このほか、UNMAS は地雷対策専門家をウクライナ国連常駐調整官事務所に派遣し、調整官に適宜助言を行うなど、複数の関連省庁及び国際機関が地雷対策に関与する中で、調整のリードを取るなどの効果を上げている。ウクライナへは 2025 年末まで専門家を派遣した。
- ・UNMAS は、地雷対策分野の幅広い関係者と協力。UNMAS は国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)と連携し、それらを通じて活動を実施するほか、UNDP、世界食糧計画(WFP)、国連食糧農業機関(FAO)、国連人間居住計画(UN Habitat)と共同プログラムを展開しているとともに、脆弱層である子どもに配慮した地雷・不発弾回避教育や地雷被害者支援については UNICEF と緊密に連携している。UNMAS は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が主導調整機関を務める「グローバル保護クラスター」において地雷対策支援活動を通じて重要な要素を担っている。
- ・UNMAS の公式 SNS アカウント(X(旧ツイッター、フォロワー数約 55,000)、フェイスブック(フォロワー数約 77,000)など)では、日本が拠出した事業の活動や活動に対する謝意を投稿している。これら投稿において、国際連合日本政府代表部や外務省などの日本政府のアカウントをタグ付けすることで、事業の周知に貢献している。また、英語や現地語のみならず、特に日本が拠出した事業においては日本語での発信も行っている。このような情報発信により、日本が拠出した事業に関する説明責任及び透明性の確保に寄与している。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**会計年度**:1 月から 12 月
- ・**決算報告書の受領(先方公表)年月** : 2025 年 10 月(日本の 2024 年度拠出分)
- ・**決算状況** UNMAS・VTF の 2024 年会計年度:収入:41.8 百万米ドル、支出:42.2 百万米ドル、差額:43 万 4,000 米ドル。次年度繰越額が 43 万 4,000ドルとなっているが、ドナー国の財政年度と国連の財政年度が異なること、ドナー国による拠出の遅延、国連の会計処理上決算済み最終財務報告書の提出から記録までに時間を要するなどの理由から、収入と支出が必ずしも同年に一致することがないが、必ずしも損失ではなく、また、ドナー拠出額以上の活動実施は不可能なことから、今後発行される決算報告書により報告がなされる予定。
- ・**外部監査** 監査主体:国連会計検査委員会(BOA)、結果:2024 年に発行された報告書において、2023 年の活動について適正に報告されている旨が確認された。
- ・**その他** 内部監査・内部評価の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)	☐ 拠出金の使途範囲内	(参考) 全職員数
----------------------	------------------------------------	--------------

				☑ 拠出先全体		
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
6	6	5	5.67	5	-0.67	263
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	0	0	0	0	3
備考	2026 年2月から UNMAS トップに小川和美氏が就任。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNMAS幹部との面談の都度に日本人職員の雇用について日本側から働きかけを行っている。例えば、2025年6月にUNMASTOPPのコーン部長が来日した際、同部長のジュネーブ代表部訪問の機会、UNMAS本部と国際連合日本政府代表部との面談の機会を捉え、各担当部課長などから働きかけを行った。特に日本が拠出する事業実施国・地域での日本人職員の積極的な採用を各在外公館から働きかけている。						
2026年2月1日付でUNMAS部長ポスト(D2)に小川和美氏が就任し、邦人職員が幹部ポストを占めることとなった。また、2026年3月時点において、JPOを含め4名の日本人職員がUNMAS本部に在籍、その他3名が治安の不安定な地(シリア、スーダン、パレスチナ)で活躍しており、日本人職員の活動場所が多様化していることが示されている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)	
3 拠出先の概要	
1971年国連総会決議2816に基づいて設立された国連災害救済調整官事務所(UNDRO)が、1997年、アナン事務総長による国連改革の一環として改組され、同年の国連総会決議に基づき設立。本部所在地は、ニューヨーク(米国)及びジュネーブ(スイス)。1999年に神戸事務所を開設、2025年12月に東京へ移転し、駐日事務所と名称を変更した。OCHAの代表は、人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官(以下、OCHA代表)が務める。大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種支援機関が活動の偏り及び重複を避けつつ効果的に活動できるよう、被害状況・支援ニーズの把握や調整を行うことを主な目的とする。	
4(1)本件拠出の概要	
本件拠出は、各種支援機関などが実施する人道支援事業の総合的な調整業務などに充てられ、これによる人道支援の効果的・効率的な実施により、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現を目的としている。OCHAは、世界各地の人道危機への活動資金提供などのためにCERF(国際連合中央緊急対応基金)及びCBPF(国際連合国別プール基金)を管理するが、本拠出はこれらの基金ではなく、OCHAの調整業務などのために向けられたものである。	
4(2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4(3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 62,693 千円	
2025年1～12月の日本の拠出率0.9%(拠出順位23位)	
(当初予算、補正予算、緊急無償資金協力を含めた合計額。CERF、CBPFへの拠出は除く。)	
参考:英国13.5%(1位)、スウェーデン12.7%(2位)、欧州委員会10.8%(3位)、ドイツ7.9%(4位)、ノルウェー7.6%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1(1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本拠出金は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「個別分野2:普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊

重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。具体的には難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助のための拠出となっている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

OCHA は国連における唯一の人道支援の調整機関及び国連本部の人道支援部門として、人道支援全体を指揮し、現地政府などとの協議を主導し、人道支援機関や団体(国連のみならず NGO などを含む)の総合調整役を務めている。2025 年9月、第 80 回国連総会ハイレベルウィークにおいて開催された、人道要員保護に関する宣言(注:2024 年5月、全ての国に対し、人道要員などを保護することを求める国連安全保障理事会決議 2730 が採択。日本も非常任理事国として共同提案国として賛成)の発表イベントで上映されたビデオメッセージには岩屋外務大臣が参加し、日本も同宣言に署名を行った。2026 年2月、第 221 回国会における茂木外務大臣の外交演説では、依然として厳しい状況にある中東情勢に対し、人道支援の速やかな実施を後押しし、日本が積極的な役割を果たす考えを示した。これら宣言や方針を実施に移す上でも、また日本が重視する人間の安全保障に基づく人道支援外交を推進する上でも、OCHA との連携は極めて重要である。OCHA 代表は人道問題対応における国連の最高幹部であり、政府、非政府組織との協議において中心的な役割を担っている。OCHA 代表は人道上の緊急事態に対応するため、安保理に出席し、人道状況に関する報告を行う。今次評価期間中には、安保理にて、シリアやガザ地区などの深刻な人道状況について計 39 回報告した。これら報告を通じ、OCHA は、国際人道法の順守を国際社会に度々訴えかけている。また、国連総会においては、毎年緊急人道支援の調整強化の重要性に関する国連事務総長報告書(2025 年は [A/80/75](#))が提出され、OCHA が中心となり、人道調整や危機対応を強化するために講じた措置の概要、人道状況の動向、課題及び提言について議論されている。

OCHA は人道コミュニティの調整、政策の協議、意思決定のための主要なグローバルフォーラムである機関間常設委員会(IASC)の事務局も担っており、人道支援コミュニティ全体の中心的な役割を担っている。グテーレス国連事務総長もこのような OCHA の役割を重視している。OCHA の総合調整役としての役割は、日本が上記 1-1(1)の目標(平和で安定した安全な社会の実現)を達成する上でも、極めて重要である。

OCHA のコア予算への拠出は、OCHA 本部及び駐日事務所の運営費用に充てられ、日本と OCHA の関係や人道分野での発言力の維持に重要である。

2025 年2月、OCHA は逼迫する人道支援システム、深刻な資源不足、そして継続的な攻撃に直面する状況を踏まえ、より迅速・公平で説明責任のある人道支援の実現を目指すための改革として、人道リセットを開始した。この改革は、人道支援ニーズが増大する中で、加盟国の拠出が減少し、組織再編に取り組む厳しい状況の中で、命を守る支援への集中、迅速かつ状況に応じた支援の提供など5つの方針を柱とした取組である。

このほか、OCHA は緊急アピールの発出やアドボカシーの面で主導的な役割を果たしている。2025 年 10 月にはガザ地区の停戦を受け、60 日間の支援計画を発表し、計画実施に必要な分野(食料、医療、水と衛生など)の支援を国際社会に要請した。また、各地で発生した大規模災害や情勢悪化(2025 年 10 月に発生したハリケーン・メリッサ(キューバ、ジャマイカ、ハイチに被害)、2025 年1月に発生したモザンビークでの洪水、2026 年3月の中東情勢悪化など)を受け、緊急支援要請やドナーへの説明を行うなど OCHA は人道支援、早期復興、災害時の緊急援助において中心的な役割を果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、長年にわたり、OCHA に年間 50 万ドル以上拠出する主要ドナー30 か国で構成される OCHA ドナー・サポート・グループ(ODSG)のメンバー国である。評価期間中において、日本は、2回の ODSG ハイレベル会合(2025 年6月オスロ(ノルウェー)、同年 12 月ニューヨーク(米国))、2回の実務者会合(2025 年 10 月、2026 年3月、ともにジュネーブ(スイス))、1回の課長級会合(2026 年1月、オンライン)に参加。これらの会合は、OCHA の活動・運営、さらには

人道支援全体の政策や課題の議論を行う場となっており、日本は積極的に意見を述べ、OCHA の政策立案、活動実施面で発言力・影響力を確保している。

また、OCHA 事務次長補(OCHA 次長)と外務省国際協力局長との年次政策協議などの機会を捉えて、日本の政策や意向を伝達し、OCHA の取組に反映する体制を維持している。本評価期間中は、年次政策協議は実施されなかったものの、日本が重視する人道支援政策である人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)、世界の人道情勢をめぐる財政状況、人道リセットなど、大使及び課長級で意見交換を実施している。

OCHA は、東京都に駐日事務所(1999 年に神戸事務所を開設後、2025 年 12 月に東京に移転)を設置しており、同事務所からは、日本が人道支援を検討する際、必要となる世界各地の最新の人道状況や国連全体の調整状況などの情報提供を随時受けており、日本の人道支援決定の際の意思決定に役立っている。また、日本の意向をニューヨーク、ジュネーブの OCHA 本部や各国事務所に正確に伝える上で駐日事務所が重要な役割を果たしており、外務省など日本政府と OCHA 間の調整の役割を担っている。

このほか、OCHA は国際搜索緊急援助グループ(INSARAG)アジア太平洋地域会合(2025 年8月、東京)、同実務者会合、さらに国連災害評価調整チーム(UNDAC)実務者会合(いずれも 2026 年3月、ジュネーブ)の開催を支援し、緊急人道支援の計画などについて議論する機会を設けている。アジア太平洋地域会合では日本が議長を務め、16 か国及び1つのオブザーバーから 100 名以上が参加し、2025 年の世界・地域の活動計画、ガバナンスやガイドラインの見直し、INSARAG 戦略 2026-2030 に関する議論が行われた。また、UNDAC においては、2026 年3月時点で日本人が6名、構成員として登録されている(アジア太平洋地域では 33 名が登録されている)。UNDAC 構成員は、これまでに世界各地の災害地域に派遣されており、2011 年東日本大震災の際には日本人を含む構成員7名が活動を行った。構成員は、被災地の被災状況や復旧・復興に関するニーズを調査するほか、国際社会への情報提供を通じて、被災国政府支援・援助調整のための初動調査を行う役割を担っており、支援国及び被災国の双方に貢献している。

本件提出に対する日本の貢献については、OCHA 公式ソーシャルメディアアカウントにおいて複数回にわたり、日本への感謝の意が示されている(例: 2025 年5月5日[投稿](#)、2026 年3月 11 日[投稿](#))。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等(提出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・提出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年9月には、フレッチャーOCHA 代表が山崎国連日本政府代表部大使と面談し、日本の提出に対する謝意を表明するとともに、人道リセットの進捗状況などについて説明した。

・2025 年 10 月には、ドーテン OCHA ファイナンス・アウトリーチ局長が石井在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使と面談し、人道リセットや OCHA の深刻な財政難、組織改編の状況、さらにはガザ情勢などについて意見交換を行った。このほか、同月に河原国連日本政府代表部公使が小野 OCHA 東部・南部アフリカ局事業部長と人道リセットや財政状況について意見交換を行った。

・2026 年2月、田口外務省緊急・人道支援課長はドーテン OCHA ファイナンス・アウトリーチ局長とのオンライン会談を実施し、フレッチャーOCHA 代表が推進する「8700 万人の命のキャンペーン」に対する提出状況や人道リセット、HDP ネクサスなどについて意見交換を行った。2026 年3月、同キャンペーンに関する記者会見において、同 OCHA 代表は、日本及び他 12 か国・国際機関からの提出による貢献に謝意を示した。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた提出金の活用状況。

OCHA は 2014 年に独立行政法人国際協力機構(JICA)と業務協力協定を締結しており、INSARAG や UNDAC の活動には、JICA 国際緊急援助隊事務局も積極的に参加している。これにより、日本が有する災害対応分野の知見が国際社会と共有されている。OCHA と JICA は日常的に積極的な情報交換を行っており、スリランカにおけるサイクロン

被害対応(2025 年 12 月)など、世界各地で大規模災害が発生した際の OCHA からの情報共有は、日本の国際緊急援助隊派遣準備にも活用されている。

OCHA は毎年ジュネーブで、緊急援助・人道支援におけるネットワーク形成とパートナーシップ構築を目的とした世界最大規模の年次集会(人道ネットワーク・パートナーシップ週間(HNPW))を開催している。この集会では、分野横断的な知識共有、現場や政策業務から得られた緊急援助に関する優良事例の共有、新たに顕在化した又は長期化する人道課題への解決策の共同創出、そして世界・地域レベルの関係者間の調整強化が促進されている。2026 年3月には、宇宙航空研究開発機構(JAXA)が国際協力プロジェクト「センチネル・アジア」を代表して参加し、衛星データを活用した災害管理サービスを多くの関係者に紹介した。

OCHA は日本の NGO の国際貢献にも寄与している。日本の NGO が海外の被災地で支援活動を行う際、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム事務局などを通して日本の NGO 団体(ジャパン・プラットフォームのメンバー団体は 50 団体)に情報提供や関係組織へ紹介するなど、さまざまな形で支援を行っている。

OCHA は日本の人材育成にも貢献している。学生向けに世界の人道状況や OCHA 駐日事務所の役割について講演を行う(4-1(3)に記載)ほか、ジャパン・プラットフォーム加盟 NGO(2025 年7月)や陸上自衛隊員(2026 年2月)を対象にセミナーを実施し、実務者との意見交換や理解の向上を行った。

2025 年7月には、OCHA は株式会社公文教育研究会の協賛の下、人道危機下にある子どもたちの現状と未来への思いを伝える写真展を大阪・関西万博で開催した。能登半島で地震や豪雨を経験した小学生や高校生のポートレートを展示した同写真展は国内の各メディアで取り上げられ、日本社会における人道危機への認知向上に貢献した。この展示は、その後東京国際写真祭(T3 PHOTO FESTIVAL TOKYO 2025(10 月))でも公開された。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

OCHA への拠出金は、OCHA が気候危機や地政学的情勢などの課題によって悪化した人道状況に対処することで人道状況の改善を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献することを目標としている。

OCHA は、2026 年以降の人道状況を見据え、人道危機下にある人々により良い支援を届けるため、OCHA の優先事項や努力指針をまとめ、2023 年2月に発出された「戦略計画 2023-2026」を策定している。その中で、OCHA 及び人道コミュニティが直面する課題に対処するための優先改革目標を設定し、5つの分野を特定しつつ、それらを細分化した 67 項目の主要事業評価指標を設け、その実施を通じて目標の達成を追求している。これにより、2-1(2)のとりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

最新の戦略目標(「戦略計画 2023-2026」)は、以下のとおり。

OCHA 及び人道コミュニティが直面する課題として、(1)気候危機、(2)経済成長の鈍化と不均衡、(3)格差の拡大、(4)不安定さや脆弱性・紛争の増大、(5)パンデミック及び感染症の拡大、(6)細分化された競争的な地政学的情勢を取り上げている。OCHA はこれらに対処するため、優先改革目標として、(1)人道危機に見舞われた人々を中心に、状況に応じた、コミュニティの回復力に貢献する一貫した対応、(2)人道アクセスに関する体系的かつ予測可能な

リーダーシップ、(3)長引く国内避難に対し恒久的な解決策を見出すこと、(4)包括的で誰一人取り残さない人道支援活動の調整、(5)人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金、(6)変化する状況に適応するリスクとトレンドに関する戦略分析を掲げている。また、これらの目標を達成するため、(1)効果的で責任あるリーダーシップ、(2)多様性、公平性、包括性の推進、(3)学び、評価、イノベーションと結果を重視する組織文化の醸成、(4)分析とエビデンスに基づいた意思決定、(5)パートナーシップを推進している。

OCHA は、本戦略計画の主要事業評価指標(KPI)67項目を設定し、2024年の目標設定や成果を2025年9月に公表した。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024年の優先目標毎の主要な取組及び成果は以下のとおり(「戦略計画 2023-2026」KPI 報告(2025年9月))。67のKPIのうち、2024年の目標を達成した項目は55%(指標が異なるため単純比較はできないものの、前年は54%)。

【優先目標1】

- OCHA が取りまとめる人道対応計画の支援対象者の73%(目標値100%)に人道支援が届けられた(1億1,900万人)(前年達成率62%)。
- 人道対応計画の55%で、人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)を促進することを目標としていたが、結果全ての計画で目標を設定した。(前年達成率42%)。

【優先目標2】

- 人道調整官(OCHA 代表に任命されるポジション。国レベルの人道対応の総合調整を担い、OCHA が事務局機能で支える)などからの人道外交に関わるサポートの要請に全て応えた(目標値100%、前年達成率100%)。特に、ガザ地区への人道支援アクセスを促進するため、中東及び世界のハイレベル関係者との対話や、アフガニスタンにおける保護課題や女子・女性の教育促進のためのアドボカシー、さらに2023年5月のジェッダ会合で示された人道コミットメントの履行を追跡するためのスーダンの紛争当事者及び加盟国との2回の対話などに取り組んだ。スーダンでは、対話の結果、1,500万人以上に食料提供を含む人道支援を実施した。
- アフガニスタン、コロンビア、ガザ、ナイジェリアやスーダンの人道危機や黒海穀物イニシアティブにおける交渉を支援し、問題の根本原因解決・改善に向けて、人道外交を推進し、全ての要請に対し効率的・効果的な対応を行った(目標値70%、前年達成率100%)。コロンビアでは、モニタリング、アドボカシーなどの強化を主導した結果、人道支援の裨益者は120万人に達した。

【優先目標3】

- 人道対応計画の77%(目標値60%)で、国内避難民に対する恒久的な解決策を盛り込んだ(前年達成率65%)。人道対応計画は、アフガニスタン、パレスチナ、ウクライナなど24か国・地域の5,400万人以上の国内避難民を対象とした。

【優先目標4】

- 「性的搾取・虐待・ハラスメント保護(PSEA)」専門家を13の人道危機に派遣し(目標値10、前年達成値12)、PSEA 対応強化・ネットワーク構築、被害者支援ツール・紹介ルート整備、説明責任向上に寄与した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年6月(日本の 2024 年度拠出分)、決算状況に関しては、先方 2024 年会計年度末で予算額は3億 8,391 万ドル、決算額は3億 6,440 万ドルである。その差 1,951 万ドル(予算額に占める割合は5%)は、次年度に繰り入れられる。 ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。 ・監査 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、対象: 拠出先全体、対象期間: 2024 年1月1日～同年 12 月 31 日、結果: BOA の 2025 年報告書(A/80/5(Vol.I))に、OCHA に関わる提言が2件あった。OCHA は、信託基金の管理の改善、そして国連開発計画(UNDP)によって管理されている職員の国連事務局による管理への移行といった提言を受け入れ、改善努力を続けている。 ・その他 内部監査の制度あり。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
12	11	12	11.67	10	-1.67	2,297
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	32
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2024年頃から国際緊急人道支援分野への拠出金が大幅に減少し、OCHAは深刻な財政難に直面している。このため、OCHAは2025年から2026年初めにかけて人員を約4分の1削減し、組織の再編・統合を進めており、その影響で、日本人職員を含む全体的な職員の採用や昇進が困難となっている。 OCHAにおける日本人職員の採用・昇進については、ニューヨーク及びジュネーブでのOCHA幹部職員との会談の場を活用し、重要課題の一つとして継続的に協議を行っている。P5レベルの1名は、ビジビリティの高い事務次長報道官を務めており、OCHAの広報活動に従事している。また、日本人職員10名のうち過半数が女性であり、女性の活躍推進という日本の方針とも合致している。 2025年4月以降は、国内外の10大学(うち国内6大学)に在籍する学生や、国際機関でのキャリアを志望する実務者を対象に、駐日事務所長やOCHA本部(ニューヨーク、ジュネーブ)の職員が参加するセミナーを3回開催し、平均20名が参加した。 また、OCHAジュネーブ本部と駐日事務所は、人道危機現場で国際人道支援の指揮を執る人道調整官など、幹部レベルの日本人職員を増やすことを目的に、人道調整官名簿や人材プールの登録状況などについて、外務省や日本の						

関係者と定期的に情報共有を行っている。

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金	
2 拠出先の名称	
世界食糧計画(WFP)	
3 拠出先の概要	
世界食糧計画(WFP)は、1961年の国連食糧農業機関(FAO)第11回総会決議及び第16回国連総会決議1714により、多国間食料援助に関する国連及びFAOの共同計画として1963年に発足。本部はローマ(イタリア)。国連唯一の食料支援機関として、飢餓の撲滅を使命とし、主として食料を通じて①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民などに対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援を実施。横浜に日本事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、基本的にWFPのコア・ファンドに充当され、食料を通じた人道支援、人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)のための事業などに充てられ、一部支援には日本産の食料が用いられている。本件拠出により、災害・紛争時の緊急食料支援、栄養支援、学校給食支援、小規模農家の自立促進のための支援などを行うことで、世界の人道状況の改善を図り、以て国際社会の平和と安定に寄与する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 204,440 千円	
令和7年度当初予算額 210,661 千円、令和6年度当初予算額 405,000 千円	
2024年：拠出全体に占める日本の割合は1.59%(約1億5,548万米ドル、(外務省(補正予算などからの拠出も含む)及び農水省の拠出合計額ベース)で、第12位。	
2023年：日本の拠出率：2.50%(拠出順位8位)、参考：米国36.53%(1位)、ドイツ15.92%(2位)、EC6.04%(3位)、カナダ3.68%(4位)、英国3.48%(5位)、ノルウェー2.69%(7位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局緊急・人道支援課、在ローマ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力：政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の

繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つと位置付けている。
(令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

WFP は国連唯一の食料支援機関として、紛争や自然災害などの影響を受ける人々に対する緊急食料支援や、中長期的な人道支援ニーズ削減のためのレジリエンス強化支援などを実施している。2020 年には、飢餓撲滅に向けた貢献などを理由としてノーベル平和賞を受賞。その活動は「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)や人間の安全保障の理念と軌を一にするものであり、上記 1-1(1)の目標達成のための不可欠なパートナーである。

WFP は、人道支援の要であるロジスティクスを主導しており、商業輸送手段のない地域へ運航する国連人道支援航空サービス(UNHAS)による人道支援物資・人員の輸送や、人道支援物資の迅速な発送を可能とする国連人道支援物資備蓄庫(UNHRD)の運営などを通じ、人道支援コミュニティ全体を支えている。WFP はこの高いロジスティクス能力により、治安上の理由などから日本が直接支援を行うことが困難な国・地域においても迅速な食料支援を実施しており、二国間支援を代替する役割も担っている。

世界中で多発・長期化する紛争、気候変動などの影響により、深刻な飢餓に直面する人々の数は 2025 年には推定 3億 1,800 万人と高止まりを続けており、国際場裡においても飢餓への取組を含めた食料安全保障は重要なテーマである。2023 年の日本議長下の G7広島サミットでは、食料安全保障が主要テーマの一つとなり、G7首脳コミュニケや「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」でも、食料安全保障の確保に向けた取組の重要性が呼びかけられた。2024 年6月の G7プーリア・サミットの首脳コミュニケにおいても、G7として、食料安全保障への対応を引き続き堅持している旨が明記された。また、2024 年 11 月の G20 リオデジャネイロ・サミットでは、飢餓・貧困対策に国際社会が広く連携して取り組むための「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が設立され、日本も参加を表明した。その際、石破総理大臣は、「日本は、人間の安全保障の理念の下、飢餓・貧困を撲滅し、誰もが人間の尊厳を持って幸福に生きられる豊かな社会を実現していきたいと考える。そのためには、食料安全保障や持続可能で強靱な食料システムの構築という観点が重要であり、日本は、『飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス』にも積極的に貢献していく。」との発言を行った。2025 年 11 月の G20 ヨハネスブルク・サミットの首脳宣言においても、飢餓からの解放の文脈で、「安全で健康的かつ栄養価の高い食料へのアクセス及び手頃な価格を実現する条件を整えるための政治的意志が必要であること」が確認された。

WFP は、児童の栄養失調などの予防・改善や学習機会の提供にもつながる学校給食支援にも注力しており、2030 年までに健康的かつ栄養価のある学校給食を全ての児童に提供することを目標とする「学校給食コアリション」の事務局を務めている。現在、参加国は日本を含め 110 か国、パートナーは 150 以上に達しており、学校給食の普及に向けた取組を進めている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、WFP の最高意思決定機関である執行理事会の理事国として議席を確保しており、各種政策を実施するために日本の意向を反映することができている。執行理事会は毎年3回、ローマ本部で開催されており、WFP の組織、運営、戦略(国別戦略含む)、人事、予算に関する審議・採決が行われている。

執行理事国(36 議席)において、日本が属する「リスト D グループ」は 12 議席を有し、毎年、決められた数の理事国数の改選が行われる。日本は、1996 年以降、これまで継続的に執行理事国としての議席を維持している。

WFP は日本事務所を有しており、日本との連携を強化する上で、同事務所は重要な役割を果たしている。同事務所は、日本と WFP 本部及び各国の WFP 国事務所との間の橋渡しの役割を担っており、日本の意向を WFP に正確に伝達するほか、問題が発生した際には、日本と本部及び WFP 国事務所との間の調整などを行っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等（拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2023 年4月、マケイン事務局長がG7農水大臣会合参加のため訪日し、岸田総理大臣を表敬、林外務大臣と会談した。同事務局長は、岸田総理表敬では、日本の協力への感謝を表明し、林大臣との会談では、日本は重要なパートナーであるなどと述べた。

2023 年 11 月、クラメル事務局長が訪日し、穂坂外務大臣政務官を表敬。同次長は、パレスチナを含む世界各地における日本の支援への謝意と今後の更なる協力への期待を示した。

2024 年3月、スカウ副事務局長が訪日し、柘植外務副大臣と会談。両者は、WFP における日本人職員の活躍や翌年の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）に向けた協力などに関して率直な意見交換を行い、2030 年までの世界の飢餓の撲滅という目標に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

2025 年3月、ダガシュ事務局長が訪日し、松本外務大臣政務官を表敬。同次長は、日本の WFP に対する支援への謝意と今後の更なる協力への期待を示した。また、第 17 回日・WFP 政策協議を開催し、人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）を踏まえた取組や企業・NGO などを含む様々な関係者との連携強化の取組など含め、世界の食料安全保障の強化に向けた活発な議論が行われた。なお、政策協議は年1回のペースで実施しており、日本側の優先事項のインプットや WFP 側の対応状況について、外務本省と WFP 本部との間でも定期的に意思疎通を行っている。

2025 年8月、マケイン事務局長が TICAD9参加のため訪日し、岩屋外務大臣と会談。日本との長く安定したパートナーシップへの感謝と協力の一層の強化への期待が表明された。

・日本側の取組

日本は WFP が事務局を務める「学校給食コアリション」にタスクフォース（意思決定を行うグループ）メンバーとして参加しており、2023 年 10 月の閣僚級会合（於：フランス）には穂坂泰外務大臣政務官が出席したほか、2024 年 10 月のタスクフォース国限定の閣僚級会合（於：ケニア）や 2025 年9月の閣僚級会合（於：ブラジル）には日本政府代表が参加し、日本の地産地消型学校給食の取組や WFP を通じた学校給食支援の取組などをアピールした。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

WFP は、1-1 に記載のとおり、日本の外交政策を達成する上で、重要な役割を果たしているのみならず、日本の企業、NGO、大学、地方自治体などが裨益する形で事業を行っている。

【日本企業】

WFP は日本企業との連携を積極的に促進している。現地でのノウハウを有する WFP との連携は、日本企業の海外展開の一助となっている。実施中の事業例としては、豊田通商株式会社とのガーナ及びケニアでの能力開発支援や、スカパーJSAT 株式会社とのフィリピンにおける災害通信支援分野での技術提携、日本電気株式会社（NEC）とのアフリカの複数国での農業支援ソリューション導入による農業生産性向上、日本の商社とのジンバブエにおけるゴマのバリューチェーン構築などがある。

また、WFP は対象商品を購入すると企業・団体から国連 WFP 協会（後述）を通じて売り上げの一部が寄付される「レッドカップキャンペーン」を 2011 年以降実施しており、2011 年から 2024 年末までに約 3,215 万人の開発途上国の児童に学校給食が届けられた。同キャンペーンには 2024 年時点で 70 社・団体が参加しており、参加企業の SDGs への貢献がアピールできる事業となっている。

【NGO】

特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan）や一般財団法人ササカワ・アフリカ財団を始め、日本の NGO は、WFP との連携を推進している。

【特定非営利活動法人国連 WFP 協会】

同協会は、日本における WFP の公式寄付受付窓口である。国連 WFP 協会アンバサダーである竹下景子氏、三浦雄一郎氏及び広瀬アリス氏の協力も得つつ、世界の飢餓問題や WFP の食料支援活動に関する情報発信や広報活動を日本国内で実施し、世界の食料危機への理解促進と寄付への参加機会を提供している。2025 年は同協会を通じて個人・団体から約 24.6 億円の寄付が集まり、うち 19.7 億円が WFP に送金された。

国連 WFP 協会が毎年行っているチャリティーウォークイベント「ウォーク・ザ・ワールド」を、2025 年5月には TICAD9 関連イベント「ウォーク・ザ・ワールド for アフリカ」として特別開催。駐日アフリカ外交団を含め 4,741 名の参加があり、約 460 万円の寄付が寄せられた。

【地方自治体・教育機関など】

WFP 日本事務所代表を始め職員が講師となり、世界の飢餓問題や WFP の活動に関する講義を地方自治体や教育機関で随時実施。大学生、高校生のみならず、広く一般市民や児童が聴衆としてイベントに参加することで、これまでと異なった年齢層への働きかけも実現した。例えば、2025 年7月、WFP 日本事務所代表は横浜市国際局及び教育委員会と連携し TICAD9 関連イベントとして、駐日ケニア大使館とともに横浜市立常盤台小学校で特別授業を実施した。また、関西・大阪万博では、2025 年6月上旬に国連パビリオンでガザ地区の緊急支援を始め、学校給食支援や半月型農法（アフリカ諸国で行われている、半月型に掘った穴に雨水をためて作物や牧草を育てる乾燥地帯における伝統的農法）について展示・説明を行ったほか、半月型農法による気候変動への取組を紹介した。

WFP は、国連 WFP 親善大使として活動する女優の杏氏と連携した広報活動や、公式 SNS を通じ、日本による支援や世界の飢餓に関する投稿を1日1回以上行い、国内外に日本の支援・取組を積極的に発信している。

【WFP 国会議員連盟の活動】

WFP 国会議員連盟の高村正大衆議院議員（WFP 国会議員連盟会長）らが、2025 年 11 月に国光外務副大臣を表敬。高村会長からは、世界は食料危機に直面し、人道的支援のニーズがかつてないほど高まっており、WFP に対する支援を拡大していくべきであるとの要望が伝えられた。国光副大臣からは、WFP 国会議員連盟への敬意を表明するとともに、自身のアフリカなどでの経験に言及しつつ、ガザ地区での飢饉を始め、深刻な食料不安が高止まりの状態が続いていることに対し、人道危機への対応に共に取り組んでいきたい旨述べた。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金は紛争や自然災害などの影響を受ける人々に対する緊急食料支援や、開発途上国の経済社会の安定に資する開発支援などを実施することで、世界の飢餓撲滅を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である人間の安全保障に貢献することを目標としている。日本の WFP を通じた支援は支援対象国からも高く評価され、閣僚や政府高官などからの謝意が累次にわたり寄せられている。

WFP は、基準2のとおり効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、日本も執行理事国として参加する執行理事会年次会合（6月）のタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

WFP では、2021 年 11 月の執行理事会において、2022 年から 2025 年を対象とする新たな戦略計画が日本を含む執行理事国により承認された。同戦略計画においては、①緊急的な食料及び栄養ニーズを満たす、②より良い栄養、保健、教育上の目標を達成する、③持続可能な生計を達成する、④加盟国のプログラム及びシステムを強化する、⑤

人道及び開発のアクターがより効果的かつ効率的になる、という5つの戦略目標が設定されている。また、戦略計画を実行に移すためのオペレーションツールである、組織成果枠組み(Corporate Result Framework: CRF)も策定されており、CRF では、明確な3層の結果(インパクト、アウトカム、アウトプット)、期待される成果、目標値などが明記されており、毎年の WFP の活動実績を目標と比較して評価することを可能としている。

WFP は 2024 年の支援活動における重要なパフォーマンス指標・目標値として、1億 3,900 万人への食料支援などの提供や学校給食支援(目標 2,720 万人)、栄養支援(目標 3,400 万人)、自立支援など(目標 2,070 万人)、国別戦略計画のアウトプット(目標 85%達成)、アウトカム(目標 75%達成)などが設定されている。なお、目標値は支援ニーズを踏まえて設定されているが、それに見合うドナーからの拠出金を確保することが前提となっている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

紛争、気候変動、エネルギー・食料価格などの高騰を含む経済的ショックの影響を受け、近年、世界の飢餓人口は高水準で推移しており、2024 年には、最大で約7億 2,000 万人が飢餓に苦しんでいるとされた。また WFP の 2025 年 11 月のレポートによれば 4,110 万人が飢饉の瀬戸際にある中、WFP は国連唯一の食料支援機関として、緊急食料支援から、中長期的な母子栄養支援や学校給食支援、開発支援まで幅広く活動している。

WFP は、上記戦略目標①～⑤に基づき、世界規模で支援活動を展開・実施している。2025 年6月の執行理事会年次会合では 2024 年の活動成果が報告され、CRF で定めたマネジメント成果ごとの KPI に基づき評価が行われ、21 のアウトプットから導き出される7つのマネジメント成果のうち6つは目標達成となった。なお、成果指標のうち飢餓撲滅のための効果的な拠出については目標未達となったが、これはドナーからの拠出が支援目標実現に必要な予算の約 5割に留まったという予算的制約などが主な要因となっている(例: 国別戦略計画のアウトプット達成率は 65%(目標 85%)、アウトカム達成率は 56%(目標 75%))。

分野ごとの 2024 年の主な成果は以下のとおり(2025 年の事業成果は 2026 年6月頃に発表される予定)。

【食料支援】

紛争、自然災害、経済的ショックなどの影響を受ける1億 2,400 万人に対して、食料支援を提供(当初目標は1億 3,900 万人。達成度は約 90%)。特に、紛争の影響を受ける、アフガニスタン、イエメン、ウクライナ、ソマリア、スーダン、パレスチナなど、二国間支援が困難な環境下においても、現地の食料ニーズに対応するべく、迅速に活動を実施した。

【母子栄養支援】

母子・乳幼児の栄養改善のための支援を実施。2024 年には、1,800 万人に対して、栄養改善及び栄養不良予防支援を提供(当初目標は 3,400 万人。ドナーからの十分な拠出が確保できず達成度は 55%)。

【学校給食支援】

学校給食を通じた児童への教育機会の提供及び栄養不足の解消に努めており、2024 年には 61 か国の 2,000 万人が裨益した(当初目標は 2,720 万人であり、達成度は約 74%)。また、WFP は世界的な学校給食の普及・促進を目指す「学校給食コアリション」の事務局を務めており、2021 年のコアリション設立以降、参加国を 110 か国以上に拡大させ、4回の閣僚級会合開催に寄与するなど、学校給食の普及に向けた機運醸成に大きく貢献している。学校給食コアリション加盟国や事務局を担う WFP などの働きかけにより、学校給食プログラムの重要性などについて、G7広島サミットの首脳コミュニケ及び「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」、2024 年の G20 リオデジャネイロ首脳宣言、2025 年の G20 食料安全保障タスクフォース宣言に記載された。

【自立支援・強靱性構築(小規模農家・生計・食料システム・気候変動対策支援など)】

自然災害や紛争からの復興時において、自立支援や再来する可能性のある自然災害への強靱性を高めるための活動を実施し、2024 年には 2,040 万人が裨益(当初目標は 2,070 万人であり、達成度は 99%)。具体的には、フード・フォー・アセット(労働の対価としての食料支援)などを通じて学校、道路、橋、井戸や灌漑設備などの整備を実施し

630 万人が裨益したほか、気候変動対応支援を 1,220 万人が、小規模農家向け農業市場支援プログラムを 190 万人以上がそれぞれ受けた。 【輸送・通信支援】 人道支援におけるロジスティクス分野を主導する機関として、保管・輸送・燃料・食糧調達サービスを含むオンデマンドサービスの提供、国連人道支援航空サービス（UNHAS）の運航、人道支援物資備蓄倉庫の運営、緊急通信サービスの提供など、人道支援全体を支えている。2024 年には、人道支援機関などの要望を受け、145 の人道支援機関の 909,244m3 の人道支援物資の輸送を支援したほか、UNHAS を通じて、2024 年には約 35 万人の人道・開発支援・外交関係者及び 4,925 トン以上の支援物資を空輸するなどの成果をあげている。 上記に加えて、WFP は、食糧援助規約に基づく食糧援助や、本件拠出金の一部を用いて、日本産の食料を活用した支援も実施しており、開発途上国の食料安全保障の改善に貢献するとともに、日本国内の産業振興にも貢献している。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要
・会計年度：1月から12月 ・決算報告書の受領(先方公表)年月：2025年6月(日本の2024年度拠出分) ・決算状況 WFPの2024会計年度：収入：10,373,100 千米ドル、支出：9,040,500 千米ドル、差額：1,332,600 千米ドル(2025年6月の執行理事会で次期会計年度の収入への繰入れを承認。) ・外部監査 監査主体：ドイツ連邦会計検査院、結果：適正(対象期間は2024年度で、2025年4月15日付で報告) ・その他 内部監査・内部評価の制度あり。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)
WFP は、ドナーからの拠出予測に基づく現実的な予算計画をマネジメントプランの策定を通じて公表し、WFP の財政に関する透明性の向上に寄与している。2025-2027 年版はドナーからの拠出見通しを下方修正したほか、人件費及び運営費予算を 10%削減するなど、現実的かつ持続可能な運営のために取組を行っている。 ・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む) ☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体 (参考) 全職員数
2022 2023 2024 平均値 2025 日本人職員数の増減 2025
55 57 58 56.67 58 1.33 2,578
備考 それぞれの年の職員数は当該年6月の執行理事会で発表された前年 12 月 31 日時点の数である。
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減
過去3年の日本人幹部職員数 (参考) 全幹部職員数

2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
3	3	3	3	3	0	189
備考	それぞれの年の職員数は当該年6月の執行理事会で発表された前年 12 月 31 日時点の数である。					
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
WFPは2023年から組織改革に着手しており、本部幹部ポスト(D以上)の15%減を実施済み。また本部での採用停止措置を2023年10月に開始し、2025年2月にはその対象を全世界の事業に拡大した。さらに、ドナーからの拠出減に伴い持続可能な人員体制とすべく、2025年から全職員数を約6,000名削減する取組を進めており、日本人職員の雇用や昇進にも大きな影響が及んでいる。						
【日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況】						
2025年8月のマケイン事務局長訪日時、岩屋外務大臣との会談時に日本人職員の増強を働きかけ、WFPも日本の要請に理解を示し、協力する姿勢を示している。						
WFPはメーリングリストなどで求人情報の発信なども行い、JPOをWFPで採用するため、JPOタレントプールと呼ばれるロスター制度や、フィットプール制度と呼ばれる外部公募のロスター制度を設けるなど、スキルの高い人材発掘にも工夫を行っており日本人の正規職員登用の促進にも貢献している。						
また、学習院大学(2025年5月、200名参加)、東洋大学(2025年6月、15名参加)、立教大学(2025年7月、15名参加)、青山学院大学(2025年10月、8名参加)で開催されたキャリアセミナーや講演に際しては、WFP日本事務所代表を始めとするWFP職員が講師として参加した。						
加えて、横浜市国際機関実務体験プログラム参加学生による機関訪問(2026年2月、4名参加)、創価大学法学部フィールドワーク(2025年8月、9名参加)などのWFP日本事務所訪問の受け入れやWFP-FAO-IFAD合同国連アウトリーチミッション(2025年7月)への参加(東京大学、大阪大学、早稲田大学:総出席者数100名)や上智大学の国連ウィークス・キャリアワークショップ(2025年10月)への参加及び、全国中高教育模擬国連研究会主催の日本模擬国連国際大会での基調講演への登壇(2026年1月、500名参加)を通し、日本人の学生や若者へも積極的な働きかけがなされ、外務省が掲げる国連における日本人職員増強戦略にも貢献している。						
【拠出先が定める望ましい職員及びその達成状況】						
2024年12月31日時点の全職員数(専門職以上)における日本人正規職員の割合は、2024年のドナーからの総拠出における日本の拠出額の割合よりも高くなっており、過剰代表(Over-represented)の状況にある。						
【その他評価に値すると考えられる事項】						
日本からの継続的な働きかけの結果、日本人職員数は10年前に比べると着実に増加しているが、ドナーからの拠出減による資金難から正規職員ポストが大幅に削減されており、前年と同水準にとどまっている。日本人の正規職員総数58名のうち半数以上が、P4又はP5レベルとなっている(P4が22名、P5が9名)。また約7割が女性であり、女性活躍という日本の方針にも一致する。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A

s

a

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	
3 拠出先の概要	
1949 年 12 月、国連総会決議 319(IV)により設置決定。本部はジュネーブ(スイス)。東京に駐日事務所を置く。①難民に対する国際的な保護の付与、②難民・国内避難民などに対する水、食料、住居、教育などの生活支援の提供、③難民の自発的帰還、現地定住もしくは第三国定住による恒久的解決を図ることを目的とする。また、無国籍者の地位に関する 1954 年条約及び無国籍の削減に関する 1961 年条約に基づき、無国籍者保護への活動を実施しているほか、国際的な人道支援枠組みに基づき国内避難民支援も実施している。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、UNHCR の事業実施経費及び人件費などに充てられる。本件拠出を通じ、脆弱な立場に置かれやすい難民・国内避難民などに対して、法的、物的両面での保護・救済を支え、難民問題の恒久的解決及び国内避難民支援に貢献することを目的とする。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額	1,126,302 千円
2024 年: 2.4%(拠出順位7位)参考: 米国 42.1%(1位)、ドイツ 6.8%(2位)、EU 5.5%(3位)	
2023 年: 3.1%(拠出順位4位)参考: 米国 39.0%(1位)、ドイツ 9.0%(2位)、EU 5.4%(3位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力: 政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」を達成するための手段の一つと位置付けている。 (令和6年度外務省政策評価書)

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

UNHCR の難民支援活動は、日本の重要外交課題である人間の安全保障の実践に大きく貢献するものである。また、UNHCR の活動は、人道的見地だけでなく、地域の安定の観点からも重要であり、日本が重視する自由で開かれたインド太平洋や中東地域の平和と安定、アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(注:2019 年8月開催の第7回アフリカ開発会議(TICAD7)で発表)などの取組に大きく貢献している。

・ UNHCR は、人道危機の初期段階で発生する難民・国内避難民などに対する迅速な対応、庇護申請や帰還にかかる受入国などの能力及び体制強化など、他の国際機関では対応できない難民保護の専門性を有する機関である。また、UNHCR は、難民支援に関する世界最大規模の国際会議である「グローバル難民フォーラム(GRF)」を4年ごとに主催している。2023 年 12 月に開催された第2回会合には、日本は共催国の一員として参加した。難民・国内避難民の自立や受入国の負担軽減に向けて各国のニーズに対応した支援を実施するとともに、国際社会の団結と協力に向け、「人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)」を推進するプラットフォームを打ち出した。

・ 紛争や迫害などにより避難を余儀なくされている難民・避難民などは、2024 年末時点で約1億 2,990 万人に上り、第二次世界大戦後最大規模となっている。また、近年の人道危機は長期化・複雑化する傾向にあることから、難民問題に対する国際的な負担と責任の共有が急務であり、日本としてその責務を果たしていくことが国際社会でプレゼンスを示す上で重要である。

・ 人道状況が悪化しているミャンマー、スーダン、アフガニスタンなど、日本が二国間支援を行うのが困難な国において、UNHCR は難民・避難民支援を迅速に実施し、日本の二国間支援に代替する重要な役割を果たしており、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための日本の取組を実施面で支えている。日本は、UNHCR を通じて難民支援を実施しており、UNHCR への拠出は、日本が世界各地の人道危機への支援に貢献することを可能とし、人間の安全保障や HDP ネクサスの促進といった日本の外交政策目標の実現にも貢献している。また、2022 年2月以降のロシアによるウクライナ侵略により、欧州において難民・避難民(2025 年4月時点の世界のウクライナ難民数 691 万人)が発生し、深刻な事態が継続する中、UNHCR は難民・避難民の保護、シェルター支援などの人道支援を、ウクライナ及び周辺国政府やドナー政府などと連携して進めている。

UNHCR は、2019 年及び 2023 年に GRF を開催し、多様なアクターの難民支援に関するプレッジ(宣言)を取りまとめ、国際的枠組みの実施を牽引してきた。2023 年の GRF では日本を含め様々なアクターから 40 を超えるプレッジが出され、日本は共同議長国として国際社会全体での難民支援の取組に貢献している。さらに 2025 年 12 月の GRF のフォローアップ会合「グローバル難民フォーラム 進捗レビュー会合」では、これまでに発出されたプレッジの履行状況、進捗評価、実施上の課題及び成功事例が共有され、難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)の実効性を高めるための協働強化が図られた。尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使が他の共催国と共にステートメントを発出し、HDP ネクサスや帰還・再統合、地域社会の役割を踏まえつつ、保護・尊厳・包摂は人類共通の責任であると述べ、国際社会の連帯の重要性を改めて強調した。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

1979 年以降、日本は UNHCR の意思決定機関である執行委員会(110 か国で構成)のメンバーであり、年1回開催される執行委員会(第 76 回執行委員会を 2025 年 10 月に開催)に出席しているほか、年3回開催される定例会合(常設委員会、2025 年3月、6月、9月に第 92 回~94 回を開催)にも出席し、UNHCR の組織や活動にかかる意見を表明している。なお、2025 年 10 月から尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使が UNHCR 執行委員会議長として、UNHCR の活動に関する加盟国間の議論をリードしている。また、UNHCR では年間 2,000 万ドル以上の拠出を行う主要ドナーのみを対象とした非公式ドナーグループがあり、UNHCR の活動や組織などに関する最新状況の説明や議論を行う場となっており、日本も積極的に参加して意見を述べている。

また、日本は、UNHCR 主導の下、2023 年に開催された第2回 GRF に共催国の一員（その他の共催国は、コロンビア、フランス、ヨルダン、ウガンダ）として参加し、日本が重視する HDP ネクサスのマルチ・ステークホルダー・プレッジ（MSP）を打ち出し、国際社会においてリーダーシップを発揮した。GRF は参加国政府や国際機関、民間企業、市民社会の代表などが難民問題の解決に向けて協議するプラットフォームとして機能しており、その共催国を務めることは、継続的に難民問題に真摯に取り組み、国際社会の一員としての責任を果たしていることを示している。特に、日本は HDP ネクサス MSP の取組を活用し、UNHCR などとの連携の下、ラウンドテーブル（円卓会議）の主催（2025 年は5月までに2回）などを通じ、HDP ネクサス促進の国際的議論において主導的役割を担っている。このように難民保護や人道支援に関する国際的な協力枠組みの策定プロセス及びその実施に向けたフォローアップ会合は、これまでの難民支援の取組を通じて蓄積した日本の経験と、上記 1-1(1)の目標の達成に向けた日本の意向を反映させる機会となっている。

1-3 本件提出に係る日本側の取組等（提出先との間での要人往来、政策対話を含む。）

・提出先との間での要人往来、政策対話

（1）2025 年 10 月、グランディ国連難民高等弁務官が訪日した。

・秋篠宮皇嗣同妃両殿下による御引見では、両殿下から、厳しい環境の中で活動する UNHCR 職員や関係者の活躍に感謝の意が表された。

・岩屋外務大臣との会談では、世界の難民・避難民が1億人を超えた危機的状況における人道支援とともに、日本が重視する HDP ネクサスのための、UNHCR と独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携の進展を確認した。また、持続可能な支援のため民間セクターなどとの多様な連携についての意見交換を行った。赤堀外務審議官との意見交換では、人道状況の改善に向けて更なる連携を確認するとともに、HDP ネクサスの実現や、日本人職員増強について意見を交換した。

（2）2025 年中に尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使は、グランディ高等弁務官、クレメンツ副高等弁務官と懇談し、中・長期的な視点からの難民支援について意見交換を複数回行った。

（3）2025 年4月、日・UNHCR 政策協議が行われ、日下部外務省国際協力局審議官はクレメンツ副高等弁務官と深刻化する難民・避難民問題に対応する上で、HDP ネクサスの推進、JICA、企業、NGO を含む様々なアクターとの連携強化の重要性などについて議論し、日・UNHCR 間の協力を一層強化していくことを確認した。

また、クレメンツ副高等弁務官は松本外務大臣政務官と会談を行い、深刻化する難民・避難民問題に対処するための人道支援をとりまく状況や日本人職員などについて意見交換を行い、日本と UNHCR との協力を一層強化していくことで一致した。

クレメンツ副高等弁務官訪日時には、外務省・駐日事務所共催の日本グローバルネットワーク会合を開催し、日本企業、NGO、大学、地方自治体など幅広い参加者と共に、難民の経済的包摂をテーマにグッドプラクティスの共有を行い、知見の交換や活発な議論を行った。

（4）2025 年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）には、マゾウ国連難民高等弁務官補が来日し、JICA 主催の HDP ネクサスをテーマとしたイベントにモデレーターとして貢献したほか、日本政府、JICA、日本企業、アフリカ9か国（カメルーン、ケニア、チャド、ナイジェリア、南スーダン、モーリタニア、ルワンダ、ザンビア、コンゴ民主共和国）との二国間会談においても、HDP ネクサスを通じた持続可能な対応の推進を働きかけた。マゾウ高等弁務官補は逢沢衆議院議員（UNHCR 議員連盟会長）及び猪口参議院議員（同議連事務局長）との個別会談を行った。

（5）2026 年2月、同年1月に就任したサーレハ高等弁務官は、ジュネーブ出張中の大西外務大臣政務官と会談し、UNHCR として引き続き HDP ネクサスの実現に向けて協力していくことを確認した。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた提出金の活用状況。

UNHCR は日系企業、NGO、地方自治体、教育機関、市民社会と連携し、難民支援を多面的に強化している。

【日系企業】

「難民に関するグローバルコンパクト」(GCR)の理念に基づき、日本企業との協働、寄付が拡大し、期間中には約 90 万米ドル(車両、ICT 関連)の企業調達を実施している。多くの日本企業から複数年のノンイヤマーク寄付を受領すると同時に、各社(株式会社ファーストリテイリング、豊田通商株式会社、株式会社富士メガネ、ソニーグループ株式会社、富士通株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社カプコン、ブラザー工業株式会社など)との連携・調達により、日系企業にも裨益している。

・2025 年、日本の非政府部門による UNHCR 支援額は総額 112 億 9,630 万円に達した(参考:内訳 個人寄付 90%、企業(株式会社・有限会社)9%、団体 1.1%)。

・UNHCR はグローバルパートナーである株式会社ファーストリテイリングと共同で、衣料寄贈やチャリティ収益を難民支援に活用している。UNHCR は 2025 年度に 50 万着をシリアの越冬支援として受領した。また、「Peace For All」チャリティ T シャツの売り上げから約5億 3,000 万円をバングラデシュにおける自立支援プロジェクト、シリア帰還民支援として、UNHCR に寄付。6月の世界難民の日には、大阪万博の国連パビリオン内で UNHCR と連携し、「Peace For All」の展示を実施し、難民支援に関する啓蒙活動を実施した。

・株式会社富士メガネは 1983 年以来、社員がタイ、ネパール、アルメニア、アゼルバイジャンの難民の現場で視力検査とメガネ寄贈を行う支援活動を継続(通算 39 回)。2025 年はアゼルバイジャン保健省に視力検査機器や眼鏡などを寄贈し、ウクライナへは 5,100 組のメガネを寄贈している。同社は、店舗での募金活動などを実施し、年間 30 万米ドルを寄付している。

【NGO】

UNHCR は日本の NGO や市民社会との協働も積極的に進め、日本国内における難民支援への理解促進、NGO の国際貢献、人材育成に貢献している。

・UNHCR は、日本の NGO と日本政府が拠出するプロジェクトにおいて連携することを重視しており、2025 年には 11 の NGO と協議を行い、活動地域や分野を UNHCR の業務のニーズと積極的にマッチングする作業を進めた。また、国事務所に勤務する日本人職員は、当該国で活動する日本の NGO と連携し、日本の NGO のプロジェクトへの参画に向けた調整を行った。2025 年には、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンがケニア及び南スーダンにおいて UNHCR から資金供与を受け、水・衛生、シェルター、栄養改善、生計支援などの活動を実施した。

・UNHCR の e センターとアフリカ e センターは日本の支援を受け、アジア太平洋地域とアフリカ地域で日本の NGO や支援国の政府機関職員に対して緊急事態に備えた安全研修を提供している。2025 年、アジア太平洋地域では研修7回を実施し、うち1回は NGO 安全管理イニシアティブ(JaNISS)と共催で同年 11 月には日本で実施し、西崎外務省人道支援大使が開会挨拶を行った。アフリカ地域では研修3回、ウェビナー17 回を実施。緊急事態への備えと対応能力強化のための実践的な訓練を提供した。

【国会議員】

・衆・参両院の国会議員を対象に、UNHCR 議員連盟(超党派、議員 41 人により構成)と勉強会を共催。高等弁務官、副高等弁務官の訪日時に特別会合(2025 年4月、2025 年 10 月)を開催し、世界の人道危機、民間連携、HDP ネクサス、国内 NGO との意見交換などを行い、日本のプレゼンスの重要性を確認した。2025 年4月の特別会合には議員約 15 人が参加、2025 年 10 月の特別会合には約 23 人が参加し、世界の難民が増加する中で国内外の日本の支援、HDP ネクサス民間連携の重要性について意見交換を実施。

【JICA】

・高等弁務官、副高等弁務官及び高等弁務官補の訪日の際、並びに JICA 理事のスイス訪問の際に、ハイレベル協議を4回実施した。HDP ネクサスの推進、難民の自立と経済的エンパワメント、経済包摂、民間連携など多方面にわたる両者の戦略的パートナーシップ強化に向けた協議が行われた。

また、日本国内において UNHCR は、様々なイベントの企画・参加、講演会などの実施を通して多くの関係者(教育機関、地方自治体、企業など)と連携して、難民・国内避難民問題への理解の向上や、支援の促進を実施しており、社会全体アプローチの実現に尽力している。

【地方自治体】

・UNHCR は、平和首長会議や一般財団法人自治体国際化協会といった地方自治体ネットワークとの連携を強化。特に日本国内の地方自治体の 99.9%を含む、166 か国約 8,500 都市が加盟する平和首長会議との協働関係を発展させている。2025 年8月に長崎市で開催された「第 11 回平和首長会議被爆 80 周年記念総会」では新たな取組として分科会形式の議論の場が設けられ、「人権・難民」が主要テーマの一つとして採用された。同分科会には、世田谷区長、豊中市長ほか、ドイツ、フランス、メキシコ、トルコの地方自治体の首長が参加し、UNHCR 駐日代表がファシリテーターを務めた。

【教育機関など】

・大学やキャリアフェアなどにおいて、世界の強制移動の問題、UNHCR への就職などについて UNHCR 駐日事務所職員が講義を提供した(36 回)。ジュネーブの UNHCR 本部や海外の事務所においても、高校・大学生らの訪問を受け入れた。小中高対象の啓発活動は国連 UNHCR 協会を通じて、56 校で約 6,965 人へ実施。2025 年5月には人事院公務員研修所にて、各年で本府省採用の職員 115 人を対象に「国際行政の現場」について講義を実施した。また、株式会社ユニクロと株式会社ジーユーの社員が「届けよう、服のチカラ」プロジェクトの中で、小中高校など 769 校で約7万人の生徒に対して難民についての授業を実施した。

【民間・社会全体】多種多様なイベントに参加。

・GRF 進捗レビュー会合(PRM)には、難民3人を始め企業や NGO から 10 人が参加し、多様性の推進やデジタルスキルを活用した雇用創出などに関する新規プレッジを発表した。また、難民から、第三国定住及び補完的な受入れによる経験、日本での教育・就労機会、統合過程における課題、デジタル領域での相互支援の取組などについて発表を行った。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金は UNHCR が難民・避難民の保護、人道支援の提供などといった活動をする中で、(1)好ましい保護環境の実現(保護)、(2)安全な環境における基本的権利の実現(支援)、(3)コミュニティのエンパワメントとジェンダー平等の実現(エンパワメント)、(4)解決策の確保(解決)という戦略目標を達成し、緒方貞子元国連難民高等弁務官が主導して日本が推進してきた人間の安全保障の理念を最も脆弱な立場におかれている難民・避難民に対する支援で具現化し、ひいては日本の外交政策上の目標である多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより日本の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった日本の国益の確保や、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献している。

UNHCR は、基準2のとおり、難民・国内避難民・無国籍者などを支援において、それぞれ 1,840 万人以上を保護、支援に関しては 260 万人へのシェルター支援、770 万人への水・衛生支援、1,550 万件的保健医療サービスを提供。さらに、160 万人の難民の帰還や、820 万人の国内避難民の帰還などといった効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。なお、UNHCR は総支出の大幅な削減努力を進めており、前年比 4 億 280 万ドルに及ぶ支出の削減を行った。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については4-1 のとおり、今次報告期間中、全体の職員数の大幅な減少に伴い、日本人職員数も減少しているが、日本人職員の割合は増加傾向となっている。また、幹部職員数についても、ポスト数の減少に伴い、削減されているが幹部職員における日本人の割合は増加している。

以上から、本件提出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNHCR は、2018 年 12 月の国連総会で採択された GCR の実現に向け、国際社会の連携を主導している。GCR が掲げる4つの目標、すなわち①難民受入国の負担軽減、②難民の自立支援、③第三国での解決策の拡大、④安全で尊厳ある帰還環境の整備を達成するため、UNHCR は受入国などの政府・国際機関・民間セクターなどとの協働を強化している。

UNHCR は GCR の実現に向け策定した「UNHCR 戦略的指針(2022-2026)」で、①国際的保護、②説明責任の強化、③ジェンダーに基づく暴力(GBV)対策、④第三国定住および補完的経路、⑤開発パートナーとの連携、⑥国内避難民支援、⑦無国籍者支援、⑧気候変動に伴う影響緩和の8分野を重点課題として設定した。さらに、UNHCR の中期計画である Global Appeal 2024 と Global Report 2024 では、GCR、持続可能な開発目標(SDGs)、各国政府の開発計画との整合性を踏まえ、以下の4つの上位戦略目標と 16 の成果目標を明確化している。

《上位戦略目標》

- (1) 好ましい保護環境の実現(保護)
- (2) 安全な環境における基本的権利の実現(支援)
- (3) コミュニティのエンパワメントとジェンダー平等の実現(エンパワメント)
- (4) 解決策の確保(解決)

《成果目標(16 項目)》

領土アクセス／登録・証明書類の発行、難民認定、保護政策・法律、ジェンダーに基づく暴力(GBV)、児童保護、安全と司法、コミュニティ参画・女性のエンパワメント、健康と基本ニーズ、住居、健康的な生活、教育、水・衛生、生計、自発的帰還・社会復帰、再定住・補完的経路、社会統合など。さらに UNHCR は a) 国内避難民支援、b) 無国籍者支援、c) 気候変動対応、d) 開発機関との連携、e) AAP(影響を受けた人々への説明責任)の5分野を横断的に強化している。こうした UNHCR の活動は SDGs の 12 の目標(1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 16, 17)の達成に直結している。

2024 年には、UNHCR が他の国際機関と共同で行う機関間地域対応計画が8つの国・地域(ベネズエラ、ウクライナ、シリア、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、南スーダン、スーダン、バングラデシュ・ロヒンギヤ)で実施され、受入国による難民・移民の受入れコミュニティを支援した。これらの計画は、社会全体による支援のアプローチをとり、様々な関係者を包摂し、年齢、ジェンダー、その他あらゆる要素を考慮し、関係する国際機関に早い段階から計画への参加を促すことで、包摂的で、強靱なコミュニティの発展を支援することを目的に実施された。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

UNHCR は、GCR 及び戦略的指針(2022-2026)の重点分野に沿って、世界 154 の国・地域で、1,383 のパートナーと協力し、3,640 万人の難民・国内避難民・無国籍者などを支援。また、25 か国で計 43 件の緊急事態に対応した。

《保護》紛争・迫害から逃れた人々のうち、1,840 万人以上が保護を受け、約 300 万人が難民として新規登録、460 万人が身分証明書の取得などの支援を受けた。性暴力被害者 170 万人、子どもと保護者 150 万人が保護・支援を受け、各国の法制度整備や難民認定手続の強化も進展した。

《支援》紛争や自然災害が続く状況下、UNHCR は 260 万人へのシェルター支援、770 万人への水・衛生(WASH)支援、1,550 万件の保健医療サービス提供を実施した。栄養不良の懸念が高まる地域において 26 万 1,000 人の子どもと3万人の妊産婦に栄養治療を提供し、緊急物資供与や現金給付(530 万人へ総額 6.5 億ドル)により多様なニーズに迅速に対応した。

《教育・生計》210 万人に教育支援を行い、初等教育就学率は引き続き改善傾向にある一方、難民の中等教育アクセスは依然として制約が大きい。また、約 47 万人が職業訓練・雇用支援などの経済的包摂支援を受け、受入国の法制度改革を通じ 77%の難民が法的に就労可能となるなど、持続可能な自立支援が進展した。

《恒久的解決》160万人の難民(前年比54%増)、820万人の国内避難民(同61%増)が帰還したほか、約18万8,800人が第三国定住により新たな生活へ移行した。これらの成果は、UNHCR と受入国政府、国際機関、国際開発銀行などとの連携強化により、保護から自立、解決策までを一体的に支える仕組みが広がった結果である。

《エンパワメント》女性に対するエンパワメントとして、91の女性主導団体と連携し、GBV対策プログラムを推進し、170万人がGBV関連サービス(心理社会的、法的支援など)を利用。子ども・若年層に対するエンパワメントとして、150万人に対する保護の提供、490万人に対する学習・安全・心理社会的成長機会の提供、7,890人に対してDAFI奨学金(高等教育)を提供。経済的エンパワメントの取組として、96か国、約47万人が生計向上・経済包摂プログラムに参加、また、金融包摂支援(国際金融公社(IFC)・UNHCR イニシアティブ)により、難民が銀行口座や事業融資にアクセス可能になった。難民・国内避難民主導組織に対しては、255の女性主導団体がパートナーとして参画しコミュニティ主導の意思決定強化を支援。UNHCR が主導する参加型アセスメントには26.3万人が参加し、また、430万人が利用したフィードバックメカニズムを通じ、双方向コミュニケーションを提供した。

《開発機関との連携・HDP ネクサス》2023年に策定された「開発関係者との連携戦略」に沿って、難民の社会制度包摂、難民に対する生計向上支援と経済的包摂の拡大(96か国46万人超が裨益)、強制移動などに関するデータ・知見の共有による効果的な支援策の立案、地域プラットフォームを活用した持続可能な解決策の前進などにおいて成果が得られた。世界銀行(7か国50事業、計24億ドル)、アジア開発銀行(コミュニティ開発枠を通じて11億5,000万ドル)を始めとする開発資金の活用も強化された。JICAとは、ウガンダ・ケニア・ザンビアなどでHDPネクサスの推進において連携強化を図ったほか、難民受入国政府機関への専門家派遣などを通じて難民を国家・地域の開発計画に統合する取組を進めた。また、ザンビアでの地域開発計画の策定や、シリアとアフガニスタンの難民への教育機会の提供でも連携した。2023年GRFにおいて出された47のMSPは、開発機関との連携をもとに進められており、特にモリタニア、チャド、マリ、ヨルダン、タイでは連携を目指して働きかけを強めている。

《気候変動》気候変動は、日本にとっても重要課題であり、脆弱な環境で暮らす難民に深刻な影響を及ぼすことからUNHCRも中核的課題を位置付けて取り組んでいる。現在、世界で9,000万人が洪水・干ばつ・猛暑などの高リスク地域で強制移動を余儀なくされており、2024年のUNHCRの緊急事態対応の3分の1が異常気象の影響を受けた難民への支援対応であった。

UNHCRは2030年までの気候アクション計画の下、国際保護、難民などのレジリエンス強化、災害への備え、組織の環境負荷軽減を重点に取り組んでいる。1,800件以上のスマート水センサー設置や給水井戸の太陽光化、100万人への環境負荷の少ない調理方法の普及などを通じて、水・エネルギー供給の持続性を高めている。

UNHCRは、2024年調達した約8,000万ドル(緊急支援2,000万ドル超、レジリエンス・環境対策5,700万ドル超)と、IKEA財団の支援で創設した「気候レジリエンス基金」によりこの分野での対策を継続。また、太陽光発電井戸などによるCO2排出削減を活かしたカーボנקレジット創出の検討も進め、将来的には気候変動から生じる収益をコミュニティに再投資する持続モデルの導入を目指している。UNHCRは日本を含む加盟国代表部・開発機関と連携を深めており、日本の支援により2025年には南スーダンで気候変動対策プロジェクトが開始され、日本拠出事業と他の資金を活用した事業との連携による相乗効果が期待されている。

《無国籍》UNHCRと受入国政府との協働を通じて47,200人が国籍を取得し、法的アイデンティティの付与が進展した。また、支援強化により5歳未満の難民の子どもの70%超が出生登録を受けることができるようになり、460万人への文書発給により、無国籍リスクの早期予防と保護強化が図られた。さらに、国籍関連法改正の技術支援や国勢調査などへの難民・無国籍者の統合的データ反映を後押しすることで、制度整備に実質的な進展が見られた。日本からの支援でフィリピン・ミンダナオ島における約8万人が裨益する市民登録のプロジェクトが実施された。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・会計年度:1月から12月

・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年9月(日本の2024年度拠出分)

・決算状況 2024会計年度:収入:約47億3,583万米ドル、支出:約48億9,464万米ドル、差額:約1億5,880万米ドル。UNHCRは、2024年12月31日時点で、約1億5,880万ドルの赤字を報告しており、これは2023年の赤字5億9,010万ドルと比較して約4億3,130万ドル改善している。この改善は主に、2023年比で約4億280万ドルに及ぶ支出の大幅な削減によるものであった。

拠出金の70%以上が指定又は厳格に指定された資金であることから、UNHCRにとって使途の制約は依然として大きく、柔軟な資金活用の制約要因となっている。また、UNHCRは財源を限られたドナー国に大きく依存しており、2024年には特定のドナー国が総資金の45%を拠出し、上位3ドナー国で全拠出金の約60%を占めており、収入構造に硬直性がある一方で、支出の削減に努めた結果、赤字幅の縮小に至っている。

・外部監査

監査主体:フランス会計検査院(Cour des comptes)第一会長監査委員会(Board of Auditors)議長

結果: UNHCRが管理する任意拠出金の財務諸表は、2024年12月31日時点における財政状態、並びに同日をもって終了する年度の財務成果及び資金の流れを、重要な点において適正に記載されたもので、国際公的部門会計基準(IPSAS)に従って作成されていると評価。

・その他 UNHCRの内部監査機能は、総会の関連決議、国連の財務規則、及び難民高等弁務官が管理する任意拠出金の財務規則に従い、内部監査局(OIOS)が実施する。また、Inspector General's Office(IGO)は組織内の不正・不祥事対応、監督・評価をしており、内部通報・調査機能の透明性強化を図っている。

外部及び内部監査の全体評価: UNHCRは、財務諸表・内部監査報告・IG(Inspector General)レポートなどを積極的に公開し高い透明性を確保しつつ、監査勧告を全面的に受け入れ改善を進めることで説明責任を果たしており、会議運営の効率化や人事・組織改革によって運営効率の向上を図るとともに、OIOS監査やIGO報告を通じた多層的な内部統制を維持し、さらに全組織横断で戦略的リスク管理体制を整備している。

UNHCRの内部監査機能を担うOIOSは、2024年7月～2025年6月にかけて14件の監査及び1件の助言業務を実施し、109件の改善勧告を全てUNHCRが受け入れ、18件を既に実施済みとして終了したことが報告されており、組織としての改善サイクルは機能していると評価。また、IGOによる不正・不祥事対応、調査、職場環境改善に関する報告も提出されており、組織としての内部通報・調査機能は制度化されている。

これまでに提出された監査・内部調査報告において、本件拠出対象事業に直結する不適切事案は確認されていない。また、UNHCRは組織横断的に15の戦略的リスクを管理対象としており、財務面・人事面・事業実施面でのリスク緩和措置を実施するとともに、会議運営・文書管理の効率化、人事制度改革も進展しており、全体として行財政運営は適切に機能していると評価できる。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

UNHCRは、組織全体の行財政マネジメントに関し、執行委員会に対し財務報告、監査報告、内部統制状況、改善措置を定期的に公表しており、透明性は高い水準にある。2025年執行委員会には、2024年度財務諸表及び国連監査委員会(Board of Auditors)報告が提出され、財務管理及び監査勧告への対応状況が詳細に説明された。2021年から2023年にかけて、業務の効率化や連携強化を目的として業務改革が行われた。この改革では、業務実施における運用面に課題「が残り、安定的な実施体制を確保する必要があるとの指摘を受けた。これに対しUNHCRは業務状況を把握する管理体制を整備し、管理者の役職を常設化することで緊密なモニタリングを実施している。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
80	81	75	78.67	63	-15.67	3314
備考						
4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
6	7	8	7	7	0	168
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
2025 年は UNHCR の財政難が最も深刻化した年であり、約 5,000 人規模の人員削減が実施された。しかし、米国を始め主要ドナー国が拠出額を抑制する中で、日本への期待は一層高まり、厳しい状況下にあっても日本人職員の保持に向けた努力が継続された。その結果、多くの職員が職を失う中、UNHCR の日本人職員数は 63 人となり、UNHCR 職員全体に占める日本人職員の割合は 1.9%(前年度は 1.7%)に上昇した。さらに、日本人職員の 63%が女性であり(幹部では 86%)、日本の重要方針である「国際分野における女性活躍の推進」にも寄与している。 組織再編に伴い、幹部ポスト全体が減少したにもかかわらず、日本人幹部職員の減少は定年退職による1人に抑えられ、7人を維持することができた。また、伊藤 UNHCR 前駐日代表が本部内でも特に重要とされる緊急対応・プログラム支援局長に任命されたほか、近年補正予算や無償資金協力案件数が確実に増加したアジア太平洋地域においては日本人職員がアジア太平洋局副局長に任命されるなど、日本からの UNHCR への支援が日本人幹部職員の任命に与えている影響は大きい。 また、UNHCR は日本人職員が日本からの支援拡充により積極的に関与することで組織内での貢献度を評価する方針を示し、2025 年には全日本人職員を対象として、日本の重点政策、日本企業との連携、NGO との連携・協働強化など、具体的な取組方法を体系的に学ぶ研修を実施した。また、日本の外交政策上重要となる国事務所に勤務する日本人職員と個別に面談し、現場における在外公館、日本企業、NGO やメディアとの連携強化手法や、プロポーザル・レポート作成への具体的な反映方法を伝達した。これら一連の取組により、日本人職員による日本政府や日本企業・団体からの支援拡充への努力は明確に加速し、現在では9か国(バングラデシュ、ミャンマー、ニジェール、エチオピア、ケニア、メキシコ、パキスタン、モーリタニア、タイ)において、日本人職員が日本との連携の強化に向けた協議を各在外公館と行っている。 また、次世代育成にも注力しており、日本人若手向けキャリアセミナーや JPO 志望者向けの個別コンサルティングを実施した。国連ボランティア(UNV)についても、平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業では、広島大学と緊密に連携し、UNHCR 向けセミナーの実施を通じて4人が UNHCR に派遣され、派遣前にはブリーフィング、カウンセリング、また日本人 UNV を対象にした JPO セミナーや個別相談を提供することでさらなるキャリア発展を後押しした。 さらに、UNHCR の人事局(DHRM)との連携強化や地域局に対する日本人職員の増加に向けた働きかけも継続的に進めており、今後も日本人職員数の増強と日本政府との関係強化の双方を支える取組を継続していく予定。						

4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

c

b

a

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金	
2 拠出先の名称	
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	
3 拠出先の概要	
1948 年のイスラエル独立に伴う第一次中東戦争の結果発生したパレスチナ難民の救済を目的として、1949 年 12 月に国連総会決議により設立(マンデートは3年ごとに更新)。本部機能はアンマン(ヨルダン)。ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対して、保健・医療、教育、食料援助などの不可欠なサービスの提供を担っており、パレスチナ難民の救済を専門的に行う唯一の国際機関。駐日事務所はない。	
4 (1)本件拠出の概要	
UNRWA は、123 か所の保健センターや 423 校(ガザ地区除く)の小中学校を運営しつつ、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住し、UNRWA に登録されているパレスチナ難民に対し、保健・医療、教育などの支援を実施している。本件拠出は、UNRWA の保健・医療、教育などの事業経費及び人件費などに充てられる。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 44,958 千円	
補正予算などを含めた 2025 年の日本の拠出額は約 28.3 百万ドルであり、拠出率は 3.2%(拠出順位8位) 参考:EU15.1%(1位)、ドイツ 13.4%(2位)、英国 5.3%(3位)、スペイン 4.3%(4位)、ノルウェー4.2%(5位) 2024 年 日本の拠出率 2.8%(13 位) 参考:EU11.1%(1位)、ドイツ 10.5%(2位)、米国 5.4%(3位) 2023 年 日本の拠出率 3.3%(6位) 参考:米国 28.8%(1位)、ドイツ 14.5%(2位)、EU 8.2%(3位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ラマツラ出張駐在官事務所(対パレスチナ日本政府代表事務所)	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力:政府開発援助(二国間)又は多国間の開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、これにより我が国の平和と安全の維持、一層の繁栄の実現といった国益を確保すること」、「施策 VI-1 経済協力」、「個別分野2:普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。」(令和6年度外務省政策評価書)、また、令和5年度

外務省政策評価事前分析表の、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-5 中東地域外交」、「個別分野Ⅰ 中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定指標Ⅰ-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果」(より具体的には、「令和5年度目標」の「3 「パレスチナの経済的自立のための支援」)を達成するための手段と位置づけている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

本件拠出は、2023 年 10 月以降の度重なるイスラエルによるガザ地区への攻撃や物資搬入経路の封鎖などにより人道状況が深刻化し、経済的困窮を極めているパレスチナ難民に対して救済を行うことを目的とする唯一の国際機関である UNRWA が行う、保健・医療、教育、食料援助などの不可欠なサービスを提供する活動を支えるものである。これは、日本の国際貢献の基本理念である「人間の安全保障」に大きく貢献し、また、1-1(1)の外交政策目標(①自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全社会の実現のための支援、②パレスチナの経済的自立のための支援)達成に貢献するものである。

UNRWA は、2023 年 10 月以降、職員 390 人以上が死亡するという大きな犠牲を払いながら、ガザ地区の難民・避難民に対して、人道支援物資の搬入制限の影響などを受けながらも最大限可能な範囲で、食料、水、医療サービスの提供といった生命に直結する人道支援を行っており、パレスチナ難民の救済に重要な役割を果たしている(紛争の拡大・深刻化により、UNRWA は人道支援に一層注力せざるを得ず、5つの活動領域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ヨルダン、レバノン、シリア)のうち、ガザ地区における案件については計画どおりの実施が困難な状況が続いた。また、ヨルダン川西岸地区では、2025 年1月末のイスラエルによる UNRWA の活動を大幅に制限する法律(UNRWA 関連法)の施行や、2025 年 12 月の同法の改正などの影響もあり、UNRWA の活動の実施が制限されている。)

UNRWA の活動に関し、イスラエル議会(クネセツ)が同法案を審議したことに対し、2024 年 10 月 27 日、日本は、カナダをはじめとする有志国と共に、本件法案に深刻な懸念を表明する外相共同声明を発出した。また、翌 28 日にクネセツが同法案を可決した際、グテーレス国連事務総長は声明を発出し、UNRWA はパレスチナ難民にとって必要不可欠な支援を提供する主要機関であり、UNRWA を代替する機関はないとして、UNRWA の重要性を訴えた。日本も 10 月 29 日、同法案が可決されたことについて、深刻な懸念を表明する旨の外務大臣談話を発出。10 月 30 日には、国連安全保障理事会によって報道声明が発表され、同法案の可決に対する深刻な懸念及び UNRWA の重要性・非代替性が表明された。同法は、2025 年 12 月に改正され、東エルサレムにおける UNRWA 施設への電力などの供給停止や、UNRWA の使用していた土地の接收などを規定しており、2026 年1月、イスラエルは同改正法に基づき、東エルサレムの UNRWA 施設を破壊した。国際社会はこれを非難しており、英国・フランス主導で有志国の外相声明を発出し、日本も同声明に参加している。

2025 年1月8日、国連事務総長は総会議長及び国連安全保障理事会議長宛の書簡において「パレスチナ難民が必要とするサービスと援助を適切に提供できる UNRWA の代替は、現在のところない」とし、同文は国際司法裁判所による 2025 年 10 月 22 日発出「国連等の人道支援活動に対するイスラエルの義務」に関する勧告的意見の中でも取り上げられ、UNRWA をパレスチナ難民へ対する人道救済の不可欠な提供者と言及している。

日本の国会においても UNRWA の重要性に言及する質疑は度々行われており、2025 年 11 月 28 日の衆議院・外務委員会での阿部知子議員の質問に対し、茂木外務大臣は、日本が 1953 年以降 70 年にわたり UNRWA への拠出を続けてきた経緯と、同機関がガザを含む中東地域で数百万のパレスチナ難民に対する人道・医療・教育支援で中核的な役割を担ってきた事実を説明した。あわせて、イスラエルの法律施行により UNRWA の国際職員への査証発給や物資搬入が滞り、国際 NGO の活動にも制約が生じている現状を指摘し、人道支援活動が持続的に実施できる環境が重要であるとして、「日本としてもその改善のためにできる限りの対応をしていきたい、そんなふうを考えております。」と UNRWA の必要不可欠性に触れる答弁を行った。

2023 年 10 月以降の紛争が激化するガザ地区では、多様な国際パートナーが緊密に連携して人道支援活動を行っており、世界食糧計画(WFP)や国際連合児童基金(UNICEF)などは、UNRWA とコミュニティとの強固なネットワークを

活用して、それぞれ食料の供与や衛生用品の配布などを行っている。こうした国際パートナー間の連携において、UNRWA は「屋台骨」として不可欠かつ代替不可能な役割を引き続き果たしている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、1972 年から、UNRWA がその任務を遂行する上で必要な助言を与え支援する機能をもつ諮問委員会 (Advisory Commission, 29 か国で構成) のメンバーであり、諮問委員会会合 (例年6月と 11 月に開催、2025 年も6月と 11 月に開催) や、諮問小委員会 (不定期開催。今次評価対象期間中に5回開催)、また、国連総会下の UNRWA 財政作業部会 (10 か国で構成) への参加を通じて、UNRWA の運営に関する重要な決定プロセスにおいて、日本の意向が反映されるよう影響力を保持している。

さらに、2024 年4月の UNRWA への拠出停止の解除に際し設置した「日本・UNRWA プロジェクト管理・モニタリングメカニズム」においては、日本、UNRWA が参加するプログラム理事会を開催することとしており、今次評価対象期間中の 2025 年5月及び 11 月に同理事会を開催し、日本の拠出によるプロジェクトの適正な実施の確保に日本と UNRWA が協力して取り組んでいる。定期的な同理事会の開催を通じて、日・UNRWA 間で直接、日本の意向を伝達できる機会を確保している (3-2 参照)。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等 (拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

・2025 年5月 ラザリーニ UNRWA 事務局長の訪日時、石破総理大臣表敬、岩屋外務大臣との面会

石破総理大臣から、パレスチナ難民支援を行う UNRWA への敬意を表明し、日本としても人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう取り組んでいく考えである旨述べたほか、日本と UNRWA が引き続き緊密に連携し、深刻な危機に直面するパレスチナ難民の支援に取り組んでいくことを確認。岩屋外務大臣との会談では、岩屋大臣から、UNRWA は、中東地域におけるパレスチナ難民支援において必要不可欠な役割を果たしており、UNRWA を含む人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう、イスラエル政府への働きかけを含む外交努力を粘り強く行っていく旨述べるとともに、困難な環境下で活動する UNRWA にとって中立性は重要であり、UNRWA のガバナンス改善に向けた取組を、引き続き後押ししていきたい考えである旨述べたほか、引き続きパレスチナ難民の支援のための国際的な連携に共に取り組んでいくことを確認。

・2025 年9月 国連総会ハイレベルウィークにおける UNRWA 支援閣僚級会合への岩屋外務大臣の出席

UNRWA への支援を目的として、ヨルダン、スペイン及びブラジルが共同議長として開催し、グテーレス国連事務総長、ベアボック国連総会議長やラザリーニ UNRWA 事務局長のほか、各国・機関などの閣僚級や代表が出席し、UNRWA の支援に関するステートメントを実施。岩屋外務大臣は、ステートメントにおいて、日本は、パレスチナ難民を支えるかけがえのない柱である UNRWA を 70 年以上にわたり支援してきており、そのガバナンス改善に向けた取組を後押ししていく旨、また、現在の飢饉の発生を含むガザ地区の壊滅的な状況は到底看過できず、人道支援が可能な環境を持続的に確保するため、イスラエルに対し、ガザ地区の人道危機を直ちに終わらせるよう強く求めるとともに、国際社会と緊密に連携し、UNRWA の活動を支え、パレスチナ難民支援に全力で取り組む決意である旨述べた。

・2025 年 11 月 清田 UNRWA 保健局長の訪日

訪日した清田局長は、国光外務副大臣を表敬。国光副大臣から、厳しい環境においてパレスチナ難民に寄り添い、支援を行っている清田局長に深い敬意を表する、また、パレスチナ難民の人道状況の改善に取り組んでいきたい旨述べ、清田局長から、日本からの支援には高い信頼が寄せられているとして、深い謝意が表明されるとともに、ガザ地区における厳しい人道状況や UNRWA を巡る状況などにつき説明があり、双方は、ガザ地区への支援などについて、意見交換を行った。また、清田局長は、訪日中に、人道外交議員連盟総会などに出席し、ガザ地区の人道状況や栄養状況などについて発表を行った。

・2025 年5月及び 11 月 日本・UNRWA プログラム理事会

ヨルダンのアンマンにおいて日本・UNRWA プロジェクト管理・モニタリングメカニズムに基づく、日・UNRWA プログラム理事会が開催され、日本側は田口外務省緊急・人道支援課長、UNRWA 側はアメル渉外・広報局パートナーシップ部長が、それぞれ共同議長を務め、UNRWA の地域事務所及び関連部局が参加した。日本は、理事会において、各地域事務所などのプロジェクト管理グループから、日本の資金によるプロジェクトの実施状況やモニタリング状況とともに、当該プロジェクトの適正な実施を確認してきていることについて報告を受け、意見交換を行った。また、理事会には外部専門家が参加し、第三者モニタリングの実施結果について報告を行った(3-2 参照)。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

UNRWA はドナーの数的拡大に向けた取組の一環として日本における民間連携の拡大に取り組んでおり、UNRWA 渉外局内に民間連携促進に係るチームを設置し、日本の企業に対する働きかけを行っている。特に、日本のクラウドファンディング企業との協定の下、紛争下のガザ地区における UNRWA の活動を支援すべく民間支援を活性化している。

また、UNRWA はガバナンス改善のためのプロジェクトにおいて、一般的な研修事業に加え、日本からの拠出を用いて日本 NGO による、女性・平和・安全保障(WPS)の視点を取り入れたリーダーシップ研修を実施。オンラインで特定非営利活動法人 Reach Alternatives (REALs)の瀬谷ルミ子代表による講義を、UNRWA 本部のみならず各地域事務所でも聴講するとともに、ワークショップを実施している。

UNRWA の日本における知名度・ビジビリティ・政財界との関係の構築において、日本人職員トップの清田保健局長が、訪日時に積極的に活動。2025 年 11 月の訪日時には、清田局長は、日本記者クラブにおいて会見を行い、依然危機的人道状況にあるガザ地区の状況について多数の報道関係者に訴えた。日本国内の報道においても度々取り上げられ、テレビ番組や紙面において、ガザ地区、西岸地区などの人道状況、UNRWA を含む国連機関やその他人道機関の活動状況などについて発信している。また、2025 年に複数回行われた人道外交議員連盟(超党派、当時の事務局長は阿部知子議員、会長は石破前総理大臣)総会において、オンラインで参加し、ガザ地区を含むパレスチナの人道状況、保健・医療ニーズ、各国・各機関の支援状況などについて、国会議員、有識者、NGO 関係者などに対して説明を行った。

UNRWA には、今回評価期間において、渉外を担う日本人職員(コンサルタント含む)が1~2人在籍しており、本件拠出に係るビジビリティの向上について働きかけを実施している。UNRWA の[日本語ホームページ](#)では、活動報告やプレスリリース、イベント告知などが継続的にアップデートされている。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金は UNRWA が5つの活動領域(ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ヨルダン、レバノン、シリア)でパレスチナ難民に対して保健・医療、教育、食料援助などの不可欠なサービスを提供することで脆弱なパレスチナ難民の生命や尊厳の保護を含む、パレスチナ難民の救済を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である①自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援、②パレスチナの経済的自立のための支援に貢献することを目標としている。

UNRWA は、基準2のとおり、2023 年 10 月7日以降のイスラエル・パレスチナ情勢において人道支援に注力せざるを得ず、また、イスラエルによるガザ地区への物資搬入の制限や、UNRWA の活動を大幅に制限する法律の施行・改正により、前年に引き続き活動の展開に著しい困難に直面し、本来の役割を十分に発揮できたとは言い難い。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。3-2 のとおり、2024 年 1月の UNRWA 職員によるテロ関与疑惑を受けた組織・行財政マネジメントの改革を実施しており、日本を含むドナーの協力も得つつ、着実に改革などを実施している。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

UNRWA は、2023 年 1 月に「戦略計画 2023-28」([UNRWA Strategic Plan 2023-28](#))を公表し、パレスチナ難民の発展と保護ニーズに対応するための同機関のビジョンと目標を明確にした。6年間にわたる UNRWA の活動指針を示す同戦略計画は、支援活動及び事業管理業務の改善とパレスチナ難民の機会拡大に重点を置いており、それらを実現するための優先目標として、(1)国際法に基づくパレスチナ難民の権利の実現と保護、(2)健康的な生活、(3)包括的で公平な質の高い基礎教育、(4)日々の営みに必要な生計機会の改善、(5)脆弱なパレスチナ難民への効果的な社会サービスの提供、(6)住居、水、衛生といった最も基本的なニーズの充足、(7)UNRWA のマンデートの効果的かつ責任ある遂行、の7つを掲げている。

また 2026 年 1 月には、同戦略計画の中期改訂版を公表し、主要ドナーによる拠出の大幅減少による UNRWA の財政難に対応しつつ、より多くの人道ニーズが発生しているガザ地区及び西岸地区への支援などを効率的かつ効果的に行うべく、資金及び支援内容などのリソース配分について再評価・再策定を行っている。

なお、2023 年 10 月のテロ攻撃への UNRWA 職員の関与や、イスラエルによる UNRWA の活動を大幅に制限する法律の施行・改正による活動の制限を受け、UNRWA に対する伝統的ドナーによる拠出が大幅に減少している。2025 年のドナーの拠出は 2024 年の約 13 億ドルから約 8.4 億ドルまで、コア予算については 2024 年の約 6.5 億ドルから 5.9 億ドルまで減少しており、ラザリーニ UNRWA 事務局長からも、UNRWA の機能維持のために国連ハイレベルウィークに開催された UNRWA 支援閣僚級会合や、UNRWA 諮問委員会などにおいて、度々国際社会に対して、UNRWA への政治的・財政的支援の要請が寄せられている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

UNRWA の 2025 年の活動成果は以下のとおり。なお、2023 年 10 月 7 日以降のイスラエル・パレスチナ情勢において、UNRWA は人道支援に注力せざるを得ず、また、2025 年 1 月末から UNRWA の活動を大幅に制限する法律がイスラエルにより施行されてからは、UNRWA の国際職員へのイスラエル入国査証が発給されず、職員の移動が困難となり、また、UNRWA による物資の搬入が困難となっているほか、2025 年 12 月の同法改正以降は、東エルサレムの旧 UNRWA 本部の破壊を含め、西岸地区を中心に活動の制限が継続している。UNRWA は現地職員などを通じ、ガザ地区を含め可能な限りの人道支援活動を継続し、他の国連機関との協力も進めているが、同法の施行・改正による新たな制限が加わったことで、活動の展開に著しい困難が伴っている。

【2025 年の取組及び成果】

【権利の保護】

UNRWA は引き続きパレスチナ難民の権利を促進し、その生活に影響を及ぼす深刻な保護上の懸念に対応した。パレスチナにおける人道・保護環境状況の大幅な悪化に伴い、UNRWA による権利擁護のための外部関係者及び義務負担者を対象とした保護介入件数は目標の 246 件を大幅に超え、442 件となった(ガザ地区を含まない実績)。

【健康の維持】

2025 年、UNRWA の医師一人当たりの平均診療患者数は 71.07 人/日となり、前年をわずかに下回った。他方、前年は測定できていなかったガザ地区では合計 4,531,840 件の診察を実施した。

【質の高い基礎教育】

UNRWA は小中学校などの運営を通じて、パレスチナ難民に基礎教育の機会を提供している。2025 年は、ガザ地区においては学校運営・教育機会の提供が困難であり、92%の学校が破壊などの被害を受けている。西岸地区においても、北部や東エルサレムを始め教育施設へのアクセスが限られ、レバノン、シリア、ヨルダンにおいても経済状況の

悪化、政情不安、地域の不安定さによる影響があった。この状況の中、ガザ地区を除いた4つの活動領域の 423 校において、240,006 人の生徒(うち女生徒が 124,577 人)に教育を提供し、ガザ地区においても、遠隔学習なども含めて、282,845 人に学習機会を提供した。

【生活向上の機会増進】

UNRWA は8校の職業訓練校(VTC)(内2つはヨルダン・西岸地区の教員研修施設)を通じて、パレスチナ難民の高等教育へのアクセスを改善するとともに、労働市場ニーズに合致した職業訓練を提供しており、2025 年には、10,010 人(うち 5,547 人が女性)の学生に技術教育・職業訓練(TVET)を提供。ガザ地区においても 1,491 人にリモートでの TVET を提供した。

【脆弱なパレスチナ難民への効果的な社会サービス(社会保障)の提供】

2025 年、UNRWA は財政難の影響もあり、困窮している脆弱層のパレスチナ難民への支援として、社会保障支援を計 173,739 人のみに提供したにとどまった。これはパレスチナ難民の 11.5%に相当する。加えて、緊急社会移転(現物及び現金支給などを含む)を、ガザ地区含め 1,751,638 人に提供した。

【住居、水、衛生等の基本的ニーズの充足】

UNRWA は、最も脆弱なパレスチナ難民のために、2025 年に 562 戸の標準的な住居(シェルター)を修復した(前年は 295 戸)。

【マンデートの効果的かつ責任ある遂行】

UNRWA は、支援対象者であるパレスチナ難民への説明責任(AAP)の確保を重視しており、中立性や倫理、リスクマネジメントなどを含む監督・アカウンタビリティ強化の取組を進めている。また、UNRWA は、コロナレポートの履行(3-2 参照)を着実に進めている。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・**会計年度**:1月から12月

・**決算報告書の受領(先方公表)年月** : 2025 年7月(日本の 2024 年度拠出分)

・**決算状況** UNRWA の 2024 会計年度:収入:1,376.72 百万米ドル、支出:1,273.23 百万米ドル、差額:103.48 百万米ドル(UNRWA は国際公会計基準(IPSAS)に準拠しており、ドナーからの拠出に関しては、会計年度末に未使用の場合、標準会計処理と拠出時にドナーと交換される書面に基づいて、未使用寄付金として貸借対照表に計上され、次年度に用途指定付きで使用すべく、UNRWA 財政作業部会にて報告・承認の上、繰り越されることとなっている。)

・**外部監査** 監査主体:国連会計検査委員会(Board of Auditors/BOA)、結果:同監査委員会は UNRWA の会計報告について欠陥は特定しなかった。ただし、財政・予算管理、調達・在庫管理、救済・社会サービス管理、保健プログラム管理、マイクロファイナンス局の運営に関して、改善の余地があったとした。

・**その他** 内部監査(内部監査局)の制度あり。

UNRWA は 2026 年3月に組織ガバナンス、リスクマネジメント及び実施事業の効率化に向けた統合基幹業務システム(REACH)についての内部監査結果を公表。同結果は改善が必要な事項について「特に十分な改善が見られた」と報告しており、ガバナンスのアレンジメントやリスクマネジメントの具体的行動など、監査項目に挙げられている事項について達成していることを確認した。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

・2025 年に不適切事案は報告されていない。

・他方、UNRWA 職員が 2023 年 10 月のテロ攻撃に関与していたとの疑惑を受け、国連内部監査部(OIOS)が実施した調査結果の概要が 2024 年8月に発表され、調査対となった 19 名のうち9名について、テロ攻撃に関与していた可能性が示唆された。これら9名は全員が解雇された(うち1名はその後死亡)ものの、実際の関与を裏付ける確証は 2026 年4月時点では得られていない。ラザリーニ事務局長は、中立性を含む国連の基本原則と価値観を引き続き堅持することにコミットするとともに、第三者検証の提言の履行に完全にコミットする旨のステートメントを発出。日本政府も UNRWA の活動の重要性に鑑み、拠出金の一部は UNRWA 職員の研修を通じた中立性の確保に用いるなど、同コミットメントの履行を後押ししている。

第三者検証の提言(コロナレポート)については、①ドナーとの連携強化、②ガバナンス改善、③マネジメント及び内部監査メカニズム、④職員の中立性、⑤施設の中立性、⑥教育の中立性、⑦職員組合の活動、⑧他の国連機関との協力強化が盛り込まれ、これに基づく行動計画では 50 項目の提言が明記され、2026 年第1四半期終了までに 39 項目を達成したこと及び1項目(給与及び諸手当に関する一切の事項を、国際人事委員会(ICSC)に匹敵する独立した機関に外部委託をする)が履行不可能であることが確認された。提言履行の進捗計画に照らすと、これまでに完了予定であった項目は全て完了している。加えて、2027 年中に履行が予定されていた項目についても既に前倒しで完了しており、2026 年第1四半期終了時点で 2026 年内に履行すべき項目の 53%が完了している。

さらに日本は、2024 年3月に訪日したラザリーニ事務局長と上川外務大臣の会談を経て、同年4月、UNRWA への資金拠出の一時停止を解除し、令和5年度補正予算の拠出を行うに際し、「日本・UNRWA プロジェクト管理・モニタリングメカニズム」を設置。このメカニズムにおいては、日本政府、UNRWA、外部専門家が参加する日・UNRWA プログラム理事会を定期的に開催し、日本の資金によるプロジェクトの進捗管理やモニタリングを行うこととなっている。2025 年には、5月と11月に日・UNRWA プログラム理事会が開催され、日本側は田口外務省緊急・人道支援課長、UNRWA 側はカリム渉外・広報局パートナーシップ部長がそれぞれ共同議長を務め、UNRWA の地域事務所及び関連部局職員が参加し、日本の資金によるプロジェクトの実施状況、資金の流れやモニタリングの方法、プロジェクトの適正な実施を確認してきていることなどについて報告がなされた。また、国連の調達プロセスを経て選定された外部専門家からは、フィールド調査を含む関係者へのインタビューや情報収集・分析の結果、全てのプロジェクトにおいて、規則に従い、システムなどの活用によって追跡可能な方法で資金が活用されており、透明かつ適切なプロセスがとられている旨が報告された。

教育の中立性について、UNRWA の運営する学校で用いられるパレスチナ自治政府の教科書に関し、国連などの基準に照らし一部不適切な記載のあった教科書について、該当箇所を当該教科書から削除し教材を使用する、もしくはその教科書自体を UNRWA の運営する学校で使用しないなど、UNRWA は適切に対応しているとともに、日本は現地大使館、出張駐在官事務所を通じてその対応を確認している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)						
4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)						
過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
6	10	12	9.33	13	3.67	266
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
1	1	1	1	1	0	30
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況 (ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
UNRWAは日本人JPOの受入れを積極的に行っているほか、JPO派遣期間終了後も正規職員ポスト採用に至るまで関連の業務に従事させるなど、日本人職員の経験の蓄積を支援する姿勢・配慮などが見られるほか、日本人職員を日本が拠出する補正予算や緊急無償資金協力などのプロジェクト、又は、本部における対日関連業務に従事させるといった配慮が見られる。 2025年5月のラザリーニUNRWA事務局長による石破総理大臣表敬時にも、石破総理大臣から日本人職員のUNRWAにおける活躍について言及し、日本人の活躍を支えていきたい旨述べるなど、日本人職員増強の働きかけを行った。 UNRWAは、主要ドナーによる大幅な拠出削減を受け、2026年から緊縮財政を開始し、現地職員の稼働時間・給与を20%カットするなどの取組を行っているが、日本人職員の採用・昇進については、緊縮財政のためのポストカットなどを適用しておらず、引き続き日本人職員の採用などにも協力的。また、プロジェクト実施の際に、日本が拠出するプロジェクトに従事する国際職員については積極的に日本人を採用することをプロジェクト・ドキュメントに明記しており、積極的に日本人職員の確保に取り組んでいる。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

s

a

b

c

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
赤十字国際委員会(ICRC)拠出金	
2 拠出先の名称	
赤十字国際委員会(ICRC)	
3 拠出先の概要	
赤十字国際委員会(ICRC)は、1863 年に設立された、武力紛争の犠牲者などの保護・支援のために公平・独立・中立の立場で介入することを国際法で委任されている団体。本部はジュネーブ(スイス)。2009 年に東京に駐日代表部を開設。国際人道法の守護者として、武力紛争及びその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳の保護を中心に、医療支援、食料支援、水供給、衛生活動などの分野を横断した人道支援を 100 か国・地域以上で実施。日本や多くの国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助団体」として活動。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は ICRC の人件費や事務所経費に加え、紛争被害者などに対する物資供給、医療支援、生計の安定支援、行方不明になった家族の再会支援、亡くなった人の身元確認のための法医学サービス、地雷の被害予防支援などの事業費に充てられる。これにより紛争地域での人道状況を改善し、ひいては国際社会の安定化に貢献する。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 55,298 千円	
2024 年: 1.68% (拠出順位 12 位) 参考: 米国 24%(1位)、英国 10%(2位)、スイス 9%(3位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「個別分野2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

ICRC は、戦争で傷ついた人々を敵味方の区別なく救う赤十字思想に基づき設立され、全ての人から信頼されて最も助けを必要とする人々に支援を届けられるよう、あらゆる権力からの中立、独立を維持しつつ活動している。

上記 1-1(1)の目標である「平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するためには、二国間支援が困難な紛争地域も含む対応が必要となる。ICRC は、多くの国際機関・団体が撤退を余儀なくされる状況でも、高度な中立性・独立性・公平性により紛争当事者から信頼を得て活動を継続できる点で他の国際機関・団体と異なる。直近では、人道状況が悪化の一途を辿るパレスチナ・ガザ地区において、ICRC は南部の数少ない医療施設の一つであるガザ野外病院を運営しており、紛争下における医療アクセスの維持・改善に寄与している。また、ICRC は、国内避難民や難民に対する医療支援、水・食料・生活必需品などの提供や紛争犠牲者の保護などの活動を行っている。現在、世界では 200 を超える紛争が発生しているが、多くは注目されず支援活動に必要な資金も不足している。そのような状況下で、ICRC は、コンゴ民主共和国やマリ、ソマリアなど支援が届きにくい国の人々に対する支援も行っている。このように、日本は、ICRC への拠出を通じて、直接支援を届けることが難しい国・地域などにおける人道支援を実施している。ICRC の活動は、日本の外交政策の主要な柱である人間の安全保障の理念と合致しており、日本の外交政策上の目標を達成する上で他の人道支援機関・団体には代替不可能な役割を担っている。

本件拠出は、ICRC の人件費や事務所経費に使用されることに加え、事業費にも充当されるが、突発的かつ顕著な人道危機(紛争、難民・国内避難民の大量発生など)による資金ニーズが生じた場合には、補正予算によってそれらの危機に対応する個別具体的な事業に追加的に資金を拠出している。

2025 年5月、大阪・関西万博の国際赤十字・赤新月運動のスペシャルデー公式式典の冒頭挨拶で、藤井外務副大臣は、「国際赤十字・赤新月運動」(注:ICRC が一部を構成)は、日本が世界の中で紛争や災害、病気などで苦しむ人々に支援を届ける上で重要な存在となっており、今後も緊密に連携して緊急時の救援活動などに取り組んでいく考えである旨述べた。ICRC は、持続可能な開発目標(SDGs)推進の重要なパートナーでもあり、「SDGs アクションプラン 2024」の重点事項である「平和と安全・安心社会の実現」に向けて、医療・水・食料などの救援活動、収容所の訪問、国際人道法の普及活動などを通じ、大きな役割を果たしている。また、独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携しウクライナやミャンマーにおいて人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)の具現化に貢献している。

さらに ICRC は、防衛省・自衛隊に対し、捕虜・被拘束者の保護や戦闘の手段・方法などに関する国際人道法に基づく助言を行い、自衛隊員の教育にも貢献している。具体的には、自衛隊幹部や隊員との対話、ICRC 主催のセミナーやワークショップへの防衛省職員の参加、自衛隊幹部及び隊員への講話や国民保護などに関する意見交換、国内研修の支援、2025 年9月から 10 月に開催された「国際人道法多国間セミナー」などが挙げられる。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

ICRC は国家が主体となった国際機関ではないため、ドナー国が機関の予算や事業を決定する執行理事会などは存在せず、組織としての意思決定は 15 名から 25 名までのスイス国民によって構成される評議会で行われる。他方、ICRC には年間 1,000 万スイスフラン以上を拠出する主要ドナー国で構成されるドナー・サポート・グループ(DSG)が設けられており、日本は 1998 年の DSG 創設以降一貫してメンバー国を務めている。ICRC は、DSG メンバー国を対象に、年次会合(2025 年6月)や政策フォーラム(2025 年7月及び 2026 年4月)といった定期協議の場を設けており、ICRC の事業計画や中・長期的政策は、これらの協議でのドナー国の意見も踏まえた上で決定されている。日本もこのような協議に出席し、ICRC の政策決定に係る議論に積極的に参加している。現在、DSG は日本を含む 26 の国・機関で構成されており、1か国・機関が1年交代の持ち回りで DSG 共同議長国を務めている。日本は ICRC からの要請を受け、2023 から 2024 年にかけて共同議長国を務めた。日本は ICRC 駐日代表部から DSG の政策議論の背景にある情報や関連資料の提供を随時受けており、このような情報提供は、日本が DSG の議論を通じて ICRC の意思決定に影響を与える上で大きな役割を果たしている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

- ・2025 年5月、日下部外務省国際協力局審議官とサビオ ICRC アジア大洋州地域局長が日本において対面で会談し、サビオ局長からミャンマーやアフガニスタンにおける活動の進捗状況について報告を受けるとともに日本人職員の採用・昇進に係る努力の継続について述べた。
- ・2025 年8月、松本外務大臣政務官とカルボニエ ICRC 副総裁が日本において対面で会談し、保健・医療分野での経験活用や国際人道法の推進につき意見交換を実施。
- ・2025 年 12 月及び 2026 年2月、尾池在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がクレヘンビュール ICRC 事務局長と日・ICRC の協力関係及び今後の方針などにつき意見交換を実施。
- ・2025 年 12 月、西崎外務省人道支援担当大使は、サビオ ICRC アジア大洋州地域局長とジュネーブにて対面で会談し、国際法の遵守に係る取組、ICRC の幹部訪日及び日・ICRC 協力関係につき意見交換を実施。
- ・2026 年2月、大西外務大臣政務官とカルボニエ ICRC 副総裁がジュネーブにおいて対面で会談、副総裁から、国際人道法の遵守に対する日本の取組に謝辞が述べられるとともに、引き続き日・ICRC 間での連携を継続していくことが確認された。

・日本側の取組

ICRC は、中立、公平性といった赤十字の思想に基づき、ドナー国からの支援のビジビリティを示すことには一定の制約がある中で、メディアのインタビューの機会や自身の SNS ツールを使って日本の協力や拠出に対して謝意を表明するなど、日本との協力関係の広報にも努めている。

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【日本の企業との連携・産学連携】

- ・2025 年の調達額は、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社などからの車両や自動車部品の調達を中心に約 1,700 万スイスフランに達した。日本通運株式会社からは、2021 年以降継続的に車両や部品を調達しており、他の日本企業からの調達も拡大中。
- ・2018 年に早稲田大学、2021 年に日本電気株式会社（NEC）と協定を締結し、リモートセンシングや AI を活用した地雷や不発弾探知ソリューションの開発を推進している。
- ・2025 年8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）では、NEC の経営幹部と ICRC 副総裁が会合し、武器汚染問題を中心に意見交換を行い、今後も協力を継続することを確認した。さらに、2026 年1月の日本機械学会のセキュリティロボティクス研究会主催のワークショップには、ICRC 駐日代表、ICRC 職員の整形外科医が登壇し、紛争地の医療支援や技術発展について発表した。
- ・2025 年5月、東京で開催された世界災害・救急医学会（WADEM）年次総会において、ICRC はサイドイベントを実施し、ICRC アジア大洋州地域局長及び ICRC 職員の整形外科医が登壇し、紛争地における医療活動の実情を共有した。本イベントには学会員・実務者約 90 名が参加し、アカデミアと実務の双方の視点をつなぎながら、紛争下の医療対応に関する理解促進と議論の機会を提供した。

【日本赤十字社（日赤）との連携】

- ・日本赤十字社（日赤）は、2024 年 12 月、日本政府との共同誓約を提出し、国際人道法の公共教育などの普及において緊密に連携しており、ICRC は適宜日赤へ助言している。今次評価期間において、ICRC は、日赤での国際人道法的能力強化に向けて新職員・管理職向けの国際人道法の研修教材改訂に協力したほか、日赤の地方支部と協力し中高生・ボランティア向けの国際人道法ワークショップや国際人道法模擬裁判を実施した。また、ICRC は沖縄で初の一般公開イベントを日赤と共催し、日本人医師がパレスチナ・ガザ地区の医療事情や ICRC の活動について講演した。

・日赤はウクライナ、パレスチナ・ガザ地区、ミャンマーなどの人道危機支援のため救援金を募集し、報告会を開催。救援金の一部を ICRC の活動にも充てるなど、日赤は ICRC の紛争地域支援に人材面、財政、資機材面において協力している。

・戦後 80 年企画として、日赤社長と ICRC 総裁は共同声明「広島、長崎の被爆から 80 年：世界を核兵器の惨禍から守るために」を発出。朝日新聞や産経新聞（共同通信配信）など国内数紙に取り上げられ、ICRC 本部が複数の言語に翻訳した結果、世界で 111 件の記事掲載が確認された。

・2025 年5月、同年3月に発生したミャンマーでの震災を受け、ICRC アジア大洋州地域局長が日赤と共に日本記者クラブで現地の状況を報告。会見後、同局長が国際開発ジャーナルでアフガニスタン支援についての記事を寄稿した。

【JICA との連携】

・2023 年6月に締結した ICRC と JICA の協力覚書に基づき、ミャンマーにて 2024 年3月に開始した連携事業が 2025 年 12 月に完了。同事業は人道・開発機関との連携のモデルとなっている。2025 年8月には JICA とロジスティック支援（ラストワンマイルデリバリー）に関する協議議事録（Minutes of Discussions）を締結。現在は、HDP ネクサスの具現化が可能と思われる国・地域における更なる連携を検討している。

【日本の大学との連携】

・学生に国際人道法の学習・実践経験を提供。2025 年 11 月に ICRC 駐日代表部と東京大学・宇都宮大学が主催した国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会国内予選には9大学が参加。学生は国際人道法の重要性や ICRC の中立的支援の意義を学んだ。大会に参加した学生が大学内で国際人道法を学ぶサークルを設立する動きも見られる。

・国際映画祭の「ショートショートフィルムフェスティバル & アジア」に ICRC が立ち上げた「戦争と生きるカプログラム」が 10 周年を迎えた。同プログラムでは、早稲田大学と共催の「ヤングリポーター・コンペティション」の大賞受賞者が制作したドキュメンタリー『立ち上がれ！～自分の力で生きること』が初公開された。

・2025 年から防衛大学と芝浦工業大学と連携の上、ドローンの視認性評価研究を実施中。

・2025 年3月に共同研究同意書を締結した、東京大学大学院情報学環・学際情報学府渡邊研究室とともに、ICRC は戦災アーカイブ作成を進めている。

・2025 年、ICRC は国際基督教大学、明治大学、上智大学、青山学院大学、東京大学、明治学院大学などの高等教育機関や陸上自衛隊駐屯地などで延べ 30 回講演を行った。講演では ICRC の役割や国際人道法の重要性を紹介し、参加者からは ICRC の活動への支持を得た。また、日本からの支援や ODA の重要性にも言及し、日本国民の支援への理解の醸成に貢献している。

・筑波大学では、戦後 80 年企画として、オンライン国際教育プラットフォーム「JV キャンパス」において、第二次大戦中に日本に派遣されたジュノーICRC 駐日首席代表について学ぶコンテンツを共同制作。制作過程で NHK の取材も加わり、別途番組化された。

【日本の NGO との連携】

・特定非営利活動法人国境なき医師団日本主催の人道援助コンgres東京 2025 に協力し、実務者、政策立案者、研究者などと人道援助の課題を議論。約 600 名にも及ぶ一般参加者にも情報発信を行った。

【国会議員への説明など】

・ICRC の活動理解と支援獲得を目的に、国会議員への説明・意見交換や勉強会への参加など積極的に実施している。

【広報】

・ICRC は、TICAD9 にて地雷をテーマにしたシンポジウム「希望の大地アフリカ」を開催。赤十字が支援する地雷被害者をエチオピアから招き、人道上の影響や被害の実情など、アフリカを安全で希望にあふれた大地とすべく参加者と意見交換をした。

上記記載の戦後 80 年企画に加えて、以下を開催。

- ・「PEACE Cinema Talk～『風に立つライオン』と平和への対話」を長崎市と共催。同映画の制作者や日赤原爆病院の名誉院長、マラソンランナーの有森裕子氏などを迎え、350 名以上が来場した。
- ・ICRC 駐日代表部は、ICRC デジタルキャンペーンを本部と実施し、日本被団協代表委員の田中熙巳氏へのインタビュー動画を制作、英語でも作成し世界に公開した。
- ・映画「ペリリュー～楽園のゲルニカ」の公開と合わせて、原作者の武田一義氏と ICRC 駐日代表の対談記事を作成。映画の公式 SNS や武田氏のアカウントにおいても拡散された。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

赤十字国際委員会(ICRC)拠出金は ICRC が国際人道法の守護者として、武力紛争及びその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳の保護を目的として、医療支援、食料支援、水供給、衛生活動などにおいて分野横断的な人道支援を 100 か国以上で実施することで(1)保護の中心性と中立的な仲介者の役割を堅持、(2)国際人道法を世界的な政治的優先課題として推進、(3)紛争の急性期、長期化する紛争、及びその他の暴力的状況における対応力の強化、(4)国際赤十字・赤新月運動における ICRC のアイデンティティの再確認、(5)変化する世界のための新たな人道主義にフォーカスすることを達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」に貢献することを目標としている。

赤十字国際委員会(ICRC)は、基準2のとおり、(1)支援(生計の安定、水と住宅、医療・保健、障がい者支援など)、(2)保護(被拘束者の訪問、家族の再会支援、敵対行為のモニタリング、法医学サービスなど)、(3)予防(国際人道法の普及と国内法への適用、非国家武装集団などとの関係構築など)、(4)連携(国際赤十字・赤新月社連盟及び各国の赤十字・赤新月社と緊密に連携)に関し、基準2のと通りの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はない。また、3-2 のとおり、評価対象期間内における不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のと通りの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ICRC は、公平・独立・中立の原則に基づき、「支援」、「保護」、「予防」、「連携」を活動の柱としている。ICRC は、4 年ごとに策定し、活動の指針となる組織戦略に基づき活動を展開している。2023 年 11 月の評議会において、2024－2027 年の組織戦略が承認された。同組織戦略では、(1)保護の中心性と中立的な仲介者の役割を堅持、(2)国際人道法を世界的な政治的優先課題として推進、(3)紛争の急性期、長期化する紛争、及びその他の暴力的状況における対応力の強化、(4)国際赤十字・赤新月運動における ICRC のアイデンティティの再確認、(5)変化する世界のための新たな人道主義にフォーカスする方針が掲げられている。

なお、活動の柱における活動は以下のとおり。

【保護】(1)民間人保護、(2)家族の再会支援、(3)法医学サービス、(4)被拘束者の訪問など

【支援】(1)生計の安定、(2)医療・保健、(3)水と住宅、(4)武器による汚染など

【予防】(1)国際人道法の普及と国内法への適用、(2)非国家武装集団を含む武器の携帯者などとの関係構築、(3)法律や政策に関するイベントなど

【連携】上記3つの活動において、国際赤十字・赤新月社連盟及び各国の赤十字・赤新月社と緊密に連携

ICRC は、SDGs の 17 の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」(3.8:ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成)、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」(5.2:すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を排除する)、目標6「安全な水とトイレを世界中に」(6.2:すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成)などを含め、12 の目標に資する活動を行っている。

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2024 年、ICRC は海外に展開する 96 の代表部及びミッションを通じて、100 か国以上で活動し、ドナー国からの拠出金に対する支出率は 87%に達した。コンゴ民主共和国、ハイチ、パレスチナ・ガザ地区など激しい紛争が続く地域での人道支援を強化するとともに、アフガニスタンやシリア、イエメンなど長期的な危機に直面する地域社会への支援も継続。さらに、ロシア・ウクライナ紛争の影響を受ける人々や、ミャンマー、フィリピン、南スーダン、チャド湖、サヘル地域の武力紛争と気候変動の複合的な影響に苦しむ人々への支援も継続。なお、2025 年の成果は、2026 年6月に公表予定。

【保護】 ()内は 2023 年実績

- 93,290 通(124,387 通)の赤十字通信(武力紛争、拘束、又は災害によって家族と離れ離れになった人々をつなぐ手紙)が収集され、81,717 通(98,967 通)を配達。1,887,421 件(1,873,156 件)の家族間通話を支援。537 人(727 人)の子どもを含む 666 人(816 人)が家族と再会し、14,682 人(15,104 人)の状況又は所在が判明。451 体(431 体)の遺体が ICRC の支援により回収(そのうち 40%はイエメンでの活動による)。
- 戦争捕虜を含む 737,212 人(837,029 人)を拘束する、678(885)の収容施設を訪問。

【支援】

- 3,247,690 人(1,900,465 人)に毛布、マット、調理器具、衛生用品などの生活必需品を供給(目標約 140 万人)。
- 3,020,130 人(2,709,770 人)に食料支援を提供(目標約 168 万人)。4,579,795 人(6,247,125 人)が食料生産支援プログラムを享受(目標約 560 万人)。
- 614(679)のプライマリヘルスケア施設を支援し、7,385,384 件(10,474,110 件)の治療相談に対応(目標 547 施設)。704 の病院(734)に対して、定期的及び緊急支援を提供(目標 508 施設)。うち 134 の病院(149)で ICRC 職員が直接に支援又はモニタリングを行い、武器による負傷者 70,649 人(47,851 人)、妊産婦 108,053 人(111,357 人)の診療を行い、武器による負傷を含めた 161,642 件(163,134 件)の外科手術を実施。また、行方不明者の家族、性暴力の被害者／生存者を含む 41,165 人(30,898 人)へ、メンタルヘルスと心理社会的支援を実施。
- 237 の事業(289)を通じて、障がい者リハビリテーションサービスを 273,482 人(287,838 人)に提供(目標 266 事業)。
- 水・衛生事業により 34,183,103 人(36,281,293 人)を支援(目標 3600 万人)。

【予防】

98 か国において、軍、警察、治安部隊、非国家武装グループのメンバー及び武器の携行者の約 14 万 6,000 人(10 万 9,100 人)が、約 1,300(1,500)の ICRC による国際人道法に関連するイベント、トレーニングに参加し、2,800 回以上の会合を実施(1,500 回)。

【連携】

各国の赤十字・赤新月社と協力して幅広い活動を実施。特にパレスチナ・ガザ地区における緊急医療を含む医療サービスの大きな需要に応えるため、ICRC とノルウェー赤十字社が協力し、他の十数国の赤十字社とパレスチナ赤新月社の調整の下、ガザ野外病院を設置。

日本国内においては、イベントの企画・参加、講演会の実施を通して多くの ICRC 関係者(大学、NGO、地方自治体など)と連携している。これらの様子は新聞やテレビなど各種メディアで報じられている。国内における具体的な取組については 1-4 に記述のとおり。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・会計年度: 1月から12月
- ・決算報告書の受領(先方公表)年月: 2025年6月(日本の2024年度拠出)
次回報告書の受領予定: 2026年6月(日本の2025年度拠出分)
- ・決算状況 ICRCの2024会計年度: 収入(拠出金): 2,307,863,417米ドル、2023年からの繰越残高 83,688,480米ドル、支出: 2,183,152,776米ドル、差額(余剰金): 208,399,120米ドル。
- ・外部監査 監査主体: KPMG、結果: 連結財務諸表は、2024年12月31日時点におけるICRCの連結財政状況、及びその年度に終了した連結財務業績と連結キャッシュフローを、IFRS会計基準に従い、またスイス法に準拠して、正確かつ公正に示している。
- ・その他 内部監査の制度あり。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

ICRCの内部統制構造は、海外代表部の現地マネジメントによるリスク管理と監督、本部の倫理・リスク・コンプライアンスオフィス(ERCO)、そしてガバナンス、リスク管理、統制活動の全体的な有効性を独立して評価する本部の内部監査の3つから成る防御ラインで構成される。ERCOは、リスク管理、コンプライアンス報告、内部統制、調査、行動倫理の分野での取組を統合・強化し、より体系的でデータ駆動型のアプローチを構築する努力を継続。内部統制テスト・モニタリングユニットは、2024年は内部統制ミッションを11の代表部で実施。ERCOの2025年度の報告書は2026年4月末に発行されDSGメンバーと共有される予定。

ICRCは、ドナー国に対する透明性へのコミットメントの証として、2017年以降、外部監査人立ち会いのもと、勧告と主要な不正事例の詳細をDSGメンバーと共有しており、2025年もこの取組は継続された。ICRCの2026年の全体予算が17%削減されるに当たっては、ERCOは組織の目標達成を脅かす可能性のあるリスク分析を行い、2026年予算策定をサポートした。

行財政マネジメントにおける更なる改善として、2023年に性的搾取、虐待、ハラスメントの防止(PSEAH)に関する戦略2023-2026が開始されたほか、不正リスク管理戦略のもとで専任の不正防止担当官が採用され、2024年に任務を開始したことが挙げられる。

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2025年12月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
37	39	28	34.67	29	-5.67	2418
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
3	3	3	3	4	1	628
備考						
4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた抛出先及び日本側の取組状況等)						
現在、日本人職員数については一時的に減少傾向が見られるが、その背景には、近年の財政制約の強まりに伴う全体的な職員採用抑制や、組織運営の効率化を目的とした部門統廃合の進展がある。これにより、特定の国籍に関係なく新規採用ポストの減少が生じている。このような状況下においても、ICRCは地理的多様性の確保の重要性を強く認識しており、日本人職員の採用・登用の機会確保に引き続き努めている。						
ICRCは、日本人職員・インターンの体験談のホームページへの随時掲載や、国際開発キャリアガイドに毎年異なる日本人職員の活動紹介記事を掲載するなど幅広く情報を発信。外国人職員などによるインタビューによりICRCでの活動の重要性、魅力などを伝え関心を高める記事も掲載。さらには、大学生のユースボランティアの国内、海外での活動をメディアにて紹介し若年層のICRCへの興味・関心を促す情報を発信。						
ICRC駐日代表部は、ICRCの活動に関心を持ち、将来的にICRCでの勤務を希望する日本の若手専門家を対象としたインターンシップ・プログラムを導入し、評価対象期間内に、3人が在籍した。この取組は、将来的な採用候補者の裾野拡大を通じ、日本人職員の中長期的な増強に資する施策の一環としての位置付けもしている。また、2025年5月から政務インターンのポジションを新設。本部の職務別採用管理者との個別面談も随時実施し、現職員の今後のキャリアについてサポート体制を強化。						
主要パートナーである日赤と連携し、日赤職員のICRCへの派遣を継続・強化するための協議を進めている。2025年4月から日赤職員1人をICRCに派遣している。						
管理職を含む職員のダイバーシティ強化、特に女性の参画を積極的に推進しており、また、日本との戦略的な関係を一層強化することを目的に、2023年6月日本人女性職員として初となるICRC駐日代表が就任し、現在も引き続き同職にある(全日本人職員の中でもっとも職位の高い唯一のC3レベルの職員：C3はICRC独自の等級制度だが、国連職員制度でいうP5相当のシニア職員レベルの目安)。同代表は、大学、政府関係機関、各種団体での講演やテレビ出演などを引き続き頻繁に実施。将来的な採用候補者の裾野拡大を通じ、日本人職員の中長期的な増強に資する施策の一環として行うとともに、日本におけるICRC及び人道支援についての重要性、理解を進めるために奔走している。また、駐日代表部の管理職及び管理職を目指す職員に対し管理職研修を推奨し実施。						
2023年にICRC本部資金調達局に着任した日本及び韓国を担当する日本人職員の後任として、2025年11月に日本人職員が着任し継続してICRC駐日代表部(駐日代表及び人道調整顧問)と緊密な調整の下、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部と円滑な連携を図り、日本との関係強化に努めている。						
4-2 本件抛出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合中央緊急対応基金(CERF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)	
(注)CERFは国連事務局内の国際連合人道問題調整事務所(OCHA)が管理している。	
3 拠出先の概要	
CERFは、2006年に国際連合総会決議により、国連人道支援改革の一環として、国連機関が迅速に生命の確保(life-saving action)を行うための資金を準備し、必要時に提供する基金として設置された。CERFを管理するOCHAの本部所在地はニューヨーク(米国)及びジュネーブ(スイス)。日本では1999年に神戸事務所を開設、2025年12月に東京へ移転し、駐日事務所と名称を変更した。突発的な大規模災害、紛争発生時に実施する緊急人道支援の初動財源を確保するとともに資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を主な目的としている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、主に緊急人道支援に関する初動対応(食料や水などの支援物資の提供、医療、保護などの支援サービス)に充てられる。初動対応の中でも人命を救う活動、特に被災者に直接届く支援に対して資金提供し、人道危機への迅速な対応を行うことを目標としている。2024年には、CERFに対し61の国連加盟国などから約5.8億ドルの拠出があり、CERFは国連世界食糧計画(WFP)、国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)を始めとする12の国連機関に資金提供した。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 7,531 千円	
2025年1～12月の日本の拠出率 0.01%(拠出順位 46位)	
参考:オランダ 12.4%(1位)、英国 11.8%(2位)、ドイツ 9.1%(3位)、ノルウェー 7.3%(4位)、デンマーク 6.3%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「個別分野2:普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下に設定された中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊

重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。具体的には難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助のための拠出となっている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

CERF は、人命救助と被災者への直接支援に重点を置き、日本の外交政策の柱の一つである人間の安全保障や「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)の理念の実現に貢献している。

2026 年2月の第 221 回国会の外交演説において、茂木外務大臣は、中東情勢が依然として厳しい状況にある中、人道支援の迅速な実施を後押しし、日本が積極的な役割を果たすとの考えを示した。2025 年の CERF 拠出の 20% は、アフガニスタン、パレスチナ、シリアを含む中東地域に向けられており、茂木大臣が示した日本の外交方針の具体化において CERF との連携は極めて重要である。

近年、紛争、気候変動、経済ショックなどの影響により世界の人道状況は悪化し、資金不足が深刻化している中で、人道支援をより効率化し、ニーズに柔軟に対応するための「質の高い拠出」の重要性が指摘されている。2023 年に改定された日本の開発協力大綱でも、「国際的潮流を踏まえ、必要な場合には、質の高い柔軟な拠出を取り入れる」と明記されており、CERF への拠出は日本の外交方針と合致している。

CERF は、中東諸国に加え、コンゴ民主共和国、スーダンなど、日本が活動困難な国・地域で人道支援を実施する上で大きな助けとなっている。グテーレス国連事務総長は、CERF が「最も必要とされる時に、最も必要とされる場所へ」資金を確実に届けてきた実績を高く評価し、人道支援において最も効率的なツールの一つであると述べている。国連事務総長報告書(2025 年4月)においても、迅速性、柔軟性、効率性、優先順位に基づく人道対応を可能にし、命を救い、苦痛を軽減する「質の高い拠出」の代表例として評価されている。

CERF の活動の具体例としては、2026 年2月に南スーダン東部で紛争激化の影響を受けた国内避難民支援のための 1,000 万ドルの拠出がある。内戦から3年を迎えたスーダンに対しては、計 2,500 万ドルの拠出(2025 年7月及び同年 10 月)を決定し、急速に流行拡大するコレラへの対応や、主要都市で包囲戦術や生活必需品の意図的遮断を伴う武力衝突が激化する中で支援の継続を支えた。

さらに、近年国際社会では「先行的行動」の重要性が高まっている。これは、予測される自然災害などの危機に対して事前に行動し、人道的影響を未然に防止又は軽減する取組である。CERF は、他の国連のプール基金に先駆けて先行的行動のパイロット事業を実施するなど、人道支援の効率化に向けた取組に貢献している。2022 年5月の G7 外相会合で採択された「人道支援における先行的行動の強化に関する声明」でも CERF などの既存手段への支援拡大が言及され、危機に迅速に対応できる役割が高く評価されている。先行的行動の具体例として、2025 年 11 月にフィリピンを襲った台風 26 号(フォンウン)では、先行的行動発動からわずか2分という記録的な速さで 595 万ドルの拠出が承認され、台風上陸前後に最も脆弱な立場に置かれた人々を守る支援を可能にした。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、長年にわたり、CERF を管理する OCHA に年間 50 万ドル以上拠出する主要ドナー30 か国で構成される OCHA ドナー・サポート・グループ(ODSG)のメンバー国である。評価期間中において、日本は、2回の ODSG ハイレベル会合(2025 年6月オスロ(ノルウェー)、同年 12 月ニューヨーク(米国))、2回の実務者会合(2025 年 10 月、2026 年 3 月、ともにジュネーブ(スイス))、1回の課長級会合(2026 年1月、オンライン)に参加。これらの会合では、OCHA の活動・運営に加え、CERF を含むプール基金への拠出の在り方や課題について活発な議論が行われており、日本も積極的に意見を発信することで、OCHA の政策立案や活動実施において発言力・影響力を確保している。

さらに、日本は CERF 設立当初から毎年、CERF の年次ハイレベル会合に参加しており、直近では 2025 年 12 月にニューヨークで開催された会合に出席した。また、フレッチャー OCHA 代表と日本政府代表(山崎国連日本政府代表部大使など)の面談の機会を捉えて、CERF の運用に日本の考え方が適切に反映されるよう随時働きかけている。

加えて、東京都に設置している OCHA 駐日事務所からは、日本が人道支援を検討する際、必要となる最新の人道状況や国連全体の調整状況などの情報提供を随時受けており、日本の人道支援の決定の際の意思決定に役立っている。また、日本の意向をニューヨークやジュネーブの OCHA 本部や各国事務所に正確に伝える上で、駐日事務所は重要な役割を果たしている。さらに、駐日事務所は日頃から外務省を始とする日本の意向を踏まえ、ビジビリティの向上に尽力しており、日本と OCHA 間の調整の役割を担っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年9月、フレッチャー OCHA 代表が山崎国連日本政府代表部大使と面談し、日本の拠出に対する謝意を表明するとともに、CERF を含む人道リセットの進捗状況について説明した。同年 10 月、ドーテン OCHA ファイナンス・アウトリーチ局長が石井在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使と面談したほか、同月、河原国連日本政府代表部公使が小野 OCHA 東部・南部アフリカ局事業部長と面談し、同様の意見交換を行った。

日本の拠出については、OCHA 公式ソーシャルメディアアカウントにおいて、複数回にわたり日本への感謝を示す投稿が行われている(例:2025 年6月 19 日[投稿](#))。

・日本側の取組

吉田 OCHA 駐日事務所長は、陸上自衛隊員を対象に人道支援に関する講演(2026 年2月)を行った際、CERF についても説明し、拠出金理解の促進に努めた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【大学など】

CERF を管理する OCHA は、日本の大学生に対し、世界の人道状況や OCHA・CERF の役割、日本の貢献について講演を実施した(4-1(3)に記載)。

【NGO】

OCHA は、日本の NGO が海外の被災地で支援活動を実施する際、ブリーフィングや関係支援組織の紹介などを行っており、その情報提供には CERF に関する説明も含まれている。評価対象期間中は、中東地域に関する最新情報を、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム事務局を通じて加盟している日本の NGO に共有した。また、2025 年7月には、ジャパン・プラットフォーム加盟 NGO に対し、CERF と補完的関係にある国連プール基金の一つであるアジア太平洋地域人道基金に関するブリーフィングを行い、同基金からの助成手続などを説明した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

CERF は大規模災害・紛争、「忘れられた危機」などへの初動対応のため、国連機関への拠出を通じて、迅速かつ効果的な人道支援の実施を支援し、ひいては日本の外交政策上の目標である普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献することを目標としている。

OCHA は、優先事項や努力指針をまとめ、2023 年2月に「戦略計画(2023-2026)」を発出した。その中で、OCHA 及び人道コミュニティが直面する課題に対処するための6つの優先改革目標を設定し、そのうちの1つで CERF に関する主要事業評価指標を設定し、目標の達成を追求している。これらに関しては、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
本件拠出は、他のドナーからの拠出とともに、国連事務局内に設置された CERF に組み入れられる。国連総会が定めた CERF の3つの目的を達成するため、拠出金のうち3分の2は突発的な大規模自然災害や紛争発生時の初動対応に、3分の1は資金不足に陥った人道危機への対応に充てることとされている。 OCHA が「戦略計画 2023-2026」で設定した6つの優先改革目標のうち優先目標5「人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金」において、CERF に関する主要事業評価指標 (KPI) が設定されている。最新の「戦略計画 2023-2026」KPI 報告 (2025 年9月取りまとめ) における 2024 年 (1~12 月) の主な取組・成果は以下のとおりである。なお、次回取りまとめは、2026 年9月頃の予定である。 【優先目標5の成果】 - CERF が支援した事業で、裨益者数の目標を 126% 達成 (目標値 100%、前年達成率 123%)。 - CERF は目標額の 56.0% の資金を確保 (目標値 64%、前年達成率 55.9%)。 【CERF 年次報告書 (2025 年6月公表) における 2024 年 (1~12 月) の主な成果】 2024 年、CERF は 61 の国・民間ドナーから 5 億 7,600 万ドル (前年 5 億 5,860 万ドル) の資金を獲得。 5 億 7,500 万ドル (前年 6 億 6,800 万ドル) を拠出し、国連機関やパートナー団体を通じて、スーダン、エチオピア、シリア、コンゴ民主共和国、チャドなど 45 か国で 3,500 万人以上 (前年 3,280 万人) を支援。支援分野別の裨益者数は以下のとおり: 保護 1,400 万人、医療 850 万人、水・衛生 660 万人、栄養 360 万人、シェルター 130 万人、教育 60 万人。 - 拠出額 5 億 7,500 万ドルのうち、紛争対応に 3 億 5,550 万ドル (62%) を充当し、スーダン、コンゴ民主共和国、中東諸国など、20 か国において 2,260 万人を支援。自然災害・気候変動関連の危機対応には 2 億 600 万ドル (36%) を拠出し、バヌアツ地震やマダガスカルの害虫による農作物被害など、33 か国の 1,080 万人を支援。このうち、台風、洪水、干ばつ、寒波など気候変動関連災害には 2 億 350 万ドルを用い、31 か国の 1,050 万人を支援。 2024 年9月、ネパール豪雨に対する先行的行動が発動されてからわずか 6 分で 340 万ドルを拠出し、13 万人に飲料水、衛生、食料安全保障、現金給付などの対応を支援。 また、過去最多の 17 か国で 400 万人を対象とする先行的行動枠組みに 1 億 2,280 万ドルを確保し、バングラデシュ (台風・洪水)、チャドやニジェール (干ばつ・洪水) など、予測される災害による被害を未然に防止又は軽減するための体制強化を支援した。 - CERF 拠出事業ではジェンダーへの配慮を推進しており、2024 年の CERF 拠出全プログラムのうち、333 件 (全体の 93%) で、ジェンダーに基づく暴力 (GBV) への対応を支援。 - 初動財源を提供する事業では、国連機関が CERF 事務局 (OCHA 内に設置) に申請してから資金受領までの平均日数は 11.1 日。前年 (10.0 日) より日数を要したものの、緊急事態に迅速に対応するため、CERF 事務局に申請した資金の送金を待たずに、国連機関が危機対応への初動活動を行える資金メカニズム制度を活用した際には、平均 2.1 日で活動開始しており、迅速性を維持している。 CERF は、日本が二国間支援や日本の NGO による活動が困難な状況にある人道危機においても、支援の継続性を担保する有効な手段となっている。例えば、「忘れられた人道危機」への対応の一環として、シリアに 2,100 万ドルを

拠出(2024年2月)した後、避難民急増を受けて同年10月には追加で2,000万ドル(裨益者124万人)を拠出した。これにより、被災者の保護、食料支援、医療、シェルター、地雷除去などの活動が行われた。

評価対象期間中、スーダンへの支援としては2025年7月と10月に合計2,500万ドルを拠出し、特に急速に拡大するコレラ対応を含め、250万人以上に対する食料、水・衛生、医療、保護、シェルター、生活必需品などの支援を目標とし、切れ目のない人道支援活動を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

- ・**決算報告書の受領年月・決算状況**: 2025年9月(日本の2024年拠出分)、日本の2024年拠出分66,978ドルについては、先方2024年会計年度の収入として計上されている。2024年会計年度の決算状況に関して、収入は約5.95億ドル、支出は約5.81億ドル、その差(約1,400万ドル、収入額に占める割合は2%)は次年度に繰り入れられる。
- ・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。
- ・**監査** 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、対象: 拠出先全体(国連事務局全体)、対象期間: 2024年1月1日～同年12月31日、結果: BOAの2025年報告書(A/80/5(Vol.I))に、CERFに関わる問題は指摘されなかった。
- ・**その他** 内部監査の制度あり。(対象: 拠出先全体)

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

- ・**行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案** なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則2025年12月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
12	11	12	11.67	10	-1.67	2,297

備考

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	32

備考

4-1(3) 上記4-1(1)及び4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

2024年頃から、国際緊急人道支援分野への拠出金が大幅に減少し、OCHAは深刻な財政難に直面している。そのため、OCHAは2025年から2026年初めにかけて人員を約4分の1削減し、組織の再編・統合を進めており、その影響で、日本人職員を含む全体的な採用や昇進が困難な状況にある。

CERFを管理するOCHAにおける日本人職員の採用・昇進については、ニューヨーク及びジュネーブでのOCHA幹部職員との会談の機会を通じ、重要課題の一つとして継続的に協議を行っている。P5レベルの1名は、ビジビリティの高

い事務次長報道官を務めており、OCHAの広報活動に従事している。また、日本人職員10名のうち過半数が女性であり、女性の活躍推進という日本の取組とも合致している。

2025年4月以降、国内外の大学10校(うち国内6校)に在籍する学生や、国際機関でのキャリアを志望する実務者を対象に、駐日事務所長やOCHA本部(ニューヨーク、ジュネーブ)の職員が参加するセミナーを3回開催し、平均20名が参加した。

また、OCHAジュネーブ本部と駐日事務所は、人道危機現場で国際人道支援の指揮を執る人道調整官など、人道支援分野で活躍する幹部レベルの日本人職員を増やすべく、人道調整官名簿や人材プールの登録状況などについて、外務省及び日本の関係者と定期的に情報共有を行っている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

令和8年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B

b

b

b

b

■ 拠出金の概要

1 拠出金の名称	
国際連合国別プール基金(CBPF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA)	
(注)CBPF は国連事務局内の国際連合人道問題調整事務所(OCHA)が管理している。	
3 拠出先の概要	
CBPF は、新たな人道危機が発生した場合、もしくは既存の危機が悪化した場合に、人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官(国際連合人道問題調整事務所(OCHA)代表)により人道支援活動を援助するために国・地域ごとに設けられる人道対応基金。人命を救い、苦しみを軽減し、人間の尊厳を維持するために、支援対象の国・地域の人道ニーズと優先順位に基づいて活動資金を配分することを主な目的としている。2025 年末時点において、ウクライナ、スーダン、シリアを始めとする 20 개국・地域を支援対象としており、各国・地域を担当する人道調整官の指揮の下、OCHA の現地事務所が、現地の人道支援団体と協議の上で資金を活用している。CBPF を一元的に管理する OCHA の本部所在地はニューヨーク(米国)及びジュネーブ(スイス)。日本では東京に事務所を置く。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、CBPF への拠出を通じ自然災害や紛争などによる人道危機が起きている国・地域で活動する国際機関、国際及び現地 NGO、赤十字社などの人道支援機関・団体に対して、難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助の活動を支援し、人道ニーズへの迅速かつ効果的な対応を実現することを目的としている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和8年度当初予算額 5,580 千円	
2025 年1～12 月の日本の拠出率:0.1%(拠出順位:27 位)	
参考:オランダ 17.8%(1位)、英国 15.4%(2位)、ドイツ 8.3%(3位)、アイルランド 7.0%(4位)、スイス 6.9%(5位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出は、令和6年度外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅵ 経済協力」、「施策Ⅵ-1 経済協力」、「個別分野2:普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の

尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つとして位置付けている(令和6年度外務省政策評価書)。具体的には難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助のための拠出となっている。

1-1 (2) 上記 1-1(1)の目標達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)

上記 1-1(1)の目標達成に向け、CBPF は、紛争、自然災害、気候変動、感染症の流行、経済的混乱などによる人道危機に対応するため、現地団体、国際 NGO、国際機関、赤十字社などの幅広いパートナーに資金を拠出し、タイムリーかつ効果的な人道支援の実施に取り組んでいる。CBPF は、最も厳しい人道危機において、女性、子ども、障害者など脆弱な立場の人々のニーズに焦点を当てて支援しており、日本の外交政策の柱の一つである人間の安全保障や、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)の理念と合致している。

2026 年2月の第 221 回国会の外交演説において、茂木外務大臣は中東情勢が依然として厳しい状況にある中、人道支援の迅速な実施を後押しし、日本が積極的な役割を果たすとの考えを示した。実際、2025 年の CBPF 拠出の約 35%は、アフガニスタン、パレスチナ、シリアを含む中東地域に向けられており、茂木大臣が示した方針を実行に移す上でも、CBPF との連携は極めて重要である。

また、CBPF は深刻な人道危機が発生している国・地域ごとに設置されており、日本が直接活動することが困難な地域での支援を支えている。グテーレス国連事務総長も、人道危機への迅速かつ効果的な対応を行う上で、CBPF を含むプール基金は不可欠なツールであると評価している。

近年、紛争、気候変動、経済ショックなどにより世界の人道状況は悪化し、資金不足が深刻化している。こうした状況の中、ニーズに柔軟に対応できる「質の高い拠出」の重要性が国際的に指摘されており、2023 年の G7開発担当高官(SDO)会合の議長総括でも、人道資金の増加と質的向上の必要性が確認された。さらに、同年改正後の開発協力大綱でも「国際的潮流を踏まえ、必要な場合には、質の高い柔軟な拠出を取り入れる」と明記されている。

CBPF などへの拠出は、国際的に「質の高い拠出」の代表例とされており、日本が他のドナー国と連携して人道支援の質的向上に貢献する上でも、重要な位置を占めている。国連中央緊急対応基金(CERF)が国連総会決議により拠出条件や対象が限定されている一方、CBPF は主に国際 NGO や現地 NGO に対し、多数の小規模拠出を行っている。

さらに CBPF は、2016 年5月の世界人道サミットで合意され、日本も参加する国際的な枠組みである「グランド・バーゲン」が掲げている「ローカリゼーション(現地団体の支援への更なる参画)」の実現に大きく貢献している。2025 年には、資金の半数以上を現地団体に拠出し、能力強化支援も実施するなど、ローカリゼーション推進の重要な手段となっている。CBPF への拠出は、日本の上記枠組みへの貢献にもなっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は長年にわたり、CBPF を管理する OCHA に年間 50 万ドル以上を拠出する主要ドナー30 か国から構成される「OCHAドナー・サポート・グループ(ODSG)」のメンバー国である。評価期間中において、日本は、2回の ODSG ハイレベル会合(2025 年6月オスロ(ノルウェー)、同年 12 月ニューヨーク(米国))、2回の実務者会合(2025 年 10 月、2026 年3月、ともにジュネーブ(スイス))、1回の課長級会合(2026 年1月、オンライン)に参加。これらの会合では、OCHA の活動・運営に加え、CBPF などへの拠出の在り方や課題について議論が行われており、日本も積極的に意見を述べることで、OCHA の政策立案や事業実施における発言力・影響力を確保している。

日本はまた、OCHA が事務局を務め、CBPF の戦略的方向性や運営に関する情報共有を行うプール基金作業部会(PFWG)にも参加している。さらに、2026 年2月には CBPF の一部として新設されたアジア太平洋地域人道基金・南太平洋部の諮問委員会にも参画した。

日本は、OCHA 事務次長補(OCHA 次長)と外務省国際協力局長との年次政策協議などの機会を捉えて、日本の政策や意向を OCHA へ伝達し、CBPF の取組に反映させる体制を維持している。本評価期間中は、日本が重視する人道支援政策である人道・開発・平和の連携(HDP ネクサス)における CBPF の活用などについて大使及び課長級で

意見交換を実施した。さらに、フレッチャーOCHA 代表と国連日本政府代表部大使との面談の機会を捉え、主要ドナーの資金削減が続く中で柔軟な資金を維持・増加させるために、また CBPF の運用に日本の考えが反映されるように、随時働きかけを行っている。

CBPF を管理する OCHA は、東京に駐日事務所(1999 年に神戸事務所を開設後、2025 年 12 月に東京に移転)を設置している。外務省は、日本が人道支援を検討する際、同事務所から必要となる最新の人道状況や国連全体の調整状況などの情報提供を随時受けており、日本の人道支援の決定の際の意思決定に役立っている。また、日本の意向をニューヨーク、ジュネーブの OCHA 本部や各国事務所に正確に伝える上で、駐日事務所は重要な役割を果たしている。さらに、駐日事務所は日頃から外務省を始めとする日本の意向を踏まえ、CBPF に係る日本のビジビリティの向上に尽力しており、日本と OCHA 間の調整の役割を担っている。

1-3 本件拠出に係る日本側の取組等(拠出先との間での要人往来、政策対話を含む。)

・拠出先との間での要人往来、政策対話

2025 年9月、フレッチャーOCHA 代表が山崎国連日本政府代表部大使と面談し、日本の拠出に対する謝意を示すとともに、CBPF を含む人道リセットの進捗状況について説明した。同年 10 月、ドーテン OCHA ファイナンス・アウトリーチ局長が石井在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使と面談したほか、同月、河原国連日本政府代表部公使が小野 OCHA 東部・南部アフリカ局事業部長と面談し、同様の意見交換を行った。

日本の拠出については、OCHA 公式ソーシャルメディアアカウントにおいて、複数回にわたり日本への感謝を示す投稿が行われている。

・日本側の取組

吉田 OCHA 駐日事務所長は、陸上自衛隊員を対象に人道支援に関する講演(2026 年2月)を行った際、CBPF についても説明し、拠出金理解の促進に努めた。

1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性。日本企業の調達確保など日本関係者への裨益に向けた拠出金の活用状況。

【大学等】

CBPF を管理する OCHA は、日本の大学生に対し、世界の人道状況や OCHA・CBPF の役割、日本の貢献について講演を行った(4-1(3)に記載)。

【NGO】

CBPF を管理する OCHA 駐日事務所は、日本の NGO が海外の被災地で支援活動を行う際、ブリーフィングの実施や関係支援機関との調整・紹介を行っている。評価対象期間中は、中東地域の人道状況に関する情報を、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム事務局を通じて加盟している日本の NGO に共有した。2025 年7月には、同事務所はジャパン・プラットフォーム加盟 NGO に対し、CBPF の一部として新設されたアジア太平洋地域人道基金に関するブリーフィングを実施し、CBPF から助成を受ける際の手続などについて説明した。

1-5 1-1(1)の外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

CBPF 拠出金はその管理を行う OCHA が、特に最も困難な人道危機において被災者に寄り添い、女性や子ども、障害者など脆弱な立場の人々のニーズに焦点を当てた支援を実施することで、人道危機下にある人々に対する必要な人道支援の提供を達成し、ひいては日本の外交政策上の目標である普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に貢献することを目標としている。

OCHA は、優先事項や努力指針をまとめ、2023 年2月に「戦略計画(2023－2026)」を発出した。その中で、OCHA 及び人道コミュニティが直面する課題に対処するための6つの優先改革目標を設定し、そのうちの1つに CBPF に関する主要事業評価指標を設定し、目標の達成を追求している。これに関しては、2-2 のとおりの効果を上げている。

また、基準3においては、3-1 のとおり、しかるべきタイミングで報告を受領し、確認している。入手可能な財務資料の確認の範囲内において、3-2 のとおり、評価対象期間内における財務的な課題はなく、また、不適切事案の認知はない。

基準4については 4-1 のとおりの状況である。

以上から、本件拠出は外交政策目標達成に向けて相応の貢献を行った。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

本件拠出は、他のドナーからの拠出金とともに、OCHA が管理する CBPF に組み入れられる。主に現地の人道支援団体が作成したプロポーザルのうち、国連常駐調整官・人道調整官が現場の人道支援団体と協議し、国連の定める規定などに従って承認した案件に対して資金が拠出され、事業が実施される。

OCHA が「戦略計画 2023-2026」で設定した6つの優先改革目標のうち優先目標5「人々の生活にインパクトを与える触媒的な人道資金」について、CBPF に関する主要事業評価指標(KPI)が設けられている。最新の「戦略計画 2023-2026」KPI 報告(2025 年9月取りまとめ)における 2024 年(1~12 月)の主な取組と成果は以下のとおりである。なお、次回取りまとめは、2026 年9月頃の予定である。

【優先目標5】

- CBPF が助成する事業の裨益者数目標で 117%を達成(目標値 100%、前年達成率 101%)。
- CBPF が直接助成する現地実施機関は全体の 35%(目標値 30%、前年達成率 32%)。

また、間接的に CBPF の助成を受ける現地実施機関は 10%(目標値 10%、前年達成率8%)。

最新の CBPF 年次報告書(2025 年5月公表)における 2024 年(1~12 月)の主な成果は以下のとおり。

- 49 の国・民間ドナーから 11 億 5,000 万ドル(前年 11 億 6,000 万ドル)を獲得。
- 世界 21 の人道危機に対し9億 3,000 万ドル(前年 11 億 1,000 万ドル)を拠出。
- 704 の現地団体、国際 NGO、国連機関、赤十字社などを通じて 2,660 万人を支援(うち女性・女兒 1,440 万人、障害者 520 万人)。
- 9億 3,000 万ドルのうち、紛争対応に7億 3,860 万ドル(80%)、自然災害・気候変動由来の危機対応に1億 5,160 万ドル(16%)、感染症対応に 2,190 万ドル(2%)を拠出。

CBPF は、日本政府による二国間支援や、日本の NGO の活動が困難となるような人道危機においても、支援の継続性を確保する有効な手段である。評価対象期間中、ウクライナ人道基金は5件、合計1億 9,360 万ドルを拠出した。またスーダン人道基金は 13 件、合計1億 4,660 万ドルを拠出し、厳しい環境下でも人道支援活動の継続を可能にした。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

・決算報告書の受領年月・決算状況: 2025 年7月(日本の 2024 年拠出分)、日本の 2024 年拠出 2,861,661 ドルは、各 CBPF の財務報告に収入として計上されている。決算状況に関しては、2024 年末で、収入は約 4.3 億ドル、支出は 2.6 億ドルであり、繰越金が約 1.7 億ドルである。

・報告書は、決められたサイクルで遅滞なく提出されている。

・監査 監査主体: 国連会計検査委員会(BOA)、対象: 拠出先全体(国連事務局全体)、対象期間: 2024 年1月1日～同年 12 月 31 日、結果: BOA の 2025 年報告書(A/80/5(Vol.I))に、CBPF に関わる提言が4件あった。OCHA は、CBPF の管理及び説明責任の向上、不正に対する予防措置の強化、利子収入の報告及び返還の改善、事業提案書の強化といった提言を受け入れ、改善努力を続けている。

・その他 内部監査の制度あり。(対象: 拠出先全体)

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(不適切事案の有無を含む。)

・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案 なし

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則 2025 年 12 月末時点。)

4-1(1) 日本人職員数の増減(日本人幹部含む)

過去3年の日本人職員数(日本人幹部含む)				☐ 拠出金の使途範囲内 ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	日本人職員数の増減	2025
12	11	12	11.67	10	-1.67	2,297
備考						

4-1(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数						(参考) 全幹部職員数
2022	2023	2024	平均値	2025	幹部職員数の増減	2025
0	0	1	0.33	1	0.67	32
備考						

4-1(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

2024年頃から、国際緊急人道支援分野への拠出金が大幅に減少し、OCHAは深刻な財政難に直面している。そのため、OCHAは2025年から2026年初めにかけて人員を約4分の1削減し、組織の再編・統合を進めており、その影響で、日本人職員を含む全体的な採用や昇進が困難な状況にある。

CBPFを管理するOCHAにおける日本人職員の採用・昇進については、ニューヨーク及びジュネーブでのOCHA幹部職員との会談の場を活用し、重要課題の一つとして継続的に協議を行っている。P5レベルの1名は、ビジビリティの高い事務次長報道官を務めており、OCHAの広報活動に従事している。また、日本人職員10名のうち過半数が女性であり、女性の活躍推進という日本の取組とも合致している。

2025年4月以降、国内外の大学10校(うち国内6校)に在籍する学生や、国際機関でのキャリアを志望する実務者を対象に、駐日事務所長やOCHA本部(ニューヨーク、ジュネーブ)の職員が参加するセミナーを3回開催し、平均20名が参加した。

また、OCHAジュネーブ本部と駐日事務所は、人道危機現場で国際人道支援の指揮を執る人道調整官など、人道支援分野で活躍する幹部レベルの日本人職員を増やすべく、人道調整官名簿や人材プールの登録状況などについて

て、外務省及び日本の関係者と定期的に情報共有を行っている。

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由